DS
895
.F7
T135
1920
July-Oct.
Dec.

臺灣時報

Japanese BPJ
Library of
Congress
968098 1952

EAST-ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
臺
南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調查局
JUL 2 1920
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO.

大正九年七月一日發行

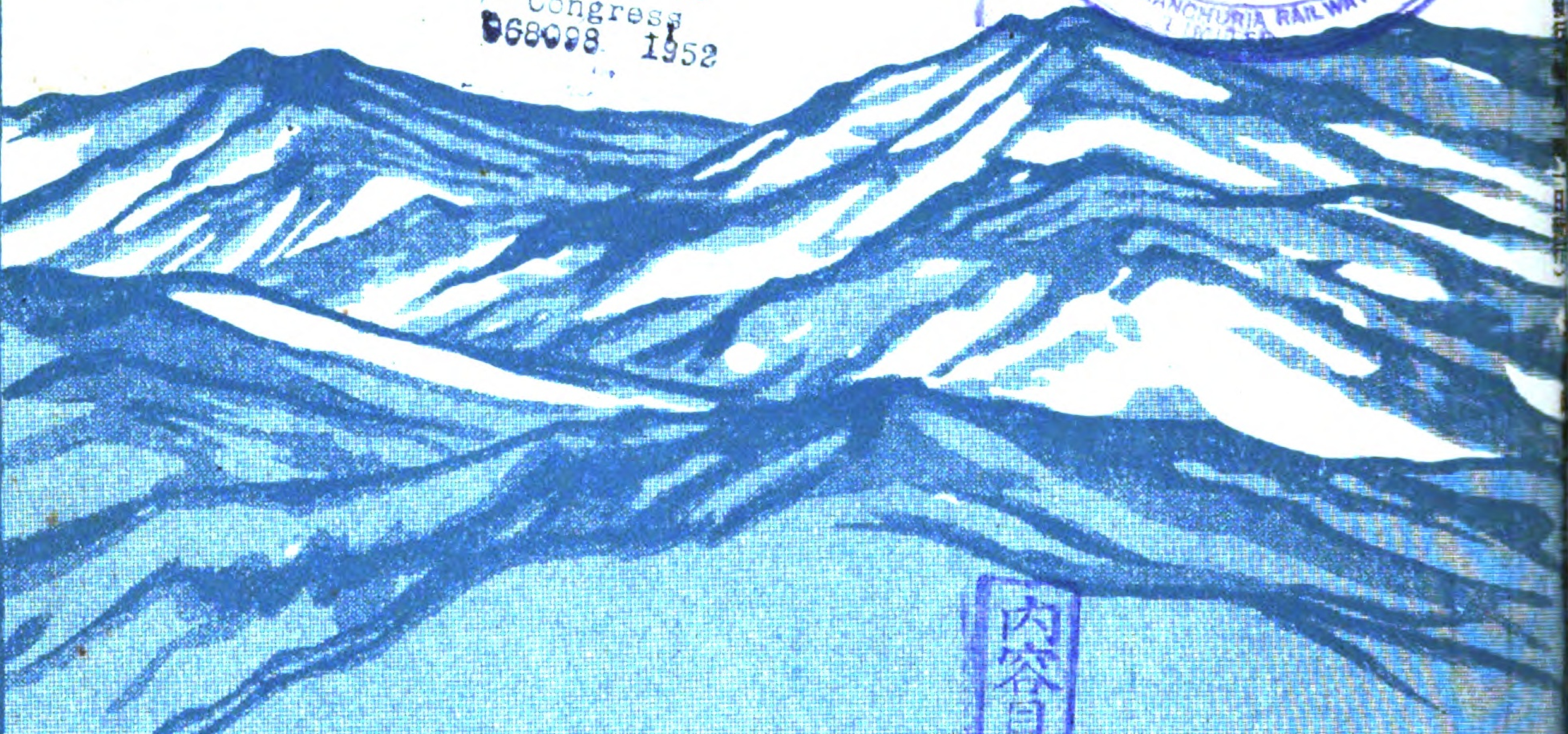

內容目録記入濟

大正九年
七月號

要目

臺灣の監獄制度
臺灣信用組合の效果
大阪市社會救濟事業
瑞穗の國の根抵
印度農事管見
臺灣全島の强震
世界石油産出狀況
臺灣商況
臺灣各廳の狀況
古代民族の靈長觀念
金融及産業統計
帝國議會雜感
雜録
漢文
法令
漫録

臺灣總督府內 臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員（イロハ順）

評議員長　法學博士　下村宏

△評議員

醫學博士　稻垣長次郎　大竹勝一郎
池田常吉　岡田重久
石坂莊作　渡邊英大郎
市來半次郎　渡邊啓太
服部仁藏　賀來佐賀太郎
羽鳥精一　川崎卓吉
原鶴次郎　片山秀太郎
新元鹿之助　簡阿牛
西川利藤太　顏雲年
醫學博士　堀內次雄　加福豐次
宮島元治　菅野善三郎
富地近思　川中子安治郎
陳鴻鳴　數田輝太郎
陳中和　吉川卯三郎
李景盛　醫學博士　高木友枝
林熊徵　工學博士　高橋辰次郎
林獻堂　田村武七
林烈堂　田村藤四郎
林鶴壽　農學博士　大島金太郎

大越大藏　高田元治郎
高山仰　法學博士　谷野格
曾田孝一郎　赤石定藏
津田毅一　赤司初太郎
永田綱明　後宮信太郎
永田隼之助　相賀照鄉
中村啓次郎　麻生誠之
中島榮吉　荒卷鐵之助
長尾景德　櫻井鐵太郎
內藤正太郎　坂本素魯哉
武藤針五郎　佐々木紀綱
宇野英種　齋藤愛二
梅谷光貞　播瀨軍之佐
草鹿砥祐吉　佐田武彥
楠・正秋　蔡蓮舫
工學博士　山形要助　木村匡
山移定政　木村久太郎
松岡富雄　許廷光
増田高賴　北村吉之助
丸田治太郎　御厨規三
牧山清砂　三村三平
松江春次　三好德三郎
小松吉久　南新吾
吳昌才　庄田藤治
辜顯榮　平山寅次郎
古賀三千人　平高寅太郎
枝德二　末松偕一郎
鄭拱辰　角源泉
相川茂鄉　鈴木重臣

△編纂委員

石井光次郎　瀧原三郎
池田幸甚　田坂千助
服部武彥　角田廣次
豐田勝藏　長島八郎
農學博士　東鄉實　長尾景德
鎌田正威　草野義一
黑田周一　阿部嘉七
前田稔靖　安西千賀夫
福與平三郎　菊池武芳
古山榮三郎　水越幸一
藤井恭敬　農學博士　鈴木眞吉
小西恭介

△常務員

編輯係　鷹取田一郎　同　蜂谷彬
同　拓大雄　同　小野眞盛
同　中野順三郎　同　藤代三九三
同　小森德治　同　杉山秀
同　秋澤次郎　庶務及會計係　伊藤憐之助
囑託　池田壯太郎

大正九年六月二十九日印刷
大正九年七月一日發行（每月一回一日發行）
（定價一冊郵稅共金三十錢　廣告料一頁金二十圓）

臺灣總督府內
發行所　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番　電話總督府內第八九九番

編輯兼發行人　臺北大加蚋堡龍匣口庄百四十番戶　中野順三郎
印刷人　臺北撫臺街二丁目百四十六番戶　遠藤祐太
印刷所　臺北撫臺街二丁目百四十六番戶　臺北印刷株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問屋業
販賣業
代理業

三井物産株式會社臺北支店

電話 長四〇三番
二〇四番
五七五番
六〇〇番

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

大正九年　七月號目次

口繪寫眞　◉始政二十五週年記念祝賀會場の光景◉同上夜會場たる鐵道ホテル◉新開業の臺北公設質舖◉同上倉庫内の一部

■論　說■

臺灣の監獄制度に就て……法務部長　長尾景德……一

臺灣に於ける信用組合の效果……臺灣總督府事務官　前田稔靖……八

■調査報告■

大阪市に於ける社會救濟事業……臺灣總督府事務官　菊地武芳……一三

瑞穗の國の根抵……臺灣銀行調査課長　安西千賀夫……一八

印度農業管見……臺灣總督府技師　吉田碩造……二四

臺灣全島の强震……臺北測候所報告……三九

世界に於ける石油産出の狀況……海軍駐在武官室調……四五

臺灣商況……商工課調査……四八

海外情報……五三

◉蕃人飛行機觀……五七

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

■地方事情■

臺灣各廳の狀況……各廳報告……五八

■漫　錄■

古代民族の靈長觀念の顯れ……蕉鹿夢……七五

瑯　嶠……仙俗居士……七八

■統　計■……八二

◉郵便爲替貯金受拂狀況◉內國郵便爲替◉外國郵便爲替◉郵便貯金◉郵便振替貯金◉年金恩給金◉歲入金歲出金及雜部金◉料金總額（以上遞信局）◉臺灣帽子檢查成績表◉臺灣帽子檢查（林投帽）◉產地別表◉臺灣帽子檢查（大甲帽）◉產地別表◉臺灣帽子檢查（紙帽）◉產地別表◉臺灣帽子檢查（林投帽）◉仕向地別表◉臺灣帽子檢查（大甲帽）仕向地別表（以上殖產局）

◉領臺二十五年誌……八九

■雜　錄■……九一

帝國議會雜感……菊池事務官……九一

◉田總督訓示◉始政記念式及び祝賀會◉臺北公設質舖開業◉甲仙浦油田噴油◉臺灣事情紹介講演及活動寫眞◉臺灣日誌◉人事消息◉任命◉寄贈書目

■漢文時報■……一〇一

◉就國務調查施行而言◉臺灣製酒工業之將來

■法　令■……一〇三

◉鐵道關係職制廢止外四十二件

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

淺野セメント株式會社臺灣支店

臺南打狗田町

電話 一一一 營業部

一三三 工場

出張所 臺北府後街

電話 三二四

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

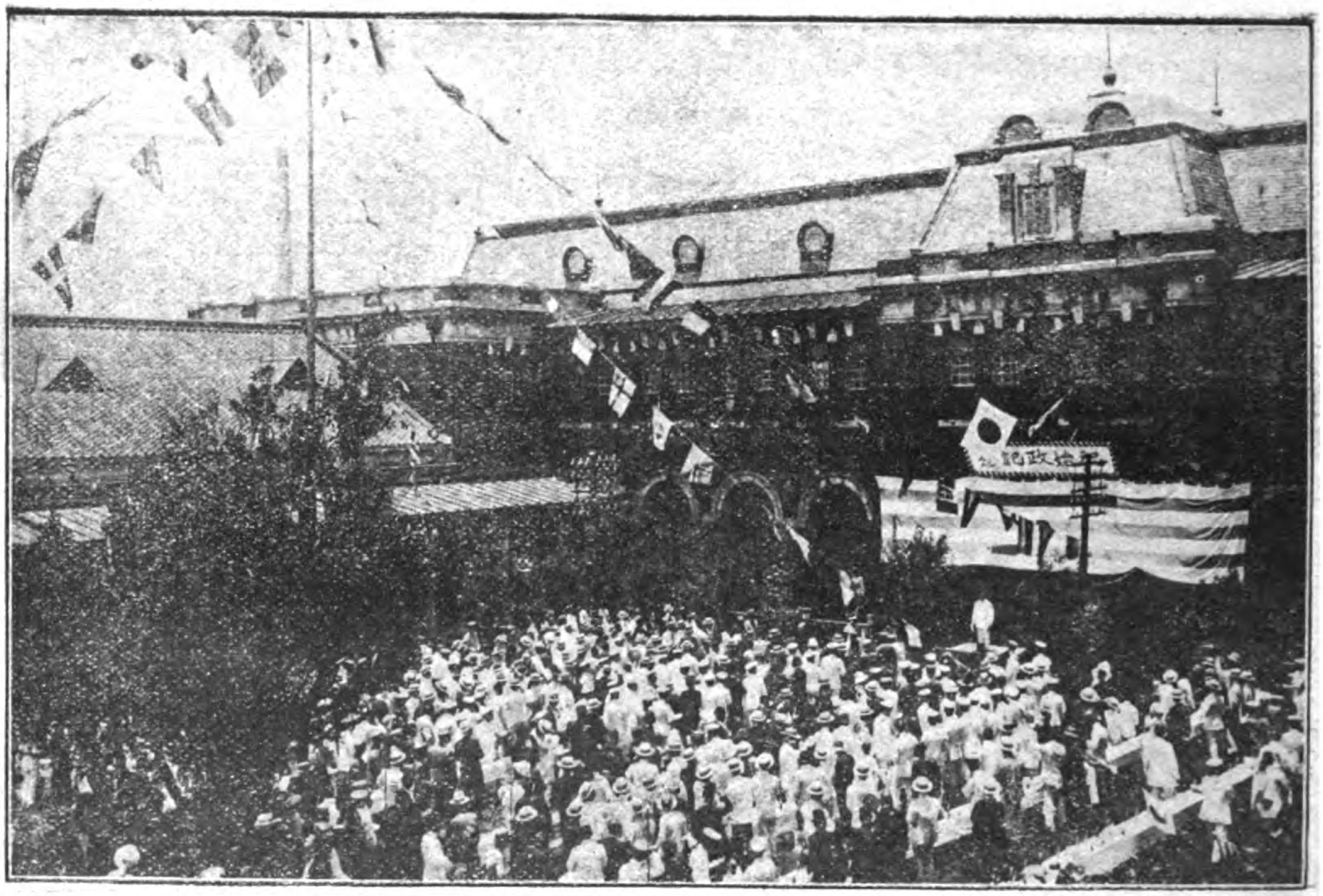

始政二十五週年紀念祝賀會場の光景(臺北廳)

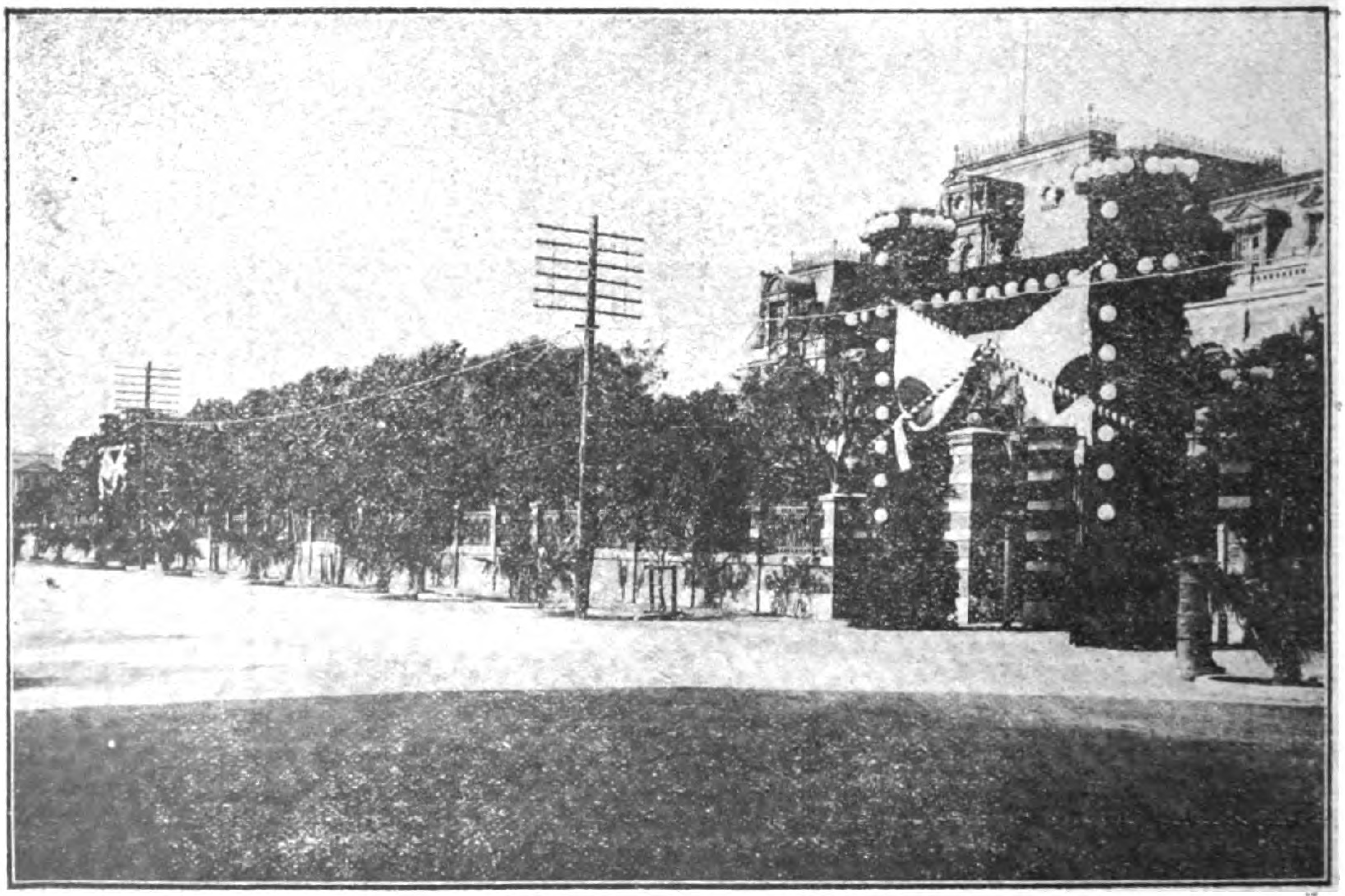

同上祝賀夜會場の外景(鐵道ホテル)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

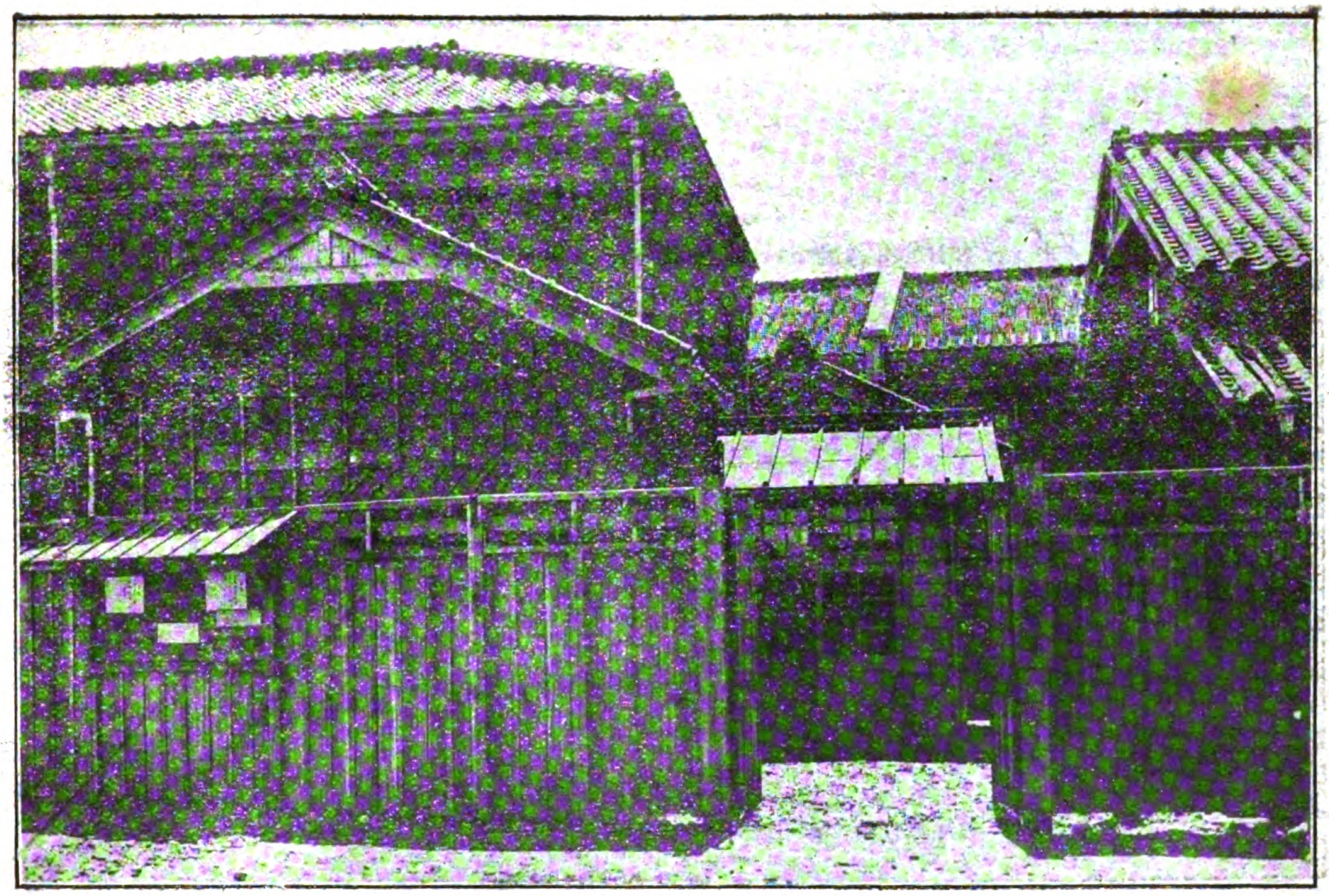

新開業の臺北公設質舗

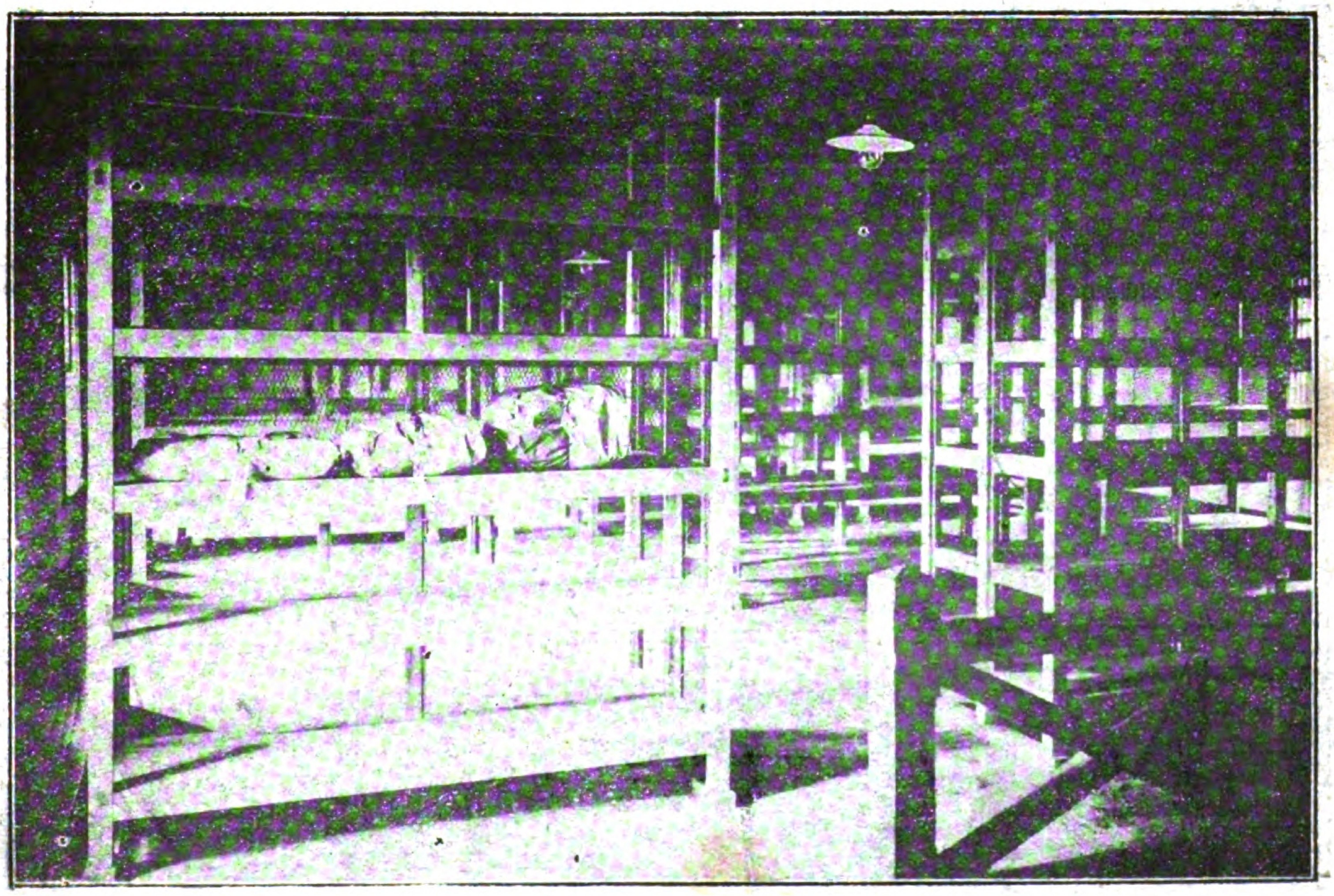

同上倉庫内の一部

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

大正九年七月號

論説

臺灣の監獄制度に就て

法務部長　長尾景德

我臺灣は領有以來既に二十五年を閲し其間文物制度の進歩著しきものがあつて舊時に比して隔世の感がある。本島は植民地として經濟的軍事的重要の關係あるばかりでなく田總督閣下蒞任の當時傳へられた如く帝國の構成部分として統治上新しき光明を認むるようになつた。諸般の經營に就ても此の方向に開發されなければならぬ。特殊の事情と云ふ點に囚はれて時勢を冷視してはならぬと思ふ。從つて我監獄制度の將來に就ても多大の使命を負ふものである。向後の問題は姑く措て此處には單に現在の監獄制度に就て概要を述べて見たい。

一　監獄官制　臺灣總督府監獄官制（明治三三年勅令三五九號）にある如く監獄は臺灣總督の管理に屬し、典獄は總督の監督を承け監獄の長となり監獄の事務を掌理し部下の職員を指揮監督して居る。

事務の分掌は臺灣總督府監獄事務分掌及會議規程（大正八年訓令第一一四號）の定むる處で行刑、教務、作業、醫務、庶務、會計、用度及領置の各係に分ち、行刑係は監獄の紀律、在監者の戒護拘禁及處遇に關する事務を、教務係は在監者の教誨教育及出

獄後の保護に關する事務を、作業係は作業及作業賞與金に關する事務を、醫務係は監獄の衞生、在監者の醫療及調劑に關する事務を、其の他事務の分掌を定め又監獄長は所定の事項に就ては司獄官の會議に諮問することになつて居る。

○監獄名稱及位置

名稱	臺北監獄	同宜蘭支監	同新竹出張所	臺中監獄	臺南監獄	同嘉義出張所
位置	臺北	宜蘭	新竹	臺中	臺南	嘉義

○監獄職員

官職	典獄	典獄補	看守長	通譯	監獄醫	敎誨師	敎師	看守部長	看守	女監取締
現員	三	二	三一	二	一〇	八	一	八二	四三六	一八

囑託、雇、授業手、押丁、事務傭
九 二八 一二 一七四

司法系統に就ては監督機關としては臺灣總督府法務部とし執行機關としては法院監獄とす、而して法務部長は臺灣總督府高等官、高等法院長及同檢察官長は勅任、地方法院長及同檢察官長は勅任又は奏任、典獄は奏任である其の系統を左に示す。

臺灣總督府
- 法務部
  - 民刑課
  - 監獄課
- 所屬官署
  - 高等法院（上告部・覆審部）
    - 地方法院
      - 地方法院支部
        - 出張所
  - 同檢察局
    - 同檢察局
  - 監獄
    - 支監
    - 出張所

二 法令の施行區域 に就ては內地と臺灣とは別個の法域になつて居て大體に於て內地に行はる丶法令と臺灣に行はる丶法令が兩立するために之が連絡と調節を圖るには法制上別に形式を要する次第であるが、民情と文化を異にする爲めに全然同一に共通法令を以て支配することは今日不可能の事情にあるから出來得る限り內地と密接せしめて同一法令を適する程度に文化を促進しなければならぬ。我監獄制度の根本たる監獄法も矢張り內地のそれを援用したものである。

三 監獄法令 明治四十一年八月律令第一〇號（明治四三年第四號改正）を以て監獄に關する事項は監獄法（明治四一年三月法律第二八號）に依る（第一條）ことを定め主務大臣の職務は臺灣總督之を行ひ又必要なる事項は總督に於て之を定むること丶なつて居る、故に根本法としては內地と同一の內容を持つて居る譯である。

其の他の法令として主なるものは

臺灣監獄令施行規則（明治四一年府令第四七號）
臺灣假出獄取締細則（明治四一年府令第五四號）
阿片令に因る獄舍留置執行方の件（大正六年長官通達 民法第三四五號）
體刑囚人處遇規則（明治三七年府令第五五號）

以上の外勅令以下の命令を以て處遇上の規程がある。

四 處遇 とは刑罰執行の方法を云ふものであるが臺灣の刑事法令は矢張り臺灣刑事令（明治四一年八月律令第九號）を以て刑事に關する事項は刑法（明治四〇年四月法律第四五號）刑法施行法（明治四一年法律第二九號）及刑事訴訟法（明治二三年法律第九六號）に依ると規定せられてある故に處遇上の主義方針としては內地と同樣であつて刑法の目的とする處を以て目的としなければならぬ。殊に刑罰及其の執行は刑法の威力を確保するものであつて犯罪防遏上重大な意義を持つて居る、現行刑法は單に報復刑でなく改善を目的とする爲めに處遇上も亦改善を目的とするのであるが其方法として個別的處遇を施して居る。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五　個別處遇　は夙に英國に於て分類竝に階級主義が行はれ、最初一定の期間嚴に獨房に拘禁し次に漸進的に上級に進め雜居勞役に服せしめ賞表を與へ次に外界と交通を許し最後に刑期滿了前假に出獄を許すのである。英國の例に就て見るに懲役囚の通常部に於ては之を三級に分類し(一)星級(二)中間級(三)累犯級として各級に階級を附けて(一)星級の如きは第一階期から第五階期迄あつて其一階期間は採點法により一定の得點と期間を要するのであるが漸次累進して處遇上の特典を受け最後の階期に於て假出獄を許さるゝと云ふ制度である。而して何の階級に編入するやは個別的人格を調査して選定されるのである。

我監獄の處遇法も英國の制度を倣つたものであるが一は建築其の他設備の都合と人文の程度を參酌して「受刑者分類拘禁竝階級處遇手續」(大正三年民法第五七一號長官通達)を制定して大正四年一月一日より施行して居る。内地にては豐多摩監獄に於て分類階級的處遇に就て一定の方式を設け年來試驗中である。臺灣監獄の處遇手續は大略左の例に依つて居るが未だ試驗時代で未成品であることは申す迄もなく將來個別的處遇に就ては根本的研究を要する問題で先づ科學的に個性を觀察することから出發して設備の完成と相俟つて初めて制度の運用が出來る譯で監獄の前途は此の方面に於て多大の努力を費し改善進歩を圖らなければならぬ。

甲級　(一)改善の情ある者

乙級　(一)改善の有無不明の者。(二)改善の見込ある者。惡感化を他に及ぼす者を除く

丙級　(一)不良受刑者。性格犯情前科等に徵して改善の見込なき者にして行狀不良なるもの及表面從順を裝ふ者

丁級　(一)行刑不感應者。受刑者の社會生活程度卑くして現今の行刑上紀律作業及給養が彼等をして苦痛を感せしむることの微弱なる者

戊級　(一)體質不良者。體質不良又は慢性病者にして紀律及作業を强制すること能はず之が爲行刑の效果微弱なる者

己級　(一)監獄法第二條に依り拘禁する者。(監獄法第二條)二月以上の懲役に處せられたる十八歲未滿の者は特に設けたる監獄内に於て特に分界を設けたる場所に之を拘禁す云々

以上六級に分類して戊、己は特殊の處遇を爲し丁級以上は作業、紀律、被服、臥具、食料、書信、書籍、監房、工場等取扱に差別を附し行刑上の主義を異にするものであつて感應の程度に從つて漸次上級に累進して個別的處遇を爲すことになつて居る。要するに處遇上一般の方針としては内地人たると本島人たるとを問はず入監後前非を悔ひ改心したる者は處遇を緩和し未だ改心せず、不良なる者に對しては嚴正なる處遇をするのであるが只監房内の著衣のみは本島人に對して本島服を著用せしめて居る。

六　在監人員　犯罪傾向は依然として累年增加であつて此點は内地と同一の趨勢である、而して近來は政策上の要求から不起訴處分が多くなつて内地臺灣共に約五割餘の不起訴處分があるに拘らず有罪確定犯人は年々增加して居る。殊に驚くべきは内地の刑法犯者に比し本島は倍數以上の有罪人を出

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して居ることである（人口十萬に對する比較）在監人員の增減も概して犯罪傾向に伴ふものであるが世人動もすれば在監人の增加を見て直に行刑の效果を云爲し或は入監中の惡化を疑ふものがあるけれ共思はざるの甚だしきもので刑罰は必ずしも萬能でない近來刑事政策上刑罰以外の方法を以て犯罪防遏手段を攻究して居る所以で免囚保護事業の如きは累犯防遏上重要な意義あるものである。

○在監人員一日平均表

年別	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	乳兒	計
大正元年	三一九	二,六五六	一三	三	二,九九一
同二年	三三七	二,〇六〇	二八	二	二,四二七
同三年	三七三	二,一一六	三三	二	二,五二四
同四年	四九八	二,一九四	二七	一〇	二,七二〇
同五年	三三一	二,九六五	三〇	二	三,三二八
同六年	三二四	二,九九四	三三	五	三,三五六
同七年	四二七	三,〇四二	三四	二	三,五〇五
同八年	四二〇	三,一二二	二六	二	三,五七〇

○在監人員（大正九年四月末日現在）

種別	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減（△印は減）前月比較	增減（△印は減）前年比較
刑事被告人	三八一	一四	三九五	三八六	三六八	九	二七
受刑者	二,八三七	八三	二,九二〇	二,九六五	三,一一九	△四五	△一九九
留置者	二三	三	二六	二六	二三	—	三
携帶乳兒	三	—	三	四	二	△一	一
計	三,二四四	一〇〇	三,三四四	三,三八一	三,六一二	△三七	△二六八

○刑名刑期別受刑者（大正九年四月末日現在）

刑名刑期	無期懲役刑	有期懲役 十五年以上	有期懲役 十五年未滿	有期懲役 十年未滿	有期懲役 五年未滿	有期懲役 三年未滿	有期懲役 一年未滿	有期懲役 六月未滿	有期懲役 二月未滿	有期懲役 計
內地人	一	四	一〇	四六	五一	一三四	三八	一三	一	二九六
本島人	五一六	六二	四八	四八九	二三八	六一五	三六五	一八九	一六	二,〇一七
支那人		—	一	三	四	二八	三	四	—	七一
計	五一七	六六	五八	五〇七	二九三	七七七	四二五	二〇〇	一七	二,三八四
前月末日現在	五二二	六六	五八	五四九	二九八	七九一	四三七	二〇二	二三	二,四一九
前年同月末日現在	五四二	六九	五一	五七一	三二二	八六〇	四七九	二九一	二〇	二,六五九
增減（△印は減）前月比較	△四	—	一	二	五	△一四	△一二	△二	△六	△三五
增減（△印は減）前年比較	△二五	△二	八	△二六	△二九	△	△五〇	△九一	△三	△二七五

刑名刑期	禁錮刑 無期禁錮	禁錮刑 有期禁錮	禁錮刑 計	拘留	笞刑	合計	犯數 初犯	犯數 累犯	犯數 計
內地人	—	一	一	—	—	二九八	一三五	一六三	二九八
本島人	—	—	—	—	一六	二,五四九	一,七〇四	八四五	二,五四九
支那人	—	—	—	—	二	七三	三四	三九	七三
計	—	一	一	—	一八	二,九二〇	一,八七三	一,〇四七	二,九二〇
前月末日現在	—	一	一	一	二三	二,九六五	一,九〇二	一,〇六三	二,九六五
前年同月末日現在	—	二	二	一	一五	三,二一九	二,〇九一	一,一二七	三,二一九
增減（△印は減）前月比較	—	—	—	△一	△五	△四五	△二九	△一六	△四五
增減（△印は減）前年比較	—	△一	△一	△一	三	△二九九	△二一九	△八〇	△二九九

七　特殊の罪囚　とは特殊の刑事法令に依て處罰せられたるものであつて其の主なる法令は左の通りである。

罰金及笞刑處分例（明治三七年律令第一號）

同上施行細則（同三七年府令第三八號）

匪徒刑罰令（同三一年律令第二四號）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣阿片令（同三〇年律令第二號）
同施行規則（同三一年府令第一〇號）

笞刑囚　法條にある如く三月以下の懲役に處すべき本島人及支那人の犯罪に就ては其の情狀に依り罰金又は笞刑に處し其他罰金拘留科料の刑に處すべきもの及び罰金科料に換へて笞刑を科する場合があるのであつて其の執行に就ては一日一回笞二十五以下とし笞百を超ゆることなく年齡滿十六歲以上六十歲以下の男子に限られ尙ほ情狀に依て猶豫其の他の制限がある。監獄に於て笞刑を執行するものの最近五箇年平均一日十五人四である。笞刑制度に就ては色々學說や世論のある處で各々其の立場を異にする丈け意見も異る譯であるが要は時勢と民度を考察せなければならぬ。併し刑罰としては有效な感應性を持つて居ると言ふに止めて置かう。

匪徒囚　匪徒の何物なるかに就ては「臺灣匪亂小史」（法務部編纂）の詳悉せる處であるが臺灣に於ては古來土匪の巢窟を以て世に知られ淸國領治時代より匪賊各地に蜂起して殆んど寧日なく淸朝も之を南荒化外の土と稱して居た。明治二十八年我領臺後督府は銳意匪徒の剿絕に力を盡したが容易に其の功を奏せなかつた。匪徒の性質としては本島治安の妨礙を爲し多數を嘯聚し所在に出沒する爲めに普通犯罪の例を以て律することが出來ない。卽ち匪徒刑罰令の存する所以で匪徒の目的は統治に對する不平を口實とするに止らず或は强盜掠奪を目的とするありて多くは迷信を利用して兇徒を嘯聚するのである。而して其の原因と見るべきものは彼等特有の利己心と曚昧の致す處であつて今日と雖も未だ匪徒刑罰令の廢止を許さゞる事情にある。從て匪徒囚の處遇に就ては格段の注意を要するものであるが入監後彼等の動作を見るに孰れも能く規律に服し前非を悔ひて居る。四月末日に於て在監匪徒囚は實に八百四十八名（內女二）である。

阿片令違反囚　阿片煙膏吸食特許者は大正七年末に於て本島人支那人を併せ五萬八千七百十五人あつて年々幾分の減少を示して居る。（一人一日の吸食量は平均一匁〇七）阿片漸禁主義の下に臺灣阿片令があつて罰則として五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處することになつて居る、同令による七年中の受刑人員は五百九十二名、四月末同在監人四十八名である處遇上は特別の注意を要するものであつて殊に阿片癮者の如きは病的缺陷ある爲めに心身の保全に就て大に考量しなければならぬ。

八　作業　とは刑法第十二條に懲役は監獄に拘置し定役に服すとある定役の意味にして懲役以外の者は請願に因て授けるものであつて畢竟刑罰執行の條件となつて居るものである から此側から云ふと刑苦を意味することになるが他の側から云ふと勞作は人間自然の機能の運用であつて之を閉塞することが却つて苦痛であると云つてよい。又作業によつて出獄後自營の途を立て或は在監中の健康を保障し或は賞與金を得る等の點に於て本人の改善を促す楔子となるものである。其れが爲めに作業の督勵は孰れの監獄も怠りなく年々好成績を擧げて居る、內地監獄の如きも近來は殆と作業本位と言つて差支へなき程に高調して在監者の運命は作業の能否に依て支配されると云ふ狀況である。其の結果監獄豫算の上にも頗る好

い結果を齎して居る、我監獄に於ける作業收入と監獄費支出の振合を見るに左表の通りで其の種別は三十一類八十九目あつて之を官司業と受負業に分けて整理して居る。

○監獄費支出及作業收入表

年度別	監獄費 支出 豫算額	監獄費 支出 決算額	監獄費 在監人一人一日平均支出額	監獄費の内在監人費 支出 決算額	監獄費の内在監人費 在監人一人一日平均支出額	作業收入 收入 豫算額	作業收入 實際收入額	作業收入 在役者一人一日平均收入額
	円	円	厘	円	厘	円	円	厘
三十七年度	五五四、九七九	四九一、一七一	四〇六	一七八、〇五四	一四七	一六〇、〇七〇	九二、〇四八	一〇三
三十八年度	五一三、八七一	四六八、八二五	四〇九	一七一、〇八七	一四九	一〇三、〇〇二	一二二、一一三	一二九
三十九年度	四七二、三〇二	四六四、九二九	四〇九	一六三、八三三	一四四	九六、四三四	一三六、〇一七	一五八
四十年度	五〇二、一九八	四九五、二三三	四一三	一八八、五三七	一五八	一二〇、一〇四	一三六、一七二	一五三
四十一年度	四七四、七〇二	四六九、四五〇	四〇七	一六五、六二七	一四四	一三〇、一〇四	一三二、二九四	一五六
四十二年度	四九六、五〇四	四七二、一五四	三九二	一六四、六六八	一三六	一二八、一〇四	一三七、四二九	一五九
四十三年度	四九九、三一三	四八五、四六九	四一三	一八〇、六〇二	一五四	一三三、七八九	一五〇、七七六	一七八
四十四年度	四九五、五六〇	四九四、〇〇二	四二三	一八六、七二四	一六〇	一三三、七八五	一五五、六四七	一八七
大正元年度	五一七、七二八	五一六、〇五〇	四七一	一九六、〇四五	一七九	一四〇、一六五	一四五、五一五	二〇三
同　二年度	四七六、七五五	四五〇、八五六	四八一	一三三、三三九	一四九	一二三、六四五	一〇五、三八五	一七四
同　三年度	四四七、二五九	四一七、九二七	四五四	一三一、三九四	一四三	九四、八四八	九二、四七六	一五二
同　四年度	四四四、九二九	四三二、五八六	四四四	一四七、五五四	一六五	一〇五、三八五	九八、八三八	一四五
同　五年度	五四四、八一二	五一七、一六五	四二五	一八二、八九二	一五〇	一三五、九三五	一四六、五一六	一七一
同　六年度	五六〇、八九四	五六〇、四五九	四五七	二一九、七〇三	二〇三	一三五、九三五	一六九、一六二	一九五
同　七年度	六八五、七六四	六七四、八五五	五一六	二九九、六六〇	二三〇	一一二、六一〇	二二四、五七二	二五六

九　衞生　處遇上刑苦を感せしむると共に心身の保全を期する爲めに衞生上は特に注意を拂つて居る或る程度の受刑者は社會生活より監獄生活の方が設備給與等に於て却つて優れて居るものもある。食糧は臺灣下等米七合に甘藷三百匁を混炊して一升量と看做し一日三合九勺乃至八合七勺の範圍内にて各作業の種類に應じ等級を異にして居るが一人平均六合位に當る。副食物は一日一人三錢以下の規定で多くは自作の野菜に購入魚肉若干を加へたものである。一日平均食糧費は最近十、一、二錢から十六錢位である、左表の體量に依て其の一班を窺ふことが出來る、本島人は阿片吸食者、慢性病者等營養不良の者多く死亡率の如きも一般の狀態と同樣に內地より幾分か高率であるが(內地在監人一日平均千人に付大正七年二五、二臺灣同上三九、七)其の他の衞生狀態は良好である。

○自由刑者出入監時體量　(大正七年)

區別	刑期 六月未滿 入監時	六月未滿 出監時	一年未滿 入監時	一年未滿 出監時	三年未滿 入監時	三年未滿 出監時	六年未滿 入監時	六年未滿 出監時	六年以上 入監時	六年以上 出監時	計 入監時	計 出監時
內地人 男	一三・五四	一三・九九	一三・三九	一三・八六	一三・六九	一三・八五	一三・六六	一三・四四	一三・八〇	一三・四六	一三・六五	一三・九一
內地人 女	一〇・九八	一一・九五	一一・八六	一一・四〇	一〇・一三	一〇・二〇	一三・八〇	一三・二〇	—	—	一一・一三	一一・四〇
本島人 男	一三・九一	一三・三六	一三・九八	一三・三七	一三・九五	一三・六八	一三・五四	一三・八一	一三・五五	一三・三八	一三・五五	一三・六四
本島人 女	一一・四三	一一・三七	一一・七三	一一・六七	一一・三三	一一・八九	一三・四四	一三・五五	—	—	一一・四三	一一・六六
外國人 男	一三・一九	一三・八三	一三・三八	一三・八〇	一三・八九	一三・四三	一六・四四	一四・一〇	一〇・四四	一〇・〇〇	一三・五五	一三・三七
外國人 女	九・四〇	九・八〇	一一・二〇	一一・四〇	—	—	—	—	—	—	一〇・三三	一一・〇〇

前表の示す通り女子は總て入監時より出監時に於て體量增加し就中外國人(支那人)女子に於て七百五十匁を增し次で內地人女子が增して居る。男子は總て出監時に於て體量が減少して居る就中外國人が四百六十匁減次で內地人であつて恰も女子と正反對の現象である。刑期から云ふと內地人及外國人男は刑期の長きもの程餘計に減じ臺灣人男は三年以上と六月以下に於て割合多く減少す此に反し女子は刑期の長きもの程增して居ると云ふ奇現象である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一〇　**教誨教育**　は行刑上重要な項目であつて內面的處遇として改化遷善を目的とするものである、教誨は毎日又は毎週個人教誨と集合教誨と特別教誨とがあつて機宜の教誨を施すのであるが教誨師は本願寺僧侶が專ら其の任に當つて宗教的教誨をして居る。本島人には通譯を介する場合が多いのと信仰其の他人情習慣を異にする爲めに內地に比して一層努力を要するので當事者は熱心に善導して居る。

一一　**幼年囚**　の處遇は不良少年に對する措置と相俟つて刑政上重視されて來たが臺灣にては特に臺北監獄に集禁し特殊の設備を以て敎育的處遇を爲して居る。目下八十五名許りを拘禁して居るが這種の監獄設備は一層擴張の必要に迫られて來た。

一二　**指紋法**　とは個人の指頭紋樣を印寫して其の分類に依て科學的に個人の異同を識別することを目的とするものであつて「個人識別方取扱規程」(明治四五年訓令第一三三號)に依て取扱れて居る、其の方法はハンブルク式であつて司法省の法式と同一である、尚其の外にベルチォン式人身測定法の一部卽ち鼻耳と露出部の特徵を記入した氏名カードを作製して索引、搜査の便に供して居る。入監者の全部に對して指紋法を適用して居るので裁判上には便宜を得ることになり、內地とも共通運用して前科發見等に效果を擧げつゝある。

又現場指紋と稱し犯罪現場に於て犯罪者が物體に觸れた指紋を土臺として搜索材料とするのであるが是も著々實效を奏して居る。

指紋に依る前科發見數本年一月より五月迄八十八件開始以來六百八十六件指紋原紙保存數四萬六千百三十二枚に達した。

一三　**免囚保護**　刑餘者の措置として再犯防遏上免囚保護事業が識者の間に唱道せられ今や社會問題として政策上重要視されるやうになつた。監獄行刑の目的を徹底させるには是非這種の事業が完成せられなければならぬ、免囚保護事業の內容に就ては拙著「刑事政策と免囚保護」に詳述して置たから此には理論を略す。

臺灣に於る免囚保護事業は明治三十八年臺南監獄に於て出獄者の保護を試みたるを端緒とし其の組織成るに及びて之を累功舍と稱へた同四十年臺北に一新舍成り尋て臺中に再生舍起り監獄職員公務の餘暇を以て事業を經營して來た、大正四年九月之を財團法人臺灣三成協會と稱し打て一團と爲して事業の統一擴張を計つて居る、明治四十一年以來每年三千圓の國庫補助を受け又藤田慈惠基金其他の寄附金を得て今日に於ては相當の基礎を作つた、今後斯業は保護思想の宣傳と共に益々世人の同情を得て大に發展の機運に向つて居る。大正八年度末財產總額六萬九百餘圓、保護費決算額千四百十八圓餘同事務費三千五百四十九圓餘計四千九百六十七圓餘で、同年度中保護收容者六十六名保護解除五十三名、創立以來前年度迄の收容千三百六十七名にして年度末現在三十八名外に收容せざる一時的保護通計二千百七十名に達して事業は最も穩健順調に發達して居る。

尙は監獄制度に就ては職員の待遇其他に就て詳述すべき項目はあるけれ共以上概要に止めて置くが特に附記したい事は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

監獄は人間を改造する場所である爲めに監獄職員の全體が眞摯健質なる人格者でなければならぬことで、自分の天職として之に殉する丈けの意氣に生きて居る人々である。吾人は之を陰れたる社會教育者として社會的奉仕の鮮少ならざることを感得するものである。（完）

臺灣に於ける信用組合の效果

臺灣總督府事務官　前田稔靖

一般國民を基礎とする時に於て初めて鞏固なる國家の發展を期することが出來るのである、之の意味に於て金融問題に就ても、下級金融機關を整備して所謂金融の民衆化を成就せしむることは刻下の喫緊事でなければならない。下級金融機關としては質屋、營業無盡及非營業無盡等の取締りを適當にし、從來の機能を維持せしむることも無益ではないか、現在著々進展の途上に在る信用組合を整備してその效果を一層大にし、他面之を擴大して庶民銀行同樣のものたらしめ、組織的秩序的に普及發達の手段を講ずることが寧ろ文明的でもあり、又安全且徹底的でもある、即ち茲に臺灣に於ける信用組合の效果と題して抒へんとする所以は、信用組合の機能の一斑を紹介し、その社會的奉仕（ソーシアルサーヴイス）を高調し、併せて本島に於ける施設の一端を敍へんが爲めである。

産業組合法に依れば、信用組合（Credit association）は産業組合の一種であつて、組合員に産業に必要なる資金を貸與し、且貯金の便を得しむるものである。即ちその目的とする所は、中産以下の農工商業者をして、經濟的團體を編成せしめ、相

一

從來經濟問題として世上に論議せられ、講究せられつゝあるものは、多くは如何にして富を獲るかの問題であつて、その凡ては資本家階級の富に關する擁護と見て差閊へない程度に特種の色彩を持つて居る。乍併國家は國民生活と離れては存在の理由を失ふものであつて、而もその國民の大多數は今日の所無産者階級に屬するものとするならば、經濟問題も亦民衆化して、啻に資本主義經濟に止まらず、所謂民衆經濟の方面に進んで來るの必要がある。世には現代の文化を招徠せるものは資本主義の功績として推讃の辭を放つものなきを保せないか、乍併それは物質過重の精神に囚はれ、楯の半面に偏した議論に過ぎない、即ち最大（フオース）多數の者か、より好き生活に進まんと努力する時、其の力によりて價値付けられたるものは、少數の者の努力の跡に比し、より偉大なる功績を殘すものなることは瞭である、這箇の消息は單に經濟問題に止まらず、政治上の諸種の問題にも適用することが出來る。即ち

互の協力信用によりて資本を利用し、生産上の便益を計り以て大資本の壓倒を免れしめ、其の地位を改善せしむるに在るのである。之れ一面 Co-operation として必然的營利關係より成立する檢束的結合なりと稱せらる、所以であつて、又他面レオン、ダンドリモン氏の所謂 The democratization of credit たる所以である、今その起源を尋ねるに、十九世紀の頃獨逸に起りたるを首めとし、漸次泰西の諸國に傳はり、我國に於ては明治三十九年産業組合法の發布後である。乍併その以前に於ても之に關する實例に於て皆無と謂ふ譯ではない。就中二宮尊德翁の遺法により成立せる報德社の如きは、その名は德を以て德に報ずるてふ精神より出てたるが如きも、實は全く今日の信用組合と同一性質を有するものである臺灣に於ける信用組合は大正二年の律令に依りて移植せられたるものであるがその以前に於ても之に類似の性質を有する商工業者の租識せる組合所在に簇生し、此等は何れも組合員より其持分に對し月賦の方法に據りて資金を蒐め之を組合員に融通し有力なる下級金融機關たるに至つたのであるが、律令の發布に依り是等は悉くその組織を改め、法律上の保護を受くる完全なる組合たるに至つたのである。卽ち大正二年六月嘉義廳管内有限責任仔口信用組合を嚆矢として逐年續々遞增し、同年末には十八、同三年末には四十五、同四年末には六十六、同五年末には八十四、同六年末には百二十六、同七年末には百七十三、而して現在に於ては兼營を併せて實に二百四の多數に達し、尙愈々增大せんとするの氣勢を示し、牢固として拔くべからざる根基を置くに至つたのである。

二

本島に於ける信用組合は單營及兼營の二種に岐れ居るも、兼營のものは極めて尠く、殆んと單營のものと見て差間ない。その組織は有限責任のもの多く、區域の如きも一街一區本位てあつて數區又は數庄に依るものは甚た罕てある、存立時期は二十箇年以上のもの大部分を占め、無期及二十箇年未滿のものは總數の約二割に該當して居る。而して出資一口の金額に至りては、十圓のもの三十三、二十圓のもの八十六、三十圓のもの三十一、五十圓のもの三十九てあつて、其他のものは總數の一割弱てある、又出資口數は通例一組合員一口の引受てあるも、一人にして三十口迄を所有することを許し、又此れ以上に就ても臺灣總督の許可を受くる時は自由に多數を引受けることか出來、內地の制度の如く五十口以下てふ制限はない、之れ畢竟組合の資金を增大ならしめ、その基礎を鞏固ならしめんか爲てある、抑も信用組合の資金は此等組合員の出資金の外組合員の貯金竝に銀行等よりの借入金の綜合に成れるものであるも、此內出資金のみに就て謂ふも、今日に於ては既に一千二十九萬餘圓の巨額に達して居る。資本金一千萬圓以上を有する金融機關と謂へは、臺灣に於ては臺灣銀行及華南銀行を除く外他に之に比肩するものを見ない、以て如何にその資力の大にして克く大資本に匹敵し、經濟上の弱者をして其の地位を向上改善せしめつ、あるかが分明る、貯金も亦組合及組合員增加の爲め順次遞增し、本年四月末現在に於ては實に五百十七萬餘圓の巨額を示して居る、今その增

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

加割合を知る爲めに昨年度分とを比較すれば左の如くてある。

△信用組合貯金額

	大正八年	大正九年	增加額
一月	四、八五四、二八四円	五、七〇〇、一〇六円	八四五、八二二円
二月	五、〇一七、二二五	五、八三五、四七五	八一八、二五〇
三月	四、八九一、六二三	六、一九二、九九六	一、三〇一、三七四
四月	五、〇一六、八二七	五、一七八、九九三	一六二、一六六

次に借入金に就て見るに、最近各銀行よりの借入金は四月末現在四百十四萬餘圓に達し、銀行にとりても亦好箇の華客てある。元來借入金は組合資金たる出資金及貯金に對する補充的性質を有し、且借入金の多少は直ちに組合の信用竝に基礎に影響する所大なるものあるが爲め一組合にとりての借入金は、當該組合の出資金竝に積立金を標準として最高限度を定め、定款の變更從て又總督の認可を要する等周到なる用意の下に行はれて居る。而して此等銀行よりの借入金の利率は最低日步二錢四厘最高三錢五厘、通常三錢內外にあるも現下の如き金融逼迫に際しては三錢七、八厘の高利を貪るゝのみならず、殆んど借入金の餘地なき狀態である、尙此外信用組合は低利資金と稱せらるゝ年利六分五厘の借入金約三十萬圓を使用しつゝあることを忘れてはならない、乍併本年度に於ける各信用組合の豫定借入金額は七百六十八萬七千圓なるが故に尙三百五十萬圓以上の借入金を爲すにあらされば到底有效なる成果を擧ぐることは出來ない譯である。此の如く信用組合は出資金、貯金竝に借入金を以て、卽ち本年四月末現在の統計に依れば一千九百六十萬餘圓の運轉資金を包擁して、之を組合員の產業資金に貸付くるのであるが、その主なる方面は雜穀、米、雜貨、茶等の商業資金は勿論開墾、肥料、耕牛、耕耘等の農業資金其他工業、漁業、及還債資金等悉ゆる產業上の資金に充當せらるゝものである。而して貸付金額も亦逐月增加の一方にて本年四月末に於ては約一千八百萬圓弱の巨額に達して居る。その用途の割合は商業資金六分、農業資金四分其他一分に該當する實蹟を示し、一口の金額は五百圓以上千圓未滿のもの多く千圓以上及五百圓未滿のものは比較的に尠ない。是れ信用組合の性質上より來るものであつて、是等小口の貸出に於てその特色もその主張も共に存在する譯である、因に昨年對本年四月末現在貸出金廳別比較表を示せは左の如くである。

△信用組合貸付金額

	大正九年四月	大正八年四月	差引增減
臺北	二、四五七、八三三円	一、六二二、六二六円	八三五、二〇七円
宜蘭	四七六、六〇七	二五〇、三三一	二二六、二七六
桃園	二、〇八九、四七九	一、四四九、九七五	六三九、五〇四
新竹	一、三九八、二一五	九九三、九二七	四〇四、二八八
臺中	四、六六〇、二九六	三、〇三二、〇五二	一、六二八、二四四
南投	一、〇八三、七六〇	八〇六、二一四	二七七、五四六
嘉義	二、四六六、四四九	一、五〇〇、四六一	九六五、九八八
臺南	一、九八九、三七一	一、三二七、四一九	六六一、九五二
阿緱	一、一一八、三八二	六三二、九九六	四八五、三八六

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺東	三四、二八〇	二一、七三五	一二、五五五
花蓮港	一五五、〇四三	一〇五、五一四	四九、五二九
澎湖	二〇、二七七	六三、八一五	△四三、五三八
計	一七、九四九、九九二	一一、八〇七、〇五五	六、一四二、九三七

上敍の如く信用組合は組合員より零碎なる資金を蒐め、之に借入金貯金等を加へて、之を組合員の產業資金に貸付する働きをなすものであるが、他面その貸付利子に依りて生ずる收益は組合の剩餘金となり、遂には組合員に配當せらるべきものであつて、組合員は之に依り出資に對する相當配當を受くる利益あるのみならず。又貯蓄の機會を得るが故に、その勤勉心を刺戟し漸次經濟生活の改善を爲すことが出來るのである。

三

本島に於ける信用組合が急速なる普及發達を遂げたる原因は、主として時代の要求に投したるに在るは勿論であるが、又その經營方法の適切竝に督府の指導監督宜しきを得たる結果でなければならない。而して此の如き急激なる進展は、それと同時に下級金融機關としての意義と使命とを擴充し來り、今日に於ては寧ろ社會政策的設備にして益々その必要の程度を高め來つたのみならず、庶民の家庭と衣囊とに死藏せらるゝ零碎なる資金を動員し、產業資金に投する爲めには缺く可らざる施設となつて來たのである。又他面に於て信用組合は隣保互に團結し、相依り相扶け自助の精神を振作し、共同共濟の良風を涵養するの働きがある、例之發達せる組合に於て屢々行はる、懇談會の如きは不知不識の間に組合內の風紀を薰化し、和衷協同の念を深厚ならしむるの效果顯著なるものがある。而して信用組合の經營が特に普通の銀行と異なり特異の發達を遂げたる所以として擧ぐべきは先づ(イ)信用組合は一口の金額を可及的少くし、且如何なる零碎なる預金若は貸出と雖もその取扱を厭はざるため、普通銀行の勢力範圍外に於て民衆化し、本來の存在理由を發揮した譯である、次に(ロ)普通銀行が富者階級又は商人の專屬機關となり、中流以下無產階級者と絕緣するに至つた重なる原因は其の經營費過大に失せる爲めてあるが、信用組合はその經營簡易なる爲め經費の節約を爲すことが出來たのである、終りに(ハ)信用組合は個人的信用を重ずるの特色がある、即ち普通銀行と雖も個人的信用を等閑視するにはあらざるも、信用組合に於ては個人的信用はその眞髓(エッセンス)とも稱すべきものである。

世には往々信用組合に對する非難として、その經營方法のあまりに營利的に傾き且預金貸出共に局限せるが故に充分活動の餘地なしと說くものがある、乍併營利非營利の如きは程度の問題たるに止まり、信用組合をして絕對に非營利たらしむる理由は毫もない。又後段に就ても所謂庶民銀行たる實質を備へしむべしとの議論を生ずる譯であるが、現行法の下に於ては預金に就ては組合員、組合員と同一の家に在る者、公共團體又は營利を目的とせざる法人若は團體に限り、又貸出の如きは一層狹く組合員にのみに局限し、只市街地の信用組合に對してのみ多少の特質を與へ、組合員の貯金のみならずその手形の割引を爲し、又組合の區域內に居住する組合員外

の者の貯金を取扱ふの便法が用いられてある、此の如く普通の信用組合は勿論市街地信用組合に於てもその組合活動の範圍は極めて狹隘である、乍併信用組合の特色若は使命は寧ろ此の局限せられたる範圍内に在りと謂ふを適當とすべく、若しその活動範圍を擴大離脱せしむる時は殆んど貯蓄銀行又は普通銀行の範圍に近つき、組合の節度を亂すの虞あるのみならず、組合員外に對する不確實なる貸借關係は組合の信用並に基礎を危くするの弊がある。是れ近時庶民銀行化せしめんとする強き主張あるにも拘らず、暫く現狀維持說を採らんとする所以である、勿論多少の改良は之を施すの必要がある。乍併之を全然庶民銀行ならしむるの當否は別箇の問題として稽へて見なければならない、要之改良すべき點とも稱すべきは

(一)組合員數を可及的多數ならしむること
(二)組合の業務擔當者の人選
(三)組合員の協心一致の精神

等である。卽ち組合員の多數は組合の規模を擴大し之を民衆化せしむるに必要缺く可らざる事柄であり、又組合の盛衰は多くの場合其業務擔當者の人格及手腕に竢つものなるが故に、組合員は此の人選に最も注意し誠實にして知識及經驗ある者を物色すべきである。尚最後に共同の目的を遂行するには一致和合の肝要なることを忘れてはならない、卽ち以上三箇の條件は組合成立の鼎足であつて此の内一要件を缺くも組合の發達は到底不可能である。(完)

編輯室より

烏　川　生

▼領臺　茲に二十有五年南荒瘴癘の鄉今や皇化洽く布して三百萬衆欣々喜々。六月十七日を永遠紀念し聖世の恩澤を謳ふ

▼顧れば第三回下の關講和談判に於て、時の淸國講和使臣李鴻章は僻を「難治」の二字に構へて我が意圖を翻しめんとし

▼列强亦目してスパルタは戰爭の勝利者たるも統治の失敗者たるべしと豫想冷評せる、果して此の成功を如何と觀る乎

▼然り夫れ臺灣統治の實跡は炳として宇內に輝く。吾人今之を高唱するもよもや今日では手前味噌とは云い得ざる可し

▼而も啻に一片の植民地たらしむるに止まらずして之れに自治の制を布かんとする。帝國の偉鬪實に中外を驚すに足る

▼田總督されば こそ襲に印綬を帶ぶるや臺灣を以て帝國を構成する領土の延長なりと喝破す。今にして眞意は讀めたり

▼下村總務長官亦本案に對する研鑽畫策頗る深く、今や機は熟して總督を輔けこの大事業を成さんとする。眞に痛快矣

▼久く縣案たりし臺北公設質舖愈々開業の蓋を開く。蓋し時代順應社會政策の先驅然も世評の期待に背かざるは何より

▼折角好成績を收めて內外に此の種事業の範を示せ。前田事務官の口吻では無が當局民衆經濟に手を染しは國家の慶事

▼海南長官と睡蓮記室の肝煎で我國現歌壇の第一人者與謝野夫妻の本島來遊を見んとするは臺灣宣傳策とし近來の傑作

▼鐵幹氏の豐富なる詩囊と晶子夫人の艶麗なる詩律は如何に南國の風物を純に且美く詩化せん好矣珍客薰風に乘て來れ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調　査　報　告

大阪市に於ける社會救濟事業

臺灣總督府事務官　菊　池　武　芳

本篇は五月七日總督府會議室に於ける調査課主催講演會席上菊池主計課長の講演に係り現下の時勢に鑑み頗る有益なるものありと信ず。尙ほ氏は本講演と同時に「帝國議會雜感」と題する所感を演述せられたるが同稿は編輯の便宜上本號雜錄欄中に收めにり。讀者諸君の參照を乞ふ。（一記者）

近頃物價騰貴生活難に伴ひ各方面とも色々之が救濟策が研究せられ亦種々の方法が講せられて居りますが、東京よりも何處よりも最も克く救濟施設の行届いて居るのは大阪市と云ふことになつて居ります。今度の上京の歸途大阪市に寄りまして當局の人にも會ひ亦實地經營して居る箇所に臨んで一二見て參りました。先づ大阪府下の事業は府の事業市の事業公共的の團體若くは一個人の事業と色々岐れますがそこに貼り出した丈のものがあるのでやります。色々内容の完不完充實してるもの貧弱のもの、差はありますが、兎に角それ丈あるのであります。大阪市でやつてる施設の内住宅、簡易食堂、職業紹介所、託兒所、浴場、產院、理髮所、市場等の建物はそこに貼り出した寫眞で大體お判りになりませう。先づ大阪府の仕事は第一に此の種の事業の普及機關として斯う云ふ救濟研究雜誌と云ふのを出して居ります。此の雜誌の會長が知事で雜誌の主幹をやつて居られる人は府の救濟課長で元監獄局長であつた小川法學博士で其の雜誌は毎月一回發行して成るべく特殊の人のみでなく富豪等に說き附けて、雜誌の購讀は勿論府主催の集會にも出席を勸誘して思想の普及を圖り富豪の諒解を得て寄附金をさせると云ふことに非常に熱誠な盡力をして居る。さうして研究の範圍は内外の救濟事業全部に亘つて居ります。雜誌維持の方法は寄附金と府の補助金とに依り一冊二十五錢宛で賣る。夫から第二には警察部でやつて居る特種部落の調査ですが、特種部落は大阪市郊には近縣から集つたのが澤山あります。夫等の社會組織生活方法等に付て研究して其の結果種々の意見が發表され救濟を要するものは救濟團體に引繼ぐのである。夫から第三府の事業として最も力を竭くして居るのは方面委員と云ふもので大阪府下全體を小學校通學區域に依り三十五方面に分けて、其の土地生え拔きの最も事情に精通して居る學校の先生郡市町村吏員、警

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

察官吏、有志者、救護事業關係者其の土地の顔役富豪等を各方面の擔當區域の委員として知事から調査を囑託しておるが大低名譽職である。事務所は成るべく學校杯に設け、有給の專任書記も勿論あります。調査項目は區域内の一般的の生活狀態を調査して改善向上を圖る。救護を要する者は各個の情況を調査し之に對する救濟方法の適否を考究し其徹底に力める。又現在救濟機關の適否を調査して其の區域に新設を要すべき救濟機關を研究する。夫から日用品の需給狀態を調査して生活安定の方法を攻究する其他臨時に調査實行を委囑する事項もある譯です。事業の實施は主として郡市町村公益法人及有志の施設に俟つ此等の委員會を聯合する聯合會もありまして知事が必要の場合は開會して統一を圖る。又府市區の救濟課係員及警察官吏中より常任幹事を選定してあり委員及從事員は所定の章を帶用することになつて居る。是に付ては色々綿密な規則もありますが非常に能く熱心にやつて居るやうであります。斯樣にして調査の報告を得まして夫々救助を要するものは公益法人又は個人有志の救助の機關に引渡すのである。大阪府の事業としては先づ雜誌の發行方面委員及特種部落調査と云ふ此の三つであります。次に大阪市の事業はここに掲げたるものゝ内朱で印しをしてあるものが重なるものである。大阪市でやつて居る事業は住宅、簡易食堂、共同宿泊所、職業紹介所、託兒所、實費診療所、勞働紹介所、人事相談所、浴場、理髮所、少年職業相談所、產院、市場等であります。此等の事をやる動機は大正七年の七月の米騷動のときからで、其の時直ちに救濟係を置き後救濟課に擴張して調査係、事業係、救濟係、計理係を分置して大袈裟にやつて居ります、是等を行ふに付ては金が要りますが大正七年の九月に大阪の朝日、毎日、大阪新報、大阪時事、大阪日々、大阪朝報、關西日報、新日報等殆ど主なる新聞社や市長や一流の名望家、實業家を全部網羅して夫等の人が發起人となり救護資金を募集しました。其の結果忽ち百萬圓計り集りましたそれを基礎にしてやつたので、其他住宅に付ては別に政府から百萬圓の低利資金を借入れ二十箇年に償却する計畫で建てゝ居るのであります。先づ此等の金二百萬圓を資金として活動してる。大阪にしては二百萬圓は多からぬ觀あるも、然かし多くの關係者が兼任兼務等の無給者でありますから夫等の人の俸給は全然要らぬが若し之等を加算すれば數百萬圓に上るだらうと思ひます。

第一に簡易食堂は斯う云ふものを必要とする方面即ち細民勞働者職工の居る方面に設けられて居る譯で比較的場末でございます。即ち西區の幸町、北區の天滿、西區の九條、南區の今宮、築港、北區の西野田の六箇所にあります。創設費十萬三千五百圓を要しました。全體の敷地坪數は六百坪、建坪四百三十坪あります。食事の非常に安くて始めは飯が六錢菜が四錢の計十錢であつたのが其の後二錢値上げして一食十二錢飯が七錢菜五錢となつた。而も勞働者の食物ですから吾々のやうな少量ではありません可成分量は澤山にしてあります。時間は午前五時半、十一時半、午後五時半、の三回に開始し各一時間半宛開いてる。其の經營法は市内で最も割烹業に經驗ありと市で認め資力信用ある者を指定し食事の供給

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を請負はせ建物設備一切無料にて使用せしむる外尙電燈料、水道料も市で負擔してる。六箇の食堂は請負者が使用してる事務員、炊事夫、給仕女は總てゞ百二人になつて居ります。簡易食堂は早いのは大正七年の九月に始めたので遲いのは八年の六、七月に始めたのもありますが大正七年の九月から大正八年末の食事數は二百二十萬四千食丈賣れて居ります。六箇所の一日平均七千四百餘食の割合になります。

次に第二職業紹介所ですが種類が三ツありまして普通の職業紹介所、勞働職業紹介所、少年職業相談所此の三ツであります。普通の職業紹介所は求職者の求職を容易ならしめ之に依て時間の空費を省き能率の增進を計り生活上の安定を與ふると共に雇主に簡易確實に使用人を紹介する市內に十箇所あつて從事員は囑託事務員合せて三十七名雜役夫二十一名あり、年中無休で毎日八時より午後六時迄とし紹介料は被傭者より五錢を徵するのみなり。此の十箇所の紹介所の聯絡機關として各所に申込める求人票を取纏め更に之を各紹介所に配布し、斯くして適所に而も迅速に紹介の勞を取る中央職業紹介所があり、勞働職業紹介所は本市の末梢部に所謂飯鰥と稱する屋外勞働者が日々數萬人も空地に集合して其の日の被傭を待つ。然し當てなしに佇立して居て時間の空費もするし亦風儀を紊すと云ふことで市の當局者が豫て心配して居る。夫等を救ふ必要から八年九月から今宮と京橋の二箇所に開始された、少年職業相談所は南區宮津町に設けられ二十歲以下の男女の職業上の相談に應する。將來の職業に付て學校の選定又は直ぐに就職せんとする者の相談をする此の相談所から直接に公私の紹介所に紹介をする又就職少年の保護少年職業の研究調査又兒の鑑識等種々意を用ひて居るのであります。此等全部が四萬三千圓で創設せられ經常費が三萬八、九千圓で上かる。職を求めに來たものはどの位あるかと云ふと開設當時から各紹介所を通じまして男女合せて二萬六千人內紹介されたものが何人かと云ふと一萬六千二百人以上に上ぼつて居ります。是等の職業を求めるに付ては色々の調査が出來て居りまして各紹介所の月別年齡別敎育の程度別府縣別希望職業別等綿密な調査もあります。中に一、二點變つて居る所を話せは六十歲以上で職を求めに來た者が六十四人十五歲以下は百五十九人多數は十六歲から三十歲以下で敎育程度では中等學校以上の者八十二人、府縣別では朝鮮方面五百二人臺灣は六人、職業別に於ては工場勞働者が多くて八千六百人、其他は事務員二千五百人店員二千二百人之等が一番多くて其他は數字がずつと下つて居ります。先程述べた屋外勞働者はどの位あるかと云ふと其の統計は開所當時から八萬六、七千人の屋外勞働者が集合して居り其の內職を求めに來た者は六萬二千人倘紹介された者は六萬一千人で一日平均七百五十八人となつて居ります、手數料は一人に付五錢宛しか取らぬ。

第三に住宅の方は築港と櫻宮と二箇所で戶數は二百五十四戶、大阪市としては戶數が割合に少ない、竈數が階上階下合せて三百九十竈であります。一竈二十疊乃至九疊で家賃十一圓乃至八圓である。所が大阪の多數の人口では此位のことでは足りませんから非常な申込者が殺到して取捨に困つた、そこで職業素行收入市の關係事業に關係して居るもの等參酌選

定して住まはせることになつた。右の外目下築港に百萬圓の低利資金で建築中のものが七月中に六百五十二戸出來上ることになつて居ります。然し唯貸し放しではいかんと云ふので色々の奬勵方法を講じて、自治的の團體を組織せしめてゐる、即ち鶴海會、鶴聲會、大運會、和協會等があつて互に親睦を計り吉凶相慶弔すると云ふ風にしてあります、又住宅の事務所は貯金の奬勵簡易保險の加入を奬勵し毎月一回以上講師を聘して母の會子供の會等を開く、住宅の附設事業に色々ありますが其の第一に託兒所即ち滿二歳乃至六歳の子供を預る所がある父母の就業に便宜を與へ能率を高めしむる目的である、是は築港と櫻宮の兩住宅の附設事業としてやつて居ります、兩所建坪四十六坪で七千圓を要しました。保姆六名雜役夫二名を雇ふてある入所人員が百九人に上つてる。又住宅の附設事業の第二は實費診療所であつて同じく右の二箇所に置いてある。住宅の居住者と附近の者に實費で治療する。其の方法は附近の醫を囑託して診療室と治療用器具及器械は市より供給する、藥品は醫者が實費で賣る八年六、七月開所以來治療を受けに來た者の數八百五十人に達し内治療した者七百人あるといふ。又住宅の附設事業の第三は浴場で同じく二箇所に設けて入浴料七歳以上は三錢七歳以下は一錢、夫等は八年六七月に立てられたもので合せて六十五坪で一萬六千圓を要し十萬五千人からの入浴者があつた。

附設事業の第四は人事相談所で今宮、西野田、築港、櫻宮の四箇所に設けてある是は各種の人事の相談に無料で應する主としては手紙の代書戸籍兒童の就學の世話を住宅の事務員がしてやる件數は四箇所で一千百件に上ぼつて居りま。附設事業の第五は理髮所でありまして前記四箇所に設けてあつて大人が散髮二十錢小人が十錢丸刈大人十五錢小人十錢顏剃十錢で八年七月開所以來八千人の客があつた。夫から附設事業の第六は共同宿泊所で今宮、西野田、築港、の三箇所に八年六、七月から設けられた。從來民間の勞働者の宿泊所が不完全で衛生に適せず風儀が惡いと云ふので貯金杯は至難であつた。本所では講師を囑託して毎月二回精神修養の講話貯金の奬勵衛生上の思想を普及させると云ふやうなことをやつて居る。各共同宿泊所には簡易食堂、職業紹介所、人事相談所、理髮所を附設してる、宿泊所は湯賃を入れて一泊十錢こゝに居れば一泊十錢と一食十二錢三食で三十六錢、兎に角四十六錢で一日は食つて泊ると云ふ組織になつて居ります此の創立が一寸三十三、四萬圓で敷地三千餘坪で二百三十八室あつて宿泊定員が全體で八百八十三人で八疊敷には六人、六疊敷には四人、四疊には二人の制になつてる。之がどれ位宿泊されて居るかと云ふと八年六、七月開所後十四萬人位宿泊して一日平均七百五十七人定員が八百八十三人ですから百三十人位は始終空いてることになつて居ります。さうして夫等の宿泊人に貯金の奬勵をするそれがどれ位して居るかと云ふと、拂戻もありますが十二月の末日に兎に角三萬三千三百餘圓、一人最高のものは六百四十八圓も貯金して居る、倘郷里に送つた額も五千二百圓近くに上つて居ります。附設事業の第七は兒童相談所で之は兒童の衛生、育兒積極的兒童の敎養に關すること或は社會衛生思想の發達を圖るに在る醫學的の相談、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

家事の相談に分けてありますが此等の件數は二千六百件に上つて居ります。

人事相談所は事務所に居つて依頼を受けるのみでなく一各戸それを要するやうな場合に醫者なり事務員が訪問して夫々調査し出張相談をやつて居ります。又書面相談もやつてる。又講習會、母の會、少年少女會等も開催して居る、此等の事も大變面白いものだと思ひます。出張しないと電車賃を拂つて忙がしい親が時間を割いて附添ふて來ることになつて利用が少い東京でも巡廻診療は割合に成績が良い、或る一定の土地に定著することになると病人が行くには世話人が附がねばならぬから利用の程度が低いので巡廻診療が最も實效あるのである、それと同じ仕組であります。

又附設事業の第八は產院でありまして大阪市の住民で資力なく常に難產の僻がある、或は外の病氣が產の時に起ると云ふやうな自宅の出產では危險の虞ある者を收容し產院でお產をして母子の安全を圖ることになつて居ります、此處には醫員產婆其他必要な人員を配置してる、是は一箇所でございますが四萬圓位かけて工事最中であります從つて成績は分りません。最後に公設市場であります、東京の公設市場は內地では一番數が多く發達して居ります。方法の如何は兎に角數が多いことは全國一と思ひますが譬へば四ッ谷、市ヶ谷、牛込の見附、江戸川岸、青山、寺院境內等其他各區隨所に苟も空地あらば直ちに之を利用して一町二町毎に矢鱈に市場が設けてあります。極簡單でありますがそれが非常に利用されて市民に便利を與へて居ることは尠くありません。大阪は箇所としては東京には迚も及ばないで十箇所しかありませぬけれども成績は相當上つてをります。大正八年の十二月の一箇月の賣上でも五百四十萬圓の高であります。建坪千七百坪、建築費十五萬五千圓であります。最後に大阪府と市の救濟事業を一覽表とし各位の高覽に供し以て本講演を結びたいと思ひます。

大阪府、市、救濟事業一覽　○印は市の事業さす

救濟基金及救濟費　大阪府慈惠救濟基金。大阪府罹災救助基金。大阪府藤田慈惠救濟基金。大阪府救育費。大禮記念大阪府賑恤基金。大阪市窮民救助費。軍人救護基金。宇野慈善資金。

救濟研究並援護事業　救濟研究雜誌。救濟事業研究會。方面委員。特殊部落調査。大阪救濟事業同盟會。大阪慈善協會。工業教育會。慈善新報社。大阪婦人慈善會。大阪婦人妙好會。大谷派婦人法話會支部。大阪婦人矯風會。財團法人心華婦人會。

保健救療　日本赤十字社大阪支部病院。同上結核患者療養所。恩賜財團濟生會大阪府病院。同上今宮診療所。同上西濱診療所。同上玉造診療所。同上九條診療所。同上堺診療所。同上西野田診療所。財團法人弘濟會。大阪慈惠病院。同上生野保養所。大阪每日新聞慈善團。大阪醫科大學々風會施療救恤部。大阪市醫師會。大阪府衛生會。大阪結核豫防協會。學若慈教育院施療部。積德會附屬施療院。第三區府縣立外島保養院。同患者慰藉會。○大阪市立桃山病院。○大阪市立刀根山療養所。大阪癲狂院。大阪腦神經病院。大阪腦病院。石丸癲狂病院。大阪產婦園。大阪慈惠看護婦會。土居看護會。仲田助產所。○櫻宮實費診療所。○築港同上。○產院。

育兒　社團法人博榮社。財團法人弘濟會育兒部。財團法人汎愛扶植會。聖若慈教育院育兒部。社團法人大阪約翰學園。財團法人愛育社。○築港託兒所。○櫻宮同上。

保育　社團法人救護會大阪支部附屬大阪保育院。同上南王子保育院。不動寺保育園。弘濟會保育部。弘濟會九條保育所。今宮同上。木津同上。天滿同上。下寺町同上。小橋同上。四貫島同上、泉尾愛兒園。石井記念愛染園。

敎育　愛染橋夜學校。私立愛隣同上。私立堺累德同上。私立累德尋常小學校。私立心華同上。私立德風同上。私立有隣同上。私立鳴尾篤志學舍。私立岩崎篤志夜學校。私立岩崎篤志裁縫夜學校。財團法人寺田濟美館。桃花塾。

感化敎育　大阪府立修德館。大阪府立館友館。

育唖保護　市立大阪盲唖學校。大阪訓盲院。東盲人保護協會。北盲人保護協會。

養老竝軍人救護　財團法人大阪養老院。財團法人弘濟會養老部。愛國婦人會大阪支部。大阪保養院。

免囚保護　安德會。大阪佛敎和衷會。救世軍希望館。大正自治會。堺免囚保護會實珠團。向善會。佛敎端德會。佛敎慈眼會。佛敎興生會。和泉興德會。融通念佛宗免囚保護會。

職業紹介　日本海員液濟會大阪出張所。財團法人大阪婦人ホーム。大阪基督敎青年會職業紹介所。財團法人大阪同上。財團法人北野同上。○九條職業紹介所。○今宮同上。○築港同上。○西野田同上。○京町堀同上。○堀江同上。○中央同上。○天神橋同上。○老松町同上。○京橋同上。

勞働紹介　○今宮勞働紹介所。○京橋同上。

相談　○築港人事相談所。○櫻宮同上。○今宮同上。○西野田同上。○今宮兒童相談所。○今宮少年職業相談所。

小住宅、宿泊、授產　財團法人大阪自彊館。同上築港分館。私立大阪曉明館。大阪職業紹介所附屬勞働寄宿舍。北野同上。○今宮共同宿泊所。○築港同上。○西野田同上。○櫻宮小住宅。○築港小住宅。財團法人弘濟會授產部。○愛國婦人會大阪支部授產部。

簡易食堂　○九條簡易食堂。○幸町同上。○天滿同上。○今宮同上。○西野田同上。○築港同上。日本橋同上。

理髮　○今宮理髮所。○築港同上。○西野田同上。○櫻宮同上。

浴場　櫻宮浴場。築港同上。

公設市場　○九條公設市場。○堂島同上。○谷町同上。○六方體町同上。堺市北同上。同中同上。同南同上。

先づ調へた大體は是丈であります、甚だ數字計りを羅列して長時間淸聽を煩しましたことを感謝致します。尙詳細は印刷物がありますから御覧に入れませう。

臺灣に於ても相當の施設を必要とする際何かの御參考になるならば仕合せであります。

瑞穗の國の根抵

臺灣銀行調査課長　安西千賀夫

本篇は五月八日偕行社に開催せられたる經理官會議席上に於ける安西臺灣銀行調査課長の講演筆記にして演題は「米」とせられありしも玆には編輯の都合上本講演中の一句を採り右表題を附したり。（一記者）

先日何か演説を申上げる様にと云ふ御依頼がありましたが、未だ軍隊の方々に御話を致した事もありませぬのみならず、近時財界に大變動が起りまして殊に多忙を極めて居りまする際て材料も充分纒つて居ないのでありまするが、併し私は斯様に貧弱な身體を有つて居りまするに拘らず幼時は軍

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

人志望でありまして常にピュアアンドシンプル、只是れ至誠の塊と云ふ軍の精神に對して少からず尊敬を拂ふて居りまするが故に、各位に御話を申上げることは寔に光榮に感じ充分成算のなきに拘らず敢て今日參上致しました次第であります。

斯く意氣込の壯なるに似ず、演題は誠に質なもので米と云ふ題であります。實は各位に對し斯樣な題目に付て御話申上げることは或は御倦怠を招かんことを恐れて居るのでありますが、何故私が斯樣な演題を選ひましたかと申しまするど、新聞でも御承知の通り現に本島では島米の移出許可の問題に付色々議論が喧しきものありまするのみならず、御職責上陸軍の米問題に付ては常に深甚の御注意を御拂になつて居る方々であるし、殊に我邦に於ける米問題と云ふものは國民生活の根本問題で、國運の興隆一に此の問題に繫るとても申して差支ない程の重要なる問題であると常時憂慮して居るからであります。何卒暫時御清聽を冀ます。

抑も我邦は古來瑞穗の邦と申しまして米を以て主要産物となして居りましたのみならず、又實に國民の主要食物として誇つて居つた所でありまするが、近年産額に著しき增加あるに拘りませず尙生産が消費に及はぬ狀況で、瑞穗の國の根蔕が頗る怪しくなつて參りました事は、御互に誠に憂慮に堪へざる所であります。今內地の米産額及其の消費の狀況を申上げまするど我邦の米産額は累年政府の指導奬勵と農民智識の開發とに依りまして年を逐ふて增加し、明治十四五年の頃二百五十萬町步の栽培面積は今や三百萬町步の多きに及び反當の收穫は一石四斗二升なりしもの今や一石七斗六升を數へ年産額平均五千五百萬石の多きに及びましたるに拘らず、一面人口の增加は米産額の增加率を超へ內地の人口は明治二十一年頃に於きまして三千九百萬人たりしもの大正七年に於きましては實に五千七百萬人に近く一箇年の增加率は七十七、八萬人に及んで居ります。加ふるに生活程度の向上と飯米用以外即ち製酒用、菓子用、糊用等に對する需用が益增加しまして消費の增加は産額の增加率を超へて居るのであります。即ち明治二十一年以降大正六年に至る二十九年間の各五年間の平均に依りまして生産及消費增加の割合を指數を以て表はしまするときは、生産の增加は一一九なるに拘らず消費の增加は一二五と云ふ指數を示すのであります斯くの如き狀況でありまするが故に、米の生産額は消費額に及はないのであります。即ち之を統計に照しまするのに明治二十九年前後(日淸戰爭)迄は兎も角供給が需要を超過し又はカッ々々位に參つたのでありまするが同年以後は全く形勢を一變しまして歲々供給需要に足らず、平均每年三百萬石(陸軍需要の十倍)內外の不足を來し年に依りては五、六百萬石大正七年の如きは實に七百三十萬石と云ふ莫大なる不足を來して居るのであります。而して敍上の趨勢は今後に於て益甚しきものあるべく試に之を推定しまするど大正二年調査の既往五箇年間に於ける平均我內地の人口增加率は百人に付一、四七%に相當しまするが今之を一、四%と假定し算出するとは大正十一年には六千萬人となり(端數切捨)二十一年には六千九百萬人となり五十一年には一億三百萬人となる勘定であります。

斯の如き狀況でありまするが故に政府の說明に依りまするど、今から三千數百萬石の不足を生ずると云ふ計算になつて居ります。勿論マルサスの申しました樣に食物がなければ人口は增加しませぬが、其の之に至る迄には莫大なる不足を覺悟することを要すべく先年富山其の他の各地方に行はれました樣に女將さんが蒼白の子供を背に負ひバケツやザルを提けて米を與へよと云ふ悲痛の叫や、身分のある人が暮夜面部を包みて恰も惡事でも爲すが如く遽々として廉米の買出に參らねばならぬと云ふ慘憺たる狀況は將來屢々繰り返さるゝものと思はねばなりますまい。夫れ國九年の蓄なくんは之を不足と云ひ、六年の蓄なくんは之を窮と云ひ、三年の蓄なくんは國其の國にあらざるなりと申しますか、三年の貯處の騷にあらず一箇年の食料さへも莫大なる不足を生ずる現在の我邦は之を何と評すべきや私は寔に國家の深憂であると信ずるのであります。而も外米輸入の政策は傳家の寶刀を拔くと拔かぬに拘らずこり〳〵して居りまするが故に一旦緩急の問題を外にしても之に依賴することは出來ませぬ。勿論物窮すれば必ず通すで何とか方法も付くではありませうが—此の點に付餘事なから一寸申上げますが面白き御話かあります。明治四十年の頃私が北海道で役人をして居りましたとき北海道の米に付て調査をして見ました、當時北海道の人口は約百五十萬と記憶して居りますが其の產米は僅四、五十萬石消費米の多くは內地から供給を受けましたので稀には臺灣から米を積むて來て其の代りに藝者を積送る事なとありまして、今でも此の藝者が臺灣に居ないかと思はれます斯くの如く米の出來高は非常に少いのみならず開墾すべき土地は未だ〳〵廣大でありましたが故に私は或る席に於て大に米作の擴張論を試みた事かありますが、當時席に居つた故老は貴殿は左樣に攻擊せらるゝが私共から見ると今本島に四、五十萬石の御米が取れる樣になりましたことは夫れ丈けて非常な成功て私共の幼時に於ては北海道ては米は全く出來ぬものとせられて居つて彼の帆船て內地から御米を仰きたのに冬の北海道は殊に險惡であるから何時果して御米か着するか全く見當か付かぬ、從て御米の貴いことたら非常なもので如何にして米を貯蓄するかに付て非常な苦心をしたものであります、そこて當時米の代料として常用したものは鯡て此の魚は三度々々食膳に上りましたもので、そこで私共北海道在住者から見ると全く鯡は御米の代用を致しましたもので之は御魚の形はして居るか實は御魚てないのであります。從て文字自體に於ても鯡は魚に非すと書くてはありませぬかと話されたのてあります。成程聞いて見れは之も一理屈あるので然らは魚に非さる鯡の文字は北海道より出來たのかと試に康熙字典を引いて見ますと之にもちやんと載つて居ります。して見れは此の鯡と云ふ御魚は豈啻に北海道に於てのみならす、餘程の大昔から支那の大陸に於ても御魚てはなかつたものと見へると云て大笑を致した事かあります。

今一つ私か樺太を旅行しました時に、北海岸眞岡の附近に農事試驗場かありますそこを視察しました時に一二反もあらうと云ふ廣大な面積に水を堪へ其の水の落ち來る處に二坪はかりに稻か値へてありました此の二坪の稻は成長し過きて居

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るのみならす數か非常に少いので如何にも合點か行かす何の事かと尋ねました處か樺太の水は非常に冷いので之を其の儘稻にかけては忽ち枯れるから上の田て水を溫めて灌く樣にしたのたと申されました。そこて私は馬鹿なことをするものた、玩弄物としてはよいかも知しぬか事實に成り立つものてはないてはないかと申しました處か左樣御笑になるへきものにあらす、山芋變して鰻となり雀海中に入つて蛤となることさへあるてはないかと申された事かあります。

扨て本論に歸りまして如何にも山芋變して鰻となり、雀海中に入つて蛤となることさへあるのてありますから人生の前途に對しては必すしも非觀を要しないのてありまするか、併し之は人事を盡してからの後の話て我邦の產米か前述の如き不足の顯著になつて居りまする以上は之に對して總ゆる人事を盡さなけれはならぬことてあることは申す迄もありませぬ。

孔子は食足り兵足り民をして之を信せしむと曰はれ强兵の前提は十分なる食糧を得るにあることを宣せられて居る。如何にも其の通りて創世紀に生よ繁殖よ地に滿盈よ之を服從よとありまする如く、蕃殖膨脹か神意てありとしましても食物かなくては蕃殖ところか自已の生存さへも完ふすることか出來ないのてあります。惟ふに國運の發展は民族の膨脹に俟つのて已往五十年間に於ける我國運の發展か比類稀なるものてあつたことは國民的素質の優秀てあつたことに因りますることは勿論てありまするか、其の大なる原因は我民族の膨脹力か旺盛てあつたか爲てありまして而して國民の膨脹は已往に於ける國民生活の安定てあつた事、即ち換言すれは食料問題に付て後顧の憂かなかつた爲と信するのてあります。夫れ故に私は單に個人的生活問題に於てのみならす、國運發展の將來に鑑みまして米問題は實に切實緊要な問題て此の問題は學者たると爲政家たると軍人たると商人たるとを問はす國民的に解決を要する問題なりと信するのてあります。然らは之か解決の方法如何其の方法は種々あるへしと雖米產額の增加を以て先つ其の第一要義と爲し產額の增加は耕地の擴張を以て要諦と爲すものてあります。然らは我國に於ける耕地擴張の餘地如何此の點に關して政府は內地に於て百三十萬町步の擴張見込地かあると云ふことを申して居ますか、百三十萬町步と云へは我現在田面積三百萬町步の半にも近い廣大な面積て如何にして、私は斯樣の數字か算出したのてあるかと云ふことを怪んたのてありまするか、政府案に依りても直に之を開墾するとは云はすに十五年間に二十五萬町を開墾すると逃を張つて居るのてあります。私は何卒二十五萬町步開墾か出來れはよいがと祈つて居るのてあります。併し內地の事は更に詳細の硏究を要しますが私共臺灣に住んて居りまするが故に臺灣の耕地擴張見込地に付て申上けますれは、本島の耕地擴張の事に付ましては蕃界を除きましたる臺灣は非常によく開墾せられて居りまするので、行政區域內に於ける總面積と耕地との割合は桃園廳下の如きは六割二分に當り、嘉義に於ては五割二、臺中は四割九と云ふ數字を表はして之を內地に比較しまするに內地て最も廣く開墾せられて居りまする埼玉縣の四割、千葉縣の三割六四、に優つて居りまする。亦本島て最

も開發の割合の低い南投臺東の地方も之を和歌山縣に比較しますれば遙に上位にあるのであります。斯くの如く行政地城內の開拓地域は餘程進んで居るのでありまするが故に現在其の儘の狀況に於きましては臺灣に於て耕地擴張の面積は甚た多くないこと、信ずるのであります。そこで臺灣に於て耕地の擴張を致しますには私の常に根本問題と考へて居りまする蕃界の問題を除外しますれば例の河川整理、海岸干潟の埋立又は官佃溪事業の工事等排水及灌漑の方法に依る外なしと考へるのでありまするが、是等の事も亦資金等の關係から容易てないとしまするならは差當り著手すへきものは豫約開墾許可地を開墾すること最も捷徑の樣に思はれるのであります。併し此の豫約開墾許可地等の整理開墾に依つて得る所の面積は其の額か僅少でありまして多くとも數萬甲歩を出てぬでありませう。而も之は纏つた土地てはありませぬので各地に散在して居るのを驅り集めたものてあります。誠に遺憾なから我邦の樣に猫額大の土地に於きまして內地たると本島たるとを問はす斯樣にして重箱の隅をツッツク樣なやり方をしなければならぬのであります。此の點に付きまして私の先般歩きました濠洲の地方なとは實に羨望に堪へないので際涯なき一望萬里の沃野か悉く拋つてあるのであります鐵道なとで歩きますと際涯なき沃野にユーカリプタスと云ふ木かぽち〲と生えてそこに羊かちらほら遊んで居るのを見るのであります。シドニーからメルボルン迄六百幾十哩もありまするが其の間に人家の稠密な都會は一もありませぬまー我國なら北海道の極の田舎根室から網走の邊か樺太を歩く樣な感かしたのであります。實に廣大無邊なもので牧場を見やうと思ふても汽車て三百哩も走りそれから自動車て又四十哩も走りまする樣な有樣で私の觀ました牧場なとは餘り大きいのでありませぬが牧場周圍の柵が百哩あると話して居りました其の廣いこと實に想像外であります。併し之が一朝市街に入りまするど形勢全く一變しまして餘分の土地と云ふものは少しもありませぬ。勿論公園であるとか道路であるとか申しまするものには廣大な面積もありますれは金も十分使つてありまするかシドニーに於きましてもメルボルンに於きましても役所の附近に空地や庭と云ふものは全くないのであります。私は聯邦政府の內閣にも屢々出入し又議會にも參りましたか空地や庭は少しもありませぬ。恰も商店の樣に道路から直にドアを排して出入することか出來ますので其の便利至極なこと非常なものでありました。當時私の考へましたことは外國のでは凡て此の風てある彼のバッキンガム宮殿の如きものも庭らしいものはないと云ふ話を聞いて居つたか如何にも左樣てあらう、元來役所と云ふものは官吏の事務所て庭を眺めて樂んで居る樣な餘裕のあるものでないから是非之は我國でも此の流儀にやらねはならぬと考へたのであります。我邦では動もすれは舊式に官廳の威嚴とか申して四角張つた事を申しまするが元來此の役所と云ふものは人間の社會から掛け離れたものでないのでありまするから彼の窺ふことを許さすとか、何事のおわしますかは知らねともと云ふ樣な式ではいけないので、又左樣な時代は疾くに過ぎ去つたこと、信ずるのであります。從て私は耕地擴張の一方法卽ち國民生活の緊急問題米問題の解

して此の役所の不用地を整理することが最も必要ではあるまいかと云ふ事を考へまして種々頭を悩まして居るのでありまするか、政府に於ても頗る處があると見へまして先議會に國有財産の整理法案と云ふものが丁度議會の開散になる二日前に提出して居ります。不幸にして議會解散の爲に物にならずに終りましたか早晩此の事は問題になるへきものと考ふるのであります。

本件に關してオーソリーチーとして許され居りまする澤來太郎君の調査に依りまするも、全國に於きまする國有土地の總高は千六百四十三萬町歩、更に之を各省に分けて見ますると陸軍省所用地が二十五萬六千八百町歩、文部省が八萬六千町歩、内務省が一萬三千町歩、司法省が九千四百餘町歩、海軍省が七千七百餘町歩、農商務省が七千二百餘町歩、大藏省が四百五十一町歩、遞信省が二百八十五町歩、外務省は僅に八町歩と云ふ數字になつて居ります。然らは臺灣に於ける所用地は幾何かと申しまするど二千五百六十八町歩と云ふことになつて居ります。其の他所用地以外のもの即ち保管地や森林原野等の合計が九百十五萬町歩臺灣にある林野が五十六萬一千町歩と云ふ數字になつて居ります勿論是等の所用地や森林原野の如きものは夫れ々々必要の目的の爲に存在するものでありまするのみならず、其の不用に歸して居るものも將來必要のものあるは勿論現在に於ても或は貸付其の他の方法て十分利用になつて居ることは信するのでありまするか又其の不用のものの或は整理未濟を其の儘放任せられて居るものも少くないことゝ信します。澤君の説に依れは三分の二は不用に屬するので整理を要するのであると論して居ります私は果して幾何の土地が整理し得へきものであるかと云ふことを知りませぬのみならす、又之を調査すへき方法も持たぬのでありまするか假りに千數百萬町歩の中其の極めて一小部分茲に説明の便宜上陸軍省所用地に相當する坪數丈を整理し得へきものとし之を水田に變更可能のものとしますれは此町歩數が二十五萬町歩と云ふ耕地を得ることゝなるのであります總額から見れは誠に僅少でありまするか此の面積は現在臺灣に於ける田作付面積に相當し政府が年六分四千五百萬圓（臺灣一ヶ年經費の約半額）の大金を出して開墾會社とか云ふものを起し而も十五ヶ年の長年月間に漸く成就しやうと云ふ耕地擴張の面積に相當し假りに一町歩當十八石の收穫としますれば年四百五十萬石即ち約現在臺灣に於て收穫する米產額と殆ご同數の收穫を得るのであります。僅に二十五萬町歩に於ての開放に於て已に然りでありまするか故に、私は撤底的に國有地の整理をしましたならば寔に莫大なる耕地を得ますることゝ信しまするので是に依つて我國の食料問題を解決に資することが偉大なものであらうと思ふのであります。而も果して幾何の土地が實際必要であつて幾何の土地が整理し得べきやは各其の當該官憲の力を俟たされば到底調査することが不能でありまするから、私は機會ある每に當該官憲に其の御話を致して居るのでありまするか、幸に各位は此の途に關する要路に居られまするか故に十分の研究の願ひ範を他省に示し以て我國食料問題の解決に是非御盡力あらんことを切望するのであります。（完）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

印度農業管見

臺灣總督府技師　吉田碩造

一

先般鎌田參事官から私に印度の話をしろと云ふことでした、曩きに三井の三島氏があちらを視察されました結果は茲で既に講演があつたと記憶して居ります、私の印度に參りましたのは昨年の春であります事己に舊聞に屬するやうな嫌ひがありますので今印度のお話を申上げることは如何かと存しますけれども折角のお勸めで御座いますから、私の向ふに參りまして視て參りましたことを大體掻い摘んでお話する積りであります。

問題は印度の農業管見と云ふことにしてありますが、實は私が昨年印度に參りましたときは四月であります、夫れに私の旅行は僅か一箇月半でありまして而かも其の時は印度の最も氣候の惡い時期でありまして炎熱燬くが如く、室内の溫度が百五度乃至百七度を告げて居る時期に這入りましたので、巡囘致しました區域は比較的廣くありましたけれども恰度農產物が殆どない時期で、私の調査の上から申しますと極めて不幸の時期であつたのであります。それで齎しますものは何もなかつたのであります、そこで唯私が參りまして觀て今日頭に殘つて居ることを申上げるに過ぎませんので甚だ皆さんに對しては恐縮に存しますけれども暫くの間御清聽を願ひます。

二

東印度の農業一般のお話をしまする前に印度の大體の自然狀態を申上げて置きますることが印度農業のお話を致します上に甚だ都合が良いと思ひますからかい摘んでお話して置きます。

御案内の通り地圖にありまする如く、東印度と云ふ國は極めて大きな國であります、面積から言ふと百八十萬平方哩人口三億一千五百萬卽ち我が日本の本土、臺灣及び朝鮮を合したる全領土に比し面積に於て約九倍人口に於て約五倍の大國であります其の東の方から西に二千哩北から南に掛けて殆んど二千哩と云ふやうな大國でありますから、此の裡に抱擁する動植物は殆んど全世界の物を網羅して居ると言つて差支ない一種の小世界を造り出して居るのであります、それで印度の農業を觀るには餘程多數の日子を茲に費して緩つくり視察しなければ到底滿足なる調査は出來ません、私は之れを殆んど一箇月半で飛脚のやうに觀て還りました、此の印度の大人口の內二億以上の人民と云ふものは一に農業或は農業に直接關係ある業務に據つて生活を營んで居ると謂つても良いので、一年に印度より產出する農產物が日本の金で約百億圓に達する

ものを擧げて居ると云ふやうな狀態でありますから、印度に於ける產業の大宗は先づ農業であると謂つても良からうと思ふ、此の面積百八十萬平方哩を有する東印度の大部分は英國の寶庫たる英領印度所謂印度帝國と稱するものであります、印度帝國を外にして東印度內には別に英國の領土でない大小合せて六百有餘の諸蕃邦（Native States）があります、英領でもなく蕃邦でもない外國の領土もあります、外國の領土には佛國の印度東沿岸に有するポンジチエリー、カリカル、ヤナム、西沿岸に於けるマーエ、甲谷他の北方二十哩に位なるシャンデルナゴールを始め、葡萄牙の印度西沿岸に於けるゴア、デユ等を合せ人口約八十萬の領土であります。

印度帝國は緬甸を合せ面積百有餘萬平方哩、人口二億四千五百萬、其の餘の七十萬平方哩と七千萬の人口とが六百有餘の諸蕃邦と佛葡兩國の領土に屬するのであります。

三

印度の地勢を申しますれば、大略之を四區に分つことが出來ます其の一はヒマラヤ直下の山岳地方である、其の二はインダス、ガンヂス、ブラープトラの三河の流域に屬する沖積層の大廣野である、其の三はベンゴール灣と亞刺比海とにて挾める南印度即ち熱帶線以南の心臟形の大半島である、其の四は諸般の形象を印度本土と相異にする緬甸であります、或は印度本土の略々中央を西より東に蜒蜿駛走するヴィンデア及びサトプラ二大山脈を以て之を南北兩部に截斷して大觀してもよいのであります。

山岳河海の國の政治經濟及び人文を左右することは言を俟ちません土地の豐歉、民人の集散行政の配置皆其の支配を受けぬものはありません、而して印度に於ては特に夫れか顯著であります、別して中央亞細亞の脊髓たるヒマラヤは印度を研究する上に於て極めて重要であります、ヒマラヤは單一の山岳ではない、單一の連峰でもない支那と印度との間に宛然摺鉢を打伏せたるが如き一大瘤塊の隆起した樣なもので、其北方に沿へる高岳は崑崙山で、南方一帶の峻峰は普通之をヒマラヤ山と云ひ、中間の海拔平均一萬五千呎の高原地は即ち之を西藏と云ふのです、崑崙山、ヒマラヤ山及び西藏の三者は之を天上より俯瞰すれば相集合して一體をなせる連續的の尨大なる瘤塊であります、ヒマラヤは東西二千哩、南北五百哩、其包擁する面積約一百萬平方哩即ち我が日本領土の四倍である其連峰牽ね二萬五千呎を超へ、エヴエレストに至りて實に三萬呎に達し西藏の高原すら概して一萬五六千呎の間にあります、之の天嶮が印支兩國を遮斷する一大障壁を作して居る俗にヒマラヤ山と稱するもの即ちヒマラキ連峰の南面に屬する部分は印度の北境を西北より東南に掩護し、インダスとガンヂスとにて挾める中央印度三十萬平方哩の地域はヒマラヤの御蔭を蒙らぬものはないのであります、ヒマラヤなかりせば印度千里の沃野は一大砂漠たるに過ぎなかつたのでありましよう、此の山かある爲めに河川四通八達し、灌漑の利便、陰陽の調和茲に始めて備はるを得たのであります、歐洲大陸の如き、其の南北兩方面に於て氣溫雨量等の天然作用に應分の相違あるは勿論であるが、之をヒマラヤの恩澤を受くるに

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

於て輕重厚薄の甚しき印度兩方面に比ぶれば全く同日の談ではないのであります。今北印度の一半に就て申しまするならば、試みに東方の下ベンガルと西北のシンドとを比較しますと、此の兩地方は殆んど同一の緯度圏内にあるのにシンドは一年の雨量僅に三吋、即ち雨は殆んど皆無と謂つて可い處、人工的灌漑を施すに非ずんば人間の到低居住に堪へざる砂漠地であります、然るにベンガル方面の如きは定季の降雨極めて裕に、其の東境北方、殊にチエルラプンヂに至りては雨量年に三百吋乃至五百吋、一日の雨量實に四十吋を示すことがあります、隨つて植物は善く繁茂し、五穀豐饒、別して同洲は印度輓近の主要輸出品の第三位を占むる黄麻（ジユート）（第一位は棉、第二位は小麥）の特有產地として世界に名高いのであります、同じ印度の略は同じ緯度圏内にありても右の通りに相違があるのであります、故に印度の氣候風土は一を以て他を推すことは出來ない甲谷他地方の四五月の交、焦熱其極に達し、日蔭の温度百五度より百八度は珍らしくない、稀れには昇つて百十度に及び起座眞に熱瓶中にあるの想いがあります、然るに汽車に乘つて高く煽風器を廻はし、床に氷塊を置いて北行すること百有餘里、翌朝ダーヂリングに近づけは、五月の天尙寒く、凉氣膚に泌み、宿に入り暖爐を擁しながら旅裝を解くの奇觀があるのであります、故に印度は隅から隅まで酷熱焦暑の土地ではない、丁度臺灣と樺太とを兼有する國であります、特に印度には一方には一年を通じて暑氣極めて高く四季の區別殆んどない所と他の一方には寒暖の差相當にある所とあります、中央及び南部地方は前者に屬し、パンヂヤブ其他西北國境地方は後者に屬します、マドラス、孟買の如き熱帶圏内に位する所では、冬夏の差は極めて僅少で年中暑氣を訴ふるも同時に其の最高温度は敢て驚く程のものでありません、然るに温帶圏内に屬するインダス、ガンヂスの流域地方に於ては冬夏の差多少あると同時に夏時の焦熱は到底、熱帶圏內各地の及ぶ所ではありません、例へばパンヂヤブ、アグラオウド、合併洲シンドの砂漠地、此等諸地方の四月乃至六月の暑氣なるものは、世界の他の方面に多く其の比を見ない程であります、併し其の暑氣の酷烈なる丈けそれ丈け自然の作用にて之を緩和する方法が自然に備つて居るのであります、夫れは一定の季節に吹來る「モンスーン」の如き其の一作用であります、印度內地殊に印度北部の平原の氣溫は毎年六月以後になると、印度沿岸の氣溫よりも遙かに昇り、暑氣著しく上るのである即ち陸上の空氣は熱し、氣壓は輕くなり同時に赤道以南の海洋上の氣壓は比較的に重くなる爲め、濕氣を含む空氣は海面より印度內地に向つて運動を開始する之れ所謂南西季節風である、印度陸上の暑氣其の極頂に達しますと此の南西季節風吹き初め、定季の雨が來りて陸上に降る、毎年五月末には南西季節風は先づ印度の西南端に鋒鋩を表はし、印度西岸に蜿蜒長蛇を成せる所謂西庄（Western Gnts）に觸れて玆に雨と化し、漸次北進して六月末にはヒマラヤ冷峯以南の地即ち北印度の略ぼ全體に洽ねく降雨を見るのである、唯たシンド地方には南西季節風に觸れて濕潤の空氣を雨化せしむるに足るべき障壁がない氣溫は海面よりも却つて高いので南西季節風は同地を空過し、一千哩も北に位す

るパンヂャブに到りて初めて沛然雨下するのであります、之れがシンド地方に人工的大灌漑工事を施行する必要がある所以である、而して夏過ぎ冬近くと共に海面の能く氣温を保つに反し、陸上では太陽の傾斜的熱度を受くる割合よりも之を發散する割合が多い、殊に北方内地に於ける氣温は海面の夫れよりも遙かに降下する故、九月末より南西季節風は次第に變じて正に反對の北東季節風と化し、地形上南西季節風の恩澤に浴する薄きマドラス其他印度東南部各地を潤ふし十月より十二月にかけて同地方は代つて雨期に入るのであります、

四

右述べたる天然作用が印度の農事の豐凶、灌漑、衛生等に及ぼす影響に至りては實に偉大なるものがあるのであります併しながら茲には此等に就き詳細に申述ふる時を持ちません爲めに省略して置きます、唯だ印度の人口、狀態に就き少しく述べたいと存します。

人口の粗密は地方に依りて甚しい差違があります、印度の總人口を其總面積に割當て丶見まするど、一平方哩に付百八十七人となりますが、之を英領印度と諸蕃邦とに區別すると前者の二百十三人に對し後者は九十二人に過ぎません、更に英領印度の各地方に就て觀察すると其の最多なるはベンガル洲でありまして一平方哩に付き五百七十八人となつて居る、次に合併洲は四百四十二人、マドラス洲は二百九十一人、パンヂャブ洲は二百八人、孟買洲は百六十人、緬甸洲に至りては僅に五十二人に過ぎぬのであります、斯くて或地方は人煙餘りありて土地足らぬ、或地方は土地はあるけれども勞力之に伴はぬと云ふ狀態であります、此の均衡の著しく缺くる爲め、一度凶歉災害が季節風の遲速、降雨の多少等により發生するや甚しく一方に偏倚する所以でありまして、國内移住の奬勵が是に於てか多年試みられたのでありますけれども、或は土地瘠薄の爲め多く人を誘致することが出來ず或は宗門姓閥關係上から好んで郷土を離れることの困難なる等の事情よりして有期契約の各種勞働者を除く外は移住の特に見るべきものはない、實に三億一千五百萬の人口中祖先以來の郷土以外にて出生したる印度人は一千萬に達せないと云ふ樣なことで以て其の一斑が察せらるゝのであります但し此の間にあつて稍々顯著なる現象はベンガル、マドラス諸洲より緬甸への移住であります、緬甸は古來廣大なる沃野の地なる爲め印度本土よりして比較的多數の移住者を收容し「ヒンヅー」教徒も行き回教徒も行くと云ふ有樣で其の數は今日既に一百萬に上らんとして居ると云ふことであります。

人口狀態の事を申上げた序に付け加へて印度人口の増減狀態を一寸申述べて置きたいと思います、印度では國勢調査を毎十年に一回行ふ事になつて居りますが、其の最近の一九一一年度報告に依ると、英領印度に屬するものが二億四千四百餘萬、諸蕃邦に屬するもの七千有餘萬、合計三億一千五百萬となつて居る、之を一九〇一年の統計に比ぶれば英領印度に於て一千二百萬卽ち五分四厘、諸蕃邦で九百萬卽ち約一割三分、合計二千一百萬卽ち平均九分强の増加であつて更に溯つて其の十年二十年前に比ぶると、毎調査期に若干の増加を示

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して居る、そこで印度の人口は概して累年增進の勢ありと認むることが出來る樣であります、其の原因に就ては當局者は結婚及び出產數の增加、避妊の減衰、生產業の發達等にありと申して居ります印度內地では年々惡疫、飢饉、毒蛇、等の害に斃るゝ者が少なくないのに右の通り生產率は死亡率を超過し英領印度では死亡率は平均千に付き二十八强であるに對し生產率は三十九强を示して居ります、而して生產率は同一時期に於て獨逸は三十九、英國は三十五强、白國は三十二弱、佛國は二十五强、本邦は明治四十三年末の統計で三十四弱とあります、夫れで印度の生產率は餘程高いのであります但し印度人は概して短命と見へ生存年齡平均二十四歲九箇月と云ふことであります。

五

以上は印度の自然狀態や人口狀態の大要でありますが斯かる國に於て農業が如何なる風に發達をしたかと申しますると、存外早くから印度の農業は色々改良の方面に力を盡くされて居りましたがそれが著しく發達をしたのは最近十五箇年の間位であります、只今申しました通、土地が廣い爲めと「ムンスーン」の關係で雨量の狀態が違うと云ふやうなことから農產物に非常に豐凶が起るのであります、前申した通り印度には饑饉が大抵每年何處にかゝある、併しながら今日では交通機關が備はりました爲に、印度の饑饉の救濟は餘程能く行はれて居るやうになりましたけれども、昔はそれが出來ません爲に一度饑饉が起ると非常な危害を及ぼしたものであります、其の上に印度農民は極めて貧弱で貧乏な印度人が多いのであります、人の集散する場所に參りますと乞食が澤山居りまして旅行者に五月蠅く附き纒つて閉口致しまするやうに貧乏人が多いのであります、一度饑饉が起ると非常な慘憺たる狀況を呈する爲に、印度は年々饑饉救濟費として一千五百萬「ルピー」も出すと云ふ狀況でありますから、一層斯く云ふ困難を救濟するの要あることは誰れしも印度に參りまするものは感ずるのであります、印度政府は殊に一千八百六十六年にベンガル州に起りました大饑饉が非常な慘憺たる狀況を呈したと見へまして、どうしても饑饉を根本的に救濟することが出來るか否やが當時當局者の頭を惱ましたと云ふことであります、何んとかして救濟法を設けねばならぬ、夫れにはどうしたらば良からうと云ふことで當時或る一部分にはどうしても根本的に印度の農業を改良しなければならん、それに就ては農務省の如き機關を起して是に由つて印度の農業の改良を圖らうと云ふ意見が出たやうでありまするが、差當りそんなまだるいことはいかん、其の饑饉を救濟するには直接直ちに效果の擧る方法を講しなければならん、それに就ては饑饉は印度の氣候に適應する作物種類を選擇する事が當を得て居ないのと灌漑の施設が惡いからさう云ふ害が來るので、先づ灌漑の設備に金を使うが良い、さうすると水の供給が順當に行く結果、作物の收穫が增すから、從つて饑饉を調和することが出來ると云ふことで、灌漑の施設にはそれで非常に金を使つて居ります、印度政府の支出して居る年々の經費中で、軍隊に要する費用の外鐵道の設備及灌漑の設備などは其の主なる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

經費であると私は思つて居ります、今日印度政府が灌漑の爲に使ひまする金は生産的灌漑工事、保護的灌漑工事（以上二工事を大灌漑工事と稱へて居る）及び小灌漑工事（埤及ひ井戸工事）等合して年々四千六百萬磅内外であります、灌漑されて居る面積二千六百萬「エーカア」以上になつて居ります、全作附面積に對する灌漑の面積が一割三歩一以上になつて居ります、餘程灌漑の施設は進んで來て居ります、隨つて今日では餘程饑饉の被害を防ぐことが出來て居ると云ふことであります、さう云ふ風に饑饉の被害を防ぐ爲に直接間接に利益を得る灌漑に力を盡くす爲に、農業の根本的施設及改良の方面に力を竭すことは段々遲くれて來ましたが、恰度今より三十六年前一千八百八十四年頃であります、漸く印度に農務省設置の議が起りまして印度政府の中に農務省の出來まするのと同時に、各州に於ても農務局の設置を觀ることになりました。

六

此の農務局が各州に出來たのでありまするけれどもどう云ふ仕事をやつたかと云ふと、要するに各地方に於きまする所の產業に關係ある政府の收入を殖やす爲に統計的の調査をやるとか、收稅法を簡單にする事や土地登記法の改良とか云ふこと丈が農務局の仕事のやうなもので、實際農業の改良の爲に力を盡くすことは當時出來なかつたのであります、何せかと云ふと其の方の局に當る人が居ない要するに收稅官吏のみ居りまして、土地臺帳を作つて人民から稅を取ると云ふやうなこと丈でありまして、たま〳〵試作場の如きものを設けて試驗をやつた事かありますけれども丸で道樂的の仕事に過ぎなかた、夫れで作物の改良の如き最も印度に於ては必要な事項でありまする方面の仕事は、之を實行する丈けの素養ある專門人がなかつたのであります、英本國に於きましても農學方面の進步は比較的遲かつた從つて當時は其の方面の專門學者を得ることは到底出來なかつたのであります、爲に總て產業の基礎たる根本的研究の仕事が出來ないで成績の觀るべきものが極めて少なかつたのであります、當時農業の改良に當りました農務局の仕事はどう云ふ狀態かを調べると、大部分矢張何處の歷史を調へても同じですが存外突飛なことをやつたやうであります、當時印度の農事改良に從事したる英國官吏は「東洋に學ぶべきものは一つもない悉く西洋に學はなければならん」と云ふ頭を以て懸たのであります、そして直ぐ印度の農業を改良する爲に大農具を使はせる或は自分の本國で小麥に使う肥料を印度の百性に直ちに使はせるとか、さう云ふことを始めから遣つたのです、一例を擧れば脫稃機や三頭曳、四頭曳犁を使はせたのです、然るにさう云ふことをやつても、それを輓く家畜がありません、それに重い「プラオウ」を以て耕作しやうとしても。古來慣れぬ仕事ですから實際行はれない、それで其の當時印度の農務局の官吏がやりましたことは、殆ど失敗に終つたのであります、恰度道樂半分に仕事をやつたと如ふやうな批評を受けて居るのであります、亦農事改良の計畫に付ても初めから大方針がない從つて當事者たる官吏が職を退くとか他に轉職すると其儘中絕する、他の官吏か來ると又自分勝手な事を企てる、金も時間も

空しくなつてしまひ其處に何等連絡がない、繼續して其の仕事を完結することが全然出來なかつた、さう云ふ風に長い間續いて行きました爲に、十九世紀の後半より本世紀の初（一八八〇年—一九〇四年）までは農業の發達は觀るべきものはありません、其の裡に州に大學のやうなものを設置する、農務局と同時に州大學が起つて多少農學の素養のある人を其教師として入れて傍ら農事上の研究をさせたと云ふことはありますが極めて研究に從事する人や實際の指導に從事する人が少ない、漸く農藝化學の方面に屬した人が一人二人で仕事をやつたと云ふやうなことで事蹟の擧つたものもありますが失敗の事蹟が多いのでありました、其の失敗か反つて將來の印度農事改良上に善い參考材料になつた位であります、夫れで漸く仕事の擧りましたのは一九〇五年以後であると云つてよいと思ひます、諸君の御案內の通其の間に「印度農業の改良」なる報告書の著者たる「ヴェルカー」博士が英國印度事務省から印度に派遣されたのであります夫れは一八八九年の末である其使命は印度の農業に農藝化學の原理を應用すべき最善の方法を印度の農務當局に助言せん爲めであつた、而して彼れは一八九一年の初本國に引上くるまで滿一箇年の間印度內地を隈なく踏査し各洲の代表者と接し親しく意見を交換したのであります、其の結果先づ印度の農業を改良するには第一、印度の農業研究調査を系統的に遂行すること、第二普通敎育と農業敎育の普及を圖ること、第三直ちに實行可能なる農事改良方針を可成詳細に設定することが最も必要だと云ふ大體要領を申すとさう云ふ意見の復命をしました、そこで印度政府の當局及各洲の當局者が集つて其の意見を基礎として什う云ふ風に實行政策を採たらば良いかと云ふ協議を開きました結果、如何しても農事改良上效果ある調査をやるには農業の科學的研究機關及農事敎育機關の設置をなし其の方に智識及經驗のある人を招聘して實際の仕事に當らせる必要があると決議が極りまして、それを當局に陳情致しました、さうして夫々專門の人を容れると云ふことが始まりまして夫々印度の農業改良の端緒が開け懸つて來たのであります。

七

恰度一千九百一年に印度の中央政府に「インスペクタアーゼネラル、オブ、アグリヤルチユアー」Inspector (General of Agriculture) と云ふ一の役人が出來まして、其の人が總て農業に關する中央政府及各洲の農務局の顧問になりまして農事全般のことをやると云ふことになつた、同時に數人の科學者が研究に從事する爲招聘されたのであります、斯の如くして其の當時はさう云ふ官吏と農藝化學に屬する學者が居つて小さいながら研究をしましたが、もう少し研究調査の內容を擴張して各方面の專門の人を容れなければならん、譬令ば印度の主要農產物なる棉、米、砂糖の如き煙草の如き畜產業の如きさう云ふ方面の作物、家畜の改良をやらなければならぬと云ふことは氣を著けて居りましたけれども却說其の方面の學識經驗を有する人がない、又活動に必要な經費もない、

印度には數千年來續いて栽培して居る作物は澤山ありますけれども、其の改良が充分行はれない爲に極めて收穫が少

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ない、此の内から良い種類を見附ければ立派な收穫を擧げ品質も優良なものがあつて農民の收入を殖やすことは出來るであらうと的は著いて居るが、さう云ふ仕事をやる人や指導の機關と制度がなければ又之を實行する經費がなければ何時迄も目的を達することが出來ない、從來各洲農務局でやつて來た事は盲目人の手搜りの樣なものであると云ふことで、組織立ちたる研究をする所を印度政府の農務省に附屬して造らうと云ふ議が「インスペクターゼネラル」の任命と同時に起つたのであります。併し印度は國土が廣い從つて氣候風土も東西南北違いますから各洲に於ても、さう云ふ同一の機關を設けて上下協力して農事の改良を圖る必要があると云ふことから、各洲に農科大學及夫れに併設されたる科學研究所と試作場を設置すると同時に、中央政府に於ても尙一層模範となるべき重要の機關を施設する必要があると云ふことで、遂に今日プサと云ふ所に Agricultural Researchdnstitute とそれに附屬する中央農科大學及び農事試驗場の設立を觀ることになつたのであります、それは一九〇三年であります。

此の重大なる意義を有する施設の由來を尋ねて見ると初め「ベンガル」州は自洲の農科大學と同時に科學研究所を造る積りであつたのですが、それを「ベンガル」州から印度政府に建議してビハール州ダーバンガ郡プサの大官有地を州研究所及大學建設用地に利用したしと云ふ申出があつた、一方印度政府内に於ても農業改良の爲に根本的研究機關を造らうと云ふことが盛んに起つて居る際で、好機逸す可らずと考へ「ベンガル」州の希望も容れ玆に官有地を農藝科學研究所、農事試驗場及農科大學建設地に用ゆることになつた、之れが實に一九〇三年であります夫れに又丁度其頃米國シカゴ市の富豪「ヘンリイ、ヒップス」氏が三萬磅の金を寄附して之れを印度の農業改良の爲に使つて呉れろと云ふことを時の印度大守カアゾン卿に申出た、是は大變都合が良いと云ふことで其の大部分を學術研究の設備に使ふことになつて今日のプサ研究所の基礎が据はつたのであります。

此のプサ研究所設立後二年を經て印度の農業發達史上紀念すべき事件が起つたのである、夫れは一九〇五―一九〇六年度に於て印度政府は年々農業改良の爲め二百萬留比（後二百四十萬留比に增額）の經費を支出するに決したのである、之の下附金なくんば折角過去十年間に起り來りたる農業の發達も中途に挫折したかも知れぬ、各洲に於ける大學及科學研究所と試驗場の設置を見るに至つたのは之の御陰であります。

プサの農業研究所に於きましては各部の專門部がありまして是は今日では非常に完備して東洋に於ては先づ第一と印度で誇つて居ります、歐洲の大學或は日本の大學などを參照致しまして設備を致したと云ふことでありますが餘程立派な設備になつて居ります、此の設備が出來まして各部門が置かれるやうになつてから、印度重要農產物の研究が著々進みました、どう云ふ方面に進んだかと云ふと、棉でも、小麥でも、米でも、今日殆んど世界の農業科學界の流行となつて居る「メンデリズム」に據る品種改良の方面と模範園設置によりて實際的指導及改良品種の種子配布に非常な力を盡くされた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

八

「棉花は印度の三大輸出品の一であつて戰前の輸出額は年二億五千萬留比總輸出額二十五億留比に對し一割三分に當つて居るのであります其産額を申しますと米國の次に位して居ります」その棉の品種改良の如きも此の機關が出來ましてから、非常に印度の棉の收入が増して來ました、今迄棉の一「エーカア」の全國平均收穫は極めて低いのでありました(一「エーカア」「リンド」百封度以下)亞米加加(一「エーカア」同二百封度)或は埃太(同四百五十封度)に比すると極めて少いのでありましたが、段々改良の結果例へば孟買洲では從來「ブローチ」棉が一「エーカア」四百五十封度、繰綿步留三割一分九厘であつたのが純系淘汰の結果改良されて五百—六百封度、繰綿步留三割一分九厘あつたのか純絲淘汰の結果改良されて五百—六百封度、繰綿步留三割二分五厘に進み、中央洲に於ては改良種「ローゼウム」第一號は繰綿步留三割九分乃至四割一分に進み、其種子の値段は普通改良されぬもの、市場値段の二倍以上に賣れて居ります、此種の改良は以上示せる外の各洲に於ても行はれ多大なる實績を舉げて居りますが、今茲に申上ぐる時間がありません、

亦小麥の如きも從來パンチヤブ州丈けでも一箇年に銹病の爲め二百萬磅の損失を蒙つて居るのです、亦藁桿か脆弱で製粉の品質も惡しく生産地の氣候の關係からして熟期か遲い缺點がある即ち早春の熱風に焦枯し易き缺點がある夫れでプサ研究所の「ホーワーズ」氏の多年苦心研究の結果遂に是等の缺點を除きたる育成種プサ第十二號を得たのであります。此のプサ第十二號と云ふやうなものが出來ましてから、從來の利益より一「エーカア」に對して十五「ルピー」の收穫が殖へました、それでさう云ふ品種が一度得られると農民の希望者が段々多くなり、今日では植附面積が、五百萬「エーカア」以上で從つて增收入も五百萬磅以上に上る結果となりました、小麥の如き棉の如き其他米、製油作物「ジユート」其他の纖維作物、印度藍、煙草、果樹、養蠶業の如き改良の成績を舉げたること枚舉に遑ありません。亦此度私が調査に行つた甘蔗の如き一千九百一年から印度の砂糖の技師として居りました「ドクトル、バアバー」と云ふ人が甘蔗の改良に從事したのが一千九百一年であります、此の人が過去二十年間に自分の一生を本改良研究の爲め犧牲にした結果今日では甘蔗の資生が育成されて印度の最も劣惡なる甘蔗が今日改良されつゝあります、印度の糖業は印度自體の立場より見れば極めて重要なる産業であるけれども其農業經濟上に於ける現在の地位は他の黄麻、棉花等に比すれば誠に貧弱と云はねばならぬ印度の統計によると砂糖の生産は相當にあるので從來三百萬噸位の砂糖が出來て居りますが自國の消費には足らない、從つて爪哇、マウリシヤスから年々戰前は八十萬噸を輸入し今日は五十萬噸内外の輸入であります。金額から申して一億圓以上であります、夫れでどうしても自分の國で使うものは自產自給したいと云ふことから、甘蔗の研究が起つて漸く今日資生が育成されて糖業が今日改良されつゝあるのです、さう云ふ研究が南印度のコインバトアー甘蔗育種場で著々效果を收

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

めて來るやうになりましたから段々印度の糖業が改良され從つて印度農民の收入が漸次殖へるやうになつて參りました。

印度農民は極めて無智盲昧の人間が多い、さうして貧乏で殊に因襲の久しき中々農事の改良などは容易でない、それで之れを進めて行くにはどうしても實物教育を以て懸らなければならぬと云ふことで、先刻も申しました通、始め印度の各洲の農務局の官吏は直ちに歐洲に使つて居る農具或は種物或は肥料の如きものを其の儘持つて來て印度に實行しやうとして全然失敗をした、それに懲りて漸く本當の根本的研究と云ふものが始まり其研究の結果を農事試驗場で實地にやつてさうして試驗の結果、大丈夫と云ふものを得た所で實際に一種の模範園のやうなものを設けて實地に之を一般農民に示し指導すると云ふことで今日は「デモンストレーション、ファーム」Demonstration Farm が印度の各所に置かれて居ります、それに由つて農民の啓發を圖つて居ります、又改良種子園と云ふものを設けて種子の繁殖を圖つて居ります、これは只今申しましたやうな研究の結果是れならば大丈夫と認められた上で、此所で種の繁殖を計りて其の改良された種物を其附近の土地に配布する事にして居ります、印度には種子物商は居ないのであります。それで種子の養成も政府自らやらなければならんさうして盛んに改良された種子物を配布して居ります、今日では右述べました樣に收穫が非常に增しますし、品質も佳くなり從つて貿易品としての需用が非常に增して參りましたから、百姓は實際利益の爲に知らず識らずの間に特に奬勵を用ゐずしても實際の證明に依つて普及が著々進んで居ると云ふ狀況になつて參りました、斯くて今日では印度の農業改良の爲には學術の研究に非常に重きを置くと云ふことが實際の效果の上から一層多くの人の注目を惹く所となつて今日では少なからぬ經費を其の方に使つて居ります、さう云ふ風で段々印度の農業の改良が初めは失敗の上に失敗を重ねて來ましたものが一度改良が出來ますると同時に印度の農業が進み從つて生產物は段々殖へたと云ふことになつて居ります。

序に附け加へて申上げたいのは印度各洲に於きまする農務局に於ては其管掌する事務は農業と畜產であります而して近年に至るまで此農務局長と云ふ官吏は印度行政事務官より一般に選任されたのであります該局設置の當初に於ては其國の國語と農事一般に通じたる者であれば充分に其職責を盡された事と察しられます蓋し當時の主要事務は大部分行政であつたので此の職に從事する官吏は行政事務と收稅事務に經驗を有する者であれば職務執行上何等支障を感せなかつたのであります併し印度に於ては是等の任命は結局農學上の智識經驗を充分に具備せる印度農務官（Indian Agricultural Service）を以てすることの時代に順應するものとせられ其方針に進みつゝある樣であります要するに中央政府農務省及各洲業務局の正に從事すべき仕事は印度の農業改良であります此の農事改良は之れが根本的研究の結果に待たねばならぬ凡ての產業發達の基礎は之の研究にあるのである夫れで中央政府はプサに凡ゆる研究機關と之れに必要なる附屬機關を施設し各洲も之を模範として稍小規模の研究指導機關を設け兩々相持ちて

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

今や全力を農事の改良に盡して居る樣であります。

「確實になりたる研究の結果を實際に行ひ實物指導と改良種子園の監督をなす農務官が各地方に駐在して居ります之の駐在官を「デピウチー、ヂレクター」(Deputy Directors) と申して居ります夫々受持區がありまして印度人の「アシスタント」が附屬補佐して居りますプサの中央農科大學より將來之の「デピウチー、ヂレクター」の如き高等農務官が印度人中より續々出で來るのでありましよう卽ち各洲の農科大學を卒業したるものが此の中央農科大學に入り二年なり三年なり夫々專門の學者の指導の下に專門の學科及實際を充分に習得して是等重要なる職務に從事する事となるのであります。印度農業の改良はマー斯云ふ道順を經て進みつゝあるのであります終りに私が特に印度に參りまして調へました砂糖のことを簡單にお話をしたいと思ひます。

九

先きに一寸申しました通に從來は砂糖の方は世界の產糖地としては世界第一と稱して居りましたが、昨今は爪哇の糖業が進みますし殊に玖瑪の糖業が進みましたから印度の糖業は第二の位置にあるやうな狀況になりました、玖瑪は四百萬噸を突破し爪哇は百八十萬噸に達し得る程度に發達して參り印度は三百萬噸内外を昇降して居ります而して印度は全然輸入國であります。之れで印度政府に於きましては年々多額の輸入を仰ぎ詰り印度の正貨が外國に流出するから、尠くとも自國で使うものは自國で產しなければならぬと云ふことから色

々の研究が始まりましたが殊に印度糖業改良上緊要なる事項は第一、製糖技術方面の改良で之れが爲め印度政府は製糖機械技師を招聘した從來製糖の方法が粗雜なるか爲に良い品質のものが出來ないのみならず步留が低いと云ふことから機械方面に「インヂニヤ」の技師を置くと同時に第二に砂糖製造の原料たる甘蔗の改良が最も大切と云ふ事で農業の方の技師と都合二人任命することになつた、さうして機械の改良が段々進んで參りましたけれども何分印度の甘蔗は世界の甘蔗の發祥地と謂はれて居る丈舊いが極めて品質が惡い、生產地の極めて盛んな方は「ガンゲス河」及「インダス」河流域にある合併洲とパンヂヤブ洲此の二洲が極めて盛んで、其の邊は溫度が不足して居る爲め生育期間短く甘蔗は野生的で非常に堅くして莖が小さく丈が非常に短い、それで良い砂糖も出來ず步留も極めて惡い夫れに耕作法も極めて粗笨であります、反之南印度熱帶圈に於ける甘蔗は丈高く莖大に品質良好にして糖分富み多汁、收量多きも大切な灌漑に乏しく將來發展の餘地が少ない夫れて北印度生產地の甘蔗を改良する事が最も急務であります。如何に工場方面に改良が起つても其の原料たる甘蔗の改良が出來なければ結局駄目であります、先刻申しましたバーバー氏が印度糖業改良の農業技師として任命され色々苦心研究をしました當初は外國から種々甘蔗の種類を入れ外國產甘蔗の輸入に依つて改良をしやうと云ふことに力を盡くしましたが、勿論其の内には改良の目的を多少達したものもあります、實例を擧れば一九〇一年以來マドラス洲内に栽培せる甘蔗に赤腐病發生して多大なる損害を本作物に及ぼ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

したのであります、そこでバーバー博士は彼の有名なるサマルコタ甘蔗試作場を起し此處で該病に抵抗力強き品種を發見すべく努力をしたのであります而してマウリシャス島から輸入したる「レッド、マウリシャス」(Red Mauritius)種が最も抵抗性の強き甘蔗である事が分りました夫れか一九一二年にはマドラス洲內に大分廣く配布されたのであります併しながら輸入種を以て甘蔗の改良を行ふ事は根本的改良策でない時に輸入種中には良種ありて數年間は病害にも堪へ生育する樣であるけれども氣候風土や耕作法を異にする卽ち境環を異にする處よりして歲月を經過する中に惡化するものであると云ふ事は先進國である爪哇で已に一八八二年より一八九二年の間に苦き經驗をしたのであります而して遂に特性を具備する異品種の交配にある雜種育成によりて始めて其地方に適應する品種を發見する事が出來ると云ふ實例を爪哇が示したのでありますそこで「バーバー」博士も印度に於て遂に之の實例に從ひ印度の甘蔗改良を圖つたのであります。南印度の熱帶地に育つ甘蔗は印度の砂糖主產地たる北印度例へば合併洲のやうな氣候の比較的寒くなるでは其の冷氣に抵抗する性質が少ない、それに印度の農業は右の申しました通極めて粗放であります、其の粗放なる農業の行はるゝ處に比較的優良なる種類を持つて來て栽培すると段々惡變する、結局目的を達することは出來ない、それで印度の甘蔗は印度の地方的條件に適應すべく之れが改良を施さなければならんと云ふ見地から、印度は印度自身に實生の育成をしなければならんと云ふので、其の方面に進みましたのであります。

印度には甘蔗の種類は澤山あるそれで在來種の個性を充分に調査試驗をなし異種を淘汰し斯くして一面純系育種に據りて優良品種を發見し他面其地方の實際に適合する特性を具ふる異品種に交配に依れる雜種の育成で改良しやうと云ふことで、二方面から研究が行はれ、二十年の歲月を經て今日相當有望なる種類が百七十種も出來て居ります、育成された實生の總數は八十萬に達して居ると申して居ります、此研究事業は恰度南印度のマドラスから南三百有餘哩のコインバトーア郡コインバトーアにありまする印度政府の甘蔗育種所でやつて居ます、私はそこに行きまして該所長たる「バーバー」博士に逢ひまして色々印度糖業問題に關する話を聞く積りで行きましたが、私が行く少し前に紀念すべき功蹟を遺して滿二十年の勤務を終へ退官して英本國に還つたと云ふことで遂に「バーバー」氏に逢うことが出來なかつたことは寔に遺憾でありました、私は此の人に依つて色々聽きましてから其の視察すべき箇所を定め國內を巡視する心組なりしも、夫れか出來ませんでした。

而かも時期が酷暑の時で各洲の官衙は殆んど閉鎖同樣でダーヂリング、シムラ、ウータカエンドと云ふ樣な海拔六千呎乃至八千呎の山地避暑地に官衙を移して居る狀況でありました上に製糖も殆んど時期過ぎて居りました事は折角の旅行に遺憾でありました。

右述へました通コインバトーア育種所で育成しました新品種は目下各洲に試作場が設けて其處に栽培されて居ります、而して既に右育成の新品種中には北印度の氣候風土及現耕作

狀態によく適當して居りまして、砂糖の收穫も殖へつゝあると云ふことであります。

十

さう云ふ風に印度糖業の農業方面の改良も著々と進みつゝあるのでありまするが近頃印度の糖業問題として論議されて居る事は現在印度内で造られて居る砂糖は殆んど赤糖(グール)であります而して消費されて居る白糖は大部爪哇から入れて居る加之「グール」糖製造に混入原料としても爪哇糖を輸入して居ります、其金額は前申述を通り多額に上つて居ります、それを防止して印度で自產する必要がある、それをするには「セントラル、ファクトリー」Central Factory が必要である之の新式製糖所を印度で果して起すことが出來るや否やが重要な問題で、詰り印度の甘蔗で直ちに今日の分蜜糖或は耕地白糖の如きを造ることが出來るや否やが糖業改良の問題で最も喧ましい所であります、是はどうもバケ敷いと云ふことを論する人があります、それはどうして六ケ敷いかと云ふと印度の甘蔗の盛んに栽培ざれて居る「ガンヂス」河の流域は人口が非常に稠密で、從つて少作人か持つて居る土地の區劃が非常に小さい私共日本の內地及臺灣の狀態から申しますとさう喧ましく言はんでも可いやうに思ひますが其の小さい小作地に食糧作物も工藝作物も作るので甘蔗畑は猫額大であります其の上社會的階級制度の「カースト」の關係で異階級の者が互に一致して協同の仕事をやることが極めて困難の事情がある、一面には佳い甘蔗が普及されていないさう云ふ種々の關係から「セントラル、ファクトリー」を造つてそこに原料を持つて來ることは困難で、實際狹い畑の一部分に漸く一反か半反かの甘蔗を多くは作つて居る、然かも點在して居りまして、今日臺灣で旺んに奬勵して居る集團的の蔗園がない、そふ云ふ田園から原料を中央工場に持つて來ることは極めて困難で運搬上は勿論採集上に之れが大なる困難なる原因と謂はれて居る、それで印度の製糖方面の改良が一向行はれて居りませんで、今日主なる砂糖業は矢張臺灣の改良糖廍時代の狀況であります、石油發動機を動かして僅かの面積に作つた甘蔗を壓搾して「グール」(Gur)或は「ジャガリー」(Jaggery)と申しまする赤糖を造つて居ります、さう云ふ風でありますから何んとかして「セントラル、ファクトリー」を起すことが出來るやらにしなければならぬと云ふので、一千九百十七年孟買州のプウナー市と云ふ所で(孟買の農務局の所在地であります)全印度の各州の農務當局者或は民間の有力なる農業に關係ある人、夫から中央政府當該官憲との間に印度農業改良の爲に組織されてある農事委員會の總會が開催されたのであります、其の席上で遂に印度の糖業改良の爲に糖業調査局の設置を印度政府に建言しました、さうして其の建言は爾來其の儘に延びて居ましたが漸く印度政府の容るゝ所となり恰度昨年(大正八年)の十月の始めに其の糖業調査局が設置されることになりました、而して委員の任命もあつて現在其の委員に依つて愈々調査は著手され各委員は任命以來各地方に旅行致しまして有力なる製糖會社或は其の方の經驗のある人を訪問して意見を徵して居ります、さうして相當の材料を得て將來如何

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

にすべきかと云ふ考案を定める計畫になつて居ります、私があちらに參りまして自分で視まして自分で判斷しました所によると、「セントラル、ファクトリー」（新式製糖工場）を設置すると云ふことはさう困難のことでなからうと云ふ事を感得致しましたのであります。

臺灣の糖業の始めに於きましてもそれに類似した所の困難を感したので、どこの糖糖の歴史を見ましても譬へば西印度バルバドス、ジャマイカ、南洋では比律賓の如き糖業の歴史を見ても矢張最初は印度の今日の狀況にあつたのであります、それで始めは小さい地面に點々甘蔗を作つて居つたのを自分で潰ぶして自分で造つた、それが段々集まり數人の協同事業になり或る適富なる場所に工場を置いて十人なり二十人の組合で砂糖を造る、それが段々進んで一人の其土地の有力な土人資本家が工場を起し原料は百姓が作つてやる、而して臺灣で昔遣つて居つた歩分法で（今日の比律賓、玖瑪などの製糖所がさうであります、五分々々の歩分或は五分五厘四分五厘の歩分法であります、右の土地では買收法でありません、將來臺灣糖業もその原料の將來には段々困難になりましやうが昔の臺灣の歩分法が臺灣の糖業の經營の上に於て亦一つの考へるものとなるだらうと思ふ）工場の經營を遣つて來て今日の大製糖所式に進んで來たと云ふ實例があるのである、そこで一時或は甘蔗畑が極めて小さい採收が困難と、云ふ事がありましても若し一人熱心な土人資本家がありまして、それに勸誘して小さい工場を適當な場所に設けさせ、附近の百姓に甘蔗を作らせて自分の所の工場に持つて來い半分の砂糖はお前にやる半分は私が貰うと云ふことにし然かも製品は從來よりも數等良好なる分蜜糖又は白糖を得且つ農家の懐合は從來よりも利益があり收得が多いと云ふことになれば利のある處に鋭敏なる印度農家は「セントラル、ファクトリー」に甘蔗を持つて行くことを嫌ふ筈はないと思ひます即ち利益を以て示せば「セントラル、ファクトリー」式のものが漸次造ることが出來はしないかと私は思ひます。

十一

却説印度の糖業がさう云ふ風にして漸次改良されて玆に立派なる「セントラル、ファクトリー」が出來ることになり一方に優秀なる甘蔗が盛んに栽培されて來る樣になれば、其の邦土は極めて廣いから非常なる砂糖の産地が印度に於て起つて來やしないかと思ひます、皆さんの御承知の通り北米合衆國ルヰジアナの甘蔗は北緯三十一度の限界内に生産せられて居る而して百二十五年間の積極的奬勵は高價なる米國勞銀を以てして尚は大範圍に砂糖生産の有利を證明して居る其ルヰジアナと同一緯度圈内に沃野千里の大栽培地を有する印度に糖業の大發展不可能の理由はないと思ひます、彼の米國の大統領「ゼファーソン」氏が「ナポレオン」第一世より二千萬弗を以てルヰジアナ（ミスシッピー河以西「ロッキー」山に至る廣大なる土地）を購ひまして以來、あの土地から舉る農産物は今日米國の食料品の大部分を供給して尚餘りを世界に送つて居ります、殊に今度の歐洲大戰爭に於て此の土地よりの農産物が聯合國の捷利を占めさせた一大原因を成せる事を考へまする

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時は英國が將來其驚くべき大人口と、古來糖業には極めて熟練し、特殊の智識あり且つ年々三百萬噸内外の粗糖を已に生産しつゝある英領印度に如何なる事業を遂行すべきやに想到し來り吾人をして驚倒せしめずんば止まざるの慨があるのであります。

今や印度の當局は科學の大偉力に倚依し重要農産物の改良に著々成效し同じく甘蔗の改良も最新科學の應用によりて一段落を告げんとし之れに新式製糖場の設立を見（現在已に五百噸以下の新式工場二、三あり）るに至り印度糖業の一大革命が將來に起つた場合其の生産は今日の玖瑪の比でない、布哇、玖瑪、爪哇を合しても及ばない大産地を出現することは不可能とは云へない、之れは畢竟時の問題で、豐沃なる土地と巨大なる人口とそれに印度に於ける勞働賃銀非常に廉いので印度のカルカツタの黄麻工場に働いて居るもの、賃銀は高いものは二十五錢、戰時の高い時でも二十五錢にしか當りて居りません其の低廉なる勞働を以てやれば將來印度の糖業と云ふものは恐るべきものになつて來はしないか、其の結果はどうなるか、爪哇其他の國より戰前八十萬噸の砂糖現在は五十萬噸の輸入糖ですが金額から言ふと砂糖が高いから殆と變りはありませんその多額の正貨を拂ひつゝある砂糖を印度が尠くとも防くことになれば其の爪哇糖の如きは何處に持つてゐくか、爪哇の砂糖生産は非常に進んで十年間に百二十萬より百八十萬の砂糖を生産し得る實力をもつて居ります、一面玖瑪の開拓と同時に彼地の砂糖も殖へる而して歐洲各國に於ける甜菜糖業も歳月の經過と共に工業の復活を來たし漸次舊態に復して參りますれば地理上の關係から爪哇糖が印度に這入つたものが這入らなくなれば多くは極東方面に向つて參りはせぬかと思ふ、其の時期は今後十年か或は二十年か知れませんが必ずさう云ふ時代が何時かは來るに遠ひないと思ひます、それでさう云ふ場合に始めて臺灣の砂糖業が一層東洋市場に於て立場が困難になるときがありはしないかと考へたのであります。

要するに爪哇糖の如き生産費の安いものが東洋市場に於て臺灣糖と競爭すべき時期が將來來るとすれば如何臺灣糖業の改良は是を工場の方面より見れば世界何れの砂糖工場に比してそし恥しくない程度に進んで居るのであります、工場內製造費低減に關する研究は多々爲すべき事ありますが兎に角相當進んで居りますが、製糖生産費の主要なる部分を占むるものは原料であります、臺灣に於ける甘蔗が極めて收穫率が低い品質も充分改良されて居ない、斯う云ふ改良は工業方面の如く一年や二年で改良が出來ません、どうしても十年二十年の歳月を費やして始めて改良の結果を認めることになるのであります、さうして見ると其の準備は僅かの年數で出來ません、相當の年數が懸かるのであります、臺灣糖業の根抵ある改良は、農業方面にあるのであります、之の方面の改良に向つて今日より餘程しつかりして懸からなければならぬと思ひます、私が印度の糖業を調へに參りました目的は印度糖業の現在の狀況を調へてこいと云ふことでありましたが結局、戰後の世界糖業の狀況を各方面から調査し臺灣糖業の將來に資せんとするにありと信じ向ふに參りまして視察したのであります。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二

要之英國が印度の產業に對する政策は印度の工業の發達にあらずして農業の發達にある樣であります、蓋し印度が英國の寶庫たる所以は英本國の產業の大宗たる商工業の原料を印度に需め之れに加工して世界最大の人口を有する華客たる印度に再び送り之を販賣して國富を圖ることが英國の大政策であります、從つて農業方面に全力を盡す所以誠に深き意義のある事であります、プサ研究機關の完成と專門大家の招聘に力を注ぎつゝあるも之れか爲めであります。あの英吉利人のことでありまするから早晩何等かの仕事をやるに違ひない、砂糖業に付ても餘程今日から警戒を加へてそれに備ふる所がなくてはならぬと私はさう考へて參りました、それで臺灣の糖業の改良方面に付ても相當官民共に力を併せて盡くす必要かあると思ひます。

尙印度の農業に就きましては組合事業方面に於て農會或は產業組合事業の如きが段々盛んになつて居ります、殊に印度政府は「コーポレーション」(Co-operation)に非常に力を盡くして居る樣であるます、どうしても印度の農民と當局との間に充分な諒解があり、さうして印度の多くの憐れなる農民に對し深き同情の念を以て彼等を指導啓發する精神がなければ、印度の農業改良の大目的を達することが出來ぬと云ふ見地から「コーポレーション」に力を盡くして居るやうに思はれます、其の統計も分つて居りますが今日は申上けません、甚だ要領を得ない前後錯雜したお話を致しまして皆さんの御淸聽を煩はしましたことを深く謝します。何れ纏まつたものは改めて報告文に作りまして提出する機かあると存ます。今日は之れで御免を蒙ります。(完)

臺灣全島の强震

臺北測候所報

六月五日午後零時二十二分殆んと全島に亙り近年稀なる强震を起し被害表に示すが如く多數の損害家屋を出し幸に晝間なりし爲め死傷者は少數に止まりたるも大正六年一月五日埔里社の烈震に次くものとす被害は臺中以北に多く南投嘉義以商は一般に少く恆春澎湖島は弱震にして全く被害を聞かす而て今回の地震は固より强は强なりと雖とも敢て强烈と云ふへき震度にあらさることは普通完全なる家屋か何等被害なきを以て見るも明なり然かも多數の損害家屋と少數なから死傷者を出したる所以のものは既往の地震報告に屢々繰返すか如く脆弱なる土埆家屋の多きと加ふるに老朽危險なるもの尠からさるに起因せさる可らす聞く所に依れは對岸厦門地方に於ても被害家屋二三に止まらさる由なり强震被害圏外たる對岸に

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

在て尙ほ被害ありとは如何に家屋構造の粗惡たるを推測するに足るなり左に震災調査の概要を報告す。

發震時、震度、初期微動繼續時間及震源距離　各測候所に於ける地動計に依り算出せる發震時、震度、初期微動繼續時間及震源距離は左の如し。

測候所	發震時	震度	初期微動繼續時間	震源距離
臺北	五日午後零時二十一分五十九秒六	强（弱き方）	一六秒二	一二〇粁
臺中	同　同　二十一分四十一秒三	强（强き方）	一六秒八	一二五粁
臺南	同　同　二十二分〇〇秒〇	强（弱き方）	二八秒七	二一三粁
臺東	同　同　二十〇分三十一秒〇	强（弱き方）	二一秒八	一六二粁
花蓮港	同　同　二十一分五十秒〇	强（强き方）	七秒一	五三粁
恒春	同　同　二十三分〇九秒〇	弱（强き方）	三三秒二	二四六粁
澎湖島	同　同　二十二分二十七秒六	弱（弱き方）	三五秒二	二六一粁

臺北に於ける初期微動繼續時間は示針脫出し明瞭を缺くを以て左記の如く餘震中の主要なるもの十七回の觀測に付微動計十七回地動計六回の平均數を用ふ

	發震時	初期微動繼續時間 微動計	初期微動繼續時間 地動計
五日	午後八時一七分四二秒	一七秒〇	—
	同　十　時二三分三一秒	一七秒〇	一四秒七
	同　同　四七分〇六秒	一五秒二	一七秒四
	同　十一時四二分二三秒	一六秒五	一五秒五
	同　同　五五分一三秒	一八秒〇	一七秒一
	午前零時一二分二六秒	一九秒四	—
	同　同　四〇分四六秒	一八秒七	—
	同　一　時三七分四八秒	一七秒〇	一四秒七
	同　二　時一六分四三秒	一四秒六	—
	同　同　五五分二九秒	一六秒七	—
六日	同　九　時五七分三二秒	一三秒四	—
	午後五　時三四分四五秒	一六秒四	—
	午前零時三四分四三秒	一七秒一	—
	同　三　時三八分二七秒	一六秒〇	—
	同　四　時四〇分四三秒	一七秒一	—
	同　六　時三〇分四五秒	一四秒四	—
	同　同　五三分四〇秒	一四秒八	—

平均一六秒四　平均一五秒九　平均一五秒九　總平均一六秒二

花蓮港に於ける初期微動繼續時間は初震は五秒を報せるも是又主要なる餘震十回を選ひ左の如し平均七秒一を得たり。

	發震時	初期微動繼續時間
五日	午後零時四四分〇〇秒	六秒八
	同　同　五五分四〇秒	七秒四
	同　一　時五六分二五秒	七秒二
	同　三　時二六分三〇秒	六秒四
	同　五　時二二分四〇秒	七秒三
	同　十　時二三分〇五秒	六秒九
	同　同　四六分五〇秒	七秒二
	同　十一時五四分四五秒	六秒八
	午前零時四〇分〇五秒	七秒七
	同　二　時五四分五五秒	七秒四

平均七秒一一

震、源、　前表に擧けたる各測候所に於ける初期微動繼續時間を以て算出せる震源距離に由て震源を索むれは震源圖に示すか如く各所よりの距離を半徑とする弧線は花蓮港の東方海上に集中し同海底に起りたるは疑ふ可らす固より震源は決て一點に止まるものにあらされとも位置を明示する爲め經緯度

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を以て示せは北緯二十四度東徑百二十二度とす。

震動及震動方向　各地々動計は悉く示針の逸出せる爲め震幅を測る能はす又築造物の損害は震動を測定するに足るもの更になく從て數字を以て震度を示すへきものなきも各地の感覺的報告に由て震度區域を想像すれは震源圖に示すか如く强震區域は蘇澳附近より成廣澳南部に至る地方にして其他は强震の弱に止まり弱震區域は南端地方の小部分なるか如し震動方向も亦震源圖に示すか如く北部は槪ね東西に一致し南部は南北のもの多く南端は東西を報せり。

震源に最も接近せる花蓮港の報告に曰く五日の地震は强震の强にして鳴動を伴ひ多少の損害を被れり微動計南北動の重錘上部の支點脫出し東西動は衝突の爲め中心を失ひ直ちに修理に著手せるも動搖烈しき爲め中心を整理する能はす此間の記象を缺く物體の動搖被害物等より考ふれは南北動主にして上下動は甚しからす東西に面する壁は被害多く南北のものは少く當市內にして損害大なるは酒造家にして容器倒れ又は破損の爲め溢出し其他陶器商なり、大正九年の强震と今回の强震に付當市人の話に依れば今回の方多少强きも續震微弱にして前年の際は强震時々來り戶外に二夜を明せりと然れに今回は多數戶外に露宿せしも一夜に過ぎざりき。

因に記す大正元年一月二十五日花蓮港に强震あり別に被害なかりしも翌日に亘り二十回の餘震あり其後翌二年一月七日に至る迄は日として地震なきはなく八日朝又々强震あり引續き强弱の餘震頻繁にして八日より十二日に至る四日間に百十一回を數へ此の時は被害土人家屋全壞二戶其他は壁の落剝せるもの多し。

餘震　大震後餘震の頻繁なるは普通の現象たるも本島東部の地震に殊に多數の餘震を伴ふは既往實驗する所なり今回の地震も亦左の如く多數の餘震を續出し今尙は全く止ます。

日	花蓮港	臺北	臺中	臺南	臺東	恒春	澎湖島
五日	四二	一一	九	二〇	一四	一三	四
六日	二四	五	四	五	六	二	一三
七日	一七	七	二	九	一三	—	一
八日	二〇	二	—	一	一	—	—
九日	三	四	一	一	一	一	一
十日	一三	二	—	—	一	—	—
十一日	二	—	—	—	—	—	—
十二日	一	—	—	—	—	—	—
十三日	四	一	—	一	二	一	—

鳴動及海震　今回の地震に際し鳴動を報せるもの甚た少く花蓮港は鳴動を聞き宜蘭廳下ボンボン山にては烈風の如き音響ありたりと云ふ又同廳下「ゴーゴッ」は引續き二十回の餘震を報告せるか其都度音響なしと明記せり獨り臺東廳下成廣澳は初震のとき東北の間に當り近雷の如き音響を發すると同時に震動起れりと云ひ尙ほ引續き餘震中にも同方向に遠砲の如き音響す聞くこと屢々にして六日七日の報告にも同樣なる音響を報告せり鳴動は地質に由り相違あり必しも一般に聞くものにあらす又大震狼狽の際は聞き逃すことあり然し一般に鳴動は少かりしか如し。

花蓮港附近に於て沿岸航路船長春丸の暗礁に觸れたるか如

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

き海震を感し基隆港の船舶も亦海震を感したりと聞く震動の大あるを知るへし、

被害　本島の震災に當り土塊構造の多數なる爲め家屋損害の過多なるは既往の報告に屢々縷越す所なり今回の地震にも普通完全なる家屋には何等損害なきにも關らす各地方の被害報告を集むれは全壞家屋二百七十戸の多數に昇れり是れ全く粗惡なる建築多きに外ならす彰化支廳の報告に云く被害家屋は到底平素に於て住むに堪へぬ如くなるもの多く完全なる家屋には損害なしとあり恐らく此報告は損害家屋全般に應用して不可なかるへし。

別表被害表に由て觀れは被害は臺中以北に多く南投嘉義以南は極て少數なり全壞半壞家屋（非住家を含む）は臺北最も多く一三七戸之れに次くものを新竹の一二四戸桃園の一二三戸とす臺中は一一〇戸花蓮港は三三戸宜蘭は二二戸なり其他は皆十戸以内の少數にして澎湖廳は全く被害なし震源に最も接近せる花蓮港に被害少數なるは數年前大火災後新築家屋の多きと又一般に東海岸は人口稀薄にして家屋少きに由るなるへし。

大正九年六月五日强震被害表

廳	直轄又は支廳	死	重傷	輕傷	現住家屋 全壞	現住家屋 半壞	現住家屋 大破	現住家屋 小破	非住家屋 全壞	非住家屋 半壞	非住家屋 大破	非住家屋 小破	道路埤圳欠壞并に橋梁其他
臺北	直轄	—	—	—	二	四	六	一三	三	二	—	一	酒甕破壞酒流失七千六十圓、煙突倒壞一、大破一小破一、家鴨壓死一六
	士林	—	—	—	一	二	二	五	一	—	—	—	
	淡水	—	—	—	一	一	—	五	—	—	—	—	
	枋橋	本男一 本女一	—	本男一	二五	三	二五	五一	—	—	—	—	酒甕破壞酒流失七〇〇圓
	新庄	—	—	—	五	—	五	八	一	—	二	—	豚壓死二
	錫口	—	—	本男一 本女二	三四	一五	二九	四六	四	—	一	五	煙突大破二
	水返脚	—	—	—	三	—	三	三八	一	—	—	—	豚壓死二、電信線切斷一箇所
	基隆	—	—	本男一	—	—	一	一九四	一	—	—	—	煙突破壞一
	計	本男一 本女一	—	本男三 本女一	八〇	四四	八〇	三六〇	一一	二	三	六	
宜蘭	直轄	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	
	頭圍	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	
	羅東	—	本女一	—	八	六	二六	—	六	—	一	—	家畜死一
	計	—	本女一	—	八	八	二六	—	六	—	一	—	

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

桃園	直轄	—	—	—	三	四	五	—	五	一	—	—	
	大崁嵙	—	—	—	九	一三	四三	—	二	—	四	—	
	三角湧	—	—	本女一	—	一	二	—	—	—	—	—	
	中壢	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	
	楊梅壢	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	
	咸菜硼	—	—	—	四〇	四〇	五四	—	—	三	三	—	豚死一
	計	—	—	本女一	五五	五七	一〇四	—	七	四	七	—	
新竹	直轄	—	—	—	二	二	一	—	一	—	—	—	
	新埔	—	—	—	七	九	三	—	一	一	一	—	牛壞一
	北埔	本男一	本女一	—	一九	一八	一七	—	三	一	—	—	
	頭份	—	本女二	—	四	三	三	—	一	三	一	—	
	苗栗	—	支那男二	—	一	一	—	—	—	—	—	—	
	大湖	内男一	—	本女二	—	一	—	—	一	—	一	—	
	南庄	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一	—	
	樹杞林	—	—	本男一	四	三七	三八	—	四	—	一	—	
	計	内男一 本男一	支那男二 本女三	本男一 本女二	三七	七一	六三	—	一一	五	五	—	
臺中	直轄	—	—	—	一	五	—	—	一	—	—	—	
	沙轆	—	—	—	一	—	一	—	三	—	一	—	非住家屋全燒二
	鹿港	—	—	—	一	六	—	—	—	三	—	—	
	彰化	—	—	本男一	四	二五	一六	—	二〇	二四	—	—	
	員林	—	—	—	—	三	五	—	二	五	六	—	
	北斗	—	本男一	本女一	二	三	—	—	—	—	—	—	
	二林	—	—	—	—	—	三	三〇	一	—	—	—	
	計	—	—	本男一 本女一	九	四二	三四	三〇	二七	三二	六	—	
南	直轄	—	—	—	一	一	一〇	—	—	一	—	—	
	草鞋墩	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一	
	集々	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	五	

廳	支廳	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
投	壇里社	—	本男一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	霧社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	本男一	—	一	一	一〇	一	—	一	二	六
嘉義	直轄	—	—	—	—	—	二	—	一	—	一	—
	西螺	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—
	樸仔脚	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—
	竹頭崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	店仔口	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—
	計	—	—	—	二	一	二	—	二	—	一	—
臺南	關帝廟	—	—	—	一	一	二	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	一	一	二	—	—	—	—	—
阿緱	直轄	—	—	—	—	一	三	—	—	—	二	—
	阿里港	—	—	—	二	一	—	—	一	一	—	—
	蕃薯寮	—	—	—	—	—	四	—	三	—	—	—
	東港	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—
	潮州	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—
	計	—	—	—	二	三	七	—	五	一	二	—
臺東	直轄	蕃女一	—	—	一	—	二	—	—	一	一	—
	成廣澳	—	—	—	—	—	一	一九	—		一	三
	計	蕃女一	—	—	一	—	三	一九	—	一	二	三
花蓮港	直轄	—	—	内男一	一	—	一	九	—	—	—	—
	鳳林	—	—	—	三	三	一五	三四	—	—	二〇	二五
	玉里	—	—	—	二	—	三	六一	二	—	二	二四
	計	—	—	内男一	六	三	一九	一〇四	二	—	二二	四九
合計		内男一 本男二 本女一 蕃女一	本男二 支那男二 本女四	内男一 本男五 本女六	二〇三	二三一	三五〇	五一四	七一	四六	五二	六四

廳	備考
投	道路一（一〇間）
嘉義	橋梁一、官營鐵道覆沒一（五間）
臺東	道路一（十五間）家畜死三、電柱全潰三 水田長十間幅三尺
花蓮港	煙突倒壞一 橋梁破壞二箇所（三十間）鐵道一（三十間）埤圳欠壞一（二十間）水田流失三分、水牛溺死一（堤防欠壞の爲め）岩石崩壞一箇所 諸損害見積二千九百七十六圓九十八錢

備考　内男は内地人男、本男は本島人男、支那男は支那人男、蕃女は蕃人女とす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

世界に於ける石油産出の狀況

海軍駐在武官室調

〔石油の需要〕石油は今や水力電氣と共に石炭動力に依り其用途海陸空の三界に亙り必要缺く可らさるものとなれり。即ち海に於ては船舶推進の原動力として其の一噸は石炭二噸に匹敵し更に石油其物の爆發に因り動力を起す内火式機關を使用せは石油一噸は優に石炭六噸と同程度の効果ありと稱せらる陸に於ては自動車及諸工業の原動力となり。更に空界に於ては航空機の生命となる等石炭を以て代ゆる能はさる特長あり歐洲大戰に際し石油は最嚴密なる條件の下に有ゆる壯大なる規模に於て試錬せられ其の結果は石油の威力を絶對に證明したるのみならず從來未知の可能性を發揮せり英國の如きは既に石油燃料の艦船は百中四十八隻を算し又米國に於ても石油を燃料とする船舶急劇に増加し太平洋沿岸等にては石炭は石油の爲めに壓倒せらるゝの狀にありと云ふ。獨り軍艦船舶のみならず石油機關は最も進歩せる原動力として多方面の要求は昂進を告けつゝあり燃料油の消費は石炭の減産が幾干の程度迄此の趨勢を助長せしむるの原因たりしかは明ならずと雖も昨年米國産炭額戰前即一九一三年に比して七千萬噸を減し其他歐洲に於ける現狀に見るも石炭減産の影響が如何に大なるかを知るに足らむ。斯かる形勢なるにより石炭の缺乏を補はんが爲め石油に著目するもの多きに至れるも燃料油の世界月産額は今日四千萬噸を出でず之を以て全部石炭の不足を補ふは難し去れば此際能く將來の狀勢を調査し市場に於て燃料油の拂底を現出せさる樣供給の保全を計るにあらずんば甚しき窮地に陷ることを豫期せさる可らず。

〔産油地〕然るに全世界産油の狀況を見るに其の分布頗偏頗にして米國は世界産油の六割乃至七割を産出せるが而かもカリホルニア州ミワドエー及オクラホーム州クッシングトより産する油量は全米産額の半額に及へり米國に次くを高架西の「バクー」油田とす僅々六平方哩の地積より世界全産油の一割五分を産出す。日本の産額の二百五六十萬石にして世界産油の千分の六米國の百分の一に達せす斯く世界的に偏して固有分布をなし然も將來の世界を支配するものは石油にして其の豐富なる供給を受くる國が軍事産業其他有ゆる方面に管制權を稱へ得るものたるは疑ふ可らざる事實となれり。此の時に當り世界各國か其の本國又は殖民地に於て一滴にても多くの石油を獲んとして鋭意畫策しつゝあるは當然の事にして英米諸國の如き之か爲めには政府自ら資金を投し或は各般の便宜を與へて之か保護奬勵に努むる等極力斯業の開發に力を注きつゝあり。佛蘭西に於ても近時官民共に斯業に着眼し石油官營法案を議會に提出し既に之により邦家福利の増進を企圖し進んて本國竝に殖民地に止まらす遠く露國高架索地方に力を注き又伊太利は最近「バクー」及「マイコップ」間に廣大な

る産油地を獲得し年産三千五百萬「バーレル」の石油の供給を得る事確實となれり瑞典の知きも自國内に産する油頁岩より石油採取を企劃しつゝあるか今後に於ける採取量は一億四千萬噸に達すへき見込なりと云ふ。戰敗に疲憊せる獨逸の如き其有望なる油田の利權獲得に腐心せるか如き將來一國の繁榮と獨立の要素は多く地中に埋藏せる礦産の自給に根柢を置きこれか探究開發は須臾も等閑に附す可らさるものにして實に礦物は一國文明の發達平戰兩時の原動力たり特に石油の政治的若くは商業的支配權を把持するにあらされば國家の存立繁榮は困難なりとす。

〔東西兩半球に於ける石油界の覇者〕試みに世界地圖を檢するに西半球は米合衆國の支配權内にあり東半球に於ては英國か其の覇者たり英米兩國か世界の石油爭覇戰に火花を散らし居るを以て吾人は兩國爲政家國民の畫策する處の遠大なるに一驚する外なきなり。元來英國内に於ては油頁岩を蒸餾して得べきもの、外一滴の石油をも有せさりしか纔にカウドレー卿の建議と寄附金とに依り石油に因める名稱ある土地其の他含油し得へき地質を調査し何等石油を含む徵候なき個處に試掘を行ひ漸く蘇國に少量の含油層を發見するや不撓不屈の努力を以て事業を經營し最近に至りダービシャ州ハードストフトニ一日數十石を産する油井を發見するを得たりと云ふ、英國政府は夙に海外油田に著目し「シエル」石油會社を保護して世界各國の石油地に着手せしめ先年東洋一の石油庫と稱せらるる蘭領印度に於て「ローヤル、ダッチ」會社と合同經營せしめたるを手始に波斯埃及緬甸等に於ける石油地を獲得し或は羅馬尼若くは南露のバクー油田に投資し或は墨國油田を拓き或は「トリニダッド」に英國協同の事業を起し遂にはカリフォルニア、オクラホマ等米國内に於ける石油地に迄侵入して着々其の功を收めつゝあり更に遠く南阿濠州ニユギニアに熱心に油田探礦中にしてその實業的帝國主義は東洋のメキシコなる支那にも擴張されんとしつゝある傾向あり英國は戰時中設置せる石油調査機關を今日と雖之存呈し石油政策の徹底に遺算なからんことに努力せり。

米國は世界最大の石油國たることは周知の事實にして昨年中の産油は約四億萬石と稱せらる而も此の巨額の石油を以てするも將來自國の需用を充すに足らす石油に對する需要の增進は一層斯業一發達を刺戟し新會社の設立せらるゝもの頗る多く昨一月より七月に至る七箇月間のみにても此等會社の投資額は十四億弗以上に及び尙は舊來の石油礦業以外にユタ、ワイオシング、カリフォルニア等の諸州に於ては油頁岩より石油を採取する事業も企劃せられ尙墨國油田の獲得に英國と鎬を削りつゝあり是れ戰時は勿論平和の商戰に於ても艦船を始め文明的工業用燃科として石油萬能の時代を眼前に控へ居るに想到せるに基因するものなり。外紙報する所によれは同國船舶現在は從來の石炭燃料商船に代ふるに石油專燒鋼船を以てすへく新計畫を樹立し現在同國石油專燒船五百五十三隻數年後には千七百餘隻に增加し之か燃料補給の爲め世界主要航路例は巴奈馬運河地帶セントトーマス南洋航路アゾールス群島ビゼルタ島及馬尼剌等に一萬五千噸以上の貯油能力ある給油所を設置し昨年十月二日以來事業を開始し或は目下建設

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

中なり是れ從來英國が世界貿易航路に沿て給炭所を獨占し海上の優越權を掌握せるに鑑したるや無論にして殊に之等商船を鋼船となしたる所以は其の抱負か奈邊に存するかは識者を俟たすして明なり。

之を要するに世界の石油支配權を掌握し居るは「アングロサクソン」の一民族にして其の一方の米國は西半球を全領し又一方英國は東半球の覇者たり卽ち米國は石油を懷にしつゝパナマ運河を扼し英國はスエズ運河と新嘉坡海峽を固め斯くして殆んど世界の石油産地を掌中に收め海洋の自由と稱しては要所々々に貯油所を設て平時に於ても有時の際にも此の海陸空三界原動力を專有し他の國民は恰も籠鳥同然常に彼等の壓迫を被り洵に慼むへき現狀なり我國官民共に比の方面に於ても覺醒すへき秋なり。

〔本邦油業〕翻て我國に於ける石油業の將來如何を觀るに今日は尙發達の初期にありて其の産出額の如きも極めて微々たるものに過ぎず殊に近年國内に於ける需用急激に增加しつゝあるに拘らす歐洲戰爭の影響に依る鐵管輸出禁止其の他の障害のため其の生油額に多少の減少を示せるは甚た遺憾に堪へさる所なり。然れとも之か爲に國内石油業の前途を悲觀するは早計にして曩に秋田黑川油田ノ如きは一晝夜一萬石を産出し其の他各油田に於て千石二千石を産出する油井珍しからず。若し此の種の油井が今後續々各地に出現せんか本邦油田の將來は決して憂ふるに足らず。元來日本の石油は將來其の産額を增加し得すとの說に就ては明治初年來朝し油田の地質調査を行ひし米人技師ライサン氏の所說なるか氏の論點の主なるものは日本は第三紀層に屬し地層新しき爲め含油量乏しく又日本は火山國にして地層錯亂し居れる爲多量の石油を含ます且地域狹少の爲掘鑿の場所少しと云ふにありてその他に何等具體的論據なし然るにライマン氏の當時に於ては北米ペンシルヴアニア、オハイオ等の如き古生層なる大陸地層の所にのみ出油し同國内にて他には石油地なく世界各國にも餘り石油發見せられざりしが其の後露國バクー羅馬尼及米國カリフオルニア等の油田新に開拓せられ世界の石油業は未曾有の發達を示せり而して其等各油田は何れも三紀層に屬し我日本の地層と大差なきものなり隨て今日は三紀層に於て多量の石油を含める事は學者間の定說となる至れり。

又日本は火山國にして斷層あるか爲め含油量少しと云ふも現に墨國の如き大産油國に於ては故意に斷層を尋ねて石油の採掘を行ひ居れり、其は斷層あるか爲め却つて非常一大蓄油を爲し居るかためなり從て今日に於ては斷層の存する方が含油量豐富なりと云ふに一致せり且つ日本は地域狹小なりと雖元來石油の業たる其の本來の性質よりして左して廣大なる場所を要せすバクー油田の如きは僅々五哩四方餘の地より一箇年數千萬石を産出し數十年間繼續して謚らぬ墨國の各油田の如きは其の狹少の地域より多量の石油を産出する點に於てバクーを凌駕せり之に依りて觀るも將來我日本に於て石油産額の增加せずと云ふの理由一として備はらざるなり。

〔鑛區開發の急務〕以上の見地より寧ろ石油産出の前途多望なるを信ず。本邦の石油地としては北海道、青森、秋田、山形新潟、長野、靜岡、臺灣あり其の鑛區無慮十億坪餘の多きに

及び此の内既に着手せられたるは僅々一少部分に過きすして他は未だ開かれさる國庫として空しふ地中に埋藏せられ居れり若し充分の準備を整へ是等國庫に對し着々試鑿を行ひ斯業の一大躍進を圖るに於ては今後益增加の傾向を示しつゝある國内の需要を充し軍事產業上多大の貢献をなすに至るべきを疑はす即ち本邦石油業の發達を促すべき根本方策は未開鑛區の試掘を盛ならしむるにあり。石油が國家の必需品たる事は前述の如く其の產額の多少は直に國力の消長に相關するを思はゝ官憲は此の際充分の理解と同情とを以て斯業に對し正當なる援助を與へ當業者も徒に眼前の利益を擧るにのみ汲々たらす高遠なる國家的理想を以て其の開發に任せさる可らす斯くして努めて已まされは幾年ならすして必す一大進展を見るに至るべし。

◉石油（國別三年對照）

國名	產額（佛噸） 大正六年 一九一七	大正五年 一九一六	大正四年 一九一五	指數（日本を百とす） 大正七年 一九一七	大正六年 一九一六	大正四年 一九一五
北米合衆國	五六、九六六、六〇〇	五〇、一二七、八六〇	四六、九四六、四六四	一〇、五一七	一二、一九六	九、九〇三
露西亞	二一、六六六、六六〇	二一、九八三、九一一	二一、五一八、八六四	二、五二六	二、六七二	二、四三〇
蘭領印度	二、四一六、六六〇	二、一九五、七三三	二、一三〇、五二四	四四七	五三四	四四九
ルーマニア	五〇〇、〇〇〇	一、七一六、三六七	二、〇〇四、九八〇	九四	四一八	四二三
ガリシヤ	八三五、三三〇	一、〇六七、九五〇	一、五〇二、四六一	一五四	二六二	三一七
印度	一、四一六、六四〇	一、一七九、三六〇	一、四一八、九九〇	二六二	二八七	二九九
墨西哥	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六、六三六、二三〇	五、九二六、三七二	一、八四八	一、六一四	一、二五〇
日本（臺灣を含む）	五四一、六六〇	四一一、七一七	四七四、一一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
其他	一、一六二、三九〇	一、二四四、〇九二	一、二八五、四三八	二一五	三〇三	二七一
合計	八九、五〇四、〇〇〇	七六、五七二、三三〇	七三、三〇八、二〇八	一五、七八六	一八、六九六	一五、四四一

◉本邦產油

本邦產油額は大正四年を最多とし逐年減少の趨勢を示しつゝあり特に戰時鑿井機械並に鐵管等の輸入杜絕は鑿井上に著しき打擊を與へ昨年度は減退殊に甚しく休戰以後解禁と共に漸次是が緩和を見るに至りしと雖尙未だ產油增加を見るに至らず前年に比し更に一割弱の減少を示せり試みに大正八年一月より九月に至る本邦產油額を示さば左の如し（臺灣樺太を除く）

八年一月（一六二、五三六石）　八年二月（一三九、二九五石）　八年三月（一五六、八〇〇石）
八年四月（一五〇、三〇三石）　八年五月（一六〇、七一八石）　八年六月（一六一、三六九石）
八年七月（一六一、四五〇石）　八年八月（一六七、一六七石）　八年九月（一五九、八五六石）

右の如く本年一月より九月に至る本邦產油額は計百四十二萬一千三百四十三石にして之を前年同期に比し十五萬七千七百〇九石を減し更に六年同期に比し四十三萬八千〇三十三石の減產を來せり。（終）

臺灣商況（五月中）

商工課調査

◉米、　內地期米は財界の不況により正米に先走り大下鞘を叩きたるも四圍の情勢稍落付き來り不安裡にも除々展開を見せんとせしも束の間にて月末には生絲の崩落を受け人氣益々險惡に傾き投物續出し土崩瓦解收拾し得べからざるに至れり。

內地白米本島相場は漸落の一途を辿り前月に比し肥前米二圓八十錢豐前米一圓七十錢下落せり左の如し。

	肥前白米	豐前白米
前月末	五九・八〇	六二・二〇
本月上旬	五八・八〇	六一・四〇
同　中旬	五七・三〇	六〇・五〇
同　下旬	五七・〇〇	六〇・五〇

本島米は前月より本月に掛け漸落歩調を辿り北部米二十八圓九十八錢なりしに十五日俄然待ちに待ちたる五十萬石制限解禁發表さるゝや普通ならば軟材料たるべきに實際は輸入免狀代用移出徹廢の姿となりし爲め爰に强材料を現はし三十二圓九十錢となり（小賣一升三十三四錢）しも爾後內地經濟界益々沈衰し加之東北々陸地方軟質米續々出荷し正に梅雨相場を示さんとして市場愈々慘落の影響を蒙り月末二十八圓七十五錢に下押し不勢裡に越月せるが目先悲觀せられつゝあり糯米も之と同步調にて月初丸糯三十三圓三十五錢のもの月末三十二圓二十錢に下落せるが取引閑散なり。

◉砂糖、　前月來金融硬塞の影響を受け一高一低の亂調を呈しつゝありしか本月に入りて俄然買人氣を喚起し內地市場分蜜糖保稅五、六月渡四十二圓五十錢六七月渡四十三圓五十錢と出來爪哇入電自双期近もの六十一盾半を報し好況引續き中旬更らに海外糖は暴騰にく〵を重ね爪哇白双七十四盾半、玖瑪糖二十二弗半と白熱的奔騰內地市場亦た之れに連れ六、七月渡保稅四十八圓丁度と躍騰し一般に砂糖は世界的不足を背景とせるを以て前途昨年に彷彿するの活況を演出せんかの形勢を齎らせしか偶々米國の價格制限策に買人氣を沮喪するに臻り爪哇糖六十二盾玖瑪糖十九弗五十仙と續落隨て海外糖を唯一の材料として煽揚暴騰せし內地糖は一朝外糖の慘落に際會しては形勢玆に支ふるに由なく遂に一溜りもなく急轉直下分蜜糖六七月四十六圓より四十五圓と慘落月末の財界周圍の壓迫と俱に益々惡化人氣崩落し追擊賣り幅輳し相場は又々三四圓方大崩落を告げ最終分蜜糖七八月四十四圓より四十一圓と段落せしか利喰物現はれ稍々引返氣味の商狀。

◉麥粉、　前月悲觀されたる粉界は原料小麥及び製粉も本月に入り某店に於て對歐商談成立し滿洲小麥及び上海製粉海外輸出說にて反騰し其後引續き買氣强く東京市場辨天七八月限り四圓九十錢兵神百合印五圓下關綠タイヤ四圓九十錢にて滅切好勢を呈するが現物は金融關係にて買人進取し兼ね不振勝にて啻に當用實需筋へ少數の手合ある而已大なる變化なく持合の市況月末入電。

東京庫渡	七、八月限	四圓八十五錢
神戶庫渡	七、八月限	四圓八十五錢
下ノ關庫渡	七、八月限	四圓八十錢

◉綿布、　前報所載の銀行救濟案は其後幾分の曲折を經て遂に本月中旬に入るや實行の運ひに至り當業者は漸く愁眉を開くを得るに至れり是に於てか卸商は移入を防遏し在庫品調節を圖る一方商業手形の秩序恢復に努力し其の一角をも崩解せしめさらんと之が防禦運動に怠りなく殆んど賣買を中止したる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ため手形回收も順調に進み内地と異なり瓦落を免れたり折柄爾来續きの爲め夏物賣needs後れ現在にては冬物取引開始されんとしつゝあれど思惑歇み實需のみの取引となる只市場は内地吳服商を始め廉賣の聲喧しく本島人の腦裡に反影し下落を期待し居る如く綿布商も聯合にて大賣出を決議し相場の瓦落を防かんとしつゝあり。

●金物類　本品も金融梗塞尚甚だしき爲めマバラ筋の投物市場に續出し相場は海外市況と反對に漸落の一途を辿り買氣一向に添ひ來らず擡頭の期なく推移したるが最近有力筋は協力して之が抵落の防止を講究しつゝあれば愈々此邊を底値と見るべきか。

本島にては問屋筋には高値當時の契約品續々入津しつゝあり之が賣り拔きに苦心の體にて公表相場以下にて取引に應じつゝあるが如きも大部分は手控の氣味にて頗る閑散なり中旬及下旬二回値下げを發表したるが前月に比し二割方の下落を見たり標準物相場左の如し。

	中旬	下旬
丸鐵四分（一貫）	〇・九〇円	〇・八九円
同五分（同）	〇・九〇	〇・八五
同六分（同）	〇・九七	〇・八二
釘類二吋（百斤）	二八・〇〇	二七・〇〇
同二吋半（同）	二七・〇〇	二八・〇
平板二十八番（一枚）	二・九五	二・九〇
同三十番（同）	二・五五	二・五〇
鐵管内經一吋（長一尺）	〇・四八	〇・四七
同四吋（同）	一・九〇	一・七五
針金八番線	一八・九〇	一八・〇〇
同十六番線	二八・五〇	二八・三五

輕鐵軌道十二封度物一哩高値當時七八千圓迄暴騰せしも現今四千五六百圓に瓦落せり。

●肥料　大豆粕は例の大連市場にては買方大手臼井等の跳梁跋扈に任せたるため奔騰の趨勢を誘致したるも法外なる思惑なりしため株式期米の慘落金融逼迫と共に俄然其内情を暴露し受渡の紛擾を來し本品の激落を招き高値當時より二圓方の暴落なるは既報の如く小賣三圓三十五六錢なるも買手更に無く市場頗る沈衰し米價漸落と共に爰許擡頭の期なかるべきか二期作用として農界の購買せるもの嘉義、阿緱（四圓四五十錢にて）臺南、桃園、臺北、新竹、（三圓九錢七厘より三圓四十八錢間にて）各廳なるが本島總體の移輸入數量は前年の半ばにも滿たざるの情勢にて耕作上寒心すべし、過燐酸は農會以外商人農家の買手皆無にて二十成分物倉渡し三圓見當にて閑散を極め硫安亦取引なし。

●紙類　さしも强氣を以て始終せる和紙界も財界の急變より支へ切れず暴落するに至りぬ月初市況は無味閑散なりしも金融逼迫彌が上に激しき爲めと先安不安とのため產地元にて續々投賣者を出せしも何等組織的機關なきにより頹勢を支ふるに由なく暴落し一時下げ過ぎの小反動を見せたるも及ばず亦々落下し三割方（現金なれば四割方）下降するに至れり。

洋紙は和紙と異なり優勢なる會社と問屋筋との必死の努力により小仲買人の手持品を買ひ取り投賣防止策を講じたるため何等狼狽の氣勢なく貿腰强硬にて約二割方の下落に止まり居れど本月及來月共果して此狀態を持續し得るや聊か懸念な

き能はず若し持ち耐へ得ば危險期を無事に通過し得んか興味津々たるものあり印刷紙の如きは强氣なるも一般に本島仕入商人は反動來を虞れたるため思惑せず怪我なかりき。

●石炭　銀爲替下落の爲め沿道炭の香港及對岸方面輸出は手取金尠なく殆んど原價に喰ひ入らむとするの有樣にて採掘輸出不引合の狀勢に陷り中旬に於て稍々持直し爲替百六十圓見當を稱へしも下旬更に百四十圓以下に激落し手取金尠くなりぬ亦內地財界動搖の影響は之が取引を著るしく不圓滑ならしめ株價暴落し經營少しく困難を來しつゝある向もあるが如きを耳にせり內地方面の需要は減退の傾向にあれど島內はさしたる影響を認めず輸出向は香港、廣東、馬尼剌方面よりの注文今尙盛にして外國船焚料の積取も多きが銀相場の關係上手取金の激減を除かば相當の商內なりと見ざるべからず下旬に於て撫順炭海外輸出再開の報に接せるも其數量明かならず目先臺灣炭は悲觀の要なかるべし。

本月中旬鐵道部の買入炭契約愈々結了せり納入價額は一等切込前年に比し八分二等切込二割見當高なり。

●木材　東京、大阪方面にて一部の問屋筋投物現はれたりとの事なるも產地荷主筋は市況の軟化を慮れ極力阻止せしため材採を中止し賣控への態度に出で中には不賣同盟を組織せる向ある如く之が爲め崩落の程度を著るしく鈍化し居れりされど金融關係上幾分弱含みにて前月に比すれば一割乃至一割五分の下鞘にあり內地品薄なれば金融關係にして落ち付かば以前の高値に恢復すべしと觀測されつゝあるも果して如何にや內地よりの相場入電無く從つて本島も無相場の狀態にて區々として混沌裡にあり需要者は先安豫想を氣構へ買控への態度に出で商內なく絕對閑散なり阿里山檜材は石炭輸送難と降雨のため材採少なく品薄なり。

●燐寸　印度、南洋、新嘉坡方面品薄の爲め需要旺盛なるも銀爲替下落と原料高の關係にて製造家は容易に賣放たず双方睨み合ひの姿にあれど現物手當相應あること、て金融梗塞の折柄現金に換へたきもの、如し本島も今や漸やく品薄を告げつゝあり相場は珊瑚、白龍六十五圓月擧印七十五圓見當に下落せるも殆んど商內無く至極閑散裡にあり對岸方面は米國よりの銀塊の流入竝銀爲替下落の爲め南洋移民の送金多く手許潤澤にて買氣相應にあれど日貨排斥の隋勢尙繼行し旁々爲替相場の不利と相俟ち商談更になし。

●茶　氣候の關係上烏龍春茶は延期し包種茶亦例年より二週間後れて四月二十日頃取引開始されたり生產費は昨年に比し二割方騰貴したるも品質は幾分良好にて減收免れざるべし烏龍茶は本月中に產地との取引を結了し大稻埕に出廻はりしも米國市場は中等以下は持越品多きと財界不振の爲め買氣鈍り居り爲めに大手筋は見送りの姿なるも月末に至り五六の洋行見本取引を了せるが形勢兎角面白からず反之包種茶は五月中六十萬斤の輸出あり爪哇市況良好なれば案外好況を呈しつゝあり。

●工業藥品　內地に於ける本品相場は區々に流れ端睨すべからざるものあるが如く曹達類の輸入も高値當時の契約物入津し買氣萎縮し何れも困憊の體なるが如し本島相場中酸類は何れも不味にして前月に比し一割五分乃至二割方下落し硫曹達

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

亦一割方低落せり月末相場左の如し。

硫酸（六十五度）	一箱二〇〇封度入	三二.〇〇円
鹽酸（二十度）	同　一二〇同	二〇.〇〇
白硝酸（四十度）	同　一四〇同	四〇.〇〇
苛性曹達	同　一〇〇	一四.〇〇
硫化曹達	同　同	一二.〇〇
晒粉	同	二〇.〇〇
曹達灰	一袋二〇七封度入 一〇〇封度につき	八.五〇
月印重曹	一樽一一二封度入	一六.五〇
英國重曹	同　同	一五.五〇
洗曹達	同　九〇　同	五.四〇

取引は先安見越にて至極閑散なり。

◉麻嚢　六、七、八月渡し契約出來高北部百萬中北部約六十萬見當にて基隆在庫品四十萬枚と註せられ居れど先物既約品大部分を占むる爲め相場下滋らんとするに受方は例の金融關係上之が引き取りを延ばさんとし双方睨合の形なるも渡方は幾分弱味にあるもの、如く解約あるは免れ得ざるべし。

相場は五十三四錢見當にて解禁の結果は內地米安の報を入れ島米積出尠なく本品に影響する所尠きもの、如しされど目先本品も下落の外なかるべく波瀾の機を既に孕み居るもの、如し。

◉セメント　品不足依然甚だしく相場は今尙不變にて市中は十四圓五十錢唱ひなるも企業界建築界不振の折柄先行弱含みの模樣にて本島の需要は多くは契約品に係り何等狼狽の要なきが如きも遠からず。內地品の侵入あるべく從つて小賣値は自然的の下落を豫想されつ、あり本島本品の生產は樽材の不足に苦しみ居るは依然として變らず之が代用として麻嚢（百五十斤入にて樽入の二分の一）を使用するに至れり但し海上輸送は目減り甚だしき爲め專ら鐵道輸送に制限され居れり。

◉海產物　前月來引續き市況閑散にて荷動き少なく氣配著しく軟弱なり鯣は需要少なく六十圓乃至六十五圓にて取引せられ弱含み貝柱は生產良好なれど之亦需要多からず百十圓臺に落ち込み煎子は不漁の爲め入津尠く相場區々たり蝦は賣行最も活潑にして在荷も多からず前月より五圓方の値上げを見たり亦本島產海產地は月初冷氣強く一般に不漁にて就中鰤仔魚の如きは例年と異なり需要期にも拘はらず不漁甚だしく月末五十二三圓の高値を彌へつ、あり尙月末に於て金融逼迫の爲め內地各地投賣の聲も聞けるにより來月に入らば之が波瀾の商狀を呈するに至らんか。

◉野菜（臺北）　日々の入荷前月と大差無きも追々暑氣に向ふこと、て市場に現はる、野菜の種類少しく變化し月末に至り菠薐草及蓮根等の搬入さる、もの殆んど尠なし一面他廳管內より輸送さる、もの漸次多からむとするの傾向にあり其主なるものは茄子（主として嘉義地方より）匏仔（臺南及紅毛田）冬爪（臺南、新竹、臺中、阿緱）木爪（葫蘆墩）竹子（嘉義）玉菜及良京（臺南）にして多きは四萬八千介（本月中）より少きは三千五百斤に及ぶ。

相場は前月に比し幾分の騰貴を見たり百斤建卸賣相場左の如し。

	月初	月末
新菊	五.五〇円	八.〇〇円
丸大根	三.二〇	四.〇〇
人參	二.五〇—三.二〇	二.〇〇—三.〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

赤里芋	六・〇〇	六・五〇
葱	三・五〇	三・〇〇
白菜	三・〇〇	三・五〇—四・〇〇
牛蒡	五・〇〇	四・〇〇—五・〇〇
三葉	五・〇〇	五・〇〇
木瓜	八・〇〇—八・五〇	九・〇〇

海外情報

三門灣經營の大計畫

（新聞報＝四月二十日）

浙江三門灣を定めて模範自治農墾試辦の區域と爲し回國華僑の經營に充當せんとの件は既に前報に誌せり茲に該案の沿革を聞くに當初此案を創議したるは浙江實業廳長雲海秋氏と華僑鄒某との二君にて次に第三科長唐寶鎬氏の前往查勘となり遂に雲廳長より規畫の情形を農商部に呈請して校辦を求め籌商すること久くして始めて定案となりしものにて實に前の浙江招勸華僑興辦實業所長袁仲符氏が杭州西湖を模範村と作し華僑をして國に回り經營せしめんと欲したると同一美意に出でたりと謂ふべし茲に三門灣の形勢を調査するに左の如し。

三門灣は浙江甯海縣の東南田縣の南に在りて省を距ること八百支里會稽道の管轄區域となす灣の入口には群島羅列し僅に三門のみに止まらざるなり然るに其の三門灣と名くるものは殆んど石浦の南に石浦門あり黑山群島より進口するに高く海面を拔く八百尺の大佛峯を的となすものを正門となし裘民島の西を繞るを便門となすを以て遂に名けて三門列島と曰へるなり、宇或は沙門灣に作るは其音近きを以てなるが、形勢壯濶にして洵に天然好個の農墾區域たり只海隅に僻處するの故を以て浙江の各資本家も未だ經營の此に及ぶものなく久しきを歷て荒蕪に委せらる其地續きの南田縣は島中に設けられ山に因りて城市を作り一歲の收入僅に千六百兩餘に別に四百八十元の附加あるのみ灣內深く堂奧に居るものを甯海縣と爲す農田收入二萬九千兩以上と稱す則ち其向より農墾事業ありしは想ふて知るべし。雲實業廳長此に鑑みるあり農商部に建議し海岸の灣澳深淵の處に就いて埠頭を建立し僑商を招徠して農墾に從事せしむるを治工の本となし、漸次に交通、教育に推及するの計畫なりと云へば將來自治事業の發展は又何ぞ南通の第二たるに難からんやとの評あり。

千九百十九年度盤谷貿易狀況

（佛領印度支那經濟雜誌一四〇號）

千九百十九年度輸出入貿易總額は三六八、一一二銖にして內輸入額一三二、六六八、五二五銖、輸出二三五、五一三、五八七銖なりき。

い、輸入　前年卽ち一、九一八年に比し一九年度輸入額は三千一百萬銖の增加にして今一九年度輸入項目を大別せば、

（一銖は邦貨七十五錢）

從價稅三分課稅商品　一一、五三七、七七九
地金銀及貨幣　一五、〇九八、九六四
阿片　四、四〇八、八六五
酒類　一、六二二、九一七

更に右記のものを細別せば

一、食料品

	數量	價額
バタ	三八、六九二	一二六、五七九
ビスケット	一三六、一八一	二五三、〇三六
魚類罐詰	二一七、〇八七	二九三、五五七
麥粉	四、四三二、九九五	一、三七二、八五六
果實	一、九五三、四七八	七〇七、三四九
牛乳	五八五、〇四八	六四〇、四五七
魚類	一、八八一、九八三	一、〇〇〇、四五一
砂糖	一二、一三六、六一〇	五、四〇〇、三二〇
精蜜	二〇、八九八、五七〇	一、九二七、七二七
茶	九三七、七二四	一、二八〇、六七二
酒（米より造れるもの）	一、〇三六、四二八（リットル）	九一八、五〇八
ビール	二三九、七六〇	二二七、二八三
コンニヤク	四三、七七三	一四八、四六三
葡萄酒	四二、四二七	一〇九、七〇一
ウイスキー	三三、四九一	一一三、〇六六

二、製造品

	數量	價額
マッチ	二、九九九、一九六	二、五八九、五四八
蠟燭	二四一、四二八	一三〇、四一九
及物	二九、二二二	一八九、九二六
自轉車	二〇九	二四、八三八
電氣用品	三二〇、二八八	一、四〇七、〇九一
銅、鐵器具	—	五、四二七、四三九
機械	—	一、二六四、六六二
工具	五一九、七七五	九二五、九四四
紙	一、二一二、三六〇	九四三、五二四
香料	一四三、三〇七	四八八、九七九
麻袋	二三、七三五	七、五九〇、五五三
石鹼	五六七、四三八	五六四、二一六
綿布	—	二三、二一四、一六〇
絹布	一六九、七七七	六、〇一八、一九三
賁	三〇一、八二六	七〇九、四六八
葉卷煙草	四六、〇三五	二〇〇、七四一
紙卷煙草	六八三、一二二	二、四六九、二二六
自動車	二三五	五二二、六三一

三、油類

	數量	價額
ベンジン	二、〇七七、三四五（リットル）	六〇三、〇七二
重油	七、七八四、九七四	三四七、六〇三
石油	二三、二〇一、二九四	四、六三〇、〇〇〇
石炭	一四、三九八	一、〇四三、六〇六
セメント	五、二五四	一四三、七六九
材木	一、四五〇、七三三	五三八、三一六
椰子油	一、四二六、一二三（リットル）	八三一、七三五
鑛油	一、五一〇、七九四	四〇四、二八四

四、阿片及金、金箔

	數量	價額
阿片	一、七〇〇	四、四〇八、八六五
金及金箔	一五六、〇〇〇（テール）	一四、六八二、三二五

（一テール、は約十匁）

い、輸出　千九百十九年度輸出額は前年度（十八年度）に倍加す、今之を主なる輸出品に示せば。

	數量	價額
米	八二二、三三九	一八九、九九七、三五〇
チーク	六七、九五九	一二、五二三、九四九

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其他輸出品及再輸出品	三三、〇〇二、二九七

船舶

國	船舶數	噸數
英國	二六五	二九〇、三二三
日本	一四二	一六四、一〇三
暹羅	一七四	九五、四三三
和蘭	四四	八〇、六七一
諾威	七六	六六、七七〇
支那	二一	一九、三九三
佛國	二三	八、五〇五

（終）

一九一九年海峽植民地貿易概況

（シンガポール、フリー、プレッス＝五月一日）

最近新嘉坡商業會議所に於てベートマン氏の爲せる海峽植民地の一九一九年貿易趨勢報告を左に掲ぐ左掲の數字は同植民政廳の調査に係るものなり。

一九一八年との比較―一九一九年に於ける貿易額を前年貿易額に對比せしめて說明すれば輸入額（地金銀を含む）に於ては一九一八年五億二千八百三十八萬四千四百四十七弗、一九一九年六億六千百八十一萬三千百五十三弗、卽ち一億三千三百四十二萬八千七百六弗の增額にして二十八％の增加割合なり。輸出額に於ては一九一八年四億六千七百九十五萬六千百七十八弗、一九一九年六億八千百一萬八千二十四弗卽ち二億千三百六萬千八百四十六弗の增額にして此增加割合四五、五％なり、而して此等輸出入額の增加は必ずしも數量の增加に原因するものに非らず。

海運狀況―港務局年表に依れば一九一九年に於て荷役をなせる船舶數二千四百十六隻（純登簿噸數四百五十三萬八百三十四噸）にして一九一八年に於ては二千百十四隻（純登錄噸三百三十三萬七百九十一噸）なり。一九一九年の石炭荷揚高は一九一八年の四十萬九千八百三十四噸に對し四十萬五千九百九十九噸を算し石炭積出額は前年の三十二萬二千三百九十七噸に對し四十四萬千六百九十二噸なり、普通貨物に關しては一九一九年七十五萬六千八百八十四噸一九一八年六十九萬四千八十四噸を陸揚し、一九一九年五十六萬七千二百三十二噸一九一八年五十一萬九千四十六噸を積出せり。

以上の數字は注目に値すと雖も、石炭及び貨物にして陸運に據るもの少量ならざるを以て、新嘉坡に於ける貿易の大發展を說明するに不充分なるの觀あり。

蘇士運河管理問題

（香港デイリー、プレッス五月六日）

リユエオン島に於ける佛國政府の代表者ジヨルヂー、ブースノット氏は最近「ル、ジユルナール」紙に一論文を公にして曰く、「英國の埃及占有」以來蘇士運河中立問題は再び實際政事的問題として吾人の面前に展開し來れり、該運河の中立規約は元來一、八八八年の協約に基くものにして眞の意味に於ける中立と謂ふべからざるものなり。世界各國の利害關係の重大なる本問題は宜しく根本的解決を見ざるべからざるものにして一、八八八年の協約に由れば同運河は平時及戰時に拘は

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

らず各國の船舶に對し開放さるべきものにして一端埃及政府にして中立を確保し能はざはが如き場合に於ては土耳古之に代りて其職責を全ふすべきものとせり、今や埃及は英國の保護國となり土耳古は一敗地に塗れたり。

殆んど世人の注意を引かずして決定されたる「ヴェルサイユ」條約一五二條に依れば「獨逸は一、八八八年の協約により土耳古に與へられたる權利を改めて英國に與ふる事に同意す」とあり當時伊太利のブースノット氏は熱心に右の項目を條約に插入するに反對せり、何となれば右項目は蘇士運河に「接近し又は之が通過」の自由を保證するため凡て必要なる手段を取る權利を獨逸が英國に與ふる事を意味するものなればなり何人と雖も斯くの如き棄權が英國に取り幾何大の價値あるものなりやを知るに苦しまざらん、吾人にして此際注意を怠らんか、完全にして有效なる萬國共有物ならざるべからざる該運河の管理權が遂に英國に推移せんとするの端を開くに至るなきを保せざるなり英國は昨は吾人の同盟國にして今は吾人の親友なればとて一、八八八年の曖昧なる協約に藉口して該運河の自由を保證する權利をば擧けて彼か手中に委せんとするものなりや、吾人は斷々乎として之か不可能事たるを絕叫せざらんとするも亦能はさるなり、氏は佛國政府の注意を喚起して各國均等たるべき此海路有效なる中立を確保する爲め必要なる保證を與ふべき國際管理の下に置くべき手段を採らんことを促せり、而して一、八八八年の協約は前述の如き國際的勢力の維持如何に關しては何等凭るべきものなければ之が修正は焦眉の急なりとす。

比律賓に於ける新設會社數及資本金額

（マニラタイムス、四月二十三日）

比律賓政廳商工局の發表する所に依れば本年第一四半期（一—三月）に於ける新設會社數は内外の分を合して七十二社を數へ其資本滑額一九〇、六七三、三〇〇「ペソ」に達し就中二月中に設立せられたるもの最も多く其數二十七社にして此資本金額は七、七一四、〇〇〇「ペソ」なり、而して一月中に於ける新設會社數は二十四社此資本金額六、〇五〇、五〇〇「ペソ」にして三月中の分は會社數二十一社資本金額五、九〇八、八〇〇「ペソ」なり右月別計算左表の如し。

月次	會社數	公稱資本額	拂込資本額
一月	二四	ペソ 六、〇五〇、五〇〇	ペソ 二、五〇三、七四四
二月	二七	七、七一四、〇〇〇	二、三八九、九一五
三月	二一	五、九〇八、八〇〇	二、二一五、二七〇
合計	七二	一九、六七三、三〇〇	七、一〇八、九二九

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●蕃人の飛行機觀

◆現代文化の精髓であると云はれてゐる飛行機に對し、未だ原始的生活の境を脱せざる蕃人が如何なる感想を抱けるやは最も興味ある問題である。乃ち茲に目下臺北城外練兵場に於て繼續中の警察航空班の練習飛行見物旁々觀光に出府した新竹、桃園、臺北三廳下の蕃人頭目及び勢力者五十名の飛行機に對する感想を御照介しやう。この蕃人の中には曾つて內地觀光の砌り飛行機を見た者が一人居り其他の多くの者の中には先年陸軍の耐熱飛行に際し自社の上空を飛んだのを遙に雲際に機影を見た者もある。然し今、眼前ツイ手近にこの飛行機の操縱振りを見ては流石に驚き惘れた樣子であつた。

◆彼等は飛行場に到る途中佐藤班長の操縱でモ式が頭の上へ飛んで來た處が雲があるので操縱の人影が認められない、されば彼等の多くは人が乘つて操縱して居るとは信じない、これは人が乘つて居ないで機械丈けで飛んで居るものと云つて居た、然るに間もなく飛行機が又た頭の上へ戻て來た、其處で彼等は大に感心した。そして人が居ないでよく元來た路を知つてゐるものだと口々にそれを不思議さうに語り合つたが、練兵場へ來て見ると內地人が乘つてそれが機械を連轉して飛んで行くのみならず、原田警部の同乘飛行を見て、飛行は兵隊計りがやるものと思つたに警察の大人も乘るのだナアーと大に驚いた始末―。

◆先づ第一に機體の構造に就て比評を始めたのは屈尺蕃であつた。見受ける處大體の骨組みは木材の樣であるがあの細さでは保つまい、恐らくは中には鐵の棒か入つて居るのだらうと云つて居た。そして各教官が操縱してその頭の上を飛んだり眼の前を横切したりするのを見て俺れ達の方計りへ飛んで來るが恰るで嬲られるやうだ、而し實に自由自在によくあんなに飛べるものだ、あんなに低い處を飛ぶ時には自分等も一度乘つて見たいと云ふ者が澤山出來た。桃園の蕃人の中には又なか／＼洒落たのがゐて我々が觀光から歸社する時、のろい汽車より此の飛行機で連れに歸つて呉れと駄々を捏ねて監督者を手古摺す者もあつた。

◆然し飛行機なるものが如何なる理屈に依つて之が飛ぶかそんな事は彼等にはチヨツト判り難いがプロペラーの回轉に依つて後方に風を切る其の勢ひを見て豪らいものだと感心する位ゐだつた、中島式が飛ぶ際發動機の試運轉をすると遙かの後方なる並木が暴風中にある樣に搖れるのを見てこれは又餘程强いものだと早くも其力を知つて居た。そして中島式が飛ぶと其の早い速力を見てそれ／＼と自分等の豫想の的中を語り合つたが、其の形の鯉に似て居るとてワイ／＼子供の樣に騷ぐなどは何處までも罪がない。

◆要するに彼等はこの飛行機が警察官に依つて操縱される事をも知り又た自由に思ふ儘に飛べる事を認めたが唯感心する計りで眞の感想なるものは未だ口には出なかつた。彼等が蕃社へ歸つた上蕃人間に物語られる處が眞の感想であるがそれは如何なる事が語られるか、これこそ眞に興味あるものであらう。(夢法師)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

地方事情

本島各廳の狀況

桃園廳

第一金融狀況（桃園街）　大正九年四月

一、金融の繁閑竝其の原因結果

（イ）一般の商況　米は本月に入て內地財界數次の激變に依り注文來らず且商人の金融手詰りを生じ賣買行はれず加之農家は舊臘より移出許可を見越し貯籾を爲す結果品厚と爲り而も確に許可の見込立たす金融の壓迫に堪へす投賣現はるゝと共に米價は益々低落し取引不振の狀を呈せり春茶の取引の季節なるも天候不順の爲め出廻遲延し又概して品質良好ならざるも減收の爲め相當高値を保ち百斤二十五圓內外を稱へつゝあり一般物價は常に臺北相場の變動に伴ひ上下しつゝあるを以て同地と同じく綿布類の暴落を見たる外未だ低落せるもの無し各銀行は益々貸出を制限し金利日步四錢迄引上げ警戒怠りなき狀態にて信用組合融公司等も其の影響にて經營難を訴へ金融硬塞を見るに至りたり銀行信用組合概況次の如し。

貸出金

區別	本月末殘高	前月末殘高	前年本月末殘高
臺灣銀行桃園出張所	円 七、〇五五、四二二	円 六、六四五、七四九	円 二、二八八、〇三七
彰化銀行桃園支店	一、五九四、三七四	一、三〇〇、八一四	七四六、七三九
新高銀行桃園支店	一七八、二八八	三八九、二一五	二〇三、二二二
桃園信用組合	二五五、八七二	二五一、六三七	一六七、九二四
計	九、〇八三、九四六	八、五八七、四一五	三、四〇五、九二二

預金（貯金）

區別	本月末殘高	前月末殘高	前年本月末殘高
臺灣銀行桃園出張所	円 五九八、四五三	円 八八九、九〇六	円 一七三、二七四
彰化銀行桃園支店	四六五、五一四	四二五、七八七	二八八、一〇四
新高銀行桃園支店	一二九、六三五	六七、三一五	九七、〇二九
桃園信用組合	五一、一〇〇	五五、六八〇	三八、一八四
計	一、二四四、七〇二	一、四三八、六八八	五九六、五九一

（ロ）産業概況　本年一期稻作は插秧當時用水潤澤なりしと米價高の爲め植付面積を增加したること前月報告の如くなる

が其收穫豫想高は插秧後天候順調を缺ける爲め分蘗少く生育不良なるが故に前年同期に比し二分減收即ち二十九萬六千六百七十石の見込なり。這般經濟界の變調は事業界に多少の影響を免れざりしも一般資力の充實せると其の波及の緩漫なるとに依り破綻を生じたるもの無く從來の投機的傾向を警戒するに足り今後堅實なる基礎を築くことを得べし

(ハ)其の他金融の繁閑を誘致したる諸事情前項記載の通

二、重要產物の價格竝其變動の因果關係。

品名	單位	本月の平均價格	前月の平均價格	前年本月の平均價格
粳米	一石	円 三一・二〇六	円 三一・七八六	円 二四・九七二
糯米	同	三八・〇九六	四三・〇三二	二七・五六〇
粗製烏龍茶	百斤	二九・〇〇〇		一八・〇〇〇
甘藷	同	二・三〇〇	二・一〇〇	一・〇〇〇
仔豚	一頭	一六・二五〇	一九・〇〇〇	一一・〇〇〇
肉豚	同	五七・二〇〇	五七・二〇〇	四五・五〇〇
右炭	一萬斤	五五・〇〇〇	五五・〇〇〇	四四・〇〇〇

三、貨幣流通の狀況

(イ)金貨及兌換券の流通無し。(ロ)補助貨幣の過不足、前報告の通甚じく不足せり。(ハ)其の他貨幣流通上重要と認むる事項特記すべき事項無し。

第一　桃園街兩替相場及地金銀相場

種別		最高	最低	平均
一佾一圓銀貨				
銀行券一千圓に付	白銀	—	—	—
	粗銀	—	—	—
	臺灣銀	—	—	—
地金一匁に付	純金	円 五・八〇〇	円 五・八〇〇	円 五・八〇〇
	純銀	〇・三五〇	〇・三五〇	〇・三五〇

第二　桃園街金錢貸借金利

種別		年利 百圓以下 (割)	年利 百圓以上 (割)	日利 百圓以下 (割)	日利 百圓以上 (割)	日步 百圓以下 (錢厘)	日步 百圓以上 (錢厘)
抵當付	內地人間	—	—	—	—	—	—
	本島人間	—	一・二〇	—	—	—	—
無抵當	內地人間	一・八〇	一・六五	〇・一五	〇・一三	五〇	四五
	本島人間	一・六五	一・四六	〇・一二	〇・一二	四五	四〇
貸入	內地人間	—	—	—	—	—	—
	本島人間	—	—	—	—	—	—

■春季茶況　春茶は天候不良の爲め發芽期に當りて萠芽不整を來し三月下旬に至り一時天候恢復して氣溫上昇し生育を急速ならしめんと雖も再び連日の天候不順に摘採を遲延ならしめ製茶作業爲めに支障を來し隨て硬化に委せしものすらありたり、茶農家は茶の不況に搗加て全年の約四割を占むる春茶期に於て天候不順なりしを以て耕耘除草等不完全にして殆んど放棄するものすらありて其收穫は例年に比し二割內外の減收を見たり左れども一時製茶價格は裾物二十八、九圓中物三十二三圓上物三十七八圓を唱へ春茶價格としては空前の高騰なりしに依り初めて生色を呈し相當利潤を擧げ得たるを以て茶農家は生產費昂騰經濟が澎張に伴ひ賣措しみ強く頗る活況

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の狀態に在りしが近年海外臺灣茶需要の狀勢は一般に中等以上の製茶を需要するの狀況にして殊に最近米國に於ける烏龍茶消費の趨勢は上等品拂底となり下等品の在庫尙ほ尠からざる模樣なるに依り大稻埕の烏龍茶況は隨て中等以上の取引を歡迎せられ五月下旬頃よりは廳下茶の過半數を占むる平地に於ては茶販賣人の出入極めて稀にして茶況は頗る閑散なり。

■桃園茶業改良公司　廳下產茶は世界的產物にして常に本島對外貿易の首位を占め國家經濟上看過す可からざる關係を有す而も彼の局限的資本事業と異なり管內農民十六萬餘人の重要なる生活の資源にして其消長は直ちに死活の問題となるを以て之れが改善は喫緊且つ容易ならざるものとす然るに茶農家は頗る粗笨を極め茶園の大部分は地力消耗茶樹早衰して產額漸減の傾向を示せるを以て之等茶園の生產能力を發揮し生產數量の增大を期し併て土地の價格を增進するは焦眉の急務にして旁ら製品の統一取引法の簡潔を圖り斯業の基礎を確立する目的を以て督府計畫の下に全廳下茶農家を糾合し大正八年七月二日資本金五十萬圓の桃園茶業改良公司を創立し茶主產地たる咸菜硼・銅鑼圈・龍潭陂・中壢・過嶺庄・大埔庄六箇所に新式製茶工場を設立し工場を中心とせる一里以內の茶園を贌耕し自營又は請負耕作の方法に依り斯業の改善を期せんとす而して右工場は何れも建築工事に著手し本年夏季中に竣工の見込にて製茶機械は總督府より六臺の貸附を請け目下運搬中に屬し茶園の贌耕も又著々進行中に在り。

■茶苗養成配付　大正七年度以來督府計畫の下に衰頹の傾向を示せる茶園の改善策として茶園の更新を圖り亦新に茶園を開設するものに對し配付の目的を以て農會に委託養成せしめたる茶苗は大正八年春季及大正九年春季に於て咸菜硼・大料崁・楊梅壢・三角湧の各支廳下及直轄內の希望者六百五十二人面積二百八十甲に配付新植せしめたるが其活著步合は最上九割八步下三割五分普通七割內外にして發育佳良なり本年度に於ても百四十萬本の茶苗を養成配付すること丶し銅鑼圈・龍潭波・過嶺庄龜崙口の各庄に茶苗圃を設け目下厭號作業に著手しつゝあり。

臺中廳

■國勢調查委員部　當廳に於ては本年施行の國勢調查事務機關として委員部を組織し該事務を處理すべく準備計劃中の處今回其筋より各廳に委員部を設置すべき訓令を發布せられたるを以て右に準據し臺中廳國勢調查委員部規程施行細則を發布せり本細則に於ては委員部には庶務調查の二係を置き各係には主查委員分屬して之が主任となり所屬事務の全般を指揮監督するの局に當るものにして卽ち保安係長及統計主務其任に當れり而して委員長の下に理事三名(各課長)主查委員十二名(保安係長、統計主務、戶口、主務各支廳長)書記(文書、警務、統計、戶口係員)十三名を置き部務を分擔せり。

■地方學事講習會　本年度に於ける當廳學事講習會は七月五日より八月三日迄一箇月の期間を以て開催することに決定し其會場を臺中・葫蘆墩・彰化第一・北斗及臺中女子公學校の各校を以て之に充てり而して講習員は公學校在職中の訓導心得にして前年度の講習に出席せざる者を選定し講師として廳下

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

各公學校敎諭中より之を命せり講習科目は國語、算術、圖書、體操の四科目にして敎授時數は一週三十時と定め各員の學力**を補充し敎授能力を發揮せんことを期せり。**

■訓導心得養成講習會　公學校敎育の普及に伴ひ年々就學兒童を増加し學級を増設するに至り敎員の補充上例年多大の苦心を拂ふ所なりしが本講習會は之が適應策として施設せられたるものにして講習員は公學校六箇年の科程を卒業したる優良者中より試驗の上選拔し講習員を命し本年度に於ては五十名を養成し次學年度の補充に應せしめんとするに在り而して敎授は實地授業及學術講習の二にして養成上に關する規定概要左の如し。

會場　第一會場　臺中公學校　　第二會場　鹿港第一公學校

期間　大正九年七月一日より十年三月三十一日に至る九箇月間

人員　五十名

講習員の資格　六箇年公學校卒業者又は同等以上の學力を有する者

講習科目及敎授時數

科目	每週敎授時數	科目	每週敎授時數
修身	三時間	算術	六時間
敎育	六時間	圖畫	三時間
國語	十二時間	唱歌	二時間
敎育	六時間	體操	二時間
國語	十二時間	計	三十四時間

本表の外若干の敎育實習を課す

講習員補助金　一箇月六圓

講習證書授與及服務　講習終了後は其成績を考査し修了證書を授與し修了證書受得の日より一箇年廳長の指定する公學校に奉職する義務を有す

■地方稅調査委員會　大正九年度地方稅賦課額決定の爲六月**五日午前十時より廳會議室に於て**地方稅調査委員會を開會せり今其算定額を擧れば家稅總額三十萬八千二百八十七圓を示し内普通家稅二十一萬八千四百十三圓特別家稅八萬九千八百七十四圓にして特別家稅中の費目は橋梁改修費六萬圓公園費一萬四千八百十五圓臺中消防費四千八百五十九圓臺中水道費六千圓彰化水道費四千二百圓とす之を内地人本島人に區分するときは總額中内地人の負擔に屬するもの三萬五百八十四圓本島人に在りては二十七萬七千七百三圓にして之が分配方法は普通家稅特別家稅を通じ資産一に對する生産二の負擔割合を以て資産額、生産額の按分に依り算出するものにして卽ち本年度に於ける賦課標準額は内地人資産額千五百七十八萬五千七百四十三圓生産額百四十五萬九百三十三圓本島人資産額一億七千九百五十九萬九百七十圓生産額千六百六十一萬五千九百六十三圓にして之を前年度に比するに本島人資産額は九千九百五十九萬圓餘生産額は七百三十七萬千七百九十圓餘を増加せり而して一家當資産額の最多は霧峯區に於ける八百萬圓最寡は番挖區の六十萬圓千九百圓にして同生産額の最多は臺中區の三十五萬二千圓餘五里牌區の八萬六千七百圓餘を最寡とし一家當廳平均額に於ては資産二百十萬圓生産十九萬四千圓を示せり。更に稅額の一家當を見るに其最多なるもの霧峯區の七圓八十七錢頂番婆區の一圓一錢にして廳平均額に於ては二圓三十四錢に相當せり。尙ほ當日加福廳長は開會に際し左記の口演を爲せり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

廳長口演

是れから大正九年度地方税調査委員會を開きます。

當廳に於ける税務行政は年々改善せられまして課税上の紛議の如き幸にして聞きませぬ是は廳下官民融和の然らしむる處で有りまして本官の常に滿足する處であります抑も税務行政は民意を傷けず苛斂誅求に陷らずして圓滿に徵收の目的を遂するを以て運用の妙を得たるものと信ずるのであります本廳長は下僚と共に此點に留意しまして取扱ひ公平を期して居る次第であります諸君に於きましても此意を體せられて調査上公平なる御賛助を與へられん事を希望致す次第であります

科目		大正九年度	大正八年度	增加額
家税	普通	円 二四八、四一三	円 二四四、四八九	円 三、九二四
	特別	八九、八七四	六三、六五四	二六、二二〇
營業税		五三七、四七四	二八三、四二七	二五四、〇四七
雜種税		三九三、二八一	二五四、九六四	一三八、三一七
雜收入		一六七、三三九	一一六、四三二	五〇、九〇七
計		一、三九九、二八一	九三一、九八六	四六三、三一五

以上增加の大要と致しましては家税は年々歲々著しく家屋の增進を見つゝある現況からして普通家税に三千九百餘圓の增は當然負擔をせればならぬものと信じます否寧ろ外税目から見まするとと增加の割合は非常に過少なるが如き感があります是れは特別賦課なる道路橋梁改修等の爲めに要する費用の增加と合算し之れを一般の富力と對照して見るを以て適當かと存じます。營業税時局以來事業界殷賑なりし大正八年中の營業實績に依り算定したる課税標準に基き合遂せられたるものにして殊に本年四月一日税率改正增加せられたるも亦其原因の一つであります雜種税の增は是亦税率の改正增加に依るものにして其の主なるものは屠畜税（昨年十月一日より改正）であります。雜收入の增加は拂下等纏まりたるものを二三推定加算せられたるものと信じます。本會に於て諸君の審査を求めまする家税の調査書は御手許へ配付して置きました是等は從來賦課の成績に鑑み經濟狀態を參酌致しまして充分に調査をせしめて置きましたが尙ほ諸君に於きましても公正なる御調査を願ひ以て賦課の適實を期する次第であります其の他營業税中申告額の不當と認むるもの本島人間に係か四件ありましたが御集りを願ふ程の事でないと存じまして過日書面を以て御調査を願ひ夫々完了致した次第であります云々。

■虎列剌病豫防施設　當廳に於ける虎列剌病の豫防施設に關しては廳衞生當局に於て最周到にして適實なる方法を講究し豫防上の萬全を期し目下著々各種の施設事項を實施中に係れり今其主なる事項を擧れは

衞生實務講習會開催　各支廳より巡查部長各一名直轄外勤巡查部長を召集し豫防上に必要なる事項卽ち消毒藥の使用及其溶解方法等を教授し歸任後一般警察官吏に普及せしめ消毒實施に對する效果を期せり。

一般民衆に對し豫防宣傳　豫防を宣傳して警戒心を喚起するに努め豫防心得和文四千枚漢文一萬枚を印刷して配付し尙宣傳びら三百枚を印刷し各驛、市場學校理髮店其他公衆の注目すべき場所に揭示し一面學校兒童をして豫防歌を合唱せしめ且つ藥中公學校に於ては警察醫をして通俗衞生講話會を開催せしめたり。

衞生活動寫眞開催　一般民衆に對し豫防心を喚起せしめ衞生思想の啓發普及を計る目的を以て五月下旬より衞生係員に映寫を練習せしめ藥中醫生會館に於て每日午後七時より十時迄一般に之を観覽せしめ警察醫をして場面に對する說明及通俗的衞生講話を爲さしめたり漸次各地に開催する豫定なり。

飮食店其他各種營業者に注意　市場內營業者及宿屋料理店貸座敷氷營業者を召集し特に注意すべき事項を具體的に指示したるの外蠅除けの簡易にして效果ある方法、石油乳劑の調製方法竝其使用方法を印刷に付し營業者に配付し之が實行を期せしめたり。

氷營業者の施設改善　氷營業者の器具及施設の衞生上缺陷多きを認め最完全なる方案に依る圖面を調製し改善を命したるを以て以後本業者より傳播するの危害を除去するを得べし。

醫生に對し注意　醫生を召集し遵守すべき事項を指示し且つ從來傳染病を隱蔽して蔓延せしめたる實例等を列擧して之を戒め荷も吐瀉患者を診療したる場合は直に屆出つべき旨を命し自今每月一回召集して相當注意を與ふることゝせり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

豫防注射施行　注射液一萬五千人分を各支廳へ配付し昨年發生せし患家及附近住民、流行地に往復する者、警察官吏及家族、職員、人力車夫、宿屋、其他接客業者及家族等より漸次一般に普及せしむる計畫にして目下夫々實行中なり。

南投廳

■區長會議　本年第二回區長會議は六月十日南投廳樓上會議室に於て開催せり出席員十六名（内四名は病氣の爲め區書記代理）各課長及關係職員等一同著席會長の開會宣告に次て廳長の訓示ありたる後諮問事項六件協議事項二件注意事項二件を終り午後五時三十分閉會せり其諮問事項協議事項は左の如し。

諮問事項

一、大正十年度に於て公學校分校並に分離教室を增設するの必要なきや若しありとせば其位置及個數を問ふ。
二、精神修養及風俗改良等公民的訓練を施すべき公會組織の可否如何。
三、墓地整理の實況如何。
四、保甲役員の區長事務補助に關する實況如何。
五、地方稅規則施行規則中改正に關する納稅者の感想如何。
六、遊興稅賦課に關し納稅者の感想如何。

協議事項

一、各區又は各部落に簡易圖書館又は新聞雜誌縱覽所を設置するの可否如何。
二、書房を改善し分離教室又は分校に變更するは教育普及上緊急の問題なりと信ずる之を實現するに適當なる書房あらは其位置個數を問ふ。

■林務官吏打合會議　林政の施設改良並に事務の統一簡捷を圖る爲め大正九年五月十七日十八日の兩日南投廳及各支廳在勤林務官吏の打合會議を廳樓上會議室に開催せり出席員屬二名林務手十八名營林局より淺野事務官安詮院書記臨場廳關係職員等一同著席の上劈頭南投廳長は出席林務官吏に對し森林令制定の理由より林務官吏たる使命の自覺、打合開催の主旨、法規の適用、官紀振肅、協同一致の必要等に亙り詳細懇切なる訓示あり更に庶務課長より執務上に關する注意的演述あり夫より諮問事項三件指示事項四件打合事項二十一件注意事項七件を終へ最後に營林局淺野事務官より執務上心得ふべき注意的訓示ありて閉會せり其諮問事項、指示事項、打合事項は左の如し。

諮問事項

一、現在林野取締の狀況如何。
二、林野火災の防止に付適切なる方法如何。
三、森林令發布に對する人民の感想如何。

指示事項

無斷開墾に對する處置及其取締、盜伐に對する處置及其取締、放牧に對する處置及其取締、林野火災の防止に付必要なる處置。

打合事項

◎林野取締に關する事項として、（一）巡邏簿配置の件、（二）巡視回數限定の件、（三）林產物賣下願書提出方及調査に關する件、（四）林務手交通に關する件（五）保安林に關する件、（六）保管林に關する件、（七）森林被害報告樣式に關する件、（八）森林被害價格計算に關する件、（九）火入許可に關する件、（十）各支廳より進達する豫約賣渡及貸渡願書の實地調査は自今支廳勤務林務係員をして調査せしむる件、（十一）豫約賣渡願書進達の際注意すべき事項。◎司法事務に關する事項として、（一）森林犯罪調査の件、（二）森林犯罪を司法係に引繼の件、（三）被害物件贓物價格評定の件。◎林產物の處分に關する事項として、（一）林產物處分に關し處理を敏速にするの件、（二）每木調査の際面積査定に關する件、（三）特賣に係る物件にして用途變更の件、（四）林產物賣

下の際に於ける實査及伐採跡地檢査の取扱振に關する件。㊃營林に關する事項として、(一)薪炭備林に關する件、(二)民行造林奬勵方法の件、(三)未立木地調査の件。

■私設鐵道連絡　明治製糖株式會社の經營に係る南投二八水間の鐵道南投驛は其實南投街にあらざる三塊厝庄の該會社南投工場前に設置しありし爲め大正七年帝國製糖株式會社の中南線鐵道開通以來兩線の南投驛間距離遠く又列車の運轉時刻も兩線各自の都合に出て旅客の出入に不便尠なからざりしを以て前年來右二線の連絡問題起り双互協定中の處今回愈協定成立三月下連絡運輸營業開始すべく申請中なり。

■雨量の概要　大正八年中廳下に於ける雨量は大正四年以來五箇年間中最も少量にして廳下雨量觀測所萬大、丹大、楠仔脚萬を除きたる七箇所の合計一二、六二九粍にして之を平年雨量に比し四、〇二五粍の減少を呈せり隨て六、七月の酷暑期に際しては近年稀有の旱魃を起し炎熱と乏雨に苦むこと甚たしく隨て各河川の水害も亦僅少なりし今既往五箇年間の雨量を示せは左の如し。

大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
粍 二〇、五六一	粍 一四、二〇六	粍 一六、八三四	粍 一五、一五九	粍 一二、六二九

■土地檢査　大正九年前期土地檢査は三月九日著手し同月二十二日終了せり異動筆數總て九百八十筆之れを異動別に區分せは分割二百七十筆合併二十六筆有租地成百四筆修正租地成十五筆無稅地成百七十四筆地域變更二十二筆測量誤謬二十五筆開墾八十一筆無租地異動百十六筆荒地免租滿期百四十六筆再荒地免租年期附與一筆なりとす。

■酒造狀況　廳下酒造の狀況は營業者の自覺と當局の指導と相待つて近來著しく進步發達の勢を呈せり就中米酒の如きは米一石當最高酒精箇數二十六箇を示すものあるに至れり酒の賣行に付ても亦頗る好況にして酒造家の全能力を盡すも尙供給不足を訴ふるの現狀なるを以て更に改善を圖るときに一段の發達を見るに至るべし今本酒造年度に於ける三、四、五月の查定高を示せは左の如し。

月別	米酒	糖蜜酒	紅酒	藥酒	烏豆酒	清酒	燒酎	計
三月	石 三五八・九一三	石 一七・〇六六	石 二九・二八一	石 八・六四八	石 七・一三八	石 二八・六〇三	石 二九九	石 四四九・九五三
四月	三七六・七九七	一五・五二七	一〇・〇四七	一三・六六三	—	三〇・六五〇	—	四四六・六八四
五月	四二八・〇九六	二七・〇二二	三五・五七四	一七・九九三	—	三六・一二二	一・二三七	五四九・五四一

■遊興稅收入狀況　本年四月十日より新に施行せられたる地方稅遊興稅は四月分(二十日間)八百二圓二十五錢にして五月分千四十四圓七十九錢なり。

■蕃童敎育所の狀況　廳下の蕃童敎育所は霧社支廳下に於て萬大、「マヘボ」「タウツア」「トロック」の四箇所(內二箇所は甲種)埔里社支廳下に於て過坑、干卓萬、卓社「バイバラ」阿冷山の五箇所(全部乙種)集々支廳下に於て丹大、「カトグラン」楠仔脚萬の三箇所(全部甲種)計十二箇所にして其生徒數は二八四名なり內女生徒九七名を占め就學の傾向甚だ良好なり然るに集々支廳下は本年一月來流行性感冒猖獗を極めたる爲め餘義なく授業を中止せさるへからざるに至りしを遺憾とす而して之か修業式は種々の事情の爲め延引し四月に入りて漸く

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

擧行せるか式には生徒父兄及所在地頭目及勢力者等を招き當該支廳長親しく之に臨み成績優等者には賞與を與へ且つ訓示をなしモ生徒を激勵し一方他子弟の就學を奬め式後生徒及來會者へ茶菓を饗したりしか平素の勤惰は目前に恩賞の有無を生したるを以て生徒は勿論父兄に至る迄多大の刺戟を與へ益々向學奮勵の感想を喚起したるを認められたり賞與は全部を通して一等賞十二名二等賞二十四名三等賞八十六名計百二十二名なりき。

■蕃人觀光　蕃人をして平地に於ける各種の事情及文物を觀光せしむるは蕃人啓發上將之れか統御上頗る有益なる過去の事實に徵し今般警察航空班の臺北練兵場に於ける練習飛行を機とし蕃人をして飛行觀覽を兼ネ臺北觀光をなさしむべき旨警務局長の通牒に基き廳下蕃人中北蕃十五名南蕃五名を長久保警部補殘間巡查部長柴山巡查引率の下に四月三十日出北せしめ四日間に亙り飛行機を始め臺灣神社、圓山動物園、警務局兵器倉庫、新公園博物館等を觀光し且つ總督より訓示及惠與品を受け五月四日歸南尙南投に二日間滯在し聚芳館、小公學校を觀光し歸山せしめたりしか其感想談に曰く平地耕作地の廣きこと羨望に堪へす汽車鐵橋隧道等の建設を見るも日本人の智能神の如く又其の資力豐富なるを知るべく臺北市街の善美を極めたる自轉車自働車其他住來の頻繁なる誠に夢の如し兵器倉庫に各種武器の充實せるには驚嘆の外なく飛行警察官の飛行振の鮮かなる何とも讃辭なく彼の宙返り及錐揉降下の際は手に汗を握りたり全く鷹よりも飛翔巧妙なりと然れとも彼れ等か飛行機の偉力に對する感想に至つては一樣ならす卽ち霧社支廳下「サラマオ」及ヤシカウ社蕃人の一部には飛行機活動の可能なる範圍は專ら平地に限られ高山重疊せる同方面への飛行は不可能なるべく縱し飛翔し來るとするも天嶮の地利に據りて防禦に努めは左程恐るべきものにあらすと思料せるものあるか如し尙今次の觀光蕃人中には六名の蕃婦あり彼等は歸社後平地に於ける內地人本島人妙齡婦人の服裝の華美なるを嘆賞し自己の粗服を耻ちたりと語り尙從前內地婦人を誤解したりしも將來は努めて內地婦人に接觸せんと云へり。

臺南廳

■區務出張監督內規新設　區務の改善伸張を圖る爲め本年五月新たに區務出張監督內規を設け廳下七十五區を十六方面に區劃し出張監督を實施することゝせり其の大要左の如し。

一、當分ノ內廳下ニ於ケル區務監督ノ便ニ依リ全管七十五區ヲ十六方面ニ區劃シテ事務出張ヲ監督ヲ施行ス各方面別區名左ノ如シ

1、廳直轄東部方面(四區)　永內、長興、仁德、文依
2、廳直轄西部方面(七區)　臺南東、臺南西、永仁、安平、新鯤、永寧、外武定
3、大目降方面(六區)　大目降、廣儲、新市、新化里東、北外新化、南外新化
4、噍吧哖方面(三區)　外噍吧哖、內噍吧哖、內新化
5、六甲方面(三區)　六甲、官佃、內庄
6、灣裡方面(三區)　灣裡、善化里東、安定里東
7、蔴荳方面(五區)　蔴荳、竂仔廍、茅港尾、安業、佳里興
8、蕭壠方面(五區)　蕭壠、漚汪、下營、西港仔、塭仔內
9、北門嶼方面(三區)　北門嶼、學甲、中洲
01、關帝廟方面(五區)　關帝廟、內新豐、保西、歸仁、崇德

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

11、阿公店北部方面(四區)　[illegible]仔內、大湖、一甲、阿蓮
12、阿公店南部方面(五區)　阿公店、五甲尾、梓官、彌陀港、竹仔港
13、楠梓坑方面(六區)　楠梓坑、後勁、考潭、保舍甲、援巢中、仕隆
14、打狗方面(四區)　打狗、苓雅寮、左營、埤仔頭
15、鳳山北部方面(五區)　鳳山、七老爺、赤山、九曲堂、姑婆寮
16、鳳山南部方面(七區)　港仔墘、大林蒲、中芸、林仔邊、赤崁、空地仔、翁公園

二、庶務課長庶務係長又ハ區行政事務擔任者ハ相通シテ毎年一回以上各方面別各區ニ渉リ出張監督ヲ爲スモノトス。

三、區務監督者ニシテ或方面中ノ一區ニ對シ出張監督ヲ爲サントスルトキハ當該區竝ニ同一方面內ノ各區ニ其ノ旨ヲ豫告シ置キ出張監督當日ハ各區ヨリモ見學ノ爲メ區書記ヲ出張參會セシムルコト、シ監督者監督ノ狀況ヲ視察セシメ同時ニ區務改善ニ關シ彼此意見ヲ交換スルノ機會ヲ得セシム。

四、或ル方面ノ區職員ニシテ特ニ希望アルトキハ區務監督者カ他方面ノ區ニ出張監督ヲ爲スノ日之レニ參會スルコトヲ得。

五、特ニ必要アル場合ノ外一箇月中同一方面ニ於テ二區以上ニ亙リテ出張監督ヲ爲サザルモノトス。

六、毎月二名又ハ二名以上相分立シテ各方面別ニ區務監督ヲ爲シ成ルヘク同一方面ニ對シテハ連月施行セサルヘク注意ヲ要ス。

■臨時教員養成講習會　豫て第四回臺南廳教員養成學事講習會を開催するの計畫なりしが其の講習志願者百七十六名に對し五月十日十一日及十二日の三日間選拔試驗を行ひ合格者百三十九名を得て臺南鳳山及蔴荳に於ける三箇所の講習所に入れ講習を開始せり支廳長は各所の開會式に臨み一場の訓示を與へたり今回の講習は會期十箇月にして內六箇月は學科に關する講習を爲し以て學力の增進を圖り殘餘四箇月間は主として實地に就き授業法を習得せしむる豫定なり。

■聯合學藝演習會　六月十七日の第二十五回始政紀念日をトし臺南公館に於て臺南市內小公學校及臺南盲啞學校の聯合學藝會を開催することに決し話方讀方唱歌等約四十番の演習を爲すべく目下計畫中に屬せり。

■小公學校豫算　大正九年度小公學校の歲入豫算は前年度に比し約八割三分八厘の增加なり即ち前年度の豫算總額三十三萬二百八十六圓二十三錢に對し本年度は六十萬七千二百八十四圓二十三錢にして二十七萬六千九百九十八圓の增加となれり而して歲出豫算は經常費二十三萬八百十一圓五十八錢にして臨時費三十七萬六千四百七十二圓六十五錢なり。

■私立學校の現況　當廳下に於ける私立學校は現在八校にして卽ち長老教神學校、同中學校、同附屬學校、同女學校竝臺南盲啞學校、臺南實業補習夜學校、打狗簡易實業學校及臺南學堂なり而して之が經營は英國人に係るもの四校臺南慈惠院一校內地人及公會等に係るもの三校あり教員數內地人三十八名、英國人七名、本島人十九名あり、生徒數は內地人男九十七名、女一名、本島人男四百十四名、女百六十三名合計六百七十四名あり。

■產業組合設立　打狗築港工事に從事する者の生計に必要なる物品を購買し之を加工し又は加工せずして組合員に販賣するを以て目的とする有限責任打狗築港購買組合は豫て設立許可出願中の處大正九年四月二十三日其の設立を許可せられ五月六日打狗築港倶樂部に於て創立總會を開き組合長には理事廣瀨蒼生彥氏就任せり同組合の組合員數三百六十四名にして出資總口數七百九十七口一口の出資金十圓第一回拂込濟出資總金額一千五百九十四圓なり。

■農會蠶業傳習生　臺南廳農會に於て募集中の大正九年度第

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一期蠶業傳習生は應募者臺南市女子五名蘇荳支廳下男子二名灣裡支廳下男子一名計八名にして五月一日同農會臺南養蠶所に入所せしめ即日傳習を開始し九十日間を以て傳習終了の豫定なり。

■肥料共同購買　臺南廳農會は農會員の申込に依り大正九年第二期稻作用肥料として共同購買せんとする大豆粕五萬八千五百二十三枚過燐酸石灰一千五百六十九叺に對し五月四日競爭入札を施行せるに大豆粕は一枚三圓四十九錢（二十萬四千二百四十五圓二十七錢）にて三井物產會社臺南支店に過燐酸石灰は一叺四圓四十八錢九厘（七千四十三圓二十四錢一厘）にて増田屋増田増藏臺灣支店に落札し何れも正式に購買契約を締結せり因に曰今回の購買高を前年第二期作用購買高大豆粕一萬八百五十四枚過燐酸石灰百〇七叺に比すれば甚しき激増を示せるが之れ農業者の施肥觀念の昂上せると一面に於て農家經濟狀態の好良なるに由れり。

阿緱廳

阿緱、東港コレラ豫防計劃事項

一、昨年流行地域内（東港街）に於ける平素の衞生狀態に注意を拂ふこと。

（イ）下痢患者、（ロ）死亡者、（ハ）昨年發生區域内に保菌者の有無調査のこと。

（本件特に五月十二日警察醫を急派し夫々調査方同支廳長及青池公醫と[illegible]すみ）

二、東港街昨年流行部落に對し注射を行ふこと。

豫防液	五月十三日に四千五百人の配布を受け	
東港支廳へ	一千八百人分を配付注射し	
阿里港支廳へ	五	百人分を配付注射し
潮州支廳へ	四	百人分を配付注射し
臺灣製糖會社阿緱同製糖所へ	八	百人分を配付注射し
阿緱に	六百八十人分を配付注射し	
阿緱驛へ	百廿人分を夫々配付注射し	

尚一萬人分の配付方要求中にあり

三、一般保甲に示達し現時これら流行地と往復するもの、衞生狀態に注意を拂はしむること。

四、市場の出店者、鐵道就事員、旅舍、料理店、飲食店等の營業者同從業者、全部豫防注射を受けしむること（阿緱は全部注射すみ）其他の一搬希望者に對しても無料豫防注射を行ふこと。

五、防疫組合をして驅蠅液を無料配付せしめ蠅とり紙を實費にて配付せしむること。

六、豫防の講演會を開くこと。之れ又實行しつゝあり。

（イ）本島人には本島人醫學校卒業生を以て通譯せしむること
（ロ）小公學校に交渉し兒童にコレラ豫防の訓話を擔任教師より行ふこと
（ハ）市場内にコレラ豫防に關することを告示し日々コレラ狀況を掲示す

七、一搬に清潔保持の注意を拂はしむること

八、コレラ預防液は開業醫の希望に應して配付し可成汎く注射の效果を周知せしむる方法を講すること

九、東港支廳水上にては特に出入船員及船客に注意を拂
以上五月十日より實行す

五月十八日實行方示達阿緱驛及私設驛物賣等

一、驛員家族、運送業者豫防注射を行ふこと
二、驛構内にて販賣する飲食物に對し蠅除けをなすこと
果物の切賣を爲さゞること
是等取扱者の被服、身體常に清潔にすること
三、登載貨物魚類飲食物等にて蠅の附著せさる樣取扱に注意すること
四、專ら驛に除蠅の方法を講すること
五、驛及列車内には石灰、クレソール液、デシンフイクトール又は石油乳劑等を設備し便所には一日數回石油乳劑を撒布すること

蕃薯寮支廳管内臺南廳に隣接の各保甲に命し同廳下との交通路主要の地點には監視員を配置し通行者に對し其取締を勵行す

阿緱醫師に注意の件

一、豫防注射は無料を以て希望者に施行すること
二、疑似患者あるときは自ら之を屆出すして警察醫に於て疑似と決定すること、し可成戸口調査等にて患者を檢出したる如くするを以て疑ある患者は内密に屆出を勵行すること
三、排出物等の檢査は廳にて何時にても之に應ずるを以て檢査の要ありと認めたるものは之が材料を遠慮なく提出すること
四、一般にコレラ豫防思想涵養に助力すること
五、旅人宿、料理屋、飲食店等の營業者に注意の件
專ら清潔保持に努むべきこと
飲食物取扱注意
(イ)飲食物は刺身、生物は當分提供せざること
(ロ)可成蓋物付の容器を用ふること

旅客の健康狀態注意の件

東港支廳の分左記各項

一、蠅族驅除の方法として各戸網又は蠅取紙等を用ひ一日蠅族五十疋以上を驅除すること
二、保甲民は驅除したる蠅族を毎日午後七時迄に關係甲長に差出し甲長は驅除したる蠅族の疋數を檢し保正方に於て燒却すること
三、公共便所及各戸の便所に毎日一回以上石油乳劑を撒布し蠅族發生の防止に努むること
四、常備人夫六名を雇ひ入れ石油乳劑の撒布及び公共便所下水溝其他不潔の個所を掃除なさしむること
五、飲食物其他蠅族の密集す可き物件には相當の覆蓋を施し蠅族の附著を防止すること
六、汚穢物を河川に投棄せしめざる樣取締ること
七、下痢又は吐瀉等の患者發生したるときは醫師の診斷を受くると同時に速に警察官吏に申告をなすこと
八、コレラ豫防に關する費用は保甲民に於て負擔すること
九、保甲役員は時々自己の責任區域内を巡邏し以上豫防上に關し指導監督に努むること

宜蘭廳

■小學校教育研究會開催　本學年度第一回廳下小學校研究會を五月十六日(日曜)叭哩沙小學校に開催原田同校長執鞭尋常五六學年の歴史教授を參觀し引續き批評會を開き同時に該科教授上に關する各種の研究をなし最後に會員の研究發表として肥後頭圍小學校長の我校教授の大要といふ題下に複式學級に於ける學科の組合せ及自學的態度養成方法に關し適切なる意見を開陳せり因に同日は廳下各小學校職員所在地公學校職員野間廳視學參會せり。

■公學校教育研究會一部改正　從來本廳下公學校教育研究會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に於ては全體を南北二部に區分し五、十、の兩月各部會を開き二月には合同して總會を開催し居たりしも時勢の進運は是にて滿足すべきに非らず即ち本學年度よりは南北兩部共每月二回同一學年の研究會を開催し直接當該學年擔任者及校長の研究機關とし實際的研究に資しつゝあるは廳下敎育界の一大進步たるを信して疑はす。

■小公學校聯合研究會　本年一月開催の廳下學事會に於て協定なりたる小公學校聯合研究會は蘇澳小學校、蘇澳、冬瓜山、馬賽の各公學校聯合を先登第一とし次に叭哩沙小公校聯合宜蘭小學校宜蘭公學校宜蘭女子公學校聯合等逐次成立し多きは已に四回の會合を重ねて研究の步武を進めつゝあるが此の種の會合は双方補短採長の資となること極めて多く且つ兩者の聯絡を圖り理解を得る點に於て各種研究會中最も有益なるを認む。

■國語普及會と家長會　本廳下の國語普及會は既報の如く本島始政二十年記念事業として創設したるものなるが之が開設方法に關しては其の後幾度か變遷し現在に於ては宜蘭敎風會の一事業とし警務課直轄は警務課長、各支廳下は支廳長之が支會長となり開催し來りたるが元來地方改善同化促進等の事業は地方人民主體となるべきものなるを以て今回更に之か開催方法を改め地方に在住する區長廳參事保正其の他の名望家中より會長及幹事を推選し講師も其の地方に在住し國語に精通する者其の任に當り之に要する費用は全部地方有志の寄附を以て充て學校職員警察官吏は重に指導後援の任に當ること、なれり而して宜蘭街に於ては第一著に右改正方法に依り實行すること、なり會長に區長林澤蔡幹事に莊贊勳林拱辰李紹宗の廳參事顧問には警務課長保安係長學務主任を推戴し孔子廟、游氏家廟、城隍廟、文昌宮、天后宮、黃阿九、私宅の六箇所に會場を設け各會場には主幹を置き其の區域内の主なる保正之に當り他の保正有力者は幹事となり受持警察官吏と共に指導督勵の任に當れり而して廳下各地方にも之に準し既に開會したる地方多く又目下準備中の者も尠なからず次に本廳下の家長會は國語普及會の盛大なるに引換へ僅に四結公學校々下に一箇所なりしが各地之が必要を感したるものの如く現に羅東支廳下に於ては羅東街を始め武淵、廣興二結、利澤簡、淸水、順安、五結、中二結、冬瓜山、馬賽、蘇澳の各地に家長會の組織成り之が發會式を擧行したるを以て廳長、警務課長臨場の上懇篤なる訓示を與えられたり而して會員數は一會少なきは四百名多きは千二百名以上に達せり尙ほ各地方共盛に之が組織を爲さんとする傾向あり。

■宜蘭製酒及蘭陵酒造二株式會社創立　廳下は古來臺灣酒の產地として世に知らる殊に宜蘭製酒公司の老紅酒は先年臺北に開催の共進會當時より其の品質の優良なるを一般に認められたる結果近年に至りては島内のみならず南洋方面よりも時々大口の申込に接する有樣なるも生產の關係上一々之等需用者の滿足を充す能はず甚だ遺憾の狀態に在りしが今般該宜蘭製酒公司株主を中心として豫て計畫せられたる宜蘭製酒株式會社は去る四月三十日該公司樓上に於て愈創立總會を開き總資本二百六十萬圓四分一拂込とし該公司從來の宜蘭工場、頭圍工場を買收し更に工場の新設、諸設備の完備を期すると共

に迫ては酒精釀造酒の製造をも試むる計畫なるが尙他に之と前後して從來の叭哩沙製酒公司株主を中心として發起せられたる蘭陵酒造株式會社は去る六月一日宜蘭公會館に創立總會を開き資本金五十萬圓四分一拂込とし從來の叭哩沙製酒公司を買收經營し工場の增設と共に漸次事業の擴張を期する豫定なれば廳下に於ける本事業は今後益々有望なるものあるべし。

今廳下に於ける各酒造工場別大正八年度酒造高を表示すれば左の如し。

製造工場別	蒸餾酒（米酒）	再製酒（紅酒）	計	備考
宜蘭製酒公司宜蘭工場	石 二、一一三・九五二	石 三、四六六・四五五	石 五、五八〇・四〇七	最近利益配當率年二割（別に特別配當二割）
同　頭圍工場	七一九・二九五	一、〇〇三・四七一	一、七二二・七六六	
大溪製酒公司工場	六一〇・二一五	六二九・八一二	一、二四〇・〇二七	同　年一割
羅東製酒公司工場	九四六・一五六	九二六・七二七	一、八七二・八八三	同　年二割
同　利澤簡工場	一、一九三・四三三	五六四・九二一	一、七五八・三五四	
叭哩沙製酒公司工場	一、〇一五・〇七六	七〇五・二九五	一、七二〇・三七一	同　年一割
蘇澳製酒公司工場	五一三・八一三	二八一・七九六	七九五・六〇九	
計	七、一一一・九四〇	七、五七八・四七七	一四、六九〇・四二二	

■宜蘭廳產業組合聯合研究會　廳下に於ける產業組合は急激增加の趨勢にあるを以て此の際組合普及發達の研究を爲し且つ各組合の統一を圖る爲め適當なる機關の設立を必要と認め產業組合聯合研究會設立計畫中の處愈々設立に決し荒卷宜蘭廳長を會長に重藤庶務課長を副會長に推戴大正九年五月一日其の設立を見るに至れり設立早々の事業として事務員養成の爲講習會開催產業組合普及宣傳書及据置貯金奬勵の印刷物を廳下一般に配布の計畫中にて今後本會の活動に因り廳下產業發展上に資する所尠からざるべし。

■宜蘭廳產業組合講習會　廳下に於ける產業組合は急激增加を來し近々廳下一般に普及の狀勢にあるも各組合共事務員に適任者少く爲めに經營上困難を來し延ひて組合の普及發達を妨ぐること大なるものあるを認め事務員養成の爲の左記科目に付大正九年六月十日より二週間宜蘭公會堂内に產業組合講習會開催に決したるに受講志願者五十一名の多數に上り總督府より講師として屬金子光太郎同平田直司の兩氏派遣せられたり。

記

科目	時間	講師
一、產業組合法	二十時間	講師 臺灣總督府 屬 金子光太郎
一、販賣購買生產組合の經營	七時間	〃
一、農業倉庫法	八時間	〃
一、產業組合概論	六時間	同 臺灣總督府 屬 平田直司
一、信用組合の經營	十時間	〃
一、登記手續及官廳提出書類の作成	八時間	〃
一、簿記	二十一時間	同 宜蘭廳 屬 加藤健之助

尙受講者に對し產業組合中央會發行の組合法規編產業組合敎科書記帳の栞其の他二、三の參考書を無償給與す

■軍隊檢閱官の來宜　柴軍司令官は五月二十三日陸路大里簡を經て來宜杉崎旅館に投宿翌二十四日當地分遣隊を檢閱せられ二十五日午後三時五十分宜蘭發蘇澳にて乘船花蓮港へ向はれたり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

■警察官吏派出所落成式　頭圍支廳合興警察官吏派出所建物は甚しく腐朽し危險なると共に現在の位置は地形上不便不尠を以て縱貫道路に沿ひ同部內の中心たる大溪庄土名大溪に變更大正九年二月工事に着手同年三月竣工したるを以て同五月二十九日午前十時落成式を兼ね祝賀會を擧行せり式場は派出所事務室を之れに充て廳長警務庶務兩課長衛生土木の各係長出席頭圍支廳項列席横山警部開會の辭を述へ支廳長の式辭次て廳長の祝詞朗讀あり港澳區長は部民を代表して祝詞を朗讀し安武巡査は所員を代表し答辭を述へ午前十一時五十分嚴肅裏に式を終る式後祝宴に移り午後二時卅分十二分の歡を盡して散會したり此日來り會するもの地方庄民六十有餘名なりき。

■警察官吏派出所落成式　大湖警察官吏派出所は領臺當時の建築に係り腐朽甚しく使用に耐へさるを以て大正八年十二月之れが改築に着手し大正九年三月竣工したるを以て同年六月一日午前九時落成式を擧行せり廳長警務課長警務土木係長等列席西技手の工事報告あり山內警務課長の式辭荒巻廳長の祝詞あり次で來賓の祝詞ありて午前十時三十分莊嚴裡に式を終りたり。

花蓮港廳

■稻米增收事業　當廳農會大正九年度稻米增收事業實施方法に關し直轄及各支會毎に派出所囑託員を本會及其支會に召集し本會より係員を派遣し大要左の如き打合をなせり。

一、調査當日農民召集に關する注意事項

イ、稻米增收事業基本調査施行日時の周知

ロ、集合時間を嚴守し洩れなく召集のこと

ハ、召集すへき農民は各戶に於ける水田及稻作に關する事情に精通せるものなること

ニ、名札及土地登記濟證を持參せしむること

ホ、一部落百戶內外に達するものは其集合時間を午前午後集合場を數箇所に區分し調査を迅速且つ正確ならしむると共に農民をして可成時間を空費せしめさること

二、調査票記入に當り注意すへき事項

調査に着手前稻米增收事業の趣旨を說明し調査中心得ふへき事項に付注意を加へ左記に依り調査票に記入すへし

イ、調査は昨年の調査票及其成績簿に依り行ふこと

ロ、水田總面積は自作田たると小作田たるとを問はす現在各自の耕作せる水田の全面積にして本年第一期作を栽培したるもの及栽培し得らるゝものゝ合計面積を計記すること

ハ、栽培面積欄には前年第二期作に於て栽培せる品種及其面積を記載すること

ニ、第二期植付可能面積欄には水田總面積より栽培面積を控除したるもの內直に第二期作を栽培し得るもの又は少しく工夫せは作付し得らるゝものを合計記入すること

ホ、本期作付奬勵面積は第二期作付可能面積中本年直に植付を實施し得へき面積を記入すること

ヘ、前各項の調査は耕地の座落毎に各別に調査し各村庄社毎に編綴集計する事

ト、本年度奬勵面積に栽培すへきものに對しては全部稻苗を配付すること

三、前年度奬勵田に對する奬勵方法

前年度の奬勵田にして各自種籾を準備せる旨申出て植付の實行確實と認むるものに對しては稻苗の配付をなさゝることあるへし

四、種籾買收に關する注意

基本調査終了せは直に本期奬勵面積及前年度奬勵面積を各別に集計し所要種子量を算出し其地方に於て優良種籾を購入し得るや否やを調査報告すること

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五、實地調査に付注意すへき事項

イ、各自の奬勵田には高六尺の丸竹の表皮を削り之に住所氏名を墨書したる名札を立て認識に便ならしむること

ロ、奬勵田は集團せる地域を先にし點在せる小面積は之を後にす

ハ、集團せる奬勵可能地ニ對しては全部植付を奬勵すること

六、苗代用地の準備

イ、苗代は各部落毎に設置し苗の分配に便ならしむること

ロ、苗代面積の算出は坪五合播きとなし可成不用地の借入をなさゞること

ハ、借地料は坪二錢とし地主に支拂ふこと

但し苗代管理人を設けて之を管理せしむる場合又は稻苗の配付を受くべき農民の出役に依り整地播種を行ひたる場合には地主は之に相當報酬を與ふること

ニ、整地は六月十五日迄に終了し二十日前後に播種する樣手配すること

七、苗の配付

稻苗成長して配付の用に供し得るに至らば豫め配付を受くべき農民を其苗代所在地に召集し名札を立てゝ一人宛區分し整地を終了せるものより隨意に採苗植付を行はしむること

八、植付の監督

第一期作收穫の際斷水乾燥せしめざる樣豫め注意を加へ第二期作の整地に便ならしめ絕えず各地を巡視して植付の督勵をなし植付を完了せるものは調査簿に記入すること

勞力不足のものは勞力交換により遲くも八月上旬中に植付を終了せしむる樣督勵すること

臺東廳

■軍艦入港の件　軍艦秋津洲東沿岸警備の爲め五月五日午前八時入港午後六時發錨せり當日は雨天なりしも波靜にして陸上との連絡も無事に行はれたり入港と同時に廳長を始め官民代表者一同寄贈品携帶本艦を訪問し艦長以下乘組將校一同を案內上陸せり艦長以下直に臺東神社參拜次に臺東廳訪問終て春來樓に招待し官民代表者主人側となり簡單なる酒宴を張り勞を犒ひ和氣藹々の談笑裡に散會せり。水兵も多數上陸し散々伍々市內を見物せり。軍艦參觀者は學生其他二百餘名に達せり。

■柴軍司令官來東　柴軍司令官は臺東分遣中隊臨時檢閲の爲五月二十九日早朝臺車にて玉里發里壠に於て晝食、午後零時十分汽車にて同所發午後四時四十分東東に着せらる是より先廳に於ては警衛として警部一、巡査二を公埔に派遣其の任に當らしめ又廳兵事主任は新開園迄一行を迎ふ。臺東停車場には市來廳長を初め各官衙長軍隊其他官民の主なるもの堵列出迎をなす。軍司令官は長途の旅行に不拘元氣頗る旺盛なり停車場より廳門前迄は軍隊之を警護す約十分間廳長公室に於て休憩の後臺車にて宿泊所守備隊將校集會所に赴かる。翌三十日守備隊檢閲六月一日午前八時無事長春丸に乘船同十時出帆打狗に向はれたり此日天氣晴朗にして波浪頗る平穩なりき

■蕃社の惡習改善　本廳下各種族蕃人は熱烈にして不合理なる信仰と陋劣野鄙にして容易に遷脫し難き風俗習慣を有し彼等日常諸般の事皆之に支配せられ爲に智識の向上を阻害し進歩の遲々として頗る振はざるものあり。故に日常彼等に直接する警察官吏に對しては絕へず之か研鑽を爲さしめ良俗善習は之を慫慂助長し惡風は悉く打破改善すべき方針を採り來り

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

たるが然し此の事たる漸次に改善するを良策とし一氣呵成的に斷行せらへきものにあらす這回太麻里支廳下太麻里社に於て蕃人の慣習たる放飼牛畜か他人の作物を荒したる際被害蕃人は直に牛畜を捉へて尾を切斷し又は當るに任せて負傷をせしめ放還し以て畜主の將來に對する反省と注意を促し居たり之れ即ち殺伐なる蕃人の性質より出てたる制裁にして實に慘酷なるものなり同支廳に於ては事ある毎に頭目其他關係者に對し注意警告を與へ來りたるも頭目等は其の事の善惡に係らす舊慣を打破するは却て部下に對する自己の權威を殺減せらるゝものとし容易に承服せさりしが偶々本年三月之の種の事件發生ありしを以て頭目甲長等主なるものを支廳に召喚し理を盡して之か改善の必要に付訓諭を與へたるに頑迷なる彼等も漸く覺醒し全社異議なく之に承服し今後は官廳に申告して公平なる處置を仰くことを誓へり之に因て因習の久しきに亘れる一部を改善し得たり尙ほ幾多改善を要すへきものあるを以て鋭意督勵中。

澎湖廳

■小作慣行調査　大正八年十二月末現在農業者は自作者八、六四四戸（專業三、四三六戸兼五、二〇八戸）自作兼小作者四三六戸（專業一〇八戸兼業三二八戸）小作者四六戸（專業一一戸兼業三五戸）にして自作者最も多く小作者は僅に農業戸數の五分二厘に過ぎす殊に其の慣行は同一地方に於てすら尙多少の差異あるを免れざるも其の最も普通なりと認め得るものを調査するに左の如し

一、契約　（1）契約の形式　立字する者なく總て口約に依り成立す（2）契約の時期　陰曆十一月乃至十二月の交に於て契約す（3）期限　年限を定めさるを普通とし双方其の年の都合に依り之を繼續し若は解約するものとす要するに年々更新するものと解するを穩當とす而して小作中は地主に變更あるも將又小作人死亡するも耕作期中は小作關係を變更せざるを例とす但し小作者は轉貸等の慣例なし

二、小作料　（1）小作料は契約と同時に協定することなく收穫期に至り收穫物を折半收得するを普通とす但し該收穫物は現場に於て地主に交付するものとす（2）小作料は收穫物の折半なるか故に減免の慣例なし但凶年に於て篤志者は慣例に拘はらす減免することありと云ふ（3）小作料は領收證を交付せざるを慣例とす（4）例外　（イ）小作料を契約と同時に協定し千栽（一栽の廣さは地方に依り一定せざるも約八十三坪位なり）に付四十錢乃至五十錢とするものあり　（ロ）又媽宮街附近に在りては播下すべき種子を地主と佃人と互に半分宛出し收成の際收穫物の半額を地主の住所まで運搬交付するの例あり

三、保證金　小作契約の際授受慣行のなし

■和波要港部參謀軍事講話　五月二十六日午後六時半より當地松島記念館に於て日本海々戰に就ての題下に其の起因、海戰前の狀況、兩軍の勢力比較、戰果、訓話、戰捷の原因竝に所感に分ち約三時間半に亘り詳細なる講話あり聽衆二百餘名皆緊張して傾聽せり又同日媽宮尋常高等小學校にては太原海軍大尉、媽宮公學校にては五十嵐海軍大尉の日露戰爭に關する講話ありたり。

■海軍記念日祝賀會　五月二十七日午後一時より馬公要港部に於て擧行せらる當日は天氣清朗南風靜に吹き各戸何れも國旗を掲けて祝意を表し會場には飾物陳列場ありて工夫を凝らしたる飾物あり餘興として相撲、野仕合、假裝行列、火繩競走、盥競漕、海戰餘興等あり午後六時半より開宴し一同十分

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に歡を盡し散會せり。

■湖西公學校鼎灣分校開校式　鼎灣郷は港底、東石、港仔尾、中寮、鼎灣、潭邊、西寮、沙港、土地公前九郷の中央に位置し學齡兒童五百七十名を有せるにも拘らず既設校への通學は僅に十八名に過ぎず廳當局に於ても敎育の普及上此の方面に分校設置の必要を認むるも民力の關係を配慮し各種の關係調査中なりしか一面地元人民に於ても通學の困難を陳述して分校の設置を切望し該設置費の負擔に堪ゆる旨申出たるを以て茲に愈分校設置の計畫を進め民屋を改修して敎室に充當し五月三十日を以て澎湖廳長臨席の下に開校式を擧行したり地元人民は年來の宿望を達し一般に歡喜しつゝあり。

■學事狀況

(一)、大正八年度學齡兒童內地人學齡兒童中就學兒童男一〇九女一〇二不就學兒童男なし女一就學步合男一、〇〇〇・〇〇女九九・〇三平均九九・五三にして前年度に比し女に於て四・一六を增加す。本島人學齡兒童中就學兒童男一、八五〇女一五八不就學兒童男三、〇八〇女四、三五三就學步合男三七・五三女三・五〇平均二一・二七なり前年度に比し男一〇・三五女一・一一平均に於て六・一〇の增加來せり。

(二)、公學校學級及兒童數大正九年五月鼎灣分校を新設して二學級を置き既設公學校に於て六學級を增加し分離敎室五箇所を設け各一學級編制としたる結果前年の四十四學級に比し十三學級を增加して五十七學級となれり而して學級增加に伴ひ兒童も亦增加し前年度末に於て男一、五八三女一四〇計一、七二三に過ぎざりしに大正九年四月末に於て男二、三七七女一八五計二、五六二名となれり。

(三)、國語普及に關する施設本年三月從來の國語普及に關する施設を統一して廳下各地に國語講習會を設け公學校職員警察官吏派出所、區長、保正等を督勵して一層國語の普及を速ならしむるの計畫を立てたる結果五月末に於て開催中のもの十六箇所會員男三五〇女九五計四四五に達し目下尙設立準備中のもの數箇所あり而して會員中女子の增加しつゝあるは喜ぶべき傾向と云ふべし。

(四)、職工補習敎育媽宮公學校に於て馬港要港部修理工場の委囑に依り五月二十四日より放課後每週三時間宛職工の補習敎育を實施することになれり學年敎科目及生徒數左の如し。

第一學年	國語算術	二十一人
第二學年	國語算術	十六人
第三學年	國語	十三人

臺灣の俚諺

◆孔子公敢收人過暝貼　孔子曰く凡そ人は明日の事計るべからず故に明日の招待狀には承諾は與へ難しと流石の孔子も「一寸先きは闇」の嘆あり、矧や凡夫の吾人に於ておやぢやァ。

◆能曉偸食沒曉拭嘴　お三失敬することを知るも口拭ふを知らず、遂に主人公の爲め發見せらる。所謂「頭隱して尻隱さす」の意。

◆猪哥姆仔伴五娘賞花　ヒヨツトコ婆さんと小町娘のお花見、これを日本流に譯すれば「玉石混交」その撰擇は讀者諸君の意に委すべし呵々ー。

古代民族に見らるゝ靈長觀念の顯はれ（中）

蕉鹿夢

鳥獸の擬聲

我が神代の昔、火酢芹尊（ホスソリ）と彦火々出見尊（ヒコホホデミノ）との兄弟二神が、海山勢力の御爭ひよりして、遂に兄神が弟神に服從を誓はれたる結果、其苗裔なる隼人（ハヤビト）等は、人皇の世に至るまで、禁衛の務めに膺り、狗（イヌ）に代りて吠ゆるの緣と爲つたと傳へらるゝが、其狗に代りて吠ゆるといふのは、古代朝廷の儀式として、元日卽位の禮や、國外の行幸等に、其警護を承はれる隼人が、驂て犬の吠ゆる聲を發するを例としたので、延喜式に據れば、「左は本聲を發し、右は末聲を發し、すべて大聲十遍、小聲一遍、訖りて一人更に細聲を發すること二遍」など見ゆる、萬集葉に、「はやびとの。なにおふよごゑ。いちじろく」とあるに照せば、其犬吠の擬聲が、如何にも巧みであつたやうに想像される、因みに言ふが、古昔の犬吠も、今の世とサシタル變はりなく、矢張りワンワンといふ擬聲であつたらしく、犬の訓（ヨミ）は、後世イヌと書くに至つたが、倭名鈔などには、正しくヱヌと記るしてある、ヱヌは取りも直ちずワヌ卽ちワンの轉訛と見られ得る、乃ち其徑路は WAN＝WEN＝IN (Inu) であらうか、古今著聞集に、「犬射られてケイケイと鳴きてはしる云々」とあるけれども、是れは悲鳴の聲を寫したので、常調に取ることが來ぬ。

夫れと是れとは稍や似て非なるやうではあるが、支那の明末に、狗皮道人と呼ぶ一介の隱士があつた、狗皮を被り、蜀の成都の市に乞食をして居たが、常に人に向つて、犬の吠ゆる眞似をした、彼の張献忠が叛旗を飜へして、成都に侵入した時、例の道人、突かに其馬前に到り、大に犬吠の聲を作たので、賊兵馬に策ちて之を逐うたが、不思議な事は、道人故らに徐々と行くに、馬も及ばぬ迅さであつたといふのである、そこで弓矢を以て之を射しに、矢は其首に中つても、聊か傷つくることが無かつた、賊兵見て駭き、是れは凡夫でなくして、定めて神人であらうと言つた、尋で献忠が僞號を潜し、百官を集めた折に、道人忽ち狗皮を被り來りて班に列し、行

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

く〳〵犬吠を眞似て止まなかつたが、賊兵命じて之を縛せしに道人益々吠ゆること甚だしく、俄かにして其滿庭さながら數千の犬が吠ゆるやうに聞え、而かも他の城中の群犬從つて之に附和し、献忠は大聲を發して衆を呼べども、如何せん、此眞僞の犬聲に攪亂せられて、更に徹底し得ぬ程であつた、献忠爲めに畏縮し、座を退き去りたるに、始めて犬吠全く止み、同時に道人の姿も掻き消すやうに見えなくなつたといふ。

我が後西院天皇方違（カタタガヒ）の儀ありし時の事とかや、故事に、雞聲を唱へて乃ち還幸したまふ例であつて、其任は六位藏人之を掌り、六位の不參する時は、當直の下臈之に膺らねばならぬのであつたが、此日六位の會ま參らざりけるより、七條隆修（タカナガ）卿其任を承はるべきことゝなつた、軈て卿が一聲の雞鳴を爲せしに、遠近の眞雞概ね之に應和した、そこで天皇も笑はせられ、卿は孟嘗君の客なるかと宣ふた、是に於て、諸公卿戯れに、隆修卿をして、あらゆる鳥や獸の聲を眞似させしに、悉く其眞に逼らぬは無かつたといふ、昔、漢土の秦仲は、百鳥の音を知りて、之と語るに、皆應じたりとか傳へらるゝが、隆修の如きは、確かに彼の秦仲の流亞と謂ふことを得るであらう。

玆に後西院天皇が、隆修の雞鳴を許したまひて、孟嘗君の客なるかと宣ふたのは、人も知る、齊の孟嘗君が、秦の昭王のために囚へられたる時、其幸姫に賄賂を贈つて、放釋せらるゝを得、而かも復び後難の來らぬ前に、國境を脱出しやうと、夜半函谷關にまで逃げ到つた、然るに關の法、雞鳴の後ならでは、旅客の出づることを許さぬ事に定つてあつたので、其食客中の鷄鳴の眞似に巧みな者をして、擬聲を放たせしに、眞の群鷄盡く鳴いたので、首尾能く驛券を渡されて、關門を出づるを得たといふ、有名な故事を指したのであるが、元來漢土の舊語には、他にも其同流の物語を傳ふるものがある、彼の燕の王喜の太子丹が、秦に人質たりし時、其無禮の待遇を怒りて、本國に歸還しやうと要求したのに對し、秦王政は之を聽許せず、果ては烏をして白頭ならしめ、馬をして角を生ぜしめたならば、之を容るさうといふ難題を持ち懸けた、そこで丹は天を仰いで、其絶望を咲歎せしに、蒼天の之に同情しけん、烏が白頭となり、馬が角を生じた、秦王も止むなく之を放釋したが、夜半に函谷關に達し、例禁によりて通過することを得なかつた、丹は乃ち自ら鷄鳴を眞似たるに、他の群鷄盡く之に和鳴し、そこで許されて關門を出で、虎口の厄を脱がるゝを得たといひ事柄などは、卽ち是れである、併し乍ら、一鷄先づ鳴いて、萬鷄之に應ずるといふ考ひは、漢土に於て、古るくより發達したる觀念らしく、金樓子（梁の孝元皇帝選）に、「東南に桃都山あり、山に樹あり、樹上に鷄あり、日初めて出で、此桃を照らせば、天鷄卽ち鳴き、天下の鷄之に感じて鳴く云々」と書いてあるから、要するに、孟嘗君の史談も、將た太子丹の史談も、此古るき稗史の混入潤色に、影響を被つて居るのが事實であらう、さて又其鷄鳴の擬聲は、果して如何に發せられてあつたか、漢土では、谷古孤の字形を用ひて寫して居るものがある、是れは我が古歌に、「鷄は。多くの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

稻を持たやらん、曉ごとに、コケコケと鳴く」とあるのと、**大體に同似を認めらる**ゝやうであるのも面白い、之を要するに、鳥獸の擬聲に就きての靈長觀念の顯はれは、尤も其特異なる發達を、支那の漢民に認めらるゝので、而かも之を神異化したる傳承の一代表ともなすべきは、淸の陳鼎が手に成りし嘯翁の傳であらう乃ち、左に其大意を紹介することにする。

嘯翁とは、歙州の長嘯老人汪京、字は紫庭なり、嘯くことを善くして、年又最も高し、故に人皆呼びて嘯翁と爲す、嘯翁嘗て淸夜に於て、獨り高峰の巓に登り、ホガラカに長嘯す、山鳴り、谷應へ、林木震動し、禽鳥驚飛し、虎豹駭走す、山中の人、已に寐ぬる者は、夢たちまち醒め、未だ寢ねざる者は、心悚然として懼れ、疑つて山崩れ、地震ふと爲し、皆彷徨して、敢て寢ぬるなし、且に達し、群相驚き問うて、乃ち嘯翁の嘯を發するためなりしを知りぬ、嘯翁の嘯は、幼きとき嘯仙より傳へられ、能く鸞鶴鳳凰の鳴くまねを作し、一たび聲を發する毎に、百鳥廻り翔り、雞鶩皆舞ふ、又善く老龍の吟を作し、大江の濱に醉臥し、長吟數聲すれば、魚蝦皆浪を破りて來り朝し、黿鼈多く濤を迎へて以て拜す、他日黃鶴山樵●天都睹漢●瀟湘漁夫●虎頭將軍の數十輩と、平山の六一樓に登りしとき、嘯翁を拉して嘯かしむ、嘯翁齒落つるを以て固く辭す、强ゐられて而かる後ゆるしゝが、初め聲を發する、空山鐵笛音韻悠揚するが如く、旣にして鶴の長天に唳き、聲霄漢に徹するが如し、シバラクして、聲を移し東に向へば、風西より來り、蒿萊盡く伏し、闔を排し、戸を擊ちて、危樓動かんと欲す、再びして**聲を移し西に向へば、風東より至り、閧然湧然千軍萬**馬の前に馳驟するが如く、又兩軍の相アラソヒ、短兵長劍キビシク接するの勢の如く、之を久うして、屋瓦飛ばんと欲し、林木將に拔けんとす、時に炷香燼きて、翁の氣も竭き、地に昏仆す、乘客大に驚き、亟かに山僧を呼び、灌ぐに佛水を以てし、半時乃ち甦る、歸りて月は前溪に印せり、嘯翁醫を能くし、畫を工みにし、歌を善くし八十になん／＼として、聲尙は梁を遶ぐると云、

さて事の趣きは異なれども、更に漢土に、人工に爲りたる器物が、鳥獸の擬聲を作したといふ傳奇もある、黃履莊といふ者、夙に聰穎の質で、尤も新意を出だして諸ろの技巧を作ることを好んだが、或る時、木で一疋の犬を作り、門の側に置いたところ、此犬は活きたる犬のやうに、全軀を圓く屈めて臥し、人の戸に入る響きに應じて、立ろに吠え立て、而かも其吠ゆる聲は、眞犬と辨別すること難くあつた、又木で一羽の鳥を作り、竹籠の中に置いたが、能く自ら跳舞飛鳴し、其鳴く聲、雲雀の如くにして、凄越聽くべきの概があつたと傳へられる、亦靈長觀念の餘動とも思はれる。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

瑯嶠（三）

仙俗居士

△獅仔頭山（下）

「此山は夜中に光を放つ、それは鄭國姓の妹が持て來た、澤山な金銀貨幣の、埋もれてあるが爲」との傳說が、枋山の漢人種間にあると云ふ、今も尙は光ることの有りとすれば、幵は筑紫の不知火と、同じ硏究の値あるべく、又た金銀の果して埋沒せるが儘なりとすれば、掘出成金の志願者が差當り血を湧すわけ、試に案內人に向て、此說の過去か現在かを質して見た、案內人は聞て初耳らしく、要し小首を傾けて、彼の獨立巖の一端を指す、就て之を看れは、宛かも巨刀を揮て、切下げたらむ如く、綺麗に兩斷されてある、其の罅隙を窺けは、色まだ褪めぬ花剛石、中間に鯉魚の形を成せる、小鑛塊の凸出せるがある、此の鑛塊こそは、折柄の震電を導きて、頑石を爆破せしめしもの、而かもソレが餘り久しき、歲月を經て居ないことがわかる、是に於て問題は後戾する、金銀果して埋沒するあらんか、震電は必ず之に吸引さるゝ筈、雷公たるもの何を苦んで、殊更に大巖石中に落下せん哉、と謂はねば成らぬ、お氣の毒だが、成金志願の諸君、最早搜索御無用に么る。

鄭女遺跡の有無、有とすば傳說如何とは、故山に隱退しながらも、今以て臺灣資治の硏鑽に怠りなき、蕉鹿夢伊能嘉矩氏の寄問であつた、余は之に答得るや否、豫期しなかつたのであるが、幸ひに護衛警官潘烏範氏は、恒春の山奥なる蚊蟀庄の人であつて、舊蹟に詳しく、其の案內に因て、如上の史實を確め得たのである、話しは違ふが、故國語學校教授吉島俊明氏は篤學家であつた、曾て一千乳屋からして、「シボル」の字を問はれ、「揷」でもなく、「絞」でもなし、卽答へ得ない、ソコデ種々の書籍を涉獵し、又た幾多の支那人士にも詢ふて見たが一も的確のものを得ない、ソシテ三年を過したが、一日他の事の爲に、字典を探て居ると、「㩲」の字の「禾」を、「手」に代へたのがあつて、「取牛羊之乳也」と註しあるを發見した、其時の歡喜たる、生涯に於て比すべきなし、と語られたことがある、伊能氏宿題解決の歡喜も、亦た同樣らしく、左に謝狀の一節を錄す、

這回は恒春御巡回の次を以て、鄭小姐史跡を御探討被下候趣の、詳細なる御示敎に接し、小生臺灣の歷史に目を注ぎてより、丁度二十五年目にて、宿疑を釋くを得たること、一に尊台の賜ものと感謝に堪へず候、件の史跡は、舊政時代にも、多く不明とせられ、有名なる劉家謀なども、抹殺博士の先鞭を著け候程にて、爰に尊台の御發見により、定めて鄭國姓の靈も、笑を泉下に含みゐらんと奉拜察候、

（三月八日）

凡そ西海岸道路の全通は、光緒の初であるから、今より四十年餘たるに過ぎぬ、其の道路が偶然にも、當年假住居の中心を貫て居る、左右は巨巖の羊腸崎嶇たるあり・前後は急坂の飛石を踏て進む、轎上の行客、先づ眞膽を寒ふし、他を顧るに遑なくて、咄嗟に過ぎ去るを常とし、竟に舊蹟の其れと氣附かず、氣附ても又た、世に紹介するには、其人で莫かつたのであらう、して通路たることの二十年目、新道の開鑿ありて、爰に復た衆眼より遠ざかり、彼の文字不明の、兩大碑面すら、曾て何等の疑問をも、起さるゝこと莫く、今日に至つたのであらう、

此の舊蹟を滑り降りること、僅か十數武にして新坂道に出づ、其處に起點の十里標が樹てられてある、脚下には彼の蛇

蛄礁の奇勝を俯瞰する、して是は坂上最高の處、どこと無く清水灣頭に立つ薩陲峠の趣があり、富士こそ見へね、箱根らしきは行手に横はる、それが僅に一里許、前めは即ち楓港である、

△楓　港

山風を嵐といひ、木風に從ふは楓なり、楓港に來て楓樹を見す、頓に嵐吹くことの强きを覺ゆ、土人は之を落山風と曰ふ、蓋し中央山脈てふ大屛風の、里龍山にて切目と爲り、太平洋より來るの長風を、是より以南復た遮るもの無きが故と知らる、風(カゼ)港なるべきに楓(モミヂ)の字は、木に從て風を防げの寓意か、されど人家は、小山に隱され風を避けつある、堅牢にして美觀を失はざる都會的漢人式、惟ふに蕭公の眼には、居留地の洋館とや映せん、明治七年牡丹社の背後を衝くべく、谷將軍の陣取られたるは此地、此地より臺東に通ずる、新道の開かれたるは、それが三年の後、我は落山風に弄せられつ、途に竹坑を經て、約三里海口に進む。

△海　口

途上に横はるの尖山も、舟行目標の一と聞く、風は强く雨を帶び、薄暮展望の便を缺くも、其の天險たることに於ては、確かに之を認め得た、林爽文の亂に、相棒たる莊大田が、最後の地を、此に擇んだも、其筈である、ソレより二條の溪流を涉るの處に、海口庄がある、此の一帶邊は已に恒春支廳の管內に入ては居るが、尙ほ蕃制區域たるを脫して居ない、

曾て練習艦隊の來て、殷々たる砲聲と、煌々たる探燈に、葛天氏無懷氏の民を驚かしたことがある、當時此の諜報に接した、恒春[illegible]氏は、遠近の群蕃を驅り集めて、夙くより此の海口に待受けたのである、頭目の一人は詰り寄つた「軍艦なんかチットモ見へないぢやないか」氏は丁度南海からの電話で、投錨時刻を確めて居る際である、徐ろに懷中時計を取出し「此針が此處まで廻る時に來る」ソシテ更に山の一角を指し「軍艦は今、彼の山の向ふを步るいて居る」此の一語に頭目は忽ち駭きの眸を輝し「どうして山の向ふが睹へるか」氏はぬそさばかり、得意げに袖の紀章を示し「此の二つ鈕の大人だけには睹得るのだ、ソラ烟が揚つてある、よソラ三隻ならんで居るよ」と大に揮ふ千里眼、

蕃制といふは、大正三年の銃器取上に反抗して、南蕃の總立ちと成りし以來、布かれて今に存するもの、或る街庄を除外とし、人民の來住及其耕作を停止せしめあり、我等が通過せし實況に徵すれば、之れが撤去も、太だ遠きに在らざるべく思はる、海口は勿論除外の一にして、現に港灣としての調査中に在り、恒春の近港としては、大板埒に比し、倍距離たるの弱點あるも、事實上の優勝に疑ふべくもあらず、昨年中に於ける出入戎克船、一千二百隻の多きを算へ實に南半島第一位の商港たり、加ふるに巨大なる港底の蛯蛄礁は、魚族の棲息所たり、孵化所たるが、之を積上けて防波堤たらしむる、便宜もありと云ふ、此庄の戶數、今は五十滿たず、他年定期汽船の宿泊せむ時、其の繁盛や果して如何、

△四　重　溪

是より南下一里にして車城、更に二里にして恒春なるも、轎を舍て途を轉じ、蕃山の一里半、四重溪の溫泉を目指す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

風凪ぎて樹靜なり、爪先き上りの山路を、出迎警官の案内せらるゝが儘に、歩みもて跟き行けば、开は統埔北邱の間道であつた、「人影在地仰見明月」の句を、實際に味ひつ、今更に我が旅路の、已に夜なるに氣附いた、國暦の月齢を繰れば十三、懐中の時計を檢すれば七時、童謠の「お月さん〳〵、お歲は幾つ、十三なゝつ」といふに、偶然符合せるも面白し、番人にも斯んな童謠が、有そうなものぢや、あらば聽て見たいと思つたが、生憎途上に、彼等の隻影だも認め得ない、聞けば此邊の番人、夜間は決して外出しない習慣であると、此の一綫の間道たる、正に是れ黃泥の坂、之を通り越した處に、瀉夷の幽宮らしきがある、「江流有聲、斷崖千尺」問はずと知れた四重溪中の一隈曲、おのづからなる小赤壁、想ひきや此處が、由來鴨獵の書入場所、咄、殺風景。

遙か右岸に沿ふて、溪中を溯るの舊道もある、之に雁行して左岸の新道を進めば、彼の斷崖、横に萬尺もある、何時しか已に新舊兩道の、混線しある地點を踏んで居る、其れは一つの高原であつて、溪底の水は、遠く徴かに、サーベルほどに光つてある、高原の上には、三十戸許の山村がある、是そ四重溪庄、村後の小高き處に、溫泉があつて巖中より涌き出でつゝある、黑柿の床柱を以て聞へたる客殿は、去ぬる大正三年の蕃變に罹りて、烏有に歸したるも、浴室だけば、依然として今に存しある、蕃公とても亦た、此の設備に對しては、無產視せざりしを知るに足る、今や旅客の爲には、警官宿舍の一棟を、特に解放されあるもの丶如くである、此日阿緱に朝食を取りしは午前四時、四重溪に晩餐を了へたるは午後九時、自ら驚く行程の十七八里、何故に斯くは急速を要とせしや、然り、溫泉の引力と、答ふるの外はなし。

駐在警官の事務室を訪へは、壁間に地獄極樂圖が掛けてある、之に對する蕃人の感想を質すに、「內地人も前には、馘首したに違ひない、彼の通り繪に、かいてるぢや無いか」と云ふに在ろそうだ、然らば地獄極樂の感念如何といふに、「人は死んで鬼と爲る、善行の鬼は、彼の天より高き大武山の巓に徜徉するが、不善の鬼は、低き此の附近の山上に彷徨する」と信じて居るのだ、彼の夜間に外出しないのは、ツマリ不善鬼に出逢ふことを恐るゝのであると解つた、

此の溫泉に「四時景」の別字ある、必ずや山に水に、變幻匪測の妙趣あらむと、多年心に描きつゝあつた、朝の一浴を濟せて、さて景緻をと探るに、昨夜月下の所觀に比し、都べてが見劣りせるに、先づ失望せさるを得なかつた、看渡す四圍の山には、格別の高低なく、何等の奇趣もない、例へは脫帽の軍隊を背列せしめ、之に向て觀兵式をして居るやうに、只伊賀栗然たる、雜木に對するばかり、不善鬼の捿家らしき、悽ごみすらも無い、然らは水は如何、彼の小赤壁は、已に萬尺外の遙に在り、看れとも見ゑずである、假令サーベルの光が、雨季に際して、一大玻璃鏡の明に、展開するありとも、此の高原に在ては、手近く鈎を垂るゝわけには行かぬ、況んや是地たる、名は實を現はす恒春の一部分、冬なればとて、夏なればとて、氣象に太しき變化ある筈なし、して見れば彼の三字、或は「四時不變之凡景」を略した意味かも知れない、斯く論すれは、南半島唯一の慰籍地たる、此溫泉を、貶すことの甚しきに似たれとも、然れとも斷言す、溫泉其物は頗る上等、只天然の風景が、看板の美名に伴はぬといふまでのこと、若し夫れ加ふるに、人爲を以てするあらんか、「眞の四時景」

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

たらしむること、敢て難しとせさるのみならす、此の高原には、**開かせしむるこ、充分の餘地がある、ソシテ温泉には、**早晩開かせしむるの能力がある、開ることとの實現する場合に於て、看板は甫めて豫言者である、

「四重溪さ四時景は、仙臺訛りでは同一だらうが、臺灣音も亦た同一か」さは。往年總督府の一隅に、起つた問題である、スルト「事務官であり參事官であり律令評議員である湯目補隆君の提案さあらば、一言直ちに決定さ祝ろべく、ユメくし之に違背あるべからす」さ、洒落らしきことさを言つたのは、メシカ時の恒春廳長柳本通義氏であつた、

其の昔し、琉珠人の慘害されたる雙溪口、そが復讐戰の行はれたる石門、共に溪の上流に在る、我は小赤壁に逆戻りして、一里弱統埔の本部に出づ。

△統　埔

統埔は四重溪に沿ひ、下流遙に車城の檣影を望み、射寮の海を劃して龜山に面し、近く保力庄の民屋と相對す、當年遭害の琉球人墓碑は、實に此に位置し、復讐軍の上陸地、竝ひに本營地、及び同情者の居村、歷々として、指顧の中に在る、

墓に眠るの五十四人、恐怖の一念、已に消え亡せて、今は夢安らかに在りぬべし、されど其城、田圃に包まれて、訪ふべきの道さへも無く、西鄕都督の碑文も、空しく風雨の剝蝕に委れつゝあり、願へよ此碑たる、その昔し我國家さして、之を建立したるものなるを、奇緣か宿緣か、但しは五十四靈の冥願か、臺島を擧げて完全に、我が領土さ成れるの今日、特別保護の方法を、講することさ無くして、豈可ならむ哉、若し夫れ祭祀に至ては、地方兩三家の厚意に放任するなく、鄕等も亦た奮て協力せられんことを。特に在臺の沖繩縣人諸君に望む、

南半島にて最も早く、開けたのは此地方にて、平地として奧あることとも、枋寮以南無比である、蓋し二重、保力兩溪の水ありて、之を導けるは勿論であるシテ、**先登第一は、鄭氏の**部將であつて、屯田的開拓を目的としたものである、偖てこそ統領埔、略して統埔の稱ある所以である。

むかし鄭王が、生蕃征伐にさて、此地に來られたさき、帥旗を高く揭げられた、ヒラくする旗の尾さきが、振向ひた方角こそ災難で、どの蕃社も蕩慶なわづらふて、スツカリ死んで了つた、スルト神が、鄭王の夢に入り、臺灣は誰が開墾したさ思ふか、土蕃さいふは其の子孫ぢや、之を滅すさは以ての外ぢや、斯く告げられたる間もなく、狂風が起て旗を拔き、楓港大海の外に吹飛されたのである、ソレから後さいふものは、此の地方に起る時々の狂風が、今も楓港止りの掟さ成て居る、世に落山風さいふは是である、帥旗を挿した跡は、現に統埔庄外の山石中に在る、(俗傳)

生蕃を連れて來て、飛行機の實質內容を、豫じめ見せて置くてふ、文明式な遣方の今日では、一寸合點が參るまいが、此の傳說は、初めて旗を見た、蕃人の心持に爲て、玩味せねば成らぬ、「異族の多聚が侵入した、屹と我々の首を刎ねに來る、どんな模樣だらうか、ソツト窺ひ寄つて見た、すると空中に喋る聲がある、罵るやうに叱るやうに、スハ大變と思ふて遁げ出した、が矢張り其方に向て、毆ぐるやうな、彈くやうな態度を取て居る、イヤ逐驅て來るやうである」彼等は斯う思ふて、旗に恐怖して居るの折柄に、流行病で自ら斃れたのである、ソレテ鄭の部將は、一兵をも動かすこと無く、偶然に征伐の、功を奏し得たのである、此は縱ひお話しの類なるにせよ、現に旗石の存するからは、一の古蹟として標識を建つべしである、彼の琉球人墓碑の道しるると共に。

是より二溪を涉り、二里强、恒春に向ふ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

統計

郵便爲替貯金受拂狀況（遞信局調査）

○內國郵便爲替（大正八年十二月中）

振出

	證書枚數	金額	前年同月との比較（▲印は減以下同じ）枚數	金額
振出總額	一二九,二三三枚	三,五九八,六八四・八五〇円	〇・六五割	三・〇七割
內譯　本島各局所振出に係る分　通常爲替　有料	五二,九二六	二,二九八,七〇一・一三〇	—	—
通常爲替　無料	一,四八九	二四七,五三〇・七一〇	—	—
電信爲替	一三,一八六	六七一,二六八・〇〇〇	—	—
小爲替	六二,六〇二	三九七,五六一・九五〇	—	—
計	一二九,二〇三	三,五九六,五五一・七八〇	—	—
振出報告洩等事故振替受入高	三〇	二,一三五・〇五〇	—	—

備考

渡拂

	證書枚數	金額	前年同月との比較　人員	金額
拂渡總額	六六,四一七枚	二,二四三,九九四・八八〇円	〇・一五割	二・五〇割
內譯　本島各局、所拂渡高	六六,二一五	二,二三九,一六一・五〇〇	—	—
爲替證書にして郵便貯金若くは振替貯金へ拂込高	三一	九六四・一二〇	—	—
拂渡報告洩及有効期間經過の爲沒入に付すへき分等振替拂出高	二七五	七,八六九・二六〇	—	—
他管區との關係				
內地各局振出の分本島局所にて拂渡	七,四八三	二〇二,七七七・三九〇	—	—
朝鮮各局振出の分本島局所にて拂渡	一七九	五,六二一・九〇〇	—	—
滿洲各局振出の分本島局所にて拂渡	一五七	四,六〇二・七八〇	—	—
本島局所振出の分內地各局所にて拂渡	五七,七一三	一,四二一,七一三・二三五	—	—
本島局所振地分朝鮮各局所にて拂渡	二五七	六,四五六・五五〇	—	—
本島局所振出の分滿洲各局所にて拂渡	一一四	四,一〇八・三八〇	—	—

備考

○外國郵便爲替（大正八年十二月中）

受拂

	證書枚數	金額	前年同月との比較　度數	金額
本島各局所振出總額	二三枚	二九〇・四二〇円	▲二・三三割	二・〇九割

本島各局所拂渡總額	四六	二一、三四八・六〇	六・〇〇	七・五八

備考

○郵便貯金（大正八年十二月中）

受入

	新規人員	預入度數	金額	前年同月との比較 人員	度數	金額
	人	枚	円	割	割	割
受入總額	五、六一三	一一一、〇三五	九二二、九四五・一八九	▲四八一	▲〇・〇五	〇・七九
內譯 本島局所預入に係る分 現金預入	五、五八九	九五、七二二	八五六、五九四・四九〇	—	—	—
切手預入	一	一五、八一〇	八、八一一・八〇	—	—	—
證券預入	—	—	—	—	—	—
計	五、五八九	一〇七、五三二	八六五、二〇五・六七〇	—	—	—
證券賣却及償還金貯金に受入高	—	一四	一、五六八・六四〇	—	—	—
貯金全部拂戻及證券に對する利子高	—	一、五九〇	四、六四五・五八〇	—	—	—
貯金拂戻證書の戻入高	—	五	一、二五〇・〇〇〇	—	—	—
年金恩給金郵便貯金に受入高	—	二四	二、八一五・五〇〇	—	—	—
預入報告洩及同報告不足金振替受高	—	三六	七二一・八〇五	—	—	—
內地通帳を本島通帳に書換高	二三	二三	五二、二三八・四七五	—	—	—
滿洲通帳を本島通帳に書換高	一	一	一、二一九・五	—	—	—
本島通帳を以て內地各局にて預入高	—	一、六二五	四八、八〇九・一四二	—	—	—
本島通帳を以て朝鮮各局にて預入高	—	四四	九四五・八〇〇	—	—	—
本島通帳を以て滿洲各局にて預入高	—	三一	一、五五七・〇〇〇	—	—	—
本島內通帳の書換高	—	—	一五七・五〇五	—	—	—

備考

拂出

	人員	度數	金額	前年同月との比較 人員	度數	金額
	人		円	割	割	割
拂出總額	二、五四四	三四、三八〇	八五九、〇九五・五六〇	▲二・〇〇	▲〇・二四	一・五二
內譯 貯金拂戻證書發行高	二、三三二	三一、八五九	七九三、一三三・四〇三	—	—	—
公債證書購入高	—	一〇	一九三・一〇〇	—	—	—
本島通帳を內地通帳に書換高	九	九	一、四八〇・〇〇五	—	—	—
本島通帳を朝鮮通帳に書換高	一	一	三一・六八〇	—	—	—
內地通帳を以て本島局所にて預入高	—	二、四〇四	四二、一三八・七〇七	—	—	—
朝鮮通帳を以て本島局所にて預入高	—	五一	八九八・九六〇	—	—	—
滿洲通帳を以て本島局所にて預入高	—	四八	一、〇六五・二一〇	—	—	—
本島通帳の書換高	二	二	一五七・三〇五	—	—	—

備考

	人員	金額	前年同月との比較 人員	金額
	人	円	割	割
本月末現在預入人員及金額	二八八、九八四	五、七七七、九六三・九八二	一・〇四	一・四五

拂濟證書の管局別	證書枚數	金額
	枚	円
本島發行の證書にて本島局所拂渡高	二九、四八五	六九八、六九五・九九七
內地發行證書にて本島局所拂渡高	九二四	二八、二九四・五九七
朝鮮發行の證書にて本島局所拂渡高	一九	七一五・〇三〇
滿洲發行の證書にて本島局所拂渡高	一七	四六〇・四七二
本島發行の證書にて內地各局拂渡高	一、九三一	九一、〇九二・四二八

本島發行の證書にて朝鮮局所拂渡高	二七	一、六六一・一〇〇
本島發行の證書にて滿洲各局所拂渡高	三	一、六八六・〇〇〇
有効期間經過の爲沒入處分の分及拂渡報告洩等の事故振替高	三三	六七一・三九五

備考

○郵便振替貯金（大正八年十二月中）

拂込金

	度數	金額	前年同月との比較 度數	前年同月との比較 金額
拂込金總額	一〇三、八七六枚	三三、八七八、七五一・一二七円	一七・九三割	七・〇八割
内譯				
内地朝鮮滿洲各局より本府口座へ拂込高	六〇二	四九、九一五・六五五	—	—
拂込金事故振替受高	五四四	一、七〇一・一五〇	—	—
本島局所より拂込の分　本府口座へ拂込	七七、三四四	二、二三六、八二一・四一七	—	—
東京口座へ拂込	一五、四七九	二五〇、八〇五・二九八	—	—
大阪口座へ拂込	八、七〇九	五二一、一三〇・五六五	—	—
福岡口座へ拂込	七四三	二五、八五三・二一七	—	—
小樽口座へ拂込	二五	一五九・八七〇	—	—
金澤口座へ拂込	三五	一、五七二・四一〇	—	—
下關口座へ拂込	一二九	四、五七五・六一〇	—	—
仙臺口座へ拂込	四二	七二五・〇九五	—	—
朝鮮口座へ拂込	二二四	三、九二三・五四〇	—	—
大連口座へ拂込	一四	一九一・三〇〇	—	—
計	一〇二、七三〇	三三、八二七、一五四・五三三	—	—

前項本島局所より拂込金を種目別に再揭せり左の如し

	度數	金額	前年同月との比較 度數	前年同月との比較 金額
現金拂込	三六、六二一	三三、一五八、四八七・〇三一	—	—
特別切手拂込	四〇	二一九・一六〇	—	—
拂出證書拂込	一一	四五三・二九〇	—	—
小切手拂込	四八	一九七、四三三・〇五〇	—	—
集金拂込	六六、〇三〇	五一〇、九六一・八三〇	—	—
計	一〇二、七三〇	三三、八二七、一五四・五三三	—	—

備考

口座受入

	人員	度數	金額	前年同月との比較 人員	前年同月との比較 度數	前年同月との比較 金額
本府口座登記總額	二六人	八六、五八五度	四、〇三七、一六〇・九八二円	〇・八三割	三六・一七割	七・〇一割
内譯						
基本預金及拂込金高	二六	八五、一四六	二、九八八、一二三・九六一	—	—	—
脫退利子の受入高	—	—	〇・六一〇	—	—	—
本府口座間振替受入高	—	一、三二四	一、〇三八、八八九・九一一	—	—	—
内地及朝鮮滿洲各局口座より振替受入高	—	八〇	九、五一八・三六〇	—	—	—
事故振替受入高	—	四五	六五八・七四〇	—	—	—

備考

口座拂出

	脫退人員	度數	金額	前年同月との比較 人員	前年同月との比較 度數	前年同月との比較 金額
口座拂出總額	三人	一五、七二四度	四、〇四五、二七六・二三九円	▲四・〇〇割	三・八六割	七・三九割
内譯						
爲替貯金拂出證書發行高	二	一〇、二〇一	二、八七四、一九六・二九五	—	—	—
有効期間經過の爲沒入處分の分及拂出報告洩等の事故振替拂出高	—	七八九	二、八三〇・〇〇〇	—	—	—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本府口座間の振替拂出高	｜	一、三一四	一、〇五八、八六九・九一二	｜	｜	｜
本府口座より内地及朝鮮満洲口座へ振替拂出高	一	八〇六	一二四、七二三・三八九	｜	｜	｜
口座拂出の各種料金	｜	｜	二、五二七・九七〇	｜	｜	｜
債券元利金支拂高	｜	二、六三八	二、一三九・七二〇	｜	｜	｜

備考

	人員	金額	前年同月との比較 人員	前年同月との比較 金額
本月末現在加入人員及金額	人 二、二四九	円 五一八、五五一・五一九	割 一・五二	割 一・〇八

拂濟證書の管區別	證書枚數	金額
本府口座發行の證書にて本島局所拂渡高	枚 八〇八五	円 二、七〇三、五〇〇・五八五
本府口座發行の證書にて内地及朝鮮満洲局所拂渡高	一、三八七	六八、二九七・五三〇
内地及朝鮮満洲口座發行の證書にて本島局所拂渡高	四〇七	二六、一七四・一四五

備考

○年金恩給金（退隱料及遺族扶助料をも含む）（大正八年十二月中）

拂渡

	證書枚數	金額	前年同月との比較 人員	前年同月との比較 金額
拂渡總額	枚 二三二	円 一四、六四五・六三〇	割 一・一五	割 〇・一五

備考

○歳入金歳出金及雜部金（大正八年十二月中）

	證書枚數	金額	前年同月との比較 度數	前年同月との比較 金額
歳入金受入高	枚 二、三六七	円 八三〇、六四二・一四七	割 〇・一八	割 三・〇九
歳出金拂渡高	二、九五三	三三九、〇八一・八七〇	〇・〇四	一・四七
雜部金受入高	四〇	一〇、三三三・五八〇	▲二・九九	▲〇・二九
雜部金拂渡高	一五九	九、四九二・八一〇	▲二・二八	〇・八七

	金額	前年同月との比較 金額
料金總額	円 二三、一三七・三五〇	割 一・五八
内譯 内國郵便爲替振出料金 通常爲替	五、四一九・八〇〇	｜
電信爲替	七、四六三・四五〇	｜
小爲替	二、九五九・九〇〇	｜
計	一五、八四三・一五〇	｜
爲替特殊取扱料金	四、〇五三・七五〇	｜
外國爲替振出料金	二・九〇〇	｜
郵便貯金に關する料金	六・一二〇	｜
郵便振替貯金に關する料金及用紙類賣下代金	三、二三一・四三〇	｜

備考

臺灣帽子統計　（殖產局調査）

●臺灣帽子檢査成績表（大正九年五月分）

檢査所	林投帽 合格	林投帽 不合格	林投帽 計	林投帽 累計	大甲帽 合格	大甲帽 不合格	大甲帽 計	大甲帽 累計	紙帽 合格	紙帽 不合格	紙帽 計	紙帽 累計
臺北	—	—	—	—	七七〇	二七〇	一、〇四〇	一、〇四〇	三、一九七	三五三	三、五五〇	三五、〇四〇
新竹	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中港	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二〇〇	—	一、二〇〇	一、二〇〇
後壠	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇五四	一九四	一、二四八	三九、一五七
通霄	—	—	—	—	—	—	—	一、七五〇	四〇二	—	四〇二	九、五二七
苑裡	—	—	—	三、〇三七	四、四〇一	一二〇	四、五二一	一八、五四九	一二、九六二	三四	一二、九九六	八〇、三七二
大甲	—	—	—	—	三八	—	三八	九一七	四三、六四三	二〇四	四三、八四七	二九九、四二八
臺中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牛罵頭	—	—	—	一、三二四	—	—	—	—	一二九、八一六	二、三七六	一三二、一九二	八四三、五〇三
彰化	六九三	七	七〇〇	七〇〇	—	—	—	—	二九、〇八二	九三	二九、一七五	一八六、八六六
鹿港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、一七九
臺南	—	—	—	—	九九四	—	九九四	一、〇六〇	五六五	四一	六〇六	八、四五九
媽宮	—	—	—	—	—	—	—	—	一一七	—	一一七	一、三三九
合計	六九三	七	七〇〇	五、〇六一	六、二〇三	三九〇	六、五九三	二三、三一六	二二二、〇三八	三、二九五	二二五、三三三	一、五〇七、〇七〇
累計	四、五三九	五三二	五、〇六一	—	二二、三二八	九八八	二三、三一六	—	一、四八五、三六二	二一、七〇八	一、五〇七、〇七〇	—
前年累計	一、六一九	一、二四〇	二、八五九	—	四二、五四七	一、八〇一	四四、三四八	—	八八〇、五六九	九、一〇八	八八九、六七七	—

●臺灣帽子檢査（林投帽）產地表別　（大正九年五月分）

檢査所＼產地	苑裡	計	牛罵頭	和美線	鹿港	計	總計
臺北	—	—	—	—	—	—	—
新竹	—	—	—	—	—	—	—
中港	—	—	—	—	—	—	—
後壠	—	—	—	—	—	—	—
通霄	—	—	—	—	—	—	—
苑裡	—	—	—	—	—	—	—
大甲	—	—	—	—	—	—	—
臺中	—	—	—	—	—	—	—
牛罵頭	—	—	—	—	—	—	—
彰化	—	—	—	三七五	三二五	七〇〇	七〇〇
鹿港	—	—	—	—	—	—	—
臺南	—	—	—	—	—	—	—
媽宮	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	三七五	三二五	七〇〇	七〇〇
累計	三、〇三七	三、〇三七	一、三二四	三七五	三二五	二、〇二四	五、〇六一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●臺灣帽子檢査（大甲帽）產地別表（大正九年五月分）

檢査所＼產地	臺北	新竹	中港	後壠	通霄	苑裡	大甲	臺中	牛罵頭	彰化	鹿港	臺南	媽宮	計	累計
苑裡	一,〇四〇	—	—	—	—	四,五三二	—	—	—	—	—	九九四	—	六,五五五	二三,三九九
計	一,〇四〇	—	—	—	—	四,五三二	—	—	—	—	—	九九四	—	六,五五五	二三,三九九
五里牌	—	—	—	—	—	—	三八	—	—	—	—	—	—	三八	九一七
計	—	—	—	—	—	—	三八	—	—	—	—	—	—	三八	九一七
總計	一,〇四〇	—	—	—	—	四,五三二	三八	—	—	—	—	九九四	—	六,五九三	二四,三一六

●臺灣帽子檢査（紙帽）產地別表（大正九年五月分）

檢査所＼產地	臺北	新竹	中港	後壠	通霄	苑裡	大甲	臺中	牛罵頭	彰化	鹿港	臺南	媽宮	計	累計
新竹	—	一,一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一,八三三	—	—	—	二,九三三	四〇,六二六
中港	—	—	一,二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一,二〇〇	三,九〇〇
後壠	—	—	—	一,二四八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一,二四八	三九,一五七
通霄	—	—	—	—	四〇二	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇二	五,三〇五
苑裡	—	—	—	—	—	一一,六二五	—	—	—	—	—	—	—	一一,六二五	七七,五五三
白沙墩	—	—	—	—	—	一,三七一	—	—	—	—	—	—	—	一,三七一	一,三七一
計	—	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二四八	四〇二	一二,九九六	—	—	—	一,八三三	—	—	—	一八,七七八	一六七,九一三
大甲	—	—	—	—	—	—	三九,二二四	—	—	—	—	—	—	三九,二二四	二八九,六四二
十八庄	—	—	—	—	—	—	四,六二三	—	—	—	—	—	—	四,六二三	一八,〇三六
彰化	—	—	—	—	—	—	—	—	五,三二五	一二,六三三	—	—	—	一七,九五八	六五,二八三
和美線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五,八四〇	—	—	—	五,八四〇	九一,八二一
牛罵頭	—	二,四五〇	—	—	—	—	—	—	一二〇,〇七三	一,四〇〇	—	—	—	一二三,九二三	七六三,五九〇
沙轆	—	—	—	—	—	—	—	—	八,七六五	二八〇	—	—	—	九,〇四五	六〇,九六九
新港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四,一一〇	—	—	—	四,一一〇	二〇,九一〇
鹿港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二,六七〇	—	—	—	二,六七〇	一四,三一九
大肚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四四〇	—	—	—	四四〇	四,七九〇
計	—	二,四五〇	—	—	—	—	四三,八四七	—	一三三,一九二	二七,三七三	—	—	—	一九五,八三二	一,三二九,三六〇
臺南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二,四三三
安平	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七〇〇
北門嶼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六〇六	—	六〇六	四,八七五
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六〇六	—	六〇六	八,〇〇八
東港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四五一
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四五一
赤崁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇	四〇	二五三
媽宮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八九五
湖西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七七	七七	二三一
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一七	一一七	一,三三九
總計	—	三,五五〇	一,二〇〇	一,二四八	四〇二	一二,九九六	四三,八四七	—	一三三,一九二	二九,二〇六	—	六〇六	一一七	二一五,三三三	一,五〇七,〇七〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●臺灣帽子檢查(林投帽)仕向地別表　(大正九年五月分)

檢查所＼仕向地	兵庫	神奈川	計	總計
臺北	—	—	—	—
新竹	—	—	—	—
中港	—	—	—	—
後壠	—	—	—	—
通霄	—	—	—	—
苑裡	—	—	—	—
大甲	—	—	—	—
臺中	—	—	—	—
牛罵頭	—	—	—	—
彰化	—	七〇〇	七〇〇	七〇〇
鹿港	—	—	—	—
臺南	—	—	—	—
媽宮	—	—	—	—
計	—	七〇〇	七〇〇	七〇〇
累計	四、三六一	七〇〇	五、〇六一	五、〇六一

●臺灣帽子檢查(大甲帽)仕向地別表　(大正九年五月分)

檢查所＼仕向地	兵庫	東京	宮城	愛知	福岡	島內	計	上海	廈門	仙頭	泉洲	青島	計	總計
臺北	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇四〇	—	—	—	一、〇四〇	一、〇四〇
新竹	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
後壠	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通霄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
苑裡	—	一〇六	—	—	—	—	一〇六	二、四六五	一、九五〇	—	—	—	四、四一五	四、五二一
大甲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三八	三八	三八
臺中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牛罵頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
彰化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臺南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九九四	—	九九四	九九四
媽宮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	一〇六	—	—	—	—	一〇六	二、四六五	二、九九〇	—	九九四	三八	六、四八七	六、五九三
累計	一、九六〇	四〇八	三〇	二〇	六三	二七	二、五〇八	一六、〇八〇	三、六五七	二五	一、〇〇八	三八	二〇、八〇八	二三、三一六

●臺灣帽子檢查(紙帽)仕向地別表　(大正九年五月分)

檢查所＼仕向地	兵庫	東京	愛知	大阪	福岡	佐賀	茨城	計	廈門	計	總計
臺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新竹	三、五五〇	—	—	—	—	—	—	三、五五〇	—	—	三、五五〇
中港	一、二〇〇	—	—	—	—	—	—	一、二〇〇	—	—	一、二〇〇
後壠	一、二四八	—	—	—	—	—	—	一、二四八	—	—	一、二四八
通霄	三四二	六〇	—	—	—	—	—	四〇二	—	—	四〇二
苑裡	一二、九九六	—	—	—	—	—	—	一二、九九六	—	—	一二、九九六
大甲	四三、八四七	—	—	—	—	—	—	四三、八四七	—	—	四三、八四七
臺中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牛罵頭	一三二、一九二	—	—	—	—	—	—	一三二、一九二	—	—	一三二、一九二
彰化	二九、一七五	—	—	—	—	—	—	二九、一七五	—	—	二九、一七五
鹿港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臺南	六〇六	—	—	—	—	—	—	六〇六	—	—	六〇六
媽宮	一七	—	—	—	—	—	—	一七	—	—	一七
計	二二五、二三三	一七	—	—	—	—	—	二二五、二三三	—	—	二二五、二三三
累計	一、四九九、三六六	二、六一一	六九六	二、四七七	九四六	二四	九四五	一、五〇七、〇六五	七	七	一、五〇七、〇七二

領臺二十五年誌

■明治三十六年（接前）

◉五月

▲一日　基隆、澎湖要塞司令部新設開始、澎湖島要塞司令官少將野間瀬同參謀工兵大尉谷田繁太郎、基隆要塞司令官少將中田勝、同參謀砲兵少佐石光眞臣任命發表さる

▲四日　大阪に開設せる第五回內國勸業博覽會內の臺灣館に聖上の臨御あり萬慶堂に御休憩遊ばさる

▲八日　第十八回帝國議會召集

▲九日　代書人取締規則發布、臺北上遊者歡迎會

▲十日　阿緱廳阿里港蕃搜索開始

▲十一日　第三旅團定期交代開始臺南臺東間直通電報開始

▲十二日　帝國議會開院式

▲十四日　陸軍測量部三角科長田阪少將來臺

▲十五日　殖民行政學校落成式

▲十六日　臺北の家稅賦課標準決定

▲十八日　宜蘭叭哩沙に蕃人來襲し六名馘首さる

▲二十日　本島戶口調查規程發布

▲二十一日　帝國議會に地租案上議の筈なりしが三日間停會の詔勅下る

▲二十三日　銀貨價格八十四錢に改正、屈尺方面生蕃頭目數名を生擒す

▲二十五日　中港、苗栗間鐵道開通

▲二十六日　阿里港蕃大討伐開始

▲二十七日　殖產局附屬製茶試驗場を安平鎭に設置す

▲二十八日　舊度量衡器本年十二月三十一日限り使用禁止の旨發布

▲二十九日　南部生蕃討伐目的を達し各隊引揚ぐ

▲三十日　衆議院豫算會議あり臺灣費は土地調查外總て削除せらる

▲三十一日　曾て臺灣民政局長たりし北海道拓殖銀行頭取曾根靜夫氏病逝す

◉六月

▲一日　總督對陳汝漢地基銀請求事件控訴判決あり被控訴人は控訴人に對し地基銀を支拂ふべしとの判決あり、帝國議會三日間延長

▲二日　田阪少將歸東、貴族院にて樟腦專賣共通法案可決

▲三日　勸業銀行改正案（臺灣に於ける貸附及債券募集の爲め）上院通過

▲五日　帝國議會閉會、苗栗洪頭祭にて匪魁詹惡人就縛

▲七日　新任基隆要塞司令官野間少將着任此日臺北に強震あり

▲九日　專賣局分課規程發布

▲十日　石塚參事官長上京、守屋善兵衛氏歐米漫遊の途に就く、臺南に非常演習執行

▲十一日　新興合股會社（製糖會社）成立し資本金二十四萬圓に對し一萬四千四百圓の補助金下附、街路取締規則を各廳に內訓す

▲十二日　滿洲問題再發す、露國陸相入京、基隆假棧橋成る、

▲十三日　臺北市街地方稅調查終了

▲十四日　第一旅團輸送交代開始

▲十六日　粗製樟腦油專賣法公布

▲十七日　第八回始政紀念日、宜蘭叭哩沙に生蕃百五十名來襲巡查、腦丁十一名、馘首其他被害あり、低氣壓襲來、勸業銀行法中改正公布、臺灣事業公債法中改正法律公布

▲十九日　大島警視總長委員長となり總督府に市區計畫委員會を開く兒玉總督歐洲南亞弗利加及米國に出張仰付らる

▲二十一日　艋舺車夫の合盟罷業あり

▲二十四日　本島小學校特別教育施行規程發布

▲二十三日　滿洲問題に關し元老會議開かる

▲二十六日本島銃獵取締規則發布

◉七月

▲一日　博覽會褒賞授與式

▲三日　竹內臺灣守備第一旅團長休職となり步兵第十六旅團長木村少將後任となり平佐臺灣守備第二旅團長步兵第十八旅團長に補せられ前田少將其後を襲ふ

▲四日　本島官衙雇員、囑託員等の職員懲戒例發布、桂首相辭職伏奏

▲九日　大稻埕に疑似虎列拉發生

▲十二日　長谷川技師長歸臺

▲十三日　伊藤侯樞密院議長となる

▲十五日　大島警視總長上京、兒玉總督內相兼任、十七日文相兼任

▲十六日　基隆築港局維持費決定す

▲十八日　伊藤侯は帝室制度取調局總裁、伊東巳代治男は同副總裁仰付らる

▲二十一日　臺灣に於ける保護鳥の種類を定む

▲二十二日　木村新任第一旅團長着任、羅馬法王病逝の報あり

▲二十五日　佐々木少將出發赴任

▲二十八日　臺北廳下有菌鼠殆んど全滅す

▲二十九日　後藤長官歸臺、農科大學教授河合林學博士本島山林視察の爲め來臺

▲二十七日　三十四年終りより三十六年の初に掛けたる南部討伐隊の敍勳發表

▲三十日　暴風雨襲來

▲三十一日　本島銀行營業取締律令發布

▲此月　清國福州海防廳より本島在勤の警察官を警察教習の補助として招聘したき旨照會あり總督府は之に應じ彰化廳警部中田直久、同警部補小林利應をして任に赴かしむ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

◉八　月

▲六日　領臺以來第二の强烈なる暴風雨本島中部を橫斷す
▲七日　鈴木覆審法院長歸臺、山縣新任陸軍參謀長著任、
▲八日　菊池臺北廳長送別會
▲十日　菊池臺北廳長出發上京
▲十一日　龍巖浦租借の契約露韓官吏間に訂結
▲十三日　勸銀放資の土地に關する律令發布、臺北廳改正街路取締規則廳令發布、河合林學博士新高山登山の目的にて出發
▲十四日　新任前田第二旅團長著臺
▲十八日　第四回目の暴風雨來る
▲十九日　西京丸馬關にて火を發す
▲二十五日　大島警視總長歸臺
▲二十六日　英國前首相ソールスベレー侯薨去の報あり天皇陛下より駐英公使をして特に哀悼の意を傳へしめらる
▲二十日　鹿子木通信局長歸臺
▲此月何片行政狀況竝其の結果に關し本邦駐剳蘭國公使の照會に對し總督府にて其概要を回答す米國帆船ベンヂヤミン、セオール號臺灣南岬沖合にて颶風に遭ひ避難の端艇一艘驚變鼻に漂著し十月他の一艘江頭嶼に漂著す

◉九　月

▲二日　平佐少將出發赴任
▲四日　伊藤淡水郵便局長官金費消事件にて拘引さる
▲七日　臺東に前後二十三回の地震あり人心不安を懷く
▲十二日　總督府統計講習會規則を定む
▲十四日　兒玉築城本部長來臺、本田林學博士同上
▲十五日　中央衛生會議開催し飮食物其他の物品取締に關する三十三年法律十五號施行の件可決總督に答申す
▲十六日　菊池臺北廳長依願免官となり佐藤宜蘭廳長後任となり中田警視宜蘭廳長となる、瑞芳に大火あり
▲十七日　基隆港內取締規則發布、新竹土地調査局官制中改正發布、新竹廳下マイバライ社兇蕃總土目以下七名を拘禁す
▲十八日　本島八月以來の暴風雨に付兩陛下より救恤金六千五百圓下賜
▲二十二日　法相兼農相淸浦奎吾は專任農相、司法省總務長官波多野敬直は法相、警視總監大浦兼武は遞相、上院議員久保田讓は文相に新任式擧行、同時に兒玉內相は文相兼攝を、曾禰藏相は遞相、兼攝を解かる、柳生臺銀頭取歸臺
▲二十三日　府令を以て粗製樟腦及び樟腦油製造の原料として政府より賣渡を受けたる樟樹は濫伐濫用又は腦分ある部分を放棄し若くは他の目的に使用するを得ざる旨發布あり
▲二十五日　上村馬公要港部司令官は佐世保艦政部長に轉補、海軍少將尾本知道氏後任に補せろ、本多林學博士東歸、商工談話會を武德殿に開き臺灣米格付協議
▲二十六日　公共埤圳規則改正發表歹錢（粗惡なる一文錢）の輸入禁止發表、本島防疫事務に關する勅令公布
▲二十九日　鷹司侍從武官來臺
▲三十日　侍從武官全島巡視の途に上らろ、本島徵兵檢査に關する勅令發布

◉十　月

▲一日　大阪商船本島航路運賃約一割引下實行
▲二日　兒玉築城本部長歸東
▲三日　埔里社隘勇線前進の實行に著手す
▲七日　苗栗、三叉河間鐵道開通式擧行、藤波主馬頭來臺、尾本新任馬公要港部司令官著臺
▲十日　埔里社アラン社蕃南投隊にて歸順式を擧ぐ、警察本署に臨時防疫課を置く
▲十一日　主馬頭全島巡視の途に上らろ、大湖隘勇線前進開始
▲十二日　兒玉內相兼臺灣總督總督專任となり參謀本部次長に補せられ內相は桂首相兼攝となろ、臺南每日新聞社長高木鐵太郎（辯護士會長）東輿義捐金消費の嫌疑にて拘引せらる
▲十四日　小村外相、露公使ローゼン男と會見し元老會議の決定に基き帝國の主張を通知す
▲十六日　十一月一日より本島に飮食物取締法實施の件公布、臺灣電氣會社臨時總會
▲十七日　上村艦政部長佐世保に赴任
▲二十日　舞鶴鎭守府司令官長東鄉平八郎氏は常備艦隊司令長官に、常備艦隊司令長官日高壯之亟氏は其後任に轉補、大藏省理財局長松尾臣善氏日本銀行總裁仰付られ水町袈裟六氏後任となる
▲二十二日　十二月五日帝國議會召集の旨公布、阿冷社蕃人歸順す
▲二十五日　鷹司侍從武官歸東、基隆武德會發會式、北部稅務協議會設立さる
▲二十七日　參謀長會議の爲上京中の山縣海軍參謀長歸臺
▲二十八日　海軍將官更迭發表
▲二十九日　藤波主馬頭歸東
▲三十一日　臺北電氣會社總會を開き解散に決す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

帝國議會雜感

―調査課講演會席上の講演に係る、本號調査報告欄同氏講演參照―

菊池事務官

材料が雜駁でありまして態々お集りを願つて清聽を煩はす程でもありませんが其の點は御容赦を願ひます、先づ議會の雜感に就て簡單に述べたいと思ひます。議會開會の當時から解散に至る迄の實況を詳しく述べれば種々ありますが、斯う云ふ席でありますから幾分不眞面目な樣でもあるが面白相な部分丈話したいと思ひます。

先づ貴族院で問題の中心となつた事項は御承知の通り主として物價騰貴の問題朝鮮統治の問題でありまして衆議院の方では色々議案も進行したに拘らず開會當初から衆議院の解散になります迄貴族院の方は殆んど此の二點で持ち切つて居る姿でありました、其の他豫算の問題公債の問題在外正貨の問題外交の問題西比利亞出兵問題等もありました、衆議院に於ては同じく物價騰貴（物價騰貴と言ひましても貴族院に於ける程ではありませんが）豫算公債政策、減債基金、西伯比亞出兵、講和會議一般の外交、外交調査委員會設置、外事彙報即ち所謂外交重大問題、就中最も熱烈に又最後の解散の原因ともなつた普通選擧問題是等が重なる問題でありました。次に殖民地方面ですが幸ひ臺灣の關係としては本年は餘り是れと謂つて世間の注目を惹く程の問題がありませんでした、不幸にして朝鮮の統治上あゝ云ふ出來事が有つた爲に其の問題に集注されて臺灣に付ては殆んど質問應答無く總督閣下が一二回統治の方針に付て委員會等でお述べになられたのみであります、當府豫算に就ても差したる質問も無く唯六年度決算中會計檢査院の批難事項として報告に上つたものが六件あります、之に付ては貴族院の決算委員會に於て質問應答を重ねましたが是れ迚本年は大した問題として喧ましかつた程のものではありません、夫から朝鮮に付ては皆樣の御記憶の通り其の統治の根本方針、〇〇〇問題、朝鮮人の待遇等に付て貴衆兩院共本會議に於ても委員會に於ても亦其の分科會に於ても絕へず此の問題が繰返へされ、朝鮮總督は屢々答辯の爲に席の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

暇まる暇かおありにならないと云ふ姿で誠に御同情に堪えない次第でありました、其他内地と一般的のものでは俸給令改正に伴ふ豫算増額、所得税法、酒造税法、會計法、公債法、關税定率法、國有財産法、等の改正案が提出されて居ました、其の内右二税法が改正せらるれば當府に於ても夫々増收があり又會計法の改正は非常に古い問題で之が改正せらるれば國庫の收入が増加する一方吾々會計屋の便利と云ふ點も多々ある筈であります。

今期議會に於ける主なる問題の項目は右の通りであるが更に議會の經過を申しますと一月二十二日に議會が開會され常例に依り午前には貴族院に於て總理大臣外務大臣及陸軍大臣の三大臣から演説があり、之に對して島津男爵が主に外交に關する質問を爲し外相が答辯を爲しました、本年は貴族院に於て公正會即ち男爵團が諸種の方面に活躍したと云ふ事が今迄に一寸例の無い様です、從て開會の當初に於て男爵團中でも若手の島津男が質問の急先鋒を承り而も最も要領を得た質問であつた様です、午後には衆議院に於て午前の三大臣の外更に大藏大臣の演説があり之に對して憲政會の片岡代議士の質問外相の之に對する答辯があり、夫から翌日になつて貴族院に於ても亦衆議院に於ても種々の質問出て殊に衆議院に於ては鈴木國民黨代議士濱口憲政會代議士の質問あり之に對し首相藏相の答辯があつたところが料らずも大藏大臣が失言をしたと云ふことで問題となりました、政府黨でない側は何か政府側及其の與黨に失言等があらば問題にしやうと云ふことで夫に掛り切つて居る者があつて頗る不眞面目ではあるが野黨側黨略上からは必要とせられて居る懸引に依り何かあれば鎗玉に擧げ樣としてる矢先大藏大臣が濱口代議士の質問に對する答辯中「憲政會代議士諸君にして若し能力が無くつてお判りにならなければお敎へしても宜しい」と云はれた事を捕へ倏ち憲政會側は躍起となり今の藏相の言葉は吾が黨を侮辱してるから取消せと喧しく迫り、さう云ふ事を言ふた言はぬと云ふ事になり摺つた揉んだの擧句遂に常例に依り休憩して速記錄を調べる事になつて其の結果事實失言してあつた事が判明し藏相が相當に陳辯をして本件は解決した、夫から尚色々の事項に就て質問應答がありましたが衆議院の豫算に關する本會議は之で打ち切りになつて一月二十六日から三十一日迄豫算委員會の總會に移り更に二月二日から六日まで分科會を開き九日に分科會の議決十日に豫算總會の議決をして政府黨以外からは削除意見はあるが本會議に於て述ぶる事の留保の下に可決になり、續いて十二日に本會議となつて反對黨から夫々削除意見を述べたが結局少數にて原案通可決せられた。一方貴族院に於ては一月二十七日に阪本釤之助氏から朝鮮の〇〇〇と云ふ人の問題に付て質問があり、又阪谷男爵から內務大臣が關西の俠客に進んで面接したとか或は俠客から面接を求めて來たとか云ふ當時新聞に噂された事に就て質問があり〇〇〇問題に付ては內務大臣が色々陳述をして成可くは答辯を避けたけれども、阪本氏は非常に熱心に成可く答へて貰ひたいと云ふので內相も夫れならばと實は〇〇〇に禁苑拜觀の手引をしたのは陸軍大臣でありますと答へられそれで阪本氏の質問は打切りましたが料らずも貴族院中最も喧しい

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

江木千之翁が其の答辯に對して其後數回に亙つて質問を繼續することになりました其の要旨は〇〇の樣な苟も犯罪がないと稱するけれども尠くとも嫌疑を受けた者に對して普通喧しい禁苑の拜觀を爲さしめ政策の道具に使つた事は上の尊嚴を瀆した譯で當局として不謹愼不都合だと詰責しました、此の問題の爲に非常に日を費し衆議院は委員會分科會等どん〳〵進行するにも拘らず、貴族院は餘り會議を開く日數もありませんで殆んど休會に休會を重ね此の問題の解決に沒頭しました、噂さに依ると江木翁は此の問題に深入りし過ぎて手を引くに引かれず一方貴族院の硬派連中から責められて中々困つたと云ふことでした、此の問題が非常に花が咲きまして如何にすれば政府の體面を傷けず又貴族院の主張を枉げずに「ケリ」が著くか段々六ケ敷なつて漸く二月の四日になつて總理大臣が之れに對する辯解をして解決するに至つた而かも總理大臣として辯解し又貴族院が滿足するには如何なる言葉を用ふるかに付て頭を腦ましたと云ふ噂でしたが總理大臣が「恐懼に堪へぬ」とも云へぬと云ふので二月三日夜に漸く「恐悚」といふ字に決まつたと云ふことが傳はりました、此の字が此の場合に最も適當と云ふことで斯道の大家平田子爵の選ばれたものだとの評判でした、用字が定まつたので二月の四日に總理大臣か「前の〇〇〇問題に付て內務大臣の述べた事は大分事實の相違もあり全部私から取消します、斯樣な問題を惹起したのは洵に遺憾の次第で恐悚に堪へません」と云はれ江木翁も之で質問を打ち切ることを述べて解決をしたのであります、夫から少し後に戻りますが衆議院では一月二十九日に長島隆二氏外何名の提出に係る外交調査特別委員會設置建議案が上程になつた、其の提出の理由は政府に幾ら外交の質問をしても要領を得ん是は列國の打合せであるから列國の同意を得なければ事實を明かすことは出來ないと云ふ一點張である、それでは吾々議員として何の爲に質問するか分らんどうしても外交調査特別委員會を開いて政府の意思を聽き吾々の言ふことを云ふさうして眞相を確めなければならぬと云ふ意味であつたらふと思ふ、兎に角さう云ふ案を提出することになりましたが其の前から此の案か出ると豫て政友會以外の他の黨派が結束して此の案に贊成すると云ふ氣勢に見へたから、政友會も大に骨を折つて此の案に不贊成なる議員の買收と謂ふては惡いが勸誘に努めて、其の結果上程された場合には贊成派が少數であると云ふ見込が立つたのであります、其の爲に長島氏は折角此の問題を出して隨分議院內外の問題とせられ新聞を騷がしたが當日之を說明するに當つて極く眞面目を缺いた口振りであつた眞面目な態度で提案の理由を述べて此の場合にも成る可く多くの議員の同情を得る樣に力めるのが、至當でありましたらうが、もう燒け氣味の演說をやつて八つ當りに政友會は勿論憲政會國民黨の惡口迄も述べたと云ふ關係から一層其の案に對する同情を失ひました、畢竟其の說明が餘り善くないからと云ふ一般の評判でありました、夫から色々兩議院に於きまして質疑應答がありましたが途中は脫いて二月の五日に衆議院の分科會で牧山耕造氏が此の人は朝鮮問題に付ては每年例外無く質問をすることに決めて居られるのであるが朝鮮の統治問題、同化策、委任立法、

世界思潮の影響朝鮮銀行を大藏省に監督させる意思が大藏大臣にあるか否か其他朝鮮鐵道等に付て色々の質問をしました、又笞刑は既に朝鮮總督府は廢止することになつたけれども其の笞刑は極く譯の判らない又貧民でどうすることも出來ない者には却つて適刑であつて廢するに及ばないと云ふ意見を滔々述べた其の時に臺灣銀行の事も問題になりまして、牧山氏は臺灣銀行の營業振は本來の職責を逸し居らざるや又臺灣銀行劵の發行を日本銀行に合併させる意見は藏相にはないかと云ふ質問をしました、夫から山道代議士から同じく朝鮮の統治問題朝鮮人の敎育其他二三のことに付て質問があり又鈴木梅四郎氏から朝鮮人臺灣人の同化策に付ての演説がありました。其の話しには日本人は兎に角三千年の歷史もあるので非常な星霜を經て今日の如き純なる國民を造つたものである、然るにも拘らず日本人は殖民地に對しては今日にも明日にも成績を擧げ樣と云ふから初めから無理なのだ、どうしても何十年何百年の後を期さなければ出來ない又遣方にも巧拙がある即ち根本策としては先づ敎育である孔孟の道を説くことである其他一般の風敎上の改善である、又臨時の策としては經濟上の提携をするより外にないと云ふ趣旨であります夫れから同じ日に小川鄕太郎氏は朝鮮總督府は十月一日に行ふ國勢調査をやらない事に極まつたことは非常に不都合である、臺灣等に於いて何事もなくやり内地は一般に同日を期してやる單り朝鮮のみやらぬと云ふのは此の大計畫が何の役にも立たないことになり非常に惜いことである何とかして之を決足して貰いたいと云ふ非難をし希望もしましたけれども、朝鮮總督府としては目下の情勢上やることが不適當であると云ふ答辯でありました。段々分科會が進みまして前と稍重複になりますが衆議院の分科會の討議を二月九日にして憲政會國民黨からは修正の意見はあるけれども此處では述べない、本會議に讓ると云ふ留保の下に可決しました其の翌日豫算總會の席上でも同じく留保の下に可決になりました、夫から翌々日になりまして愈衆議院の本會に豫算が上程されて中村啓次郎氏が豫算委員長として委員會の經過結果の報告を致しました、之れに對して留保して置いた憲政會より濱口氏の修正意見がありました乃ち其の修正は根本的のものでなく金額が多過ぎるからと云ふので數點の删除意見であります、所が色々議院内に物議が起りましてとう／＼其の日は散會になりました、翌日復た前日に引續き討議があり國民黨から鈴木梅四郎氏正交倶樂部から津田毅一氏が各修正意見を提出し三上忠造氏から政友會を代表して豫算に對する贊成意見を述べました、此の意見中にも二三言ひ方が惡いと云ふので憲政會から虐められて訂正をしたと云ふことがありましたさう云ふ訂正をさせることは非常に不眞面目なことで如何にも不愉快で、殊に毆り合ひでも始め相な勢になることが往々であります其後もさう云ふ事が數囘ありました、結局修正説は少數で豫算は政府提出の原案通可決せられました、夫から二月十四日になりまして普通選擧法案が上程されました、其の時に憲政會側から贊成の演説を致しました夫れから同黨の小山松壽氏が發言を求めたに對し議長が許すとか許さぬとか言ふて居る裡に小山氏はどし／＼登壇して演説をし出した所が政友會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の赤尾代議士が激昂して自分の眼の前の卓の上に蝶番で起伏自在に取附てある所の一尺許りの氏名標を抜き取つて將に擲に上つて小山氏を敲かうとしたので小山氏は自席に逃げたが憲政會側は其の氏名標をひつたくつて問題にせうとするし政友會側は之を奪らせまいとして庇う其の混亂の光景が前から二列目の誰れにも見へる目抜きの場所で演せられたのである、一方二階の北側傍聽席にも打ぐり合ひか初まるといふ譯で大變な騷ぎでした、それから赤尾氏を宜しく懲罰委員に附すべしと云ふ問題になつて、政友會は成るべく宥めやうとするが國民黨正交俱樂部新政會無所屬等迄が全部一致して懲罰に附すべしと云ふ事に歩武を整へたので遂に休憩となり各派の交渉があつて其の結果懲罰委員會に附するに決し其の日はそれで散會になつた、休憩中憲政會の代議士數名が警官を毆打して之が又起訴せられて赤尾事件とこんがらがつて後に問題を殘すに至つた、赤尾事件は其後二月十九日になつて懲罰委員會を開き訓戒か何か極輕くで濟んだ、其の輕く濟むに付ては中々政友會の懸け引きが良かつたので數日の間にすつかり外の議員を買收して決を採れば政友會が勝つと云ふ風に手廻し、たのであります、さうでなければ政友會は赤尾一件に付ては負けて極刑の除名處分になつたであらう、總て政友會側はさう云ふ懸引に非常に團結して一切幹部に一任し幹部は又懸引上手にやつて其の間際に反對黨をアット言はせる、他の黨派は少數といふ缺點もありますが常に懸引に於ては餘り旨くいつて居ません、一方貴族院の方では矢張り同じく本會委員會等で問題があつたが、十六日になつて衆議院から廻つた豫算が本會議に上りました、物價問題が矢張中心となつて殆んど毎日の樣に繰返へされ、政府に何か對策は無いかと問へば總理大臣の答辯では自分等は充分やつて居るけれども此の問題は急に解決が出來ん、自然と物價が低落するを待つより外は無い急に下げては經濟界を混亂させる惧がある、其の具體案としては米の分量を殖やすより外に途はない、それに付ては開墾助成法が布かれ之に依り政府の補助を得て二百萬町歩の未墾地を開拓することになつてる大凡、需要が極つて居るから供給量を増せば廉くなるに違ひないと繰返すが然し常に貴族院は此の答辯に滿足せず何とか具體案を出して吳れなければ妥協も六ヶ敷いと誰れの質問もさう云ふ語氣になつて居ります同日石黒男は此の物價騰貴の際皇室費を一文も増して無いのは何故かと質問されました、清棲伯の西伯利亞出兵、物價、在外正貨等に付て、若槻氏より減債基金、在外正貨、物價、高木男から衞生藤村男から産業、交通、通信に付て夫々質問あり、夫から翌十七日は臺灣關係の決算が貴族院の委員會に上りましたが別段問題もありませんでした十九日貴族院豫算總會が始まり翌二十日に阪谷男爵から貴族院の豫算總會で外交、國際聯盟朝鮮の統治臺灣の統治方針に付て質問があり首相の答辯の後朝鮮は齋藤總督此方は田總督閣下が説明されて臺灣に付ては餘り問題なく濟みました、二十六日に同じく豫算總會で阪谷男が財政計畫悲觀説を述べ尚朝鮮に對する補給に付て質問があつた、夫から衆議院では二月二十五日に普通選擧法案の委員會の討議がありまして其の時には憲政會國民黨各意見を本會議に述べると云ふ留保の下に同

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

案は否決になりました夫から翌二十六日に普選法案が衆議院の本會議に上り同法案の委員長松田源治氏が委員會の經過報告を致しました、然るに松田氏の語中に「吾が政友會云々」と云ふことを申しました所が憲政會から自分は普選案の委員長の立場にあり乍ら、吾が政友會とはどう云ふことだと言ふて非常に喧しく云ひ立て其他何かもう一點問題になり松田氏は始めは色々言ひ譯したがとう／＼自席からそれではと取消しをして其の日は速記錄の調査に移らずに無事に解決しました、速記錄を審査するときには一時間半位は掛ります、中々速記錄の譯が來出それを淨書して愈誰れが何と言ふたと判つたとしても各派に交渉して、各派では之を問題にするとかせぬとか打合せの決するのに時間が取れて肝心な事が愼重審議出來なくなるのであるから演説者の方からあつさり陳謝をするのが一番經りが早いのであります見物人も長く待たされないで非常に助かる譯です昨年前期議會の委員會で望月小太郎氏が政府に對しての質問中に「外務大臣は外國の事と日本の事とを取次ぐ一電話交換手に過ぎない」又「陸軍大臣は何とかである」と言ふたに對して政友會の清水市太郎氏は一國の國務大臣に對して斯る侮辱の言を吐くなら承知せぬと抗議したで望月氏は何でも無くさう云ふ一向要領に觸れないことには々取消しするには一向差支ないとし平氣で取消した、さう云の風にやるのが一番巧みな遣方であります、議案が一日に何十件多い日は數十件もあるのに斯樣な爭で時間を潰されると議事が停滯して良くない、斯くして松田氏の報告演説の後に憲政會から島田氏が普選案の提出理由を滔々と旨く演説して、尙普選案は吾々が始めて持出したのでない、前に政友會の諸君に依つても提出されたので、其の當時の提出者贊成者として名を列記したものは是れ／＼である、政友會諸君中の贊成論者には武藤金吉氏あり中村啓次郎氏あり曰く誰れ曰く誰れと皆名を讀み上げてあの時にはあのやうに贊成されて、今更反對とは變説改論も甚だしいと結んだ巧妙さには敵も味方も非常な喝采で其の日の演説は島田氏近來の大出來であるとの評でした之れに對して政友會側より吉植氏反對演説を致しました夫から之に續いて國民黨其他の普選案に贊成して居る黨派から贊成演説をする筈になつて通告順も極つて居つた所が此の時に總理大臣が何か紙片を議長に送つた、其の內容は議長の説明に依ると、總理大臣かまだ反對黨の演説の通告があるけれども其の途中に總理大臣から此の案に對する反對意見を述べても議院の法規上差支がないかと云ふことだ相です之が後で問題になるのでありますが其の日は直ぐ議院外の日比谷公園では非常に普選問題で熱狂して（熱狂せしめる樣に仕向けたのだと評する者もある樣ですか）非常な騷きであります、恰度電車も同盟罷工で全部休業又一方八幡の製鐵所では之と聯絡あるかどうかは知らぬが總休業をして大に職工が亂暴を働いたと云ふ通知が頻々とありました、內外共に非常に物騷で議場も非常に張り切つて居ります、所が憲政會側で政府の反對演説に對して非常に妨害して圓滿にやらせない樣邪魔をするに努めた、あつちからもこつちからも演説者に對して罵倒の言葉が浴びせ掛けられ、騷々しくて議事が進行しないから、議長が屢々靜肅にするやらに制した所が其の際

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に三木武吉氏が非常にやぢつて居りました、然るに突然議長から「三木武吉君に退場を命ず」と申しました所が、三木武吉君は立つて私に退場を命しても退場するものか、何となれば此の普選案の大切な場合に自分に退場をさせるのは、議長が一票を奪はんとするに違ひない尙私に對して靜肅にしろと言ふたと云ふが自分は注意を受けたことは斷じて一回もない、と突立つて頑として聽かない、夫から退場に付ては憲政會は勿論國民黨其他此の案に贊成して居る黨派の者は議長が横暴である吾れに發言權を與へよと各派各員卓を叩くので議長も熱してどうしてよいか判らなくなり議場は益々混亂狀態になつて來ました反對派は果して三木武吉君に退場を命ずる前に注意を與へたかどうか速記錄に依つて調へるより外ないと云ひ、議長はそれに及ばぬから議事を進行したい追て後で解決をすると云ふたか外の黨派がどうしても聽かないので遂に休憩を宣して速記錄を調べたところ、三木武吉君に對してはさう云ふ注意を與へてはないことが分り、議長は曖昧なから陳謝をして其の事件は落著しました、再會となつて三木武吉君が更めて議事の進行に付て發言を求めた、斯う云ふ場合に發言を求めても決して發言を許さないのだが、議長は三木武吉君に付ては毎回とも非常に苛められ一歩を讓つてるから口惜し相な顏をして居るか強いて反對をしません止を得ず發言を許した、所が三木君はさつき總理大臣が議長に紙片を渡したのは必ず私を退場させると云ふ命令を出したに違ひないと頑張るし議長はあればそうでない外の用事だと辨明するが中々聽入れません斯樣にして騷いで居る間に總理大臣が突如として演壇に現はれ「所謂普選案普選案と云ふけれども果して何を云ふか分らぬ各派の提出せるものに付て見るも其の內容に於て各相違があつて一向に纏つて居ない單に普選案と云ふ意味が選擧權の擴張といふに在るならば政友會も多年さう云ふ方針でやつて來て居る、選擧權の擴張には吾々固より異議がない、唯程度と時期とが問題なのである、漸次擴張したいと云ふ考には不贊成の譯ぢやない、唯憲法附屬の選擧法を去年も改正し亦今年も改正すると云ふ頻繁の改正に付ては立法部の威信政府の威信にも關するから到底本案には贊成は出來ぬ反對黨は國民の聲、國民の聲と頻りに呌ふけれども自分等は決して國民多數の聲とは解しない、果して國民多數の聲なるや否やは直接國民の意思に問はなければ番らない」斯う云ふ結び方で首相は降壇をした、するとそこに直ぐ横田法制局長官が堂に現はれ紫色の袱紗を議長に渡す紫色の袱紗に目か附くと議員が倐ち總立になり其の時に私は二階の傍聽席に居つたので長官の入るのが見へなかつたので議員の總立になつた意味か判らなかつた、議場で極氣の早い血のめぐりの良い人は總理大臣が通告者の順かあるにも拘らず途中に演說をするのは必ず深い意味かあるに違ひない、又其の最後に「直接國民多數の意思に間はなければ判らない」と云ふ言葉に強き意味が含まれて居ると云ことを思つたに違ひない現にこちらの松本秘書官もどうも怪しいと思つたので今總理大臣が演說をするのは可笑いと隣りの代議士に話したが其の代議士はまだ一向氣が付かなかつたと謂ふて居られましたが、さう云ふ風に秘密が保たれたのであります、斯樣にして議長が袱紗を受取

つて「憲法第七條ニ依リ衆議院ノ解散ヲ命ス」と讀み上げると議員一同萬歳と云ふ聲で萬事休す、あちらでもこちらでも其の不意打に驚き、餘り馬鹿にして居ると談し合ひ又政府の役人も非常な驚き方で在つたのであります。解散に付ては餘程秘密が嚴守されて或は總理大臣の外誰も知らなんだとか或は一、二閣僚には談してあつたとか或は閣議に附してあつたとか又は政友會の首領には當日の正午に話してあつたとか色々憶測せられて居た程に充分に秘密が保たれました、現に總理大臣が其の午前に葉山で勅裁を乞ふたのであると云ふことを見て來たやうに云ふ人もあります又其日は行かないと言ふ人もあります十數日經つてからも新聞紙上に彼是論議されたやらに旨く秘密を保つて居つたやうです、其の解散の理由として首相の言ふ所に依ると衆議院に於ては斯樣に普選問題を喧しく高唱し、又外部には民心穩かでなく漸次惡化しつゝある同盟罷工も續出しつゝある、斯樣に穩かでない形勢は洵に虞るべき狀態である勿論此の普選案に付て決を採れば政府黨が勝を占めることは判つて居るが、兎に角國民の聲に問はなければ分らん解散して新たに選擧をし直ほし、果してどつちが勝つかと云ふことに依つて決を採るより外に途がないのであると宣明をしそれに對して反對黨側はさう云ふ國民の意思は怪しいものである、吾々としては左樣な政府の爲政友會の爲に都合の良く出來た選擧法に依つて選擧をし直し譬へ政府黨が勝を占めても國民の意思がそこに在るとは思はない解散の目的とする所は全く解散して此の際政友會內閣の下に自黨の爲に都合のよく出來てる選擧法の下で多數の議員を出したいと云ふ意味に外ならぬのだと主張し又多數の新聞もさう云ふ風に書き立てゝ居つたやうです、私共から見るとさう云ふ風に內外の形勢は惡化し亦同盟罷工の頻發する際としては解散は已むを得ぬと思ふ何となれば解散といふ聲に俟ち水を打つたやうに靜まつて賃金の値上もあらうが翌日から電車は動く製鐵所の職工は忽ち就業すると云ふやうになるのを眼前に觀たからである、確かに首相の意思も餘程多くの部分がそこに在つたのではないかと思ふ、然し乍ら時節柄多額の增加豫算を提出してあつて之れなくては政府の動きが取れぬ物に付ても人に付ても經費多端の際殊に俸給令改正、諸種の事業膨脹し國力伸張の秋に際し而も其の豫算が衆議院も通過し貴族院も方さに通過せんとする際に解散になつたことは甚だ遺憾のことで、一時國力の發展も妨げられると考へました、解散の原因に就て世間では貴族院の委員會で問題續出甚だ八箇間敷い模樣等に照し同院の豫算案通過が困難だからだ杯と色々取沙汰をして居る者もあるが貴族院は物價騰貴問題に重きを置いてそれに始終沒頭して居りまして豫算を成立させないと云ふ考は聊かもなかつたやうに窺つて居ります、唯井上角五郎氏發起に係る朝鮮の農事開發會社の補助に對しては衆議院でも通過させないと云ふので、八箇ましかつたが兎に角衆議院は多數で原案通り通過しましたものですが貴族院でも此の補助は多分刪除されて他は全部通過するだらうと云ふ風の衆評でありました、貴族院も例年になく空氣が穩かでないことは政府としても心配でないでもないが、豫算は大體通過すると云ふ觀測をして居たらう貴族院との關係で解散になつたとも思

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

はれない、又所謂外交重大問題に因る譯でも無からうと思はれます、解散は兎に角甚だ遺憾な次第でありますが此の上は止むを得ない、善後策を講ずると云ふことで閣議の豫算編成の方針に從て新に豫算を編成し實行することになりました、九年度當初要求額は九千二百萬圓であつたが實行豫算に於ては六千六百萬圓に減し八年度の七千三十萬圓に比しても餘程減額になりました、其の爲に諸官衙殊に專賣、鐵道、遞信、營林、等の各部局は非常な困り方である、然し實行豫算はさう云ふ風になりましたが之に洩れた分は責任支出なり豫備金支出なり或は來る臨時議會に出す追加豫算なりで補ふことになつて全部洩れなく要求致しました、外に尙其後事情の變化に伴ひ事業部局の緊急止むを得ざる經費等は更に追加豫算致さねばならぬ其の爲に結局却て四千二百萬圓から更に二百六十萬圓以上も增加するやうになつて居るのであります、其の追加豫算は果して通過するや否やは疑問ですが多分差支なからうと考へます、兎に角實行豫算は前年度額よりも餘程減じましたけれども、亦追加豫算に依つて回復された以上に何百萬圓か殖へると云ふ結果になりました、俸給令改正の結果增加すべかりし俸給は臨時手當の形式に戻つて支給することになり額は前と非常なる差異はないやうですが殖民地として幾分殖へる點は臨時手當の外に臨時手當の約半分は加俸的に殖へる、又雇傭員のも從來控除した十五分の五を控除せずに俸給々料の全額に對して給すると云ふことになつて居る點で幾分緩和せられてゐる、序でありますが官制上のことで常に遺憾に思ひますのは殖民地を代表する直接の大臣がない爲に閣議等で殖民地の意見が述べられない從つて殖民地の利益、事業官吏の待遇等重大な問題に付ても閣議等で逸しかけやうとすることが往々ある、現に今度俸給令が改正になると本俸が殖へる殖へた本俸額に對しても加俸が附くか否かが問題になつたときの如き特に其の感を深う致しました、此上詳しいことは政府內部のことになりますから申しませぬ、議會の經過をざつと申上ると斯樣な次第であります。

田總督訓示

田總督は六月三日府內各部局長及び官衙長に對し左の如き訓示を發したり。

官吏は恆に健剛の精神を保ち忠直の操守を持し質實節儉一般民衆の儀範たるの抱負なかるべからず、新領土に於て特に然りと爲す。

平和恢復、日尙ほ淺くして思潮の波瀾未だ收まらず經濟界の動搖、物價暴騰など往々生存の安定を脅すものあり政府は官吏に對し大正七年度以來戰時手當を給し今又臨時增給の道を拓き是れが救濟の策を講じたり苟も官吏にして深く自ら戒愼し質素節約進んで勤儉貯蓄の良風を喚起し社會の風紀を振肅するを勉めざれば何を以て國家の誠意に答へ民衆の瞻望に對せんやゝ願ふに浮薄輕佻は健剛の德を損じ奢侈淫逸は忠實の行を紊る是れ皆な士君子の恥づる所、矧や官吏に於ておや深く警戒せざるべからず希くば各自其責任の重きを自覺し奮勵努力する所あらん事を敢て腹心を敷く。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

始政紀念式及び祝賀會

六月十七日！此日は實に永遠に紀念せざるべからざる我が臺灣に皇化を宣敷せる其日なり。今や春秋去來二十有五、德化全臺に洽く皇恩率土の濱に及ぶ芽出度さに全島擧つて此の日を祝福す何ぞ又聖代の快事たらずとせんや。

乃ち先づ總督府に於ては午前十時より第二十五回始政紀念祝賀式を執行すべく下村長官以下府內各官吏何れも定刻までに式場たる二階會議室に參集、一同整列するや總督代理下村總務長官に對し一同を代表して高田殖産局長より賀辭を述べ之れに對し長官の答辭ありて式を了はり式後二階廊下に於て參列諸員一同に對し酒饌を賜はる。尙ほ上京中の田總督は下村總務長官宛左の祝電を寄せられたり。

二十五年始政紀念祝賀會に對し遙に滿腔の祝意を表す本官政務の爲親しく列席し得ざるは甚だ遺憾とする處なり本島も益諸般の進歩發達を告げ等しく皇恩に浴することを得るは慶賀の至に堪へず今後益々官民協同して國家の爲盡瘁せられんことを希望す。

之れより曩き臺灣神社に於ては同じく第二十五回始政紀念祭を執行すべく早旦より山口宮司以下各禰宜何れも出仕して社殿を裝飾し定刻午前八時となるや參列諸員一同參進、既定の祭式に依り最と莊嚴に始政紀念祭を執行せられたり。

其他高等商業學校以下の各中等學校及び小公學校にては午前八時職員生徒兒童參集君ケ代の合唱に次で御眞影を下賜せられたる學校にては御眞影の奉拜、敎育勅語捧讀、勅語奉答の歌及び始政紀念の歌の唱和を爲し各校長、主事より夫れ〲紀念日に就て一場の訓話あり、軍隊側としては臺北の步兵第一聯隊を始めとし全島各地に在營せる各部隊にて當時の戰役及び始政紀念日に因める講話等ありたる後ち何れも一日休養祝意を表したり。

斯くて臺北官民合同大祝賀會は午前十一時半より臺北廳構內中央廣場に於ていと盛大に開催せらる。然も萬國旗の蛸吊されたる炎天下の會場は六月の烈日猛威赫燿、流石に痛快なる南國の夏の力を思はしむるものなり。續々として集り來る內臺會員千五百名、白扇の八列の長卓上に蝶の如く動き定刻を過ぐる事三十分嚠喨たる奏樂裡に一同が夫々所定の食卓に就くや柴軍司令官、下村長官以下の各文武勅任官を始め櫻井臺銀頭取等の民間代表者順次出席斯くて今川臺北廳庶務課長の開會の辭に續いて梅谷廳長正面の壇上に現れ光榮ある祝賀會委員長として一場の辭を述べ右終つて「君が代」の奏樂に會衆肅然として儀容を正し、やがて柴軍司令官は陸軍大將の軍服姿を壇上に運び右手に高く杯を捧げつゝ音吐朗々恭しく　天皇陛下の萬歲を、次で櫻井臺銀頭取はフロック姿にて同樣臺灣總督府の萬歲を發聲すれば、千五百の會衆亦齊しく之に和して、萬歲三唱の聲は暫し臺北の一角に咆哮の如く轟き渡り極めて盛況裡に十一時四十五分閉會したるが、此際警察飛行機は會場の上空に飛來し各種の宣傳ビラを撒きつゝ祝意を表せり。

尙ほ始政紀念日を祝賀する恆例の夜會は其夜七時より會場鐵道ホテルに於て開催さる門前高く造られたる緑門には電光

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

燦として輝き晴れの此日を祝賀すべく堵をなす門前の群集も亦盛典を壽く喜びの顯はれとも見えて一段の賑はしさを加ふ。早くより會場に赴き人影少なき後庭に夜涼を追ふ柴軍司令官、これあるが故に總督を神戸に迎へたるまゝ波路を蹴つて歸臺せる下村長官、夫々に意味深き此日を祝賀す可く主賓陪賓定刻七時を過ごさず參集す餘興(老松)「限取安宅松」の二番が餘興場に於て開演せらるゝ間バアは開かれて各自好みの盃を擧ぐ晴れの日に招かれし令夫人のみ餘興場の椅子を專有してつゞましやかに見物す軈で九時振鈴と共に食堂は開かれ餘興場より娛樂室より或は又バアより後庭より列をなして設けの食堂に入りて卓に附く酒三更君が代の奏樂あり下村長官。は天皇陛下の萬歲を米國領事は日本帝國の萬歲を高木水電社長は臺灣總督府の萬歲を三唱夫々乾盃する處あり興湧いて歡つきず九時半宴を撤して散解す、雨來らんとして凉風あるも屋内の氣溫人を熱殺するものあり流汗淋漓扇を捨つる能はずして倘三杯の陶醉御代を壽くも吾人の捧ぐる熱誠なり。

因に臺北以外の各廳下に於ても盛んなる祝賀會の催しありたるが夫等はいづれ各廳報告に依つて次發に發表せらる可きと信ずるが故に玆には省略せり。

臺北公設質舖開設

植民地に於ける最初の社會施設としての公設質舖設置に就きては過般來總督府に於て施行規則審案中なりしが愈々六月府令第三十七號を以て業務規則及同施行細則を發布し臺北廳の經營の下に臺北城内に一箇所を設置し同月十六日より其營業を開始したり。其開始前數日間は質物保管倉庫及質物取扱窓口等一般の縱覽に供し參觀人及通行人に營業内容を記したる小冊子を配付する等其用意の頗る至れり盡せるものあり。乃ち左に其「營業の栞」を掲ぐれば

營業の栞

現金を借り受けますに便利な質舖が出來ました夫れはた臺北城内西門街の臺北公設質舖であります、公設質舖は泰西諸國に在りましては今より四百五十年前に出來まして質舖より貸出す資金の中には慈善家の寄附に依つたり或は特志者より無利子の現金を借入れまして營まれるものもあります其の質舖の門を出入する御客足は引切りなしで其の質種は時計衣類自轉車指輪貴金屬帽子鍋釜等千種萬體で之等の方々は毎朝其の通用口に順序正しく待つて居られまして到著順に質舖の窓口に行き店の役人より現金を借受けて之を生活上又は諸般の資本に融通せらるゝのは恰も日本の人が株劵や土地を抵當にして銀行より現金を借り受くるのと少しも變らぬ體度の樣に見受けられます斯くして借受たる資本を巧に利用して立派な紳士になられた人も澤山あります臺北公設質舖は低利にて現金を御貸しする處であります又此の質舖より現金を借受けらるゝ人は生活上なり營業上なり其の他有益に現金を利用せらるゝことは申すまでもありませぬが巧に利用なさるゝときは將來は泰西諸國の夫れにも優り羨まれる程の財產家となられる人も多數出來ることゝ存じますどうか臺北公設質舖に依られまして思ふ存分の福利を一層多く御殖しになることを冀ふ次第であります。

臺北公設質舖の營業仕樣を申しますれば營業時間は日曜日でも毎日午前八時より午後十時までは執務し貸出金は五十錢以上三百圓位までは何時でも御用立致します質物は腐敗したもの危險性のもの動物植物價格の見積に困難のもの甚しく不潔のもの記名の諸證劵容積の過大なるもの抔は困りますが其の他の品物は何でも質物とします其の質物は堅固な金庫又は煉瓦造の三重窓の設備ある完全な倉庫に收めて置きまして十分注意を加へます若しも重大なる不

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

注意に依りまして質物に御損を掛けましたときは相當の金員を辨償致します流質期限は滿六箇月でありまして假令は六月十六日質入のものは十二月十六日までは何時でも受出すことが出來るのであります又右の期限中は利子を御拂になれば何回にても其の御拂になりました時に質入したと同じ流質期限に質札が書き替へられ又内受質の元金に當月までの利子を御拂になれば質物の部分受質も出來ます又流質となりましても賣拂以前に質札を御持參になり其の當月迄の利子及元金を御拂になれば質受と同じ方法にて質物を御渡し致します質物は極く祕密に取扱はれますゆゑ何方樣にも判明する氣遣はありません又御手許に於て質札を亡失せられ質舖に御申出になりましても質物及御姓名等は掲示致しませぬゆゑ御信用上に付きましては毫頭御心配はないのであります質入質受の時抔も極く手輕にして御面倒な事は掛けぬ樣に致したいのであります質舖の出入口は申すまでもなく質物の受渡を致します窓口の如きも御一人毎に仕切りがありまして他人樣に御顏を見らるゝ御心配もなく居心地能く御用便が達せらるゝ樣に仕組が出來て居りますから心置きなく出入が出來ます利子は年一割八分の計算で次の表の如くでありますが假令ば六月十六日より七月十六日までなれば一箇月の利子で濟み若し六月十六日より七月十七日までなれば二箇月分の利子を頂戴することになります夫れでも尙ほ市中の金利と何程のひらきがありますか御較べくださいますれば公設質舖の御主意のある處を御認めくださることが出來ようかと思ひます尙ほ詳しきことは御尋ねくださいますれば親切に申上ますから御不審の廉は遠慮なく御申出くださいませ。

利子

貸出高	一月	二月	三月	四月	五月	六月
〇・五〇〇	〇・〇一〇	〇・〇二〇	〇・〇三〇	〇・〇三〇	〇・〇四〇	〇・〇五〇
〇・七五〇	〇・〇二〇	〇・〇三〇	〇・〇四〇	〇・〇五〇	〇・〇六〇	〇・〇七〇
一・〇〇〇	〇・〇二〇	〇・〇三〇	〇・〇五〇	〇・〇六〇	〇・〇八〇	〇・〇九〇
二・〇〇〇	〇・〇三〇	〇・〇六〇	〇・〇九〇	〇・一二〇	〇・一五〇	〇・一八〇
五・〇〇〇	〇・〇八〇	〇・一五〇	〇・二三〇	〇・三〇〇	〇・三八〇	〇・四五〇
一〇・〇〇〇	〇・一五〇	〇・三〇〇	〇・四五〇	〇・六〇〇	〇・七五〇	〇・九〇〇
二〇・〇〇〇	〇・三〇〇	〇・六〇〇	〇・九〇〇	一・二〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇
五〇・〇〇〇	〇・七五〇	一・五〇〇	二・二五〇	三・〇〇〇	三・七五〇	四・五〇〇
一〇〇・〇〇〇	一・五〇〇	三・〇〇〇	四・五〇〇	六・〇〇〇	七・五〇〇	九・〇〇〇

百圓を超える貸出の場合も右に準じます

尙ほ十六日開業より二十三日（十七日の始政紀念日休業を除く）に至る七日間の營業成績に見るに年一割八分の低利率と流質期限、保管其他の取扱が一般私營質屋に比較し非常に寛容なる爲之を利用する者漸次增加し二十二日以來は毎日貸出高一千圓以上に昇つて居る開業以來の貸出高及員數を左表にすれば。

十六日	三六一圓	二四人
十七日	（始政紀念日休業）	
十八日	四三〇、〇〇	二〇
十九日	六〇〇、五〇	二八
二十日	四七五、五〇	二一
二十一日	六六〇、六〇	三一
二十二日	一、〇二七、〇〇	三六
二十三日	一、一四四、七〇	四五
計	四、六九九、二〇	二〇五

以上の如く僅に一週間で四千七百圓弱の貸出を示し今後も此盛況大入を續けて行けば所定資本額の三萬圓は六週間即ち一箇月半を出でずして貸切りとなる勘定で彼の三十一年質屋利率の制定以來暴戾なる貪慾飽く無き私營質屋に對抗して公設質屋か全島に覇を唱へ社會救濟の政策を徹底さすには資本額の僅少の感なきあらざるもそは漸次充實さるべきを信ず。

因に本公設質舖開設以來内地は素より滿鮮各地より其内容

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に就て頻々照會し來り督府財務局にては此應答に役員が專屬忙殺さるゝ程の全盛、中にも京城府尹、京城商業會議所、旅順民政署、長崎、廣島其他の各縣及び大藏省の如きは公設質舗制定に關する一切の調査、事業の設計、財源の關係、利率、法規一切或は公質開始が下級金融に及ぼす影響如何等に就て熱心に回答を求め來れりと云ふ。

海軍燃料充實計畫と甲仙埔大噴油

我海軍は從來軍艦燃料として專ら石炭を使用し居りしが歐洲大戰の結果重油を用ふれば石炭よりも遙に軍艦の行動能力を增進すべき事立證せられ既に列强海軍殊に英國の如きは重油主義を採るに至りたるを以て我海軍に於ても漸次重油主義に移るべく目下諸般の準備を整へつゝあり現に最近建造せる新式驅逐艦の如き何れも石炭と重油の混燒主義を採り今後建造せらるべき戰巡洋艦以上の大艦に對しても同樣の設備をなす筈なるが之と同時に一面重油の充實策をも講せざるべからず然るに我國には軍艦の燃料に適する重油の產額極めて乏しく到底其需要額の十分の一にも達せざる有樣にて目下の所纔に蘭領印度方面より之を輸入しつゝあるに過ぎざるにより當局は我領土內に於て是非とも新礦區を發見すべき銳意注意中にて旣に議會の協贊を經て目下臺灣に於て試掘中の內寮（寶田會社委託）甲仙埔（日本石油委託）の兩礦區の如き燃料問題解決の一策たらしめんとするに外ならざるなりシカも兩礦區は既に三年前より繼續事業として掘下中なるも重油らしきもの毫も湧出せず一時は多大の經費を投じて豫定の地點迄掘下ぐるとも所詮徒勞に歸すべしとて悲觀するものあり從つて其試掘費を來るべき臨時議會にも要求するや否や多少の疑ひありしも去二十六日約三百三間の地下迄掘下げたる結果甲仙埔礦區より多量の噴油あり高さ十八尺の櫓を越ゆる有樣にて直に該噴出油を精製せし所今後燃料に適する重油約二十石を得たりとの報告二十七日海軍省に到達せり向後如何程の噴油を見るべきやは疑問なれども海軍省にては臺灣南部より重油の噴出せるは從來例なしとて頗る喜色あり該礦區は今後尙若干掘下ぐべき豫定なるを以て或は臨時議會に試掘費を追加要求するに至るべしと而して我海軍は八八艦隊に對する整備の一端として德山に燃料廠を新設し大規模なる燃料充實計畫を立て居れる際なるを以て甲仙埔礦區の成功に對しては其前途大いに囑望せられつゝあり。

因に右に就て總督府鑛務課長福留技師は何時もにない大ニコ〳〵でさも愉快らしき表情を泛べながら總督府では噴油の電報以外詳しいことは判らぬ。何しろ海軍紀念日に當つて甲仙埔から石油が出來たと云ふことは我が海軍の前途の爲めに大に祝福すると共に臺灣の誇りとすべき所である、石油の噴出量は午前七時から九時迄二時間の間に純油二十石で、此の油は未だ貯油池の設備もなかつたので大急ぎで池を掘つて其處に入れたのであらう、石油は外のものと異つて輕いから殊に地質は粘土だから急造の池でもサウ減るものでない阿緱油

田の視察？福與大佐と僕は二十九日に行く豫定である、偶々總督府の市川技師が森囑託と共に蕃薯寮に出張中だつたので昨日二十六日甲仙埔に行く樣に電報を打つて置いたから遲くも今日（二十六日）の午後三時頃迄には同地に著く筈だから何とか詳しい報告があるであらう、內寮の方は都合に依つて一時試掘を中止して居るが甲仙埔に石油が出たら再び試掘を續ける事になるかも知れぬ云々

臺灣教育會主催臺灣事情紹介講演會竝活動寫眞會開催狀況

佐賀市

三月二十四日　午後一時より佐賀縣會議事堂に於て講演會開催

三月二十四日　午後七時より喜樂座に於て活動寫眞會開催觀覽者約二千名（重に市の知識階級）

三月二十五日　午前十時より佐賀縣師範學校に於て講演會開催聽衆約五百名（重に師範學校生徒）

三月二十五日　午後七時より喜樂座に於て活動寫眞會開催觀覽者約三千名（重に實業家及學校生徒）

長崎市

三月二十七日　午後二時より青年會館に於て講演會開催聽衆約百名（重に女子師範學校生徒及市內の知識階級）

三月二十七日　午後七時より同會館に於て活動寫眞會開催觀覽者約一千五百名（重に市內知識階級及師範學校生徒）

三月二十八日　午後二時より同會館に於て講演會開催聽衆約百名（重に市內教育者）

三月二十八日　午後七時より同會館に於て活動寫眞會開催觀覽者約二千名（重に市內實業家及市內教員其他一般）

宮崎町

三月三十一日　午後二時より宮崎縣會議事堂に於て講演開催聽衆約五十名（重に縣廳吏及師範學校生徒）

三月三十一日　午後七時より有心館に於て活動寫眞會開催觀覽者約三千名（市內知識階級及實業家學校教員、師範學校生徒）

鹿兒島市

四月三　日　午後一時より女子高等小學校に於て講演會開催聽衆約三十名

四月三　日　午後七時より第一高等女學校に於て活動寫眞會開催觀覽者約一千五百名（重に市內教員及各學校生徒、女生徒）

四月四　日　午後一時鹿兒島師範學校に於て講演會開催聽衆約四百名（重に師範學校生徒）

四月四　日　午後七時より第一高等女學校に於て活動眞會開催觀覽者約三千名（市內知識階級者及師範學校生徒及一般）

熊本市

四月七　日　午前十時より熊本女子師範學校に於て講演會開催聽衆約四百名（重に女子師範生徒）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

四月七日　午後一時より熊本第一師範學校に於て講演會開催聽衆約五百名（重に師範學校生徒）

四月七日　午前七時より熊本縣會議事堂に於て活動寫眞會開催觀覽者約一千五百名（重に知識階級及各學校生徒）

四月八日　午前十時より熊本高等女學校に於て講演會開催聽衆約六百名（女學校生徒）

四月八日　午後一時より濟々黌に於て講演會開催聽衆約千名（重に中學生徒）

四月八日　午後七時より熊本縣會議事堂に於て活動寫眞會開催觀覽者約二千名（重に市内實業家及各學校教員）

久留米市

四月十一日　午後一時より明善中學校に於て講演會開催聽衆約千名（中學生徒）

四月十一日　午後七時より日吉尋常小學校に於て活動寫眞會開催觀覽者約三千名（重に實業家、教員及各學校生徒）

福岡市

四月十五日　午後一時より女子師範學校に於て講演會開催聽衆約三百名（女子師範生徒）

四月十五日　午後七時より大名尋常小學校に於て活動寫眞會開催觀覽者約四千名（市内知識階級及學校生徒）

四月十六日　午前十時より師範學校に於て講演會開催聽衆約五百名（重に師範學校生徒）

四月十六日　午後一時より修猷館中學校に於て講演會開催聽衆約千名（重に中學生徒）

四月十六日　午後七時より大名小學校に於て活動寫眞會開催觀覽者約六千名（市内各學校生徒及故明石總督縁故者及一般）

以上兩日共活動寫眞會開催の際は臺灣館の女給仕に接待せしめたり

小倉市

四月十八日　午後二時より西小倉尋常小學校に於て講演會開催聽衆約二百名（重に知識階級者）

四月十八日　午後七時より同小學校に於て活動寫眞會開催觀覽者約四千名（市内實業家各學校生徒門司市より實業家數十名來觀あり）

大分市

四月二十二日　午後二時より共樂觀に於て講演會開催聽衆約二千名（重に各學生生徒）

四月二十二日　午後七時より同共樂觀に於て活動寫眞會開催觀覽者約三千名（重に知識階級及學校生徒）

四月二十三日　午後二時より同共樂觀に於て講演會開催聽衆約二千五百名（重に各學校生徒四里の遠きより來る一學校あり）

四月二十三日　午後七時より同共樂觀に於て活動寫眞會開催觀覽者約三千五百名（重に知識階級及學校生徒）

以上は九州に於ける狀況にて活動寫眞開催の際は何れも滿員の盛況を極め特に四月十六日福岡大名小學校に於ける場合は數名の窒息者を出したる盛況を極めたり。

東京市

四月二十七日　午後七時より東洋協會樓上に於て活動寫眞試寫此の際後藤男爵及東洋協會關係者及市內各新聞記者の來觀約七十名あり。

四月三十日　午後七時より高等師範學校に於て活動寫眞會開催鼓參事官の開會の辭あり觀覽者約二千名（學校生徒）

五月一日　午後二時より交詢社に於て活動寫眞會開催後藤男爵の所感の辭あり下村總務長官の說明觀覽者約二百名（重に市の實業家及知識階級）

五月二日　午後七時より私立衛生會に於て活動寫眞會開催後藤男爵の開會の辭あり觀覽者約五百名（重に東洋協會關係者）

五月三日　午後七時より靑年會館に於て活動寫眞會開催（臺灣新聞社主催）守屋文學士の臺灣に對する所感の辭あり觀覽者約一千名（重に新聞社關係者及臺灣關係者）

五月四日　午後七時より商科大學校に於て活動寫眞會開催川崎局長の開會の辭あり觀覽者約三百名（重に市内教育者及商科大學生）

五月五日　午後七時より日本倶樂部に於て活動寫眞會開催下村總務長官の開會の辭あり觀覽者約百名（重に知識階級）

五月六日　午後七時より拓殖大學に於て活動寫眞會開催永田秀次郎氏の開會の辭あり觀覽者約一千名（主に臺灣人留學生なり）

五月七日　午後七時より同氣倶樂部に於て活動寫眞會開催永田秀次郎氏の挨拶下村總務長官の開會の辭あり觀覽者約百名（重に知識階級）

五月八日　午後七時より臺灣倶樂部に於て活動寫眞會開催下村總務長官の開會の辭あり觀覽者約四百名（重に臺灣關係者なり）

五月十一日　午後七時より日比谷公園に於て公開觀覽者約八千名

五月十二日　同上觀覽者約五百名（此の日降雨中に開催）

五月十三日　同上觀覽者約一萬人

五月十四日　午後七時より三友倶樂部に於て活動寫眞會開催川崎局長開會の辭あり觀覽者約三百名（重に三井關係者）

五月十七日　午後七時より女子高等師範學校に於て開催川崎局長開會の辭あり下村總務長官の講話あり觀覽者約六百名（重に市內中等程度以上の女學生徒）

五月二十一日　午後七時より南葵文庫に於て活動寫眞會開催下村總務長官の開會の辭に次ぎ德川頼倫侯の昨年渡臺視察に於ける感想談（約二十五分間要は臺灣に於ける總ての施設進歩の豫想外なりし事と航海の如何に平安愉快なるかといふこと）映畫の說明は後藤文學士及守屋文學士の二名觀覽者約二百名（重に和歌山縣出身の重なる人及麻布區內の學校長及知識階級）

五月二十二日　午後三時より華族會館に於て活動寫眞會開催下村總務長官の開會の辭あり觀覽者約四百名（東京在住の華族及其の家族）

東京に於ける狀況は右の通りにして殊に日比谷公園に於ける五月十二日の開催は折惡しく大雨なりしにも闕らす尙數百の群集は映寫を希望して止まず遂に翳傘約一時間半熱心に觀覽せしことゝ華族會館に於て絕體的拍手喝采の中に首尾克く終了せしことゝは本會の最も名譽とする所なり又九州大分に於て四里の山奧より態々映寫觀覽の爲めに來れる一學校ありしは如何に徹底的に宣傳の成功せしかを示すに足るべく交詢社に於て開催の後東京市の道路改良の問題頓に猛烈となりしは臺灣文華が如何に輦轂の下を刺戟せるかを證して快感自から禁する能はざるものあり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

自六月二十一日
至七月二十日

●六月

▲二十七日（木曜日）

〔〕海軍戰捷紀念祝賀會　海軍戰捷紀念祝賀會は既報の如く昨二十七日午後六時より鐵道ホテルに於て開催され定刻前より猛雨を衝いて參集するもの三百餘名に及べり、午後六時開會となるや今川臺北州知事代理は發起人總代として開會の辭を述べ直ちに宴に移り宴終つて君ヶ代の奏樂あり高田殖産局長の發聲にて天皇陛下の萬歳を三唱し次で櫻井臺銀頭取の發聲にて帝國海軍の萬歳を三唱し七時二十分散會せり尙當夜祝賀會に宛て東鄕元帥、海軍大臣、及軍令部長より謝電を寄せられたり。

▲二十九日（土曜日）

〔〕臺北商工會總會　臺北商工會にては會長補缺選擧の爲め二十九日午後一時より臨時總會を開らきたるが來會者二十餘名なり三好副會長より會長選擧の件を諮りたるに木村匡氏より投票の手續を省略して高木友枝氏を推薦したしとの動議あり成規の贊成を得たるを以て更らに之を議題としたるが滿場一致直ちに之を可決したり、次ぎに三好氏より金融調節に關する報告及高木氏の挨拶ありたるが、高木氏は大正八年律令第一號臺灣電力株式會社令第十條の規定に由り、總督府と打合せの上就任する筈なりと云ふ、最後に例年開催する晩餐會の件に付き協議する所あり、二時散會したり。

▲二日（木曜日）

〔〕瑞芳の紀念祭　北白川宮殿下の御渡臺を偲びまつるべき紀念祭を二日瑞芳に於て擧行。御遺跡地中央に設けられたる祭壇に諸般の準備なるや參列者天幕張りの幄舍に入り玆に莊嚴なる式は擧げられ先づ降神修祓の式あり、次で基隆支廳長代理祭典委員長として祭文を朗讀す、此間樂隊は「皇御國」の樂譜を吹奏しやがて祭典委員長の玉串拜禮に次で庄田司令官外各將校同地有志の參拜あり最後に重砲隊の兵士に依つて明治二十八年御上陸の壯烈を偲ぶ可き模擬演習行はれたり。

▲三日（金曜日）

〔〕臺灣司法官移動　臺灣全島に亙る司法官の大異動本月三日附之れが發表あり。臺南地方法院長望月恒造氏新に臺北地方法院長に榮補せられ、臺北地方法院長事務取扱金子保次郎氏其跡を襲ひて臺南地方法院長に榮進、其他臺北地方法院判官大里武八郎氏は同法院部長に、臺南地方法院判官宮澤察氏臺北地方法院判官に、臺北地方法院判官上田眞臧氏臺南地方法院判官に、臺中地方法院判官金子榮次郎氏臺南地方法院嘉義支部判官に、臺北地方法院宜蘭支部判官大竹勇臣臺中地方法院判官に、臺北地方法院判官鑾田美輝男氏同法院宜蘭支部判官に、臺中地方法院判官姉齒松平氏高等法院覆審部判官に各榮轉し、玆に高等法院及び三地方法院の陣容新に成るに至れり。

〔〕臺北商工會晩餐會　臺北商工會晩餐會は豫報の如く四日午後七時より鐵道ホテルに於て開催此日の來會者は田總督を初め各部局長其他の來賓二十餘名及び會員を合せて總數八十有餘名、やがて食堂を開きデザートコースに入るや會長高木博士の挨拶あり、これに對し田總督希望演說を述べ斯くて商工會及び會員の爲め乾盃會は最も歡談縱横十時極めて盛況裡に散會したり。

▲五日（土曜日）

〔〕全島に亙る大强震　五日正午過ぐる頃臺灣近時稀なる强度の地震あり。綠震動時間二十餘分にして震源地は花蓮港沖、被害數も尠からず、詳細は本號「調査報告」欄臺北測候所報告參照のこと。

▲七日（月曜日）

〔〕下村翁銅像除幕式　日露協會の後援と湯地福井縣知事の斡旋の下に同縣下の富豪紳商等によりて計畫されたる對岸貿易協會の發會式を七日福井に於て擧行せられ日露協會より後藤男及び下村臺灣總督府總務長官等出席頗る盛會を極めたるが尙ほ多年日露貿易の助長に貢獻せる功績を錄せんが爲め同縣下有士により計畫せられたる故下村房二郎氏（下村長官嚴父）の銅像を敦賀港に建設の事業は此程完成を告げたるを以て右銅像建設委員は對岸貿易協會の成立を機とし其翌日下村長官後藤男を招待し盛んなる銅像除幕式を擧行せり。

▲十七日（木曜日）

〔〕嘉義副業品評會　始政二十五週年紀念として嘉義廳に於て副業品評會開催、會場には今回新に竣工したる廳舍を以て之れに當て先づ第一農業副業の各種より副業としての畜産林業の副産、竝に副業的水産事業より工業的副業とも云ふべき工産及手工品に至るまで極めて秩序的配列せられたり。惟ふに國民生活の安定の一つに産業充實主義の徹底に待たざるべからざるこの國民思想動搖の秋に於て副業てふ一の生産觀念を一般國民に注入して緊張の氣分を呼び起さしめ、自ら覺醒してそこに改造の實あるの概念を與へたるは此紀念事業として最も意義あるものと謂はざるべ可らず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

人事消息

自五月廿一日
至六月二十日

▲坂本素魯哉氏(代議士本誌評議員)、逐鹿場裡の人として郷里歸還運動中の處、當選の榮冠を戴き二十一日歸臺

▲山移定政氏(代議士、本誌評議員)同上

▲田總督歸府、中南部巡視中の處二十二日午後六時十五分臺北著列車にて歸府

▲田艇吉氏歸還　田總督令兄なる同氏は、總督と行を同じうし中南部視察中の處、二十四日內地歸還

▲菅野檢察官長、二十六日歸臺

▲槇哲氏(鹽水港製糖社長)、同

▲長尾法務部長、同上

▲志豆機典獄　同上

▲木村匡氏(商工銀行頭取、本誌評議員)同上

▲田總督基隆巡視、三十一日午前九時臺北發、基隆支廳、要塞司令部、醫院、郵便局、小學校、鰹節工場等をも巡視し基隆神社に參拜し、午後五時二十五分發列車にて歸還

▲津田毅一氏(辯護士、本誌評議員)、代議士改選立候補の爲め鄉里千葉縣下に歸省運動中の處時に利あらず六月一日歸臺

▲市川原一氏(獸醫學博士、北海道帝大敎授)、木島畜產調査の爲め一日來臺

▲愛久澤直哉氏(三五公司)、一日來臺、南部農場視察上、對岸に赴く。

▲下村長官消息、公務を帶び孟春來滬京、東奔西走に忙殺中なるも、其間小閑を得、五月下旬の一日曜を、馬上箱根の淸遊に託せりと、隨員石井、高田、豐原の諸君にして途中の興趣湧くが如くなりしとの近信あり。

▲田總督商工會出席、四日午後七時和服姿にて同會出席、一場の演說を試みたるが、總督として斯る試みは稀有のことゝす。

▲早川鐵治氏、五日來臺

▲谷了悟氏(廈門、本願寺布敎師)。來臺中の處、六日對岸歸還

▲田總督上京　臨時議會の用務を帶び、六日午後二時、喜多祕書官を隨へ、令夫人と共に上京の途に上らる。高田殖產局長、新元鐵道部長、富島醫務局長、加福臺中廳長其他數名基隆迄見送れり。

▲下村長官宣傳、臺灣宣傳活動寫眞は、福井市に於て第五回開催の爲め、長官には七日同地に入れりと。

▲鈴木三郞氏(前總督府營林局長心得)、某民間事業用務を帶び、八日來臺

▲山口少將　八日內地より歸臺

▲鈴木梅四郞氏(代議士)、八日來臺

▲大島金太郞氏(農學博士、總督府技師)、八日著臺

▲柴軍司令官歸臺、去月末より、東部、中南部檢閱中の處十日午後二時歸臺

▲田總督消息、上京途上の總督一行は、十一日京都安著、柊旅館に滯在、桃山御陵にも參拜、十四日入京の豫定の由入電ありたり。

▲古川淸一氏逝去)辯護士)　遠く明治二十九年中より滯臺、郵便電信書記、訴訟代理人、辯護士の業務に轉じ現に臺北防疫組合長の要職を兼ねたりし同氏は十三日逝去、享年五十三歲。

▲下村長官歸府、神戶にて總督を迎へたる長官には、直ちに信濃丸搭乘、石井祕書官、豐原屬を隨へ、十五日、五箇月振りにて歸臺、基隆に於て高田、新元富島、楠、高木、鈴木(三郞氏)等官民有力の出迎へを受け、正午近く臺北著、午後三時石井祕書官を隨へ、臺灣神社を正式參拜し、明石前總督の墓參をなし、柴司令官を訪問挨拶せり。

▲柴軍司令官出發、曾田參謀長其他の隨員を隨へ、十八日午前六時四十五分臺北發列車にて基隆へ斯くて澎湖島各部隊檢閱の爲め出發。

任命

▲大正九年五月一日

臺灣總督府技師勅八等　吉倉淸次郞

任臺灣總督府技師

殖產局鑛務課勤務ヲ命ス

▲五月四日

臺灣總督府技師　吉倉淸次郞

依願免本官

(各通)　臺北廳事務官　西岡　健之

(各通)　澎湖廳事務官　國谷德太郞

上京ヲ命ス

▲五月五日

判官從七位　渡邊　里樹

任臺灣總督府法院判官

補臺北地方法院判官

▲五月六日

臺灣總督府營林局長　服部　仁藏

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲北海道ヘノ出張ヲ免ス

▲五月十一日

臺灣總督府事務官兼臺灣總督府參事官從五位勳五等　片山秀太郎

任臺灣總督府高等商業學校長兼臺灣總督府參事官

臺灣總督府高等商業學校長　隈本　繁吉

（各通）

臺灣總督府醫院醫長　緒見　仁

臺灣總督府營林局技師　川原勘次郎

依願免本官

臺灣總督府事務官　菊池　武芳

普通試驗臨時委員ヲ命ス

臺灣總督府參事官　片山秀太郎

內務局學校課長ヲ命ス

▲五月十三日

臺中廳事務官　福島　平

北海道、東京府及鹿兒島縣下ヘ出張ヲ命ス

臺灣總督府技師　倉岡　彥助

神奈川外四縣下ヘ出張ノ序ヲ以テ上京ヲ命ス

▲五月十五日

臺灣總督府農事試驗場技師農學博士　鈴木　眞吉

東京、千葉、鹿兒島ノ一府二縣下及朝鮮ヘ出張ヲ命ス

臺灣總督府技師　長崎　常

東京外一府二縣下ヘ出張ノ序ヲ以テ秋田縣下ヘ出張ヲ命ス

▲五月十七日

臺灣總督府技師　須田義次郎

東京、佐賀、德島、岡山及千葉ノ一府四縣下ヘ出張ヲ命ス

▲五月十八日

北海道帝國大學教授兼臺灣總督府技師農學博士　大島金太郎

任臺灣總督府技師兼北海道帝國大學教授

兼任臺灣總督府農事試驗場技師

臺灣總督府商業學校教諭兼臺灣總督府高等商業學校教諭　遠藤　壽三

任臺灣總督府高等商業學校教授臺灣總督府商業學校教諭

臺灣總督府醫院醫官補兼臺灣總督府醫學專門學校助教授　吉武　淸吾

任臺灣總督府醫院醫官兼臺灣總督府醫學專門學校教授

臺北醫院勤務ヲ命ス

臺灣總督府技師農學博士　大島金太郎

殖產局附屬糖業試驗場長兼務ヲ命ス

農事試驗場長兼務ヲ命ス

臺灣總督府殖產局長　高田元治郎

農事試驗場長ヲ免ス

臺灣總督府事務官　神社　柳吉

殖產局附屬糖業試驗場長兼務ヲ免ス

▲五月二十一日

臺灣總督府警視　草野　義一

總督官房臨時國勢調査部主事ヲ命ス

臺灣總督府農事試驗場技師農學博士・素木　得一

農事試驗場主事鈴木眞吉不在中代理ヲ命ス

▲五月二十四日

臺灣總督府中學校教諭兼臺灣總督府高等女學校教諭從七位　風早　實馬

任朝鮮總督府咸興高等普通學校教諭

▲五月二十六日

臺灣總督府技師兼臺灣總督府研究所技師　鈴木　義直

上京ヲ命ス

▲五月二十七日

臺灣總督府技師農學博士　大島金太郎

臺灣總督府農林專門學校長事務取扱兼務ヲ命ス

臺灣總督府農林專門學校教授　阿部　文夫

臺灣總督府農林專門學校長事務取扱ヲ免ス

臺灣總督府鐵道部事務官　白勢　黎吉

東京、北海道兩鐵道管理局管內ヘ出張ヲ命ス

臺灣總督府農林專門學校教授　阿部　文夫

農林專門學校事務取扱大島金太郎不在中代理ヲ命ス

▲五月二十八日

臺灣總督府醫院醫長　於保　乙彥

臺北醫院長稻垣長次郎不在中代理ヲ命ス

▲五月三十一日

陸軍砲兵軍曹　橘　公監

任臺灣總督府技師

殖產局鑛務課長勤務ヲ命ス

寄贈書目

書名		發行所
大亞	每號	大亞義會本部
滿蒙研究彙報	同	滿蒙研究會
東亞經濟研究	同	其社
新臺灣	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
極東公論	同	其社
拓殖新報	同	其社
臺灣統計協會雜誌	同	其社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮彙報	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
臺灣鐵道	同	其社
靑島商報	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
博愛	同	臺灣博愛社
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報（上海貿易）	同	上海日本商業會議所
東洋時報	同	東洋協會
南洋經濟時報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文
臺灣時報
大正九年七月號

就國勢調查施行而言

臨時國勢調查部主事　水越幸一

一

大正七年九月以勅令第三百五十八號、頒發國勢調查令、定于大正九年十月一日午前零時、擬對于帝國版圖內民人、一一細詢、調查人口、斯舉在我帝國、以此爲嚆矢、顧從前五年一次、查照戶口簿而核算帝國人口總數、一面以此爲法定人口標準、一面對于政治經濟社會上。竝其他各種、經營施設、以此爲重要材料、顧刻下人口移動、較爲頻繁、社會狀態、愈形複雜、固難期人口實數與戶口簿之符合、以故不可不爲之講究不依戶籍而確知人口狀態之良法焉、是則國勢調查認爲必要之故也。

二

所謂國勢調查者維何、曰全國定期、一齊查戶是也、歐美之人以國勢調查爲文明國政府應行義務、自一百年前以來實行、至于今日、其於最初、計劃實施者爲北美合衆國、該國憲法第一條略謂、人口之實地調查、應照法律之所定、定于第一次合衆國議會開會後三年以內舉行、嗣後須經十年、每行一次云々、乃以一七九〇年、施行第一期調查、分爲自由民與奴隷之別、自由民中、又分爲白人種竝白人種以外之人、將白人種、復分別男女、男子細別十六歲以上與十六歲未滿之人、爾來每經十年、必行一次、以爲定例、如其調查事項、由粗入密、由細入微、務期完全焉、至英國則從前無有戶籍、精確之人口、未得豫測、至十八世紀之末、人口調查法案、雖在下院、幾得通過、然在上院、僉謂調查人口之確數者、不異以我國戰鬪人員之缺陷、示於敵前也、以此之故、遂見排斥、然降至十九年紀之初、國民動于馬呂沙斯氏之人口論、提倡調查、謂知人口之增多、以資產物之採取、是卽當務之急也、於是有一議員、將人口調查法案、提出議院、毫無異議、一律通過、乃將法律頒發國內、實行于除愛蘭外英之全土。該調查事項卽分爲居住厝與空厝之數、各灶口之人數、男女之別、竝其職業等、迨一八一一年、舉行第二期調查、及于愛蘭。嗣後每十年一次調查、至於今日、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

英屬各處植民地亦實行調查、經已久矣、如加拿太自一八二四年至一八四二年、其間連年實行、自一八七一年以後十年一次實行、濠洲則自一八二八年至一八六一年之間、隨時行之、是年以還、每十年遂行一次、英屬南亞弗利加、自一八六五年確實行之、西印度以一八七一年始爲實施、印度即自一八五三年、調查戶口、其他如法德墺以及歐洲諸國、無一不爲調查、唯如土耳其、波斯、阿富汗、支那、印度支那半島、亞弗利加等、固屬爲未開之國、是以迨今尚未調查人口僅爲推測而擧言其數耳、要之、棲息于地球上、人類總數、略爲十六億、而未得正確調查者、實居其半焉。

三

細觀我日本國之狀態、所謂國勢調查、未嘗實行、迨明治四年政府命牧官、編製戶籍簿、登載戶口人名、以作統計表呈諸大政官、大政官乃編爲合併、以觀全國人口之情態、是雖類于國勢調查、然未得完備、厥後僅依戶口簿而推算全國人數耳唯在各處地方、姿爲調查者即明治十二年、甲斐國、擧行人口調查、次則我臺灣於明治三十八年與大正四年兩次調查、明治四十年能本市、有職業調查之擧、明治四十一年東京市並神戶市、擧行市勢調查、四十二年札幌市有區勢調查、是年新潟縣佐渡有郡勢調查、四十四年京都市之市勢調查等、是爲顯著之例也。

四

萬國統計協會、期于西曆一九〇〇年、各國同時擬行人口調查該協會、經己函勸我國、在我國先亦有多少專門家、發表意見欲行國勢調查、然政府付諸等閑、莫爲講究、及至該協會東勸或提議于政府者有之、或請求于議院者有之、貴衆兩院、亦曾建議于政府、由是國勢調查之機運漸熟、迨明治三十五年始下頒國勢調查法律、倘照該律則、國勢調查、十年應行一次、而第一期調查、定于明治三十八年擧行、該調查之範圍、方法經費並其餘必要事項、另以命令定之、唯第二期調查、自明治三十八年算起、至五年之後、應爲實行。第三期即自第二次翌年算起、至十年後擧行、次則十年應行一次、顧明治三十八年、適値日俄之役、人口移動、較爲頻繁、戰費膨脹、財政尤困、故特頒法律延期、嗣後經久尚未實施、民間紳士等、屢提議于政府、議院人士等亦對政府慫慂實行、迨明治四十三年、設立國勢調查準備委員會、以議國勢調查諸法令、至大正七年始頒國勢調查施行令、定于大正九年十月一日午前零時、於帝國版圖內、一齊實行、因此政府大正七年特以內地四百餘萬元、朝鮮一百餘萬元、本島三十一萬元、樺太八萬餘元之預算、提出議院、經議會之協贊、自是年著手備辦、而調查之準備及整理期間、均照地方之狀況不等、該繼續年限即朝鮮與樺太自大正七年起至大正十一年止、計爲六箇年、我臺灣自大正七年起至大正十二年止、計爲七箇年、內地即八箇年、如此而調查得以告完也。

五

國勢調查施行令第二條所定調查事項、即分爲名姓年齡男女之別、配偶之關係、職業與其地位、出生地、戶口上之地位、民籍別、國籍別、計爲八項、是即不論爲內地或爲植民地、應爲調查共通之調查事項也、又該令第二十二條目在朝鮮臺灣與樺太則、除前記調查事項外、臺灣總督與樺太廳長官、認爲必要

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之事宜、應經內閣總理大臣之批准、得以另定特別調查事項以應順其土之實狀而達成調查之目的焉、然而在植民地、初雖有植民地間互想共通調查之議、然各處事情、彼此各殊、故該特別調查事項亦各地不同、難期統一、在朝鮮則、應查讀書能力程度、與能解國語者（朝鮮人限定）在樺太卽調查分爲本籍地（內地人限定）渡樺之年、（內地人限定）種族（土人爲限）能解國語程度、（土人爲限）常住地（寄寓者爲限）等、比諸朝鮮、其範圍、較爲寬太、在我臺灣則特別調查事項分爲十一項、卽癈疾之種類（聾啞盲白痴與瘋癲者爲限）癈疾之原因、能解臺語者（內地人爲限）能解國語者（本島人與支那人爲限）能讀能寫之程度（本島人與支那人爲限）鴉片煙吸食者（本島人與支那人爲限）纒足（本島人與支那人爲限）本籍（內地人爲限）渡臺之年與常住地（現寓者爲限）較諸朝樺、尤見詳細、蓋此等事項、與朝樺調查事項、雖無連絡、然我臺灣鑑于前二次之調查、應設此數者可以比較對照、而觀變遷消長之跡、裨益匪淺也。

六

國勢調查之機關、首府設有臨時國勢調查局、而屬於內閣總理大臣之管理、專辦第一次國勢調查事務、該局職員長官次長事務官、統計官、統計官補、屬官等、且關係各廳高等官並具有學識經驗者、得以參議協理焉、該調查之顧問機關、另有國勢調查評議會、以會長一人、副會長一人、評議員三十人以內組織焉、均歸于內閣總理大臣監督而審議國勢調查事項、俾陳意見矣、在地方的調查機關如何、曰國勢調查令第六條以下所規定、乃在內地則以北海道長官、府縣知事、郡長、島司、支廳長、市區長、町村長等爲委員、而北海道長官與府縣知事宜受內閣總理大臣之命、督理管內調查事務、郡長島司支廳長市區長町村長、應承上司之指揮而經辦一切、然而直接對於人民、從事調查者國勢調查員也、該員由府縣知事推荐而內閣命之、實爲名譽職也、在各府縣新設臨時調查部、俾部長副部長調查部員、辦理一切事務也、以上所述者卽爲內地々方調查機關也、在本島調查機關之組織、應依調查令第二十三條、委任于臺灣總督決定、我總督府乃以舊年設置臨時調查部、該部組織、以部長副部長主事等職員、俾辦第一次國勢調查之事務在本島內各處調查機關、則國勢調查施行規定第三條具有明記乃區長區書記保正甲長、應受該調查職員之指揮、協理一切、顧各廳下調查機關之組織、未見發表、想應照前次方法而決定焉。

七

如上所縷述外尙有調查事務辦理章程、調查員須知章程、注票便覽等、尙未發表、當不遠而決定焉、次就注入調查票而言、在內地則注票方法、特用申告主義、卽戶主將調查員分與之申告用紙、自注所定事項、提交委員、是卽尤爲利便、唯我臺灣、尙未決定、仍照前例、簡派委員、親到各戶、俾爲注册、亦未可知也、蓋所謂申告主義者、乃爲歐米文明國之辨法也、特於文明程度尙在低下、國民敎育、未能普及之地方、以採用俾調查員注入主義爲常法焉。

以上所陳者不過就我國々勢調查之經過與其宗旨之而略論其一斑耳、要之、該調查洵爲我國未曾有之事業而其成績何如、攸關于我國名譽也、故直接間接與本事業有關係之官民、宜爲協力一致、盡力于調查、務收絕好成績、切不可遜于百年以上具有經驗之歐洲諸國、是所厚望焉。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣製酒工業之將來

臺灣總督府事務官　前田稔靖

一

臺灣諸稅之中、收入最多者爲地租、次爲酒稅、其初大正三年酒稅收款、僅有一百六十餘萬元而已、迨大正九年則一躍逾三百萬元、足見臺灣製酒工業之非常進展也、所謂酒者維何、照臺灣酒造稅則、卽分爲三種、曰釀造酒、曰蒸餾酒並再製酒、而釀造酒者、以穀物爲原料而釀造之酒、卽如淸酒麥酒並紹與酒之類是也、以果實爲原料而釀造者卽葡萄酒林檎酒暨杏酒是也、以乳類釀造者爲計非耶。龜斯末不等、所謂蒸餾酒者將前記釀造酒更加蒸餾之、知由穀物而得者有威實格、于越加燒酎、泡盛、高粱酒、米酒、糯米酒等、由果實而得者有巴蘭地酒與、歇伊呢約、由球根而得者有蕃薯酒、以糖蜜蒸餾者有糖蜜酒甯等、所謂再製酒者將該蒸餾酒、更參麴類並穀類或糖類、俾再醱酵而製造之酒也、卽如味淋自酒保命酒者適于內地人、如紅酒藥酒者本島人嗜之、三賓酒爲西洋人之嗜物、如上酒類之中、在臺灣產出最多者。酒精姑勿論、以米酒爲最、次則糖蜜酒紅酒及淸酒等也。

二

酒爲必要之食物乎、或者不然、顧用之得宜、則爲藥物、補助消化、疏通血脉、俾神氣爽快、俾益于身體、用之過度、其害也可驚可駭、諺曰小飲勝人參、大飲悞了身、其此之謂也與渠禁酒主義者、極力提倡、且當歐洲戰亂之時、歐米諸國、雖舉行禁酒政策、然終不能遂成其目的、由是觀之、人類之於香醪、終難以放棄也、試觀臺灣製酒之統計表、製酒工廠與製造之數、逐年增多、尋其原因、莫不由于島民之富加與人口之增進並嗜好之變移焉、在本島內酒類製造工廠、本年三月末日現在之數、計有二百十八間、一箇年製酒數量、釀造酒一萬五千餘石、蒸餾酒二十三萬五千石、再製酒九萬三千餘石、計共三十四萬三千餘石、內地除酒精七萬七千石、配出內地與海外、其餘大概消于本島內、至輸出于海外者寥々無幾、此外內地酒外國酒之移入本島者、厥數甚多、大正九年中、各種酒類、來自外國、其價額葡萄酒五千三百三十五元、威實格一萬一千一百八十九元、巴蘭地酒六萬三千二百七十二元、以外酒類三千四百六十四元、計共八萬三千二百六十元．大正九年自一月至三月末日、各種外國酒、移人本島。其價計共二萬四千九百四十九元、大正八年、來自內地者、淸酒三百十一萬三千零九十四元、麥酒一百三十八萬十三元、葡萄酒十七萬四千三百八十八元、此外各種酒、四十四萬九千五百元、計共五百十一萬七千六百九十五元、大正九年自一月至三月末止、配來各種酒價計一百零六萬九千五百四十三元也、由是觀之、在本島內製酒能力、非常

告之、年々歲々、不得不向內地與海外謂其供給、厥數每年逾五百餘萬元。

三

在我臺灣製酒業其收益與開費之關係如何、此依酒之種類與地方之狀況、未得同日而言、然試就各廳製酒平均數而言、淸酒一石與其粕價計五十四元三十錢四厘此內扣除原料費二十二元八十三錢。工資與辦費十三元八十三錢、雜費三元三十五錢七厘酒稅其他計六元三十二錢計共四十六元三十四錢外尙有出剩七元九十六錢參厘、是卽製酒業者之實益也。米酒百箇賣價一百七十五圓五十九錢四厘、此內扣除原料費一百零三元五十五錢、工資與辦費二十四元八十八錢五厘、雜費五元八十一錢一厘、酒稅其他二十七元九十六錢三厘計共一百七十五元五十九錢四厘外、尙有出剩十三元三十八錢五厘、是亦實益也、倘照此計算、紅酒每一石實益十四元八十八錢四厘、糖蜜酒一百箇之實益十七元六十八錢四厘、但以上計算按其材料與課稅上計出者也、製酒業者之利益、其實更有較多、獲得如此利益固基因于原料與工資之低廉與酒價之昂起、竝酒稅之較輕、是所以能與內地製品互相角逐而應順島內之需要也、顧在我臺灣製造之淸酒與麥酒較諸內地製品、其品質與風味、果得與比肩乎、不無疑問、想本島製酒家、難得與內地製酒家競爭也、但所幸者臺灣酒稅、比之內地、較爲輕少、是卽臺灣製酒業者之特惠也、試舉一例、內地酒稅每一石、二十三元乃至四十一元、臺灣酒稅則每一石六元乃至十三元五十錢、爭差尤甚也。

四

在臺灣製酒工業、如其原料開費竝其課稅、幸得特別利益、而逐漸興旺、如前所述、然該酒銷路、僅限于本島內耳、欲期將來之發展則、不可不爲擴充工業而銷路求諸內地與海外、倘就自產自給而言之、島內製造、厥數尙未足供給于島內、一年中來自內地者、其價實逾五百餘萬元、如是卽未得曰完全、然而配入品之大宗、卽爲淸酒與麥酒、此二酒者、應在本島自製自給、況對麥酒、未有課稅、故倘在臺灣、能得製造販賣則可免運費與稅金、獲得利益而防過一百三十餘萬元之配入麥酒固非爲難也、於今內地酒造稅法與臺灣酒造稅規則、未見改正出口稅法、尙未新頒、故刻下島內製造之酒類、未得配出內地倘非撤廢現今之制度、則臺灣製酒家、不能招致內地之顧客、實爲臺灣製酒工業界大阻碍也、想當局者、早晚必能設法救濟焉、顧臺灣製酒質味不美、故配出外國者、其數極少、僅以少數之淸酒、配出香港與新嘉坡竝坡羅州外、將糖蜜酒、輸出支那與關東耳、然以我觀之、臺灣製酒工業界、將來寧向支那南洋方面、務期發展、較爲得策、何則我臺灣糖蜜酒、紅酒米酒等、不特爲島民所好、支那人亦甚好之、且日本麥酒味佳價廉、外人愛之殊甚、是以內地與臺灣之製酒業者、宜互相提携、先就需用各處、研究該地人嗜好習慣等、而將臺灣最廉之原料與工資、加之內地最優之技術、釀造麥酒紅酒米酒、以及各種酒類、專向南支南洋、擴充銷路、而取得商權、倘得如是則臺灣製酒工業界之前途、實有洋々焉好望焉。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

法令

府令

○鐵道係員職制廢止

大正九年五月一日
府令第三十號

明治三十三年十二月府令第百十九號鐵道係員職制ハ大正九年五月一日限之ヲ廢止ス

○各官廳執務時間改正

大正九年五月八日
府令第三十一號

明治三十一年七月府令第六十六號中左ノ通改正ス

「五月一日」ヲ「六月一日」ニ「四月三十日」ヲ「五月三十一日」ニ改ム

附則

本令ハ大正九年五月十日ヨリ之ヲ施行ス

○臺灣總督府及所屬官署官吏及同待遇者臨時手當支給規則改正

大正九年五月十日
府令第三十二號

大正八年四月府令第五十六號臺灣總督府及所屬官署官吏及同待遇者臨時手當支給規則左ノ通改正ス

臺灣總督府及所屬官吏及同待遇者臨時手當支給規則

第一條　大正七年勅令第八十九號ニ依リ官吏及官吏ノ待遇ヲ受クル者ニハ當分ノ內左ノ各號ニ依リ臨時手當ヲ支給ス

一　俸給年額（月給者ハ其ノ十二倍額以下之ニ同シ）六千五百圓ヲ超ユル者ハ年額五百圓但シ俸給ト合シテ七千五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

二　俸給年額五千五百圓ヲ超エ六千五百圓ヲ超エサル者ハ俸給ト合シテ七千圓ニ達スル金額

三　俸給額三千圓ヲ超エ五千五百圓ヲ超エサル者ハ年額千五百圓

四　俸給年額千二百圓ヲ超エ三千圓ヲ超エサル者ハ定額二百圓及俸給額ノ三十分ノ十三ヲ合シタル金額

五　俸給年額三百圓ヲ超エ千二百圓ヲ超エサル者ハ定額百二十圓及俸給額ノ十分ノ五ヲ合シタル金額但シ臨時手當ノ額ハ年額三百圓ヲ下ラス

六　俸給年額三百圓以下ノ者ハ其ノ俸給ニ相當スル金額

七　朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令ニ依リ又ハ之ニ準シ加俸ヲ受クル者ニハ前各號ニ依リ算出シタル金額ノ外之ニ對シ現ニ受クル加俸支給率ヲ乘シテ計算シタル金額ヲ加給ス

恩給又ハ退隱料算定ノ基礎ト爲ルヘキ加俸及巡查看守女監取締ノ在勤加俸ハ前項第一號乃至第六號ノ俸給額ニ加算シテ其ノ額ヲ定ム

第二條　休職者ハ文官分限令第十一條第一項第一號及第二號ニ該ル者ヲ除クノ外辭令ヲ交付シテ臨時手當ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ休職者及病氣缺勤其ノ他ノ事由ニ因リ俸給全額ノ支給ヲ受ケサル者ノ臨時手當ハ其ノ本俸額ヲ標準トシ前條ノ割合ニ依リ之ヲ定ム但シ海外留學生ニシテ勅令ノ規定ニ依リ俸給額ノ三分ノ一以內ヲ支給セラルル者ハ現支給額ヲ以テ本俸ト看做ス

第三條　臨時手當ハ判任官及判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ對シ臨時增給スルコトアルヘシ

第四條　臨時手當ノ支給ニ關シテハ各其ノ受クル俸給支給ノ例ニ依ル

附則

本令ハ大正九年四月分ヨリ之ヲ適用ス但シ本令發布前休職（第二條ニ依ル者ヲ除ク）退官、退職（退職ト同日又ハ翌日附ヲ以テ臺灣總督府及所屬官署ニ採用セラレ現ニ在職中ノ者ヲ除ク）又ハ死亡シタル者ニ對シテハ從前ノ規程ニ依ル

○臺灣地租規則施行規則中改正

大正九年五月二十二日
府令第三十三號

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第二條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

農事ノ改良又ハ公益ニ關スル必要ノ施設ヲ爲ス爲前項ノ規定ニ依リ難キトキハ土地ノ座落、地番、施設ノ內容及期間ヲ記載シ廳長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第六條第一項中但書ヲ削リ同第二項各號ヲ左ノ如ク改ム

一　土地臺帳又ハ地圖ノ閲覽

一街庄一時間迄每ニ一人ニ付金十錢

二　土地臺帳ノ謄本

一地番ニ付金十錢

一街庄全部連續シタルモノハ一地番ニ付金三錢

三　地圖ノ謄本

一地番ニ付甲數十甲迄ノモノハ金三十錢十甲ヲ超ユルモノハ五甲迄ヲ增ス每ニ金十錢ヲ加フ

一街庄全部連續シタルモノハ一地番ニ付金七錢

第六條ノ二第三項中「五十錢」ヲ、「二圓」ニ、「二錢」ヲ「三錢」ニ「三錢」ヲ「五錢」ニ改ム

第十四條第一項中第七號ヲ左ノ如ク改ム

七　別區域トナリタルトキ

第十四條ノ二土地ノ分割ヲ申告スルトキハ一地番每ニ左ノ手數料ヲ納付スヘシ但シ土地異動ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　廳所在地　金一圓

二　廳所在地外　金二圓

國庫若ハ地方費區ニ屬スル土地又ハ國庫若ハ地方費區ヘ寄附ノ爲ニスル土地ノ分割ニ付テハ手數料ノ納付ヲ要セス

第二十一條　削除

第二十五條「第八條」ノ上ニ「第三條ノ二」ヲ加ヘ「及第二十一條」ヲ削ル

別記書式中別記ノ如ク改ム

附則

本令ハ大正九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別記）

第一號書式ノ一

土地臺帳（地圖）謄本下付（閲覽）願

左記ノ土地臺帳（地圖）謄本下付（閲覽）相願候也

大正何年何月何日

何堡何庄

廳長宛　　　　何　某㊞

堡落	地番	甲數	摘要
何堡何庄土名何	一八	甲	

備考

一　住所ト土　ノ所在ト廳ノ管轄ヲ異ニスルトキハ住所ニ其ノ廳名ヲ冠記スヘシ以下同シ

二　地圖謄本下付願ノ外甲數ノ記入ヲ要セス

三　閲覽ノ請求ニシテ地番不明ナルトキハ業主ノ氏名、土地ノ所在等其ノ土地ヲ表示スヘキ事項ヲ、謄本ノ請求ニシテ一街庄又ハ一土名ノ全部ニ係ルトキハ地番ノ記入ヲ省略シ其ノ總筆數ヲ「全部何筆」ト地番欄ニ記載スヘシ

四　謄本ノ通數及閲覽ノ時間ハ摘要欄ニ記載スヘシ謄本カ一通ナルトキ又ハ閲覽カ一時間以内ナルトキハ記入ヲ要セス

第二號書式ノ備考中左ノ如ク改ム

二ノ一　管理人ヨリ申告スルトキハ業主、永代借地權者又ハ典主ノ次ニ住所、資格、氏名ヲ記載スヘシ以下同シ

三　業主、永代借地權者、典主若ハ管理人數名ニ渉ルモノハ其ノ一名又ハ數名カ總代ト爲リ申告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ「業主何某外何人總代業主何某」ノ如ク記載スヘシ

第八項中「第二項」ノ下ニ「及第三項」ヲ加フ

第二號書式ノ四中「變換」ヲ「異動」ニ改ム

第二號書式ノ五中「元等則」「元地租」欄ヲ削リ備考第一項ヲ左ノ如ク改ム

一　無租地ト爲リタルモノノ等則、地租欄ニハ斜線ヲ施スヘシ

第五號書式備考第四項中「權利移轉」「出典」「建成」ヲ「賣買」「國庫ヘ寄附」「典權設定」「別區域成」ニ改メ同第六項ヲ削ル

第七號書式中「埋立開墾地」及「又ハ埋立開墾」ヲ削ル

第八號書式ヲ削ル

第十一號書式備考中左ノ如ク改ム

第一項但書中「原地ノ地番」ヲ「原地」ニ改ム

第三項中「測量誤謬」ヲ「測量誤謬訂正」ニ改ム

第六項中「建物敷地」ノ下ニ「又ハ祠廟敷地」ヲ加フ

○醫學專門學校醫學專門部規則改正

大正九年五月三十日
府令第三十四號

大正七年四月府令第十九號臺灣總督府醫學專門學校專門部規則左ノ通改正ス

臺灣總督府醫學專門學校醫學專門部規則

第一章　總則

第一條　臺灣總督府醫學專門學校醫學專門部ハ内地人男子ニシテ本島ノ内外ニ於テ醫師タラムトスル者ニ教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二條　修業年限ハ四年トス

第三條　生徒數ハ百二十人内トス

第四條　本令及特ニ規定スルモノノ外必要ナル事項ハ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ム

第二章　學科目及教授時數

第五條　臺灣總督府醫學專門學校醫學專門部ノ學科目、程度及每週教授時數ハ別表ニ依ル前項ノ每週教授時數ハ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ學校長ニ於テ適宜增減スルコトヲ得

學校長ハ所定ノ學科目ノ外隨意科目トシテ講義ヲ爲スコトヲ得

第三章　學年、休業及式日

第六條　學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ヲ分チテ左ノ二學期トス

前學期　四月一日ヨリ十月三十一日迄

後學期　十一月一日ヨリ三月三十一日迄

第七條　毎日ノ教授始終ノ時限ハ學校長之ヲ定ム

第八條　休業日ハ左ノ如シ

一　祭日、祝日

二　臺灣神社例祭日、始政紀念日

三　日曜日

四　夏季休業　七月一日ヨリ八月三十一日迄

五　年末年始休業　十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄

六　學年年末休業　三月二十六日ヨリ同月三十一日迄

學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項第三號乃至第六號ノ休業日中適宜教授ヲ爲スコトヲ得

第九條　前條第一項ノ外臨時休業ヲ要スルトキハ學校長ニ於テ其ノ事由ヲ具シ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

非常變災其ノ他急迫ノ場合ニ際シ前項ノ認可ヲ受クル暇ナキトキハ學校長ニ於テ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第十條　紀元節、天長節祝日、一月一日及始政紀念日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

臺灣神社例祭日ニハ職員及生徒學校ニ參集シ學校長ハ臺灣神社ニ關スル誨告ヲ爲シ一同北白川宮能久親王ヲ奉祀セル神社ニ參拜又ハ遙拜ヲ爲スヘシ

第四章　入學、休學、退學及懲戒

第十一條　生徒ハ學年ノ始ニ學校長其ノ入學ヲ許スヘシ但シ時宜ニ依リ臨時入學ヲ許スコトヲ得

第十二條　第一學年ニ入學ヲ許スヘキ者ハ年齡十七年以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者タルコトヲ要ス

一　臺灣總督府中學校卒業者

二　前號以外ノ中學校卒業者

三　明治三十六年三月文部省令第十四號專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定合格者

四　前號ノ規程第八條ニ依リ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ無試驗檢定ノ指定ヲ受ケタル者

第十三條　入學志願者カ入學ヲ許スヘキ人員ニ超過スルトキハ試驗ニ由リ入學者ヲ選拔スヘシ

前項ノ試驗ハ一部ノ志願者ニ對シ之ヲ行ハサルコトヲ得

第十四條　第二學年又ハ第三學年ニ入學ヲ志願スル者アルトキ第十二條ノ資格ヲ有スル者ニ就キ其ノ入學セムトスル學年以下ニ於テ履修スヘキ學科ノ試驗ヲ行ヒ其ノ許否ヲ定ムヘシ

第十五條　生徒ニシテ退學シタル者其ノ退學ノ日ヨリ一年内ニ再入學ヲ志願シ

タルトキハ試驗ニ由ラスシテ同一學年以下ノ學年ニ限リ其ノ入學ヲ許スコトヲ得

第四學年ニハ前項ノ場合ヲ除クノ外生徒ノ入學ヲ許スコトヲ得ス

第十六條　學校長ハ兵役ニ服スル生徒ニ對シテハ其ノ期間休學ヲ許スヘシ

第十七條　學校長ハ生徒疾病三月以上ニ亘ルトキハ一年內休學ヲ許スコトヲ得

第十八條　學校長ハ生徒ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ退學ヲ命スヘシ

一　性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二　學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者及卒業試驗ニ二回合格セサル者

三　引續キ一年以上闕席シタル者

四　正當ノ事由ナクシテ引續キ一月以上闕席シタル者

五　出席常ナラサル者

第十九條　學校長ハ教育上必要ト認ムルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第五章　試驗、進級及卒業

第二十條　試驗ヲ分チテ學期試驗學年試驗卒業試驗トス

第二十一條　試驗ノ成績ヲ表ハスニハ一學科目百點ヲ以テ滿點トス

第二十二條　學期試驗又ハ學年試驗ハ前學期又ハ學年ノ終ニ於テ其ノ學期又ハ學年中ニ履修シタル學科目ニ就キ之ヲ行フ正當ノ事由ニ因リ試驗ニ闕席シタル者ニ對シテハ追試驗ヲ行フコトヲ得

第二十三條　學年ノ成績ハ學期試驗ノ成績及學年試驗ノ成績ニ依リ之ヲ判定ス

第二十四條　學年ノ成績各學科目六十點以上又ハ二學科目內五十點以上其ノ他ノ各學科目六十點以上ノ成績ヲ得タル者ヲ進級トス但シ一學科目五十點未滿其ノ他ノ各學科目六十點以上ノ成績ヲ得タル者ハ時宜ニ依リ進級セシムルコトヲ得

學年ノ成績進級ニ相當スルモ第二十五條ニ規定スル卒業試驗ニ合格セサル者ハ原學年ニ止ム

所定ノ教授時數中授業ヲ受ケサルコト三分ノ一以上ニ及フ者ハ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第二十五條　卒業試驗ハ前期試驗、後期試驗ニ分チテ之ヲ行フ、前期試驗ハ第二學年ノ學年成績ニ於テ進級ニ相當スル者ニ對シ左ノ學科目ニ就キ之ヲ行フ但シ生理學及藥物學ニ關シテハ學年ノ成績ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

解剖學

組織學

醫化學

生理學

藥物學

後期試驗ハ第四學年ノ學年成績ニ於テ進級ニ相當スル者ニ對シ左ノ學科目ニ就キ之ヲ行フ

細菌學及衞生學

病理學

內科學

外科學

皮膚病學及花柳病學

耳鼻咽喉眼科學

產科學及婦人科學

小兒科學

正當ノ事由ニ因リ前期試驗又ハ後期試驗ニ闕席シタル者ニ對シテハ追試驗ヲ行フコトヲ得

第二十六條　前期試驗ノ成績各學科目六十點以上又ハ二學科目內六十點未滿其ノ他ノ各學科目六十點以上後期試驗ノ成績各學科目六十點以上又ハ三學科目內六十點未滿其ノ他ノ各學科目六十點以上ノ成績ヲ得タル者ヲ卒業試驗合格トス但シ一學科目若ハ數學科目ノ成績特ニ劣等ナルトキハ不合格トス

第二十七條　前條ノ規定ニ依リ不合格ト爲リタル者ニ對シテハ五日內ニ於テ六十點未滿ノ成績ヲ得タル學科目ニ就キ再試驗ヲ行フコトヲ得

學校長ニ於テ成績劣等ニシテ合格ノ見込ナシト認ムル者ニ對シテハ前項ノ再試驗ヲ行ハス

第二十八條　某學科目ノ卒業試驗ヲ受ケサル者及卒業試驗不合格ニ對シテハ翌年ニ於テ更ニ全部ノ試驗ヲ行フ

第二十九條　學校長ハ卒業試驗ニ合格シタル者ニ卒業證書ヲ授與スヘシ前項ノ卒業證書ヲ授與セラレタル者ハ臺灣總督府醫學專門學校醫學士ト稱スルコトヲ得

第六章　授業料

第三十條　臺灣總督府醫學專門學校醫學專門部ノ授業料ハ每學年四十圓トシ各學期二十圓ヲ徵收ス

第三十一條　授業料ハ生徒ノ學籍ニ入リタル學期分ヨリ之ヲ除キタル學期分迄徵收ス第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ休學全學期ニ亘ルトキハ當該學期分ノ授業料ハ之ヲ徵收セス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十條ノ規定ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

臺灣總督府醫學專門學校醫學專門部學科目、程度及每週教授時數表

學科目	程度	第一學年 每週教授時數	第二學年 每週教授時數	第三學年 每週教授時數	第四學年 每週教授時數
修身		一	一	一	一
獨逸語		一〇	二	二	一
物理學	理論及實驗	二			
化學	理論及實驗	六			
解剖學	理論	八			
	實習		四		
	局所解剖學		一		
	組織學理論	一			

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

學科	細目				
組織學	組織學實習及顯微鏡使用法		三		
	胎生學		一		
生理學	生理學理論及實驗	三	三		
醫化學	醫化學理論及實習	一	二		
衛生學	衛生學理論及實驗				三
細菌學	細菌學理論及實習		三	一	
病理學	總論、病理解剖學		六		
	病理解剖學實習			時々	
	病理組織學實習			二	
藥物學	理論及實驗		三		
	處方學及調劑實習			〇・五	
內科學	理論			三	三
	臨床講義			三以上	三以上
	外來患者臨床講義			不定時	不定時
	診斷學		三		
外科學	總論		三		
	各論			三	三
	臨床講義			三以上	三以上
	外來患者臨床講義			不定時	不定時
	繃帶實習		一		
	手術實習				一
皮膚病學花柳病學	理論及臨床講義			二	
	外來患者臨床講義			不定時	不定時
耳鼻咽喉科學	理論及臨床講義			二	
	外來患者臨床講義			不定時	不定時
眼科學	理論			三	
	檢眼鏡使用法臨床講義			一以上	一以上
	外來患者臨床講義			不定時	不定時
產科學婦人科學	產科學理論				三
	婦人科學理論			二	
	婦人科臨床講義及產科模型演習				二以上
	外來患者臨床講義				不定時
精神病學	理論				二
	臨床講義				
法醫學	理論				二
小兒科學	理論			一	
	臨床講義			不定時	
	外來患者臨床講義			不定時	
齒科學	理論			一	〇・五
	外來患者臨床講義			不定時	不定時
體操		二	一	一	
合計		三五	三七	三一・五以上	二九・五以上

訓令

○巡査及巡査補給與品中代價渡價格改正

大正九年五月一日
訓令第五十六號

明治四十三年四月訓令第六十四號巡查及巡查補給與品中代價渡ニ係ルモノノ價格左ノ通改正ス

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

品目	常務巡査巡査補 數量	單價	一年額	一月割	刑事其ノ他常時制服ヲ著用セサル巡査巡査補 數量	單價	一年額	一月割
		円	円	円		円	円	円
帽	—	—	—	—	一箇	一·四四〇	〇·七二〇	〇·〇六〇
日覆	—	—	—	—	一枚	〇·二四〇	〇·一二〇	〇·〇一〇
夏衣	—	—	—	—	二枚	三·六〇〇	三·六〇〇	〇·三〇〇
冬衣	—	—	—	—	一枚	七·二〇〇	二·四〇〇	〇·二〇〇
夏袴	—	—	—	—	二路	三·一二〇	三·一二〇	〇·二六〇
冬袴	—	—	—	—	一足	五·七六〇	一·九二〇	〇·一六〇
夏短袴	—	—	—	—	一足	二·六四〇	一·三二〇	〇·一一〇
外套雨覆付又ハ防水布外套雨覆付(甲種)	—	—	—	—	一枚	一三·〇〇〇	四·八〇〇	〇·四〇〇
下襟	五箇	〇·一二〇	〇·六〇〇	〇·〇五〇	五箇	〇·一二〇	〇·六〇〇	〇·〇五〇
手套	三箇	〇·三二〇	〇·九六〇	〇·〇八〇	三箇	〇·三二〇	〇·九六〇	〇·〇八〇
夏肌著	二組	一·二〇〇	二·四〇〇	〇·二〇〇	二組	一·二〇〇	二·四〇〇	〇·二〇〇
冬肌著	二組	二·〇四〇	四·〇八〇	〇·三四〇	二組	二·〇四〇	四·〇八〇	〇·三四〇
靴下	一足	〇·二〇〇	二·四〇〇	〇·二〇〇	一足	〇·二〇〇	二·四〇〇	〇·二〇〇
長靴	一足	一四·四〇〇	七·二〇〇	〇·六〇〇	一足	一四·四〇〇	七·二〇〇	〇·六〇〇
短靴	二足	六·三六〇	六·三六〇	〇·五三〇	二足	六·三六〇	六·三六〇	〇·五三〇
計			二四·〇〇〇	二·〇〇〇			四二·〇〇〇	三·五〇〇

○大正九年度特別會計歳入歳出科目設置

大正九年五月六日
訓令第五十七號

大正九年四月訓令第三十六號別冊大正九年度臺灣總督府特別會計歳入歳出科目表中左ノ節ヲ設置ス

歳出臨時部

△印增設

款	項	目	節
第一款 特別事業費	第一項 鐵道建設費	第一目 奏任俸給	△第三節 臨時手當
		第二目 判任俸給	△第三節 臨時手當
		第三目 事務費	△第四節 臨時手當
		第四目 工事費	△第四節 臨時手當
第二款 事業費	第二項 臺北醫院新營費	第一目 奏任俸給	△第三節 臨時手當
		第二目 判任俸給	△第三節 臨時手當
		第三目 事務費	△第四節 臨時手當
		第四目 工事費	△第四節 臨時手當
	第三項 臺南高等女學校新營費	第一目 臺南高等女學校新營費	△第二節 臨時手當
	第四項 臺南師範學校新營費	第一目 臺南師範學校新營費	△第三節 臨時手當
	第十項 水利事業費	第一目 勅任俸給	△第三節 臨時手當
		第二目 奏任俸給	△第三節 臨時手當
		第三目 判任俸給	△第三節 臨時手當
		第四目 事務費	△第四節 臨時手當
		第五目 工事費	△第四節 臨時手當
		第六目 調查費	△第二節 臨時手當
	第十一項 港灣費	第一目 奏任俸給	△第三節 臨時手當
		第二目 判任俸給	△第三節 臨時手當
		第三目 事務費	△第四節 臨時手當
		第四目 基隆築港工事費	△第三節 臨時手當
		第五目 打狗築港工事費	

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

款	項	目	節
			△第七節 臨時手當
	第十二項 花蓮港水道費	第一目 判任俸給	△第三節 臨時手當
		第二目 事務費	△第四節 臨時手當
		第三目 工事費	△第十節 臨時手當
	第十五項 國勢調查費	第一目 奏任俸給	△第三節 臨時手當
		第二目 判任俸給	△第三節 臨時手當
		第三目 事務費	△第四節 臨時手當
	第十八項 樟木調查費	第一目 判任俸給	△第三節 臨時手當
		第二目 事務費	△第四節 臨時手當

○大正九年度特別會計歲入歲出科目設置

大正九年五月七日
訓令第五十八號

大正九年四月訓令第三十六號別册大正九年度臺灣總督府特別會計歲入歲出科目表中左ノ目ヲ設置ス

歲出經常部　　△印增設

款	項	目
第三款 地方廳	第一項 俸給	△第六目 囑託員手當
第十款 醫院	第一項 俸給	△第七目 休職俸給
第十九款 營林局	第一項 俸給	△第四目 休職俸給
		第五目 賞與

歲出臨時部

第二款 事業費

款	項	目
第四款 勸業費	第二項 臺北醫院新營費	△第五目 賞與
	第五項 營繕費	△第六十九目 賞與
	第八項 道路橋梁費	△第九目 賞與
	第九項 河川費	△第五目 賞與
	第十項 水利事業費	△第八目 賞與
	第十一項 港灣費	△第六目 休職俸給
		△第七目 賞與
	第四項 保安林費	△第四目 賞與
	第六項 林業試驗場費	△第五目 賞與

○歲入徵收額計算證明方取扱順序中改正

大正九年五月七日
訓令第五十九號

大正五年五月訓令示五十四號歲入徵收額計算證明方取扱順序中左ノ通改正ス

第四條中第三號ヲ削リ第七號ヲ左ノ如ク改ム

七　水租收入ニ在リテハ賦課、免租、低租其ノ他水租ノ增減ニ關スル願屆書調書及決議書

第五條ニ左ノ一號ヲ加フ

五　官有物貸下料中年期、一時ハ二年度以上ニ涉リ料金ヲ徵收スルモノナルト否トニ依リ區分スヘシ

別記書式中地租明細書別記ノ如ク改ム

附　則

本令ハ大正八年度分ヨリ之ヲ施行ス

(別記書式略)

○學租財團所屬財產取扱規程中改正

大正九年五月九日
訓令第六十號

明治三十九年五月訓令第百二號學租財團所屬財產取扱規程中左ノ通改正ス

第二條中「內務局ニ於テ整理シ」ノ下ニ「第一號乃至第三號ノ二ニ就テハ」ヲ及左ノ一號ヲ加フ

三ノ二　學租ニ屬スル動產ノ管理處分及利殖ニ關スル件

第三條中第九號ヲ削リ第一號及第十號ヲ左ノ如ク改ム

一　學租收入ニ關スル件

十　學租現金及有價證劵ノ保管出納ニ關スル件

別記第十一號樣式別記樣式中第四號樣式ヲ別記ノ如ク及第十六號樣式中「前月迄」ヲ削リ第十七號式中「前月迄」ヲ「累計」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第四號様式ノ一

學　租　收　入　簿

何々（款項）

年月日	摘　　要	調定濟額		收入濟額		不納缺損額		收入未濟額	
	備考 一、本簿ハ學租收入通知書ニ依リ登記スヘシ 二、本簿ハ本例ニ依リ款計及總計ヲ付スヘシ 三、月計累計ヲ付スヘシ	円	厘	円	厘	円	厘	円	厘

第四號様式ノ二

大正　年度學租
大正　年　月分收入總計表

科目		區分	調定濟額				收入濟額				不納缺損額				收入未濟額		備考
款	項		本月分		累計		本月分		累計		本月分		累計				
		備考 本表ハ學租收入簿ニ依リ調製スヘシ	円	厘	円	厘	円	厘	円	厘	円	厘	円	厘	円	厘	

○臺灣國勢調査事務取扱規程

大正九年五月九日
訓令第六十一號

臺灣國勢調査事務取扱規程左ノ通相定ム

臺灣國勢調査事務取扱規程

第一條　各廳ニ於ケル臺灣國勢調査事務ヲ管理セシムル爲各廳ニ國勢調査委員長一人ヲ置キ廳長ヲ以テ之ニ充ツ

第二條　國勢調査委員長ハ警察官吏派出所及之ニ相當スル廳直轄、支廳直轄區域內ニ約百戶ヲ標準トシテ各若干ノ調査區ヲ設クヘシ

港灣、河川及湖沼ニ付テハ便宜調査區ヲ設クルコトヲ得

第三條　國勢調査委員長ハ約五箇以內ノ調査區ヲ聯結シテ監督區ヲ設クヘシ

第四條　調査區ニハ監督區域每ニ一番ヨリ起シ番號ヲ附スヘシ

監督區ニハ一廳下通シ番號ヲ附スヘシ

第五條　調査區及監督區ハ其ノ境界明確ニシテ調査ニ便ナルヲ要ス

第六條　國勢調査委員長ハ大正九年七月三十一日迄ニ調査區、監督區ノ番號、區域（街、庄、村、社、鄉、土名）並其ノ世帶及人口ノ概數ヲ臺灣總督ニ報告スヘシ

第七條　國勢調査委員長ハ調査區每ニ一人ノ調査委員ヲ、監督區每ニ一人ノ監督委員及若干ノ監督補助委員ヲ定ムヘシ

第八條　國勢調査委員長ハ前條調査委員、監督委員ノ外補缺ノ爲若干ノ豫備調査委員及豫備監督委員ヲ定ムヘシ

第九條　國勢調査委員長ハ臺灣總督府所屬行政官衙吏員、學校職員、各種公共ノ團體職員又ハ公署ニシテ調査區內ノ事情ニ通曉シタル者ノ中ヨリ調査委員及監督委員タラシムヘキ者ヲ選拔スヘシ

國勢調査委員長ハ警察官吏派出所及之ニ相當スル廳直轄、支廳直轄ノ巡査ノ中ヨリ監督補助委員タラシムヘキ者ヲ選拔スヘシ

第十條　調査委員ト監督委員又ハ監督補助委員トハ相互兼務セシムルコトヲ得

第十一條　國勢調査委員長ハ必要アリト認ムルトキハ調査委員ニ通譯ヲ附スルコトヲ得

第十二條　國勢調査委員長ハ大正九年七月三十一日迄ニ調査委員、監督委員、監督補助委員及調査委員附通譯タラシムヘキ者ノ員數ヲ臺灣總督ニ報告スヘシ

第十三條　國勢調査委員長ハ大正九年八月三十一日迄ニ調査委員、監督委員、監督補助委員及調査委員附通譯タラシムヘキ者ニ辭令書ヲ交付シ其ノ日附、官職氏名及各委員ノ擔當區名ヲ臺灣總督ニ報告スヘシ

各委員若ハ通譯ニ異動ヲ生シ又ハ各委員ノ擔當區ニ變更ヲ生シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ其ノ都度之ヲ報告スヘシ

第十四條　國勢調査委員長ハ大正九年九月十五日迄ニ調査委員、監督委員及監督補助委員ニ對シテ調査ニ關スル訓練及實地ノ指導ヲ爲スヘシ

第十五條　國勢調査委員長ハ監督區內便宜ノ地ニ監督委員事務所ヲ設クヘシ

第十六條　國勢調査委員長ハ大正九年九月二十一日ヨリ同月三十日迄ノ間ニ於テ相當ノ期間ヲ定メ調査委員監督委員及監督補助委員ヲシテ準備調査ニ關スル事務ヲ處理セシムヘシ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第十七條　監督委員ハ其ノ監督區域內ニ於ケル實地調査完了ノ報告アリタルトキハ直ニ之ヲ國勢調査委員長ニ報告スヘシ

國勢調査委員長ハ各監督區域內ニ於ケル實地調査完了ノ報告アリタルトキハ直ニ之ヲ臺灣總督ニ報告スヘシ

第十八條　監督委員ニ於テ調査委員ヨリ世帶調査書及調査委員要計表ヲ受ケタルトキハ戶口調査副簿ニ照合ノ上各記入事項ヲ對照檢査シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正セシメ區內各調査委員ノ分ヲ一括シ監督委員要計表ヲ調製添附シテ七日內ニ之ヲ國勢調査委員長ニ差出シ國勢調査委員長ハ之ヲ取纏メ直ニ臺灣總督ニ提出スヘシ

第十九條　臺灣總督前條ノ書類ヲ檢査シ誤謬ヲ發見シタルトキハ監督委員若ハ監督補助委員タリシ者又ハ當該警察官吏派出所若ハ之ニ相當スル廳直轄、支廳直轄ノ巡査ヲシテ訂正セシムヘシ

第二十條　國勢調査委員長ハ臺灣總督ヨリ左記ノ印刷物ヲ受ケタルトキハ之ヲ監督委員ニ配布シ監督委員ハ大正九年八月三十一日迄ニ調査委員心得第五條ニ規定セル員數ノ印刷物ヲ調査委員ニ配布スヘシ

印刷物配布ノ際ハ印刷物配布目錄ニ其ノ數量ヲ記入シ受領者ノ印ヲ徵シテ授受ノ證ト爲スヘシ

一　國勢調査施行令
二　臺灣國勢調査施行規則
三　臺灣國勢調査事務取扱規程
四　調査委員心得
五　監督委員及監督補助委員心得
六　世帶調査書用紙
七　世帶調査書記入心得
八　調査委員要計表用紙
九　監督委員要計表用紙
十　世帶調査書及要計表檢査手續
十一　調査事項一覽表
十二　年齡早見表
十三　住家番號票用紙
十四　附箋用紙
十五　印刷物配布目錄

第二十一條　臺灣國勢調査ニ關スル書類ヲ發送スルトキハ其毀損又ハ散逸ヲ防クニ足ルヘキ完全ノ包裝ヲ爲スヘシ

第二十二條　調査委員心得、監督委員及監督補助委員心得、世帶調査書記入心得、要計表樣式、世帶調査書樣式、世帶調査書及要計表檢査手續ハ別ニ之ヲ定ム

○臺灣國勢調査監督委員及監督補助委員心得

大正九年五月九日
訓令第六十二號

臺灣國勢調査監督委員及監督補助委員心得左ノ通相定ム

臺灣國勢調査監督委員及監督補助委員心得

第一條　監督委員ハ國勢調査委員長ノ指揮監督ヲ承ケ誠實且敏活ニ其ノ監督事務ヲ處理スヘシ

第二條　監督委員ハ國勢調査ニ關スル諸規則ヲ精細ニ曉得シ調査委員ニ對シテ實地調査ノ訓練及指導ヲ爲シ調査ノ統一完備ヲ期スヘシ

第三條　監督委員ハ調査委員ノ爲シタル準備事務ノ整頓セシヤ否ヤヲ監督スヘシ

第四條　監督委員ハ調査委員ノ實地調査ノ事務ヲ視察シ粗漫又ハ凝滯ナキヤヲ監督スヘシ

第五條　監督委員ハ調査委員ノ整理事務ヲ監督シ且其ノ調査記入シタル世帶調査書及調査委員要計表ノ完全ナルヤ否ヤヲ檢査スヘシ

第六條　監督補助委員ハ監督委員ノ職務ヲ補助スヘシ

○臺灣國勢調査委員心得

大正九年五月九日
訓令第六十三號

臺灣國勢調査調査委員心得左ノ通相定ム

臺灣國勢調査調査委員心得

第一章　服務

第一條　調査委員ハ上司ノ指揮監督ヲ承ケ誠實且敏活ニ擔當事務ヲ處理スヘシ

第二條　調査委員ハ國勢調査ニ關スル諸規定ヲ精細ニ曉得シ實地調査ニ臨ミテ粗漫又ハ凝滯ナキヲ期スヘシ

第三條　調査委員ハ實地調査ヲ爲スニ當リ人ノ隱微ヲ摘發スルコトナキヲ要ス

第四條　調査委員ハ各個人ニ關シ調査シタル事項ヲ他人ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二章　準備

第五條　調査委員ハ監督委員ヨリ左ノ員數ノ印刷物ヲ受領スヘシ

一　國勢調査施行令	一部
二　臺灣國勢調査施行規則	一部
三　臺灣國勢調査事務取扱規程	一部
四　調査委員心得	一部
五　世帶調査書用紙	擔當調査區內世帶概數ノ二割增ニ相當スル枚數
六　世帶調査書記入心得	一部
七　調査委員要計表用紙	三枚
八　世帶調査書及要計表檢査手續	一部
九　調査事項一覽表	一枚
十　年齡早見表	一枚
十一　住家番號票用紙	擔當調査區內世帶概數ニ相當スル枚數
十二　附箋用紙	若干枚

第六條　調査委員ハ實地調査前擔當調査區內ノ住家ニ番號ヲ附シ尙左ノ各號ノ調査ヲ爲スヘシ但シ住家ノ番號ハ住家番號票用紙ニ記入シテ之ヲ貼附スヘシ

一　實地調査ヲ施行スヘキ舟筏ノ有無及其ノ隻數
二　普通世帶及準世帶ノ各概數
三　人口ノ概數

前項第二號及第三號ノ調査ハ最近ノ戶口調査表ニ依ルコトヲ得

住家番號票ノ貼附ヲ了シタルトキハ其ノ番號ヲ戶口調査副簿ノ欄外ニ記入スヘシ

第七條　調査委員ハ寄宿舍、旅店、下宿屋、木賃宿、舟筏其ノ他戶口調査副簿ニ登記セサル世帶ニ付テハ豫メ其ノ管理者ニ世帶調査書用紙ヲ交付シ各事項ノ下調又ハ其ノ記入ヲ爲サシムルコトヲ得

第三章　實地調査

第八條　調査委員ハ擔當調査區內ノ各世帶ニ就キ一人每ニ戶口調査副簿ニ照合シテ世帶調査書ニ記入スヘキ各事項ヲ調査スヘシ

第九條　前條ノ調査ニ依リ戶口調査副簿ノ誤謬又ハ異動ヲ發見シタルトキハ附箋用紙ニ其ノ事項ヲ記載シ之ヲ該簿ノ相當欄內ニ貼附スヘシ

第十條　第七條ノ規定ニ依リ管理者ニ記入ヲ爲サシメタル場合ハ實地調査ノ際其ノ世帶調査書ヲ提出セシメ其ノ記入事項ノ正確ナルヤ否ヤヲ照査シ若誤謬

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

アリタルトキハ直ニ之ヲ訂正スヘシ
管理者ニ下調ヲ爲サシメタル場合ハ實地調査ノ際其ノ世帶ニ關スル各事項ヲ世帶調査書ニ記入スヘシ

第十一條 實地調査ハ大正九年十月一日日出ヨリ開始シ成ルヘク同日中ニ完了スヘシ

第十二條 調査委員ハ實地調査ヲ完了シタルトキハ直ニ之ヲ監督委員ニ報告スヘシ

第十三條 調査委員ハ臺灣國勢調査施行規則第二條第四項ニ依ル申出ヲ受ケタルトキハ適宜之ニ關スル調査ヲ爲スヘシ

第四章 整理

第十四條 調査委員ハ第八條及第九條ノ調査ヲ爲シタルトキハ該戶口調査副簿及附箋紙記載ノ各事項ヲ世帶調査書ニ記入スヘシ
前項ノ記入ヲ爲シタルトキハ必其ノ事項ニ誤謬ナキヤ否ヤヲ照合スヘシ

第十五條 調査委員ハ世帶調査書ノ整理ヲ了シタルトキハ各葉ニ捺印ノ上住家番號順ニ之ヲ編綴スヘシ但シ住家以外ノ住居ニ屬スル世帶調査書ハ之ヲ末尾ニ編綴スヘシ

第十六條 調査委員ハ整理ヲ了シタル世帶調査書ニ依リテ調査委員要計表ヲ調製シ實地調査完了後十日內ニ世帶調査書ト共ニ監督委員ニ提出スヘシ

第十七條 調査委員ハ其ノ擔當ニ係ル世帶調査書又ハ要計表ニ付上司ヨリ推問ヲ受ケタルトキハ速ニ調査答申スヘシ

○臺灣國勢調査世帶調査樣式制定

大正九年五月九日
訓令第六十四號

臺灣國勢調査世帶調査書樣式別紙ノ通相定ム

(別記樣式省略)

大正九年五月九日
訓令第六十五號

臺灣國勢調査世帶調査書記入心得左ノ通相定ム

臺灣國勢調査世帶調査書記入心得

第一 一般ノ心得

一 臺灣國勢調査ハ各世帶ニ屬スル各人ニ關シ大正九年十月一日午前零時(九月三十日ヨリ十月一日ニ移ル夜半)現在ノ事實ヲ調査スルモノトス

二 舟筏ハ大正九年十月一日午前零時ニ本島ノ港灣河川又ハ湖沼ニ現在シ世帶ヲ成セルモノニ限リテ之ヲ調査スヘシ
前項ノ時刻前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セスシテ前項ノ時刻後四日內ニ初テ本島ニ著シタル舟筏ハ該時刻ニ現在シタルモノト看做ス

三 蕃地ニ在リテハ生蕃以外ノ各種族ヲ調査シ生蕃ハ之ヲ調査セス行政區域內ニ在リテハ生蕃ト雖之ヲ調査ス

四 陸海軍ノ部隊及艦船、外國ノ艦船、監獄、官立醫院並領事館ハ調査委員ニ於テ調査スルヲ要セス

五 本調査ニ於ケル世帶トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

甲 普通世帶

い 本來世帶 本來世帶トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ

ろ 一人世帶 一人世帶トハ單獨ニ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者ヲ謂フ

住居ヲ共ニスルモ家計ヲ異ニスル者及家計ヲ共ニスルモ住居ヲ異ニスル者ハ各一ノ本來世帶又ハ一人世帶トス

例之ハ左ニ示スカ如シ
同一ノ住居ニ在リテ衣食ヲ共ニスル一家族ハ勿論一ノ本來世帶タリ
主人ト住居及家計ヲ共ニスル同居寄宿人及雇人ハ主人ノ世帶ニ屬ス
同一構內又ハ一棟ノ家屋內ニ在ル親族ト雖分房其ノ他ノ爲各別ニ家計ヲ立ツル者ハ各一世帶トス
間借自炊ヲ爲ス者ハ別箇ノ世帶ヲ成ス
子、女ト家計ヲ共ニスル隱居ノ父、母等ニシテ別ノ住居ニ在ル者ノ類ハ一住居每ニ一世帶トス
支店、別莊又ハ租館等ニ在ル家族、同居寄留人及雇人ハ一支店、一別莊又ハ一租館每ニ一世帶トス
來客ハ其ノ現在セル世帶ニ屬スル者ト看做ス但シ六ノ甲及乙ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

乙 準世帶 家計ヲ共ニセサル者ノ集合スル箇所ニ在ル者ハ一箇所每ニ一世帶ニ準ス但シ同一ノ箇所ニ在ルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ準世帶ニ屬セス各之ヲ普通世帶本來世帶又ハ一人世帶トス

例之ハ左ニ示スカ如シ
寄宿舍、合宿所、旅店、下宿屋、木賃宿、無料宿泊所、醫院、慈惠院、行旅病人救護所、兵營、軍艦、浮浪者收容所、監獄、免囚收容所又ハ旅客運送ノ舟筏等ニ在ル者ハ一場舍又ハ一舟筏每ニ一ノ準世帶ヲ成スモ寄宿舍構內又ハ醫院構內等ニ在リテ別ニ家計ヲ立ツル舍監、院長、事務員又ハ門衞等ノ如キ或ハ旅店、下宿屋、木賃宿又ハ運送船等ノ營業者ニ屬スル者ノ如キ或ハ下宿屋ノ一室ヲ借切リテ自炊ヲ爲ス者ノ如キハ孰モ準世帶ニ編入セスシテ之ヲ別箇ノ本來世帶又ハ一人世帶トス
業人下宿人ハ之ヲ同居寄留人トシ別箇ノ準世帶ト爲サス
起臥飮食ノ設備ナキ舟筏ニハ世帶アルコトナシ(起臥飮食ノ設備アル舟筏ニ旅客アルトキハ普通世帶及準世帶ヲ成スモ旅客ナキトキハ普通世帶ノミヲ成ス)

六 現在者トハ常住者戶口調査副簿上ノ現在者ニシテ其ノ本居者ナルト寄留者ナルトヲ問ハサルモ本居及寄留ヲ有スル者ニ在リテハ寄留ニ依リ又二以上ノ寄留ヲ有スル者ニ在リテハ主タル寄留ニ依ルヘク若其ノ本居地又ハ從タル寄留地ニ現在シタルトキハ之ヲ一時現在者トシ寄留地又ハ主タル寄留地ニテハ之ヲ不在者トスナルト常住者以外ノ者ナルトヲ問ハス大正九年十月一日午前零時ニ世帶內ニ現在シタル者ヲ謂ヒ不在者トハ常住者ニシテ該時刻ニ其ノ世帶外ニ在リタル者ヲ謂フ但シ左ニ掲クル者ハ現在者トシテ調査スヘシ

甲 該時刻ニ偶々屋外、世帶ナキ場所又ハ他ノ世帶ニ在リタルモ十月一日ニ自己ノ世帶ニ歸リタル又ハ歸ルヘキ者ハ其ノ世帶ニ現在シタル中

者トシテ調査スヘシ

例之ハ散歩、買物等ノ爲屋外ニ在リテ該時刻ヲ經過シタル者ノ如キ、或ハ郵便集配人、汽車自動車等ノ車掌運轉手、露店商人、車夫、馬丁、漁夫等屋外ニ於ケル執務、營業等ノ爲該時刻ヲ經過シタル者ノ如キ、或ハ居殘、夜勤、宿直等ノ爲該時刻ニ世帶ナキ官公署、會社、事務所、工場、店舗、詰所、出張所等ニ在リタル者ノ如キ、或ハ通勤ノ雇人ニシテ該時刻ニ主人ノ家ニ在リタル者ノ如キ、或ハ訪問ノ爲近隣ノ世帶ニ在リテ該時刻ヲ經過シタル者ノ如キ孰モ十月一日實地調査前ニ自己ノ世帶ニ歸リタルトキ又ハ實地調査後ト雖十月一日中ニ自己ノ世帶ニ歸ルヘキトキハ總テ該時刻ニ自己ノ世帶ニ現在シタル者トシテ記入シ出先ノ世帶ニ記入セス

乙　該時刻ニ汽車、自動車、世帶ナキ舟筏又ハ陸路ノ旅行中ナリシ者ハ初テ入リタル世帶ニ現在シタル者トシテ調査スヘシ

七　世帶調査書ハ一世帶毎ニ各別ニ之ヲ調製スヘシ

世帶單位票ハ一世帶ニ關係スル事項ヲ各一葉ニ記入スヘシ

單名票ハ其ノ世帶ノ現在者一人ニ關スル事項ヲ各一葉ニ記入スヘシ

單名票ハ左ノ順序ニ依リテ記入スヘシ但シ其ノ順序ヲ誤ルコトアルモ特ニ之ヲ訂正スルコトヲ要セス

甲　本來世帶ニ在リテハ世帶主、直系尊屬、配偶者、直系卑屬及其ノ配偶者傍系親及其ノ配偶者、其ノ他ノ家族奴才、婢媒嫺「附籍者及同居人同居寄留人、同居者ヲ含ム雇人、及來客ノ順序トスルモ戶口調査副線ニ登記セラレタル者ハ其ノ順序ニ依ルコトヲ得但シ妾ハ配偶者ニ準ス

乙　準世帶ニ在リテハ寄宿生、合宿者又ハ在院患者等ヲ先ニシ舍監、事務員、門衞又ハ看護婦等ニシテ別ニ世帶ヲ成サヽル者ヲ後ニス

不在者ノ部ニハ現在者ノ順序ニ準據シテ其ノ世帶ノ一時不在者ニ關スル事項ヲ列記スヘシ

八　世帶調査書ニ記入スヘキ事項左ノ如シ

甲　世帶單位票ノ部

（一）住家番號（住家以外ハ其ノ種類）

（二）世帶番號

（三）準世帶ノ種類及名稱

（四）住家ノ有樣

（五）世帶所在地

（六）現在者タル男女ノ數

乙　單名票（現在者）ノ部

（一）氏名

（二）世帶ニ於ケル地位

（三）種族

（四）男女ノ別

（五）出生ノ年月日

（六）配偶ノ關係

（七）本業名

（八）本業ノ地位

（九）副業名

（一〇）副業ノ地位

（一一）出生地

（一二）本籍、民籍又ハ國籍

（一三）不具ノ種類（聾啞、盲、白痴及瘋癲ニ限ル）

（一四）不具ノ原因

（一五）土語ヲ解スル者（內地人ニ限ル）

（一六）國語ヲ解スル者（本島人及支那人ニ限ル

（一七）讀ミ書キノ程度（本島人及支那人ニ限ル）

（一八）阿片烟吸食者（本島人及支那人ニ限ル）

（一九）纏足者及解纏足者（本島人及支那人ニ限ル）

（二〇）渡臺ノ年（內地人ニ限ル）

（二一）常住地（一時現在者ニ限ル）

丙　不在者ノ部

（一）氏名

（二）世帶ニ於ケル地位

（三）種族

（四）男女ノ別

不在者中ニ世帶主アルトキハ上欄ノ記入ノ外尙左記ノ事項ヲ記入スヘシ

（一）氏名

（二）本業者

（三）本業ノ地位

（四）副業名

（五）副業ノ地位

一世帶ニ世帶調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ不在者ニ關スル事項ハ最初ノ世帶調査書ヨリ之ヲ記入スヘク特ニ不在世帶主ニ關シテハ最初ノ世帶調査書ニノミ之ヲ記入スヘシ

九　世帶調査書ニ記入スヘキ文字ハ楷書ヲ以テ字體ヲ明確ニシ墨又ハ黑インキヲ以テ各欄點線ノ上部ニ書スヘシ

若誤記ヲ訂正スルトキハ之ヲ塗抹セス朱線ヲ以テ誤字ヲ消シ其ノ上部ニ墨書スヘシ記入ノ文字同一ナルモ其ノ記入ヲ略シ又ハ同ノ字ヲ以テ表示スヘカラス

一〇　世帶調査書ニ記入スヘキ數字ハ「〡」、「〢」、「〣」、「〤〡」、「〤」、「〦〇」、「〥〇〩」等ノ例ニ依ルヘシ

一一　記入不要ノ表示アル欄ニハ記入ヲ爲スヘカラス

一二　世帶單位票又ハ單名票ニ記入スヘキ當該事項ナキ欄ニハ必「一」ヲ塡記シテ其ノ誤脫ニ非ルコトヲ示スヘシ但シ不詳ナルモノハ種族及出生ノ年ノ外「不詳」ト記入スヘシ

第二　世帶單位票記入心得

一三　住家番號（住家以外ハ其ノ種類）

甲　住家ニ付テハ本調査ノ爲ニ定メタル住家番號ヲ記入スヘク若一世帶ニ二住家以上アルトキハ其ノ番號ヲ併記スヘシ

住家番號票貼附後ニ生シタル住家ノ番號ハ隣接住家番號ニ「ヽ一」「ヽ二」等ヲ附記スヘク又住家番號票貼附後世帶ナキニ至リタル住家ノ番號ハ之ヲ缺號ト爲シテ次號ノ世帶單位票上部欄外ニ「第何號缺」ト附記スヘシ

住家ノ單位ヲ區別スルハ左ノ標準ニ依ルヘシ

い　獨立住家　母屋及其ノ附屬建物等ヲ包含シタル一構ヲ以テ一住家トス

例之ハ棟ヲ異ニスト雖一構內ニ在リテ母屋ニ附屬スル離座敷又ハ隱居所等ノ如キ或ハ數棟ニ分

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

立スト雖本館又ハ事務所等ト同一構内ニ在ル寄宿舍又ハ醫院病室等ノ如キハ合セテ一住家トスルカ如シ

ろ　連接住家　一棟ノ家屋ト雖其ノ中間ヲ仕切リ仕切毎ニ獨立ノ住居ニ充テ廊下ノ類ヲ以テ連接セサルモノハ一仕切毎ニ一住家トス

乙　工場、倉庫、物置等ノ建物其ノ他掛小屋、葭簀張、天幕張、洞窟等住家以外ノ住居ニ付テハ本欄ニ其ノ種類ヲ記入シ又舟筏ニ付テハ「漁船何丸」等其ノ名稱、名稱ナキトキハ所有者ノ氏名ヲ記入スヘシ

丙　一住家又ハ其ノ他ノ一住居ニ二世帶以上アルトキハ括弧ノ次ニ「ノ一」「ノ二」等ト記入シ且其ノ最初ノ世帶單位票ニ限リ括弧内ニ世帶數ヲ記入スヘシ

丁　一世帶ニ世帶調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ最初ノ世帶單位票ニノミ本欄ノ記入ヲ爲スヘシ

一四　世帶番號

甲　世帶番號ハ調査委員心得第十五條ノ規定ニ依リ世帶調査書ヲ編綴シタル後其ノ順序ニ隨テ之ヲ附スヘシ故ニ世帶番號ニハ枝番又ハ缺號ヲ生スルコトナシ

乙　一世帶ニ世帶調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ括弧ノ次ニ「ノ一」「ノ二」等ト記入シ且其ノ最初ノ世帶單位票ニ限リ括弧内ニ枚數ヲ記入スヘシ

一五　準世帶ノ種類及名稱

甲　本欄ニハ準世帶ノ種類及名稱、名稱ナキトキハ管理者ノ氏名ヲ記入スヘシ

例之ハ「旅店何屋」「何學校寄宿舍」「遠洋漁船何丸」、「何艦所有船」等ノ如シ

乙　一準世帶ニ世帶調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ最初ノ世帶單位票ニノミ本欄ノ記入ヲ爲スヘシ

一六　住家ノ有樣

甲　世帶主（現在者ナルト不在者ナルトヲ問ハス）ノ土地及家屋ニ對スル權利關係ハ左記ノ區別ニ依リ略語ヲ以テ之ヲ記入スヘシ但シ世帶主ト他人トノ共有ニ係ル土地又ハ家屋ハ世帶主ノ所有ニ屬スルモノト看做ス

權利關係	略語
自己ノ土地ニ在ル自己ノ家屋ニ住居スル者	持地持家
自己ノ土地ニ在ル他人ノ家屋ニ住居スル者	持地借家
他人ノ土地ニ在ル自己ノ家屋ニ住居スル者	借地持家
他人ノ土地ニ在ル他人ノ家屋ニ住居スル者	借地借家

乙　一世帶ニ二住家以上アリテ住家ノ有樣各異ルトキハ主ナル住居ニ充ツル住家ノ有樣ヲ記入スヘシ

丙　一世帶ニ世帶調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ最初ノ世帶單位票ニノミ本欄ノ記入ヲ爲スヘシ

一七　世帶所在地

甲　本項各欄ニハ世帶所在地ノ屬スル廳名、監督區番號、調査區番號、堡里市鄉澳嶼名、街庄村社鄉名、土名丁目及地番又ハ戸番ヲ記入スヘシ

乙　舟筏ニ付テハ廳名、監督區番號及調査區番號ノ記入ノ外堡里市鄉澳嶼名欄ニ其ノ港灣名又ハ河川地先ノ總括名稱其ノ他其ノ所在地ヲ明確ニスヘキ土地ノ名稱ヲ記入スヘシ

丙　蕃地ニ付テハ廳名、監督區番號及調査區番號ノ記入ノ外堡里市鄉澳嶼名欄ニ其ノ社名又ハ地名ヲ記入スヘシ

丁　廳ノ區域ニ關セサル特別調査區ニ付テハ監督區番號欄及調査區番號欄以外ノ記入ヲ爲シ右二欄ニハ一ヲ塡記スヘシ

戊　二箇以上ノ街、庄、村、社、鄉、土名丁目又ハ地番若ハ戸番ニ跨ル世帶ニ付テハ主ナル部分ノ所屬ニ依リテ其ノ一ヲ記入スヘシ

己　一世帶ニ世帶調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ最初ノ世帶單位票ニノミ本項各欄ノ記入ヲ爲スヘシ

一八　現在者數

甲　總數ノ欄ニハ現在者卽チ單名票ニ記入シタル男女ノ總數ヲ各別ニ合計記入スヘシ

乙　一時現在者ノ欄ニハ常住者ニ非スシテ調査ノ時刻ニ一時現在シタル者ノ數ヲ男女各別ニ記入スヘシ

丙　一世帶ニ世帶調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ最初ノ世帶單位票ニノミ本項各欄ノ記入ヲ爲スヘシ

第三　單名票記入心得

一九　（第一欄）氏名

甲　戸口調査副簿ニ登記セラレタル者ハ副簿上ノ氏名ヲ記入スヘシ但シ內地人ノ女ノ名ハ假名ヲ以テ記入シ朝鮮人、生蕃以外ノ本島人及支那人ノ女ハ氏名ノ間ニ氏ノ字ヲ挿入シテ「何氏某」ト記入シ又生蕃及支那人以外ノ外國人ノ氏名ハ男女共ニ片假名ヲ以テ記入スヘシ

乙　出生後未名ヲ附セサル者ハ「名ヲ撰セス」ト記入スヘシ

二〇　（第二欄）世帶ニ於ケル地位

甲　本來世帶

い　世帶主ハ「世帶主」ト記入シ其ノ他ハ世帶主ニ對スル續柄又ハ關係ヲ記入スヘシ

例之ハ世帶主ノ母ハ「母」妻ハ「妻」次男ハ「次男」女ノ夫ハ「婿」子ノ妻ハ「婦」孫ハ「孫」弟ハ「弟」伯母ノ夫ハ「伯父」甥ノ妻ハ「姪」ト記入シ招夫、招婿、妾、媳婦仔、媳婦、過房子、螟蛉子、養女等モ各其ノ名稱ヲ記入スルカ如シ

。　奴才、婢媒嫺、附籍者、同居人、同居寄留人（同居者ヲ含ム）雇人來客ノ世帶主ト親族ノ續柄アルモ其ノ續柄ニ依ラス各其ノ名稱ヲ記入スヘシ

乙　一人世帶ニ在リテハ「世帶主」ト記入スヘシ但シ本來世帶ニシテ現在者一人ナル場合ニ於テハ甲ノ例ニ依リテ記入スヘシ

丙　準世帶ニ在リテハ世帶トノ關係ヲ記入スヘシ

例之ハ寄宿舍ノ寄宿生ハ「寄宿生」旅店ノ旅客ハ「旅客」醫院ノ在院患者ハ「患者」舟筏ノ船客ハ「乘客」ト記入シ寄宿舍又ハ醫院等ノ役員又ハ事務員等ニシテ其ノ準世帶ニ記入セラルヘキ者ハ「舍監」、「事務員」、「門衞」又ハ「看護婦」等ト記入スル

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

カ如シ

丁　世帯主ハ戸口調査副簿上ノ戸主ナルヲ普通トスルモ左記ノ特例アリ

隨テ此等ノ場合ニハ副簿記載ノ續柄ヲ改訂シテ記入スルコトヲ要ス

い　副簿上ニ於ケル家族ニシテ既ニ分房ヲ爲セルトキハ分房ヲ爲セル家族ヲ別世帯トシ其ノ中ノ一人ヲ世帯主ト爲スヘシ

ろ　戸主他ニ出寄留中ナルトキハ戸主ニ代ルヘキ者ヲ世帯主ト爲スヘシ二以上ノ寄留ヲ有スル場合ニ於ル從タル寄留ニ付亦同シ

は　支店、別莊又ハ租館等ノ主人カ其ノ世帯ニ從タル寄留ヲ有スル場合及本居ヲモ寄留ヲモ有セサル場合ニ於テ調査ノ時刻ニ其ノ世帯ニ現在シタルトキハ之ヲ一時現在ノ世帯主トス（其ノ本居地又ハ主タル寄留地ニ於テハ之ヲ不在者トス）但シ該時刻ニ主人現在セサリシトキハ之ヲ調査セサルハ勿論ナリ（其ノ世帯ニ本居又ハ主タル寄留ヲ有スル者ニ付テハ一般ノ規定ニ依ル）

に　副簿整理上ノ必要ヨリ別戸戸主ト爲シタル者ニシテ同一世帯內ニ在ル者ハ之ヲ「同居者」ト記入スヘシ

ほ　準世帯ニ屬スヘキ者ハ單身戸主トシテ登記シアルモ總テ之ヲ「寄宿生」、「合宿者」、「舍監」「事務員」又ハ「寄寓者」等ト記入スヘシ

二一　（第三欄）種族

甲　種族ハ左記ノ區別ニ依リ略語ヲ以テ之ヲ記入スヘシ

種族		略語
內地人		內
朝鮮人		朝
本島人	福建人	福
	廣東人	廣
	其ノ他ノ漢人	漢
	熟蕃（化蕃ヲ含ム）	熟
	生蕃	生
外國人	支那人	支
	其ノ他	外

乙　混血人ハ右ノ區別ニ依リテ父ノ種族ヲ記入スヘシ

丙　私生子ハ母ノ種族ヲ記入スヘシ但シ父明ナルトキハ前號ニ依ル

丁　種族不詳ナル者ハ推定ヲ以テ之ヲ記入シ「推定」ト附記スヘシ

二二　（第四欄）男女ノ別

男ハ「男」女ハ「女」ト記入スヘシ

二三　（第五欄）出生ノ月日

甲　各人出生ノ年號及年月日ヲ記入スヘシ若出生ノ月又ハ日不詳ナルトキハ月又ハ日ノ部ニ「不詳」ト記入シ出生ノ年不詳ナルトキハ推定ヲ以テ「推定」ト記入スヘシ

乙　外國人ハ各其ノ本國ノ暦ニ依リテ記入スルコトヲ得

二四　（第六欄）配偶ノ關係

甲　本欄ニハ左記ノ區別ニ依リ略語ヲ以テ現在ノ配偶關係ヲ記入スヘシ但シ本島人及支那人ニ在リテハ媳婦仔ニシテ未婚姻セサル者及之ニ對スル男ハ未婚者トシ妾及之ニ對スル男ハ有配者トシ妻及總テノ妾ト離別シタル男竝男ト離別シタル妾ハ離別者トシ妻及總テノ妾ニ死別シタル男竝男ニ死別シタル妾ハ喪配者トス

配偶ノ關係	略語
未曾テ婚姻シタルコトナキ者（未婚者）	未
現ニ配偶者ヲ有スル者（有配者）	配
配偶者ト離別シテ現ニ配偶者ナキ者（離別者）	離
配偶者ニ死別シテ現ニ配偶者ナキ者（喪偶者）	喪

乙　前項第一號、第三號又ハ第四號ニ該當スルモ內緣ノ夫又ハ妻ヲ有スル者ハ「未（二）」、「離（二）」又ハ「喪（二）」ト記入スヘシ

二五　（第七欄）本業名

甲　一ノ職業アル者一種ノ職業アル者ハ其ノ職業名ヲ記入スヘシ

い　職業名ハ實際ノ業態ニ依リ其ノ如何ナル種類、性質ノ職業ナルヤヲ知ルニ足ルヘキ適切ノ記入ヲ爲スヘシ

例之ハ左ニ示スカ如シ

一　農業ハ農作（桑、茶、果樹作等ヲ含ム）開墾、植木職、牧畜、養蠶等ニ區別シ且農作ニ付テハ自作、小作、自作兼小作ノ區別ヲ附シテ「自作農」「小作農」又ハ「自作兼小作農」ト記入スヘシ

二　林業ハ造林業、林產物業、狩獵業等ニ區別スヘシ

三　漁業ハ漁撈、採藻、養魚、養蠣、製鹽等ニ區別スヘシ

四　鑛業ハ其ノ採掘又ハ採取スル鑛物ノ種類ヲ區別スヘシ

五　工業ハ殊ニ細別多キヲ以テ成ルヘク詳細ナル記入ヲ爲スヘシ卽チ工業ナル一款ハ先ツ窯業、金屬工業、機械器具製造、化學工業、紡織工業、紙及紙品製造、被服及身ノ廻リ品製造、洗濯及理容ニ關スル業、土木建築業、製版印刷業、學藝娛樂奢侈品製造、天然力發生分配業、其ノ他ノ工業等ノ項ニ區分セラレ更ニ各項ハ幾多ノ目ニ區分セラルヘキカ故ニ其ノ製品又ハ作業ノ種類ヲ詳細ニ記入スヘシ

六　商業ノ中物品販賣業ニ在リテハ販賣品ノ種類ヲ細別記入スヘシ但シ小間物商、雜貨商、八百屋、飮食店等總括的名稱ヲ用ウヘキモノハ此ノ限ニ在ラス

七　商業ニシテ物品販賣業ニ非ルモノハ賣買媒介業、人事其ノ他ノ周旋業、銀行業、質屋業、其ノ他ノ金融業、保險業、貸貸業、倉庫業其ノ他ノ物品預リ業、旅人宿下宿屋木賃宿業、料理店飮食店席貸業、貸座敷業、遊戲場興行場、其ノ他ノ商業ナリ逐一區分記入スヘシ

八　製造業ト販賣業トハ各獨立スルヲ普通トスレトモ實際上ニハ同シク指物師、鍛冶職、下駄屋、菓子商等ト稱スル中ニ於テ單ニ製造又ハ小賣ノミヲ爲スモノト製造及小賣ヲ兼ヌルモノトアリ逐一區分記入スヘシ

九　運輸業ハ鐵道、軌道、自動車、牛馬車人力車、其ノ他ノ車馬運輸、船舶運輸、艀運輸擔荷運輸等ニ區別スヘシ

一〇　船乘業ハ漁撈業、運輸業又ハ其ノ他ノ職業ニ區別スヘシ

一一　在職文官（待命、休職及退職ヲ含マス）及准官吏（囑託及雇ヲ含ム）竝現役軍人（待命、休職、停職及歸休

チ含マスハ其ノ本官名又ハ本職名チ記入スヘシ但シ左ノ區別チ要ス

イ 專賣局ニ關スル者ニ付テハ鹽務、阿片、鹽務、煙草、樟樹林作業及庶務ニ屬スル者チ區別シ「專賣局技師、鹽務」又ハ「專賣局書記、鹽務」又ハ「專賣局雇、樟林」等ト記入スヘシ

ロ 營林局ニ關スル者ニ付テハ殖林、鐵道、製材（販賣チ含ム）又庶務ニ屬スル者チ區別シ「營林局技手、殖林」又ハ「營林局囑託、製材」等ト記入スヘシ

ハ 廳及支廳ニ關スル者ニ在リテハ水道、防疫及獸疫ニ屬スル者チ區別シ「臺北廳雇、水道」「臺中廳囑託、防疫」又ハ「臺南廳技手、獸疫」等ト記入スヘシ

ニ 學校ノ囑託及雇ニ付テハ教務及庶務ニ屬スル者チ區別シ「何學校囑託、教務」、「何學校雇、庶務」等ト記入スヘシ

ホ 醫院及港務所ノ囑託及雇ニ付テハ醫務及庶務ニ屬スル者チ區別シ「某醫院囑託、醫務」又ハ「某港務所雇、庶務」等ト記入スヘシ

ヘ 官吏ノ兼官及兼職ハ記入チ要セス

一二 官吏以外ノ自由業ハ其ノ從事スル業務ノ細別名稱チ記入スヘシ

一三 會社又ハ組合等ニハ其ノ名稱ニ依リテ業態チ知ルコト能ハサルモノアリ例之ハ某興業會社、某殖產組合又ハ某產業會社等ト稱スルモノハ多クハ農作又ハ林業ニ屬スヘキモ又其ノ他ノ職業ニ編入スヘキモノナキニ非ス故ニ此等ニ付テハ會社名又ハ組合名等ニ其ノ業名チ冠セシメ「開墾業某興業會社」、「軌道[illegible]業某拓殖會社」、「[illegible]業某[illegible]業會社」又ハ「貸金業某公司」等ト記入スヘシ

一四 日傭苦力ハ其ノ從事スル職業名チ區別シ得ル者ハ「農作日傭」、「[illegible]日傭」又ハ「[illegible]日傭」等ト記入シ之チ區別スルコト能ハサル者ニ限リテ「雜役日傭」ト記入スヘシ

ろ 人ニ使ハルル者ノ本來ノ職業名ニシテ之チ使フ者ノ職業名ト異ルトキハ其ノ職業名ニハ之チ使フ者ノ職業名チ冠セシメ「米商ニ使ハルル[illegible]」「印刷業ニ使ハルル[illegible]」「製糖業者ニ使ハルル鐵道機關手」等ト記入スヘシ

乙 數種ノ職業アル者 一人ニシテ二種以上ノ職業チ有スル者ハ收入ノ最多キモノチ本業トシテ記入シ若收入ニ依リ難キトキハ主トシテ一身チ委スルモノチ本業トシテ記入スヘシ

丙 臨時職業チ休止セル者 平生職業アル者ハ本調查ノ當時臨時休止セル場合ト雖其ノ職業名チ記入スヘシ

醫院在員患者「施療患者ハ戊ノはニ依ル」勞役場被留置者、未決囚、未決囚ニシテ疾病ノ爲釋放ニ至ラサル者、未決囚ノ携帶乳兒及留置場被留置者「處分未濟者」ノ職業ハ前項ニ準據シテ記入スヘシ

丁 生計ノ途アル者 一定ノ職業ナキモ土地建物ノ收益若ハ公債株券ノ利子又ハ恩給、扶助料其ノ他ノ年金等ニ依リテ生計チ立ツル者ハ其ノ生計ノ途タル收入ノ種類チ記入スヘシ

例之ハ「小作料」、「家作ノ收益」「株券ノ利息」又ハ「扶助料」等ノ如シ

戊 其ノ他ノ者

い 本業ナク世帶主又ハ世帶主ト同一ノ職業又ハ生計ノ途チ有スル者ニ養ハルル者（內職チ有スルト否トチ問ハス）ハ單ニ「ナシ」ト記入シ又世帶主ト異ル職業又ハ生計ノ途チ有スル者ニ養ハルル者（內職チ有スルト否トチ問ハス）ハ「何業ニ依ルモ」又ハ「何々收入ニ依ルモ」等ト記入スヘシ其ノ養ハルル者カ世帶主ナル場合亦同シ

ろ 官、公又ハ私團體ヨリ學費又ハ手當チ支給セラルル學生、生徒又ハ講習生等ハ家庭ニ在ルト寄宿舍下宿屋等ニ在ルトチ問ハス其ノ種類チ記入スヘシ

例之ハ「師範學校師範部生」、「醫學講習生」、「司獄官乙科講習生」又ハ「小學校寄宿給費生」等ノ如シ

は 行旅病人救護所被救護者、慈惠院在院者、醫院施療患者、浮浪者收容所被收容者、成德學院在院者無料宿泊所宿泊者免囚收容所被收容者其ノ他官公又ハ私團體ノ救助チ受クル者ハ各其ノ旨チ記入シ又乞食人ハ（乞食）ト記入スヘシ

に 既決囚及既決囚ニシテ疾病ノ爲釋放ニ至ラサル者ハ「既決囚」既決囚ノ携帶乳兒ハ「携帶乳兒」ト記入スヘシ

巳 現役（待命、休職、停職及歸休チ含マス）以外ノ軍人ハ其ノ兵役、兵種及階級チ第一七欄（讀ミ書キノ程度欄）第一八欄（阿片烟吸食者欄）及第一九欄（纏足者及解纏足者欄）ノ欄界ニ拘ラス縱列ニ記入スヘシ

い 兵役ニ付テハ現役ノ待命、休職、停職及歸休、豫備役、後備役、補充兵役（既教育）補充兵役（未教育）第一國民兵役、六週間現役終了、海軍豫備員ノ區別チ記入スヘシ

ろ 陸軍ノ兵種ハ憲兵、步兵、騎兵、砲兵（各種砲兵チ含ム）工兵、鐵道隊兵、氣球隊兵、航空隊兵、輜重兵、自動車隊兵（軍用自動車試驗班ニ於テ操縱術チ習得シタル者チ含ム）縫工、靴工、經理部、衛生部、獸醫部、軍樂部ニ區別シテ記入スヘシ

は 海軍ノ兵種ハ兵科、機關科、軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造兵科、水路科、軍樂科、船匠科及看護科ニ區別シテ記入スヘシ

例之ハ「待命陸軍少將」、「休職陸軍步兵中佐」、「停職海軍主計大尉」、「歸休陸軍騎兵一等卒」、「豫備役海軍二等機關兵」、「後備役陸軍砲兵上等兵」、「既教育陸軍步兵補充兵」、「未教育陸軍輜重輸卒補充兵」、「第一國民兵役工兵伍長」、「六週間現役終了」「海軍豫備三等兵曹」等ト記入スルカ如シ

二六 （第八欄）本業ノ地位

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

本欄ニハ左記ノ區別ニ依リ第七欄（本業名欄）ニ記入シタル本業名又ハ生計ノ途ニ對スル地位ヲ記入スヘシ但シ本業名（第七欄）記入心得甲ノいノ「一一」（及同戊）ニ該當スル者ノ地位ハ之ヲ記入スルヲ要セス

甲 職業主タル地位ニ在ル者。獨立ノ職業主及生計ノ途ノ權利者ハ「職業主」ト記入シ會社、銀行其ノ他團體ノ業務ヲ主宰スル地位ニ在ル者ハ「社長」、「頭取」、「取締役」又ハ「業務執行員」等ト記入スヘシ

乙 人ニ使ハルル地位ニ在ル者

い 職業主ニ使ハルルモ巳亦勞務者ヲ指揮監督スル者ニシテ大番頭、支配人、支店長、部長又ハ技師長等特定ノ名稱アル者ハ其ノ名稱ヲ記入シ特定ノ名稱ナキ者ハ「役員」ト記入スヘシ

ろ 全ク人ニ使ハレ他ヲ指揮監督セサル者ニシテ作男、丁稚、店員、職工、事務員、職人又ハ手傳等特定ノ名稱アル者ハ其ノ名稱ヲ記入シ特定ノ名稱ナキ者ハ「勞務」ト記入スヘシ

丙 家事ノ爲ニ人ニ使ハルル者 家事ノ爲ノ雇人例之ハ家庭教師、抱車夫、子守又ハ下女等特定ノ名稱アル者ハ其ノ名稱ヲ記入シ特定ノ名稱ナキ者ハ「家事雇人」ト記入スヘシ

二七 （第九欄）副業名

甲 本業又ハ生計ノ途アル者ノ副業 本業名（第七欄）記入心得甲「いノ（一一）ニ該當スル者ヲ除ク」乃至丁ニ該當スル者副業ヲ有スルトキハ本業名ノ記入方ニ準據シ其ノ主ナル一ノ職業名ヲ本欄ニ記入スヘシ

乙 本業又ハ生計ノ途ナキ者ノ内職 本業名（第七欄）記入心得戊ノいニ該當スル者ニシテ内職ヲ爲ストキハ其ノ主ナル一ノ職業名ヲ「内職[illegible]」、「内職[illegible]」又ハ「内職[illegible]」等ト記入スヘシ但シ生計ノ途ハ内職トシテ之ヲ認メス

二八 （第一〇欄）副業ノ地位

副業（内職ヲ含ム）ノ地位ノ記入方ハ本業ノ地位「第八欄」記入心得甲又ハ乙ニ準據スヘシ家事ノ爲ノ雇人ニ付テハ常ニ其ノ本業名及本業ノ地位ヲ記入スルノミニシテ副業（内職ヲ含ム）名及其ノ地位ヲ記入スルコトナシ

二九 （第一一欄）出生地

甲 内地ニ於テ出生シタル者ハ出生地ノ道府縣名ヲ記入スヘシ

乙 朝鮮又ハ樺太ニ於テ出生シタル者ハ「朝鮮」又ハ「樺太」ト記入スヘシ

丙 本島（行政區域内ナルト蕃地ナルトヲ問ハス）ニ於テ出生シタル者ハ其ノ廳名ヲ記入スヘシ

丁 外國ニ於テ出生シタル者ハ其ノ國名ヲ「支那」「英」「北米合衆國」「獨」又ハ「アラツミ」等ト記入スヘシ

戊 航海中ニ出生シタル者ハ「航海中」ト記入スヘシ

三〇 （第一二欄）本籍、民籍又ハ國籍

内地人ハ其ノ本籍ノ道府縣名ヲ記入シ朝鮮人ハ其ノ民籍ヲ「朝鮮」ト記入シ外國人ハ其ノ國籍ヲ「支那」「英北米合衆國」「獨」又ハ「アラツミ」等ト記入スヘシ本島人ニ付テハ記入ヲ要セス

三一 （第一三欄）不具ノ種類（聾啞、盲、白痴及瘋癲ニ限ル）

甲 不具者ハ左記ノ種類ニ限リ略語ヲ以テ之ヲ記入スヘシ

種類		略語
聾啞	聾ノミ又ハ啞ノミノ者ヲ含ム	聾
盲	兩眼ヲ盲シタル者	盲
白痴	世人ノ一般ニ白痴ト認メ得ル者	白
瘋癲	世人ノ一般ニ瘋癲ト認メ得ル者	瘋

乙 二種以上ノ不具ヲ兼ヌル者ハ「[illegible]」、「[illegible]」等ト記入スヘシ

三二 （第一四欄）不具ノ原因

甲 不具ノ原因ハ左記ノ區別ニ依リ略語ヲ以テ之ヲ記入スヘシ

原因		略語
生來		生
疾病		疾
負傷		傷
老衰	聾啞及盲ニ限リ且六十歳以上ノ者ニ限ル	老

乙 二種以上ノ不具ヲ兼ヌル者ハ其ノ各種類ノ文字ニ對當スル箇所ニ各原因ヲ記スヘシ

三三 （第一五欄）土語ヲ解スル者（内地人ニ限ル）

甲 内地人ニシテ日常普通ノ土語ヲ聽キ且語リ得ル者ハ左ノ區別ニ依リ略語ヲ以テ其ノ土語ノ種類ヲ記入スヘシ

土語ノ種類		略語
福建語	泉州語、漳州語、厦門語、潮州語等ニシテ福州語、興化語等ヲ含マス	福
廣東語	所謂客人語ニシテ廣州語ヲ含マス	廣
其ノ他ノ漢語		漢
蕃語		蕃

乙 二種以上ノ土語ヲ能スル者ハ「[illegible]」、「[illegible]」等ト記入スヘシ

三四 （第一六欄）國語ヲ解スル者（本島人及支那人ニ限ル）

本島人又ハ支那人ニシテ日常普通ノ内地語ヲ聽キ且語リ得ル者ハ「國」ト記入スヘシ

三五 （第一七欄）讀ミ書キノ程度（本島人及支那人ニ限ル）

本島人又ハ支那人ニシテ假名（片假名及平假名）ヲ知ル者ハ左記ノ區別ニ依リ略語ヲ以テ之ヲ記入スヘシ

讀ミ書キノ程度	略語
假名ヲ讀ミ且書キ得ル者	讀、書
假名ヲ讀ミ得ル者	讀

三六 （第一八欄）阿片煙吸食者（本島人及支那人ニ限ル）

本島人又ハ支那人ニシテ阿片煙吸食特許者タル者ニ限リ「阿」ト記入スヘシ

三七 （第一九欄）纏足者及解纏足者（本島人及支那人ニ限ル）

本島人又ハ支那人ノ女ニシテ平常纏足セル者ハ「纏」ト記入シ一旦纏足シタルモ調査ノ當時既ニ解纏セル者ハ「解」ト記入スヘシ

三八 （第二〇欄）渡臺ノ年（内地人ニ限ル）

甲 内地人ニシテ改隸後初テ本島ニ住所ヲ定メタル者ノ渡臺ノ年ヲ「二八年」、「三〇年」、「四五年」、「元年」

又ハ「九年」等ト記入スヘシ

乙 一回又ハ數回本島ヲ引上ケ後更ニ渡臺シタル者ハ前項ノ例ニ依リテ最終ノ渡臺ノ年ヲモ記入スヘシ

三九 (第二一欄)常住地(一時現在者ニ限ル)

本欄ニハ一時現在者ニ限リ左記ノ區別ニ依リ其ノ常住地ヲ記入スヘシ

甲 常住地內地ニ在ル者ハ「內地」ト記入スヘシ

乙 常住地朝鮮又ハ樺太ニ在ル者ハ「朝鮮」又ハ「樺太」ト記入スヘシ

丙 常住地本島(行政區域內ナルト蕃地ナルトヲ問ハス)ニ在ル者ハ其ノ廳名ヲ記入スヘシ

丁 常住地外國ニ在ル者ハ「外國」ト記入スヘシ

第四 不在者ノ部記入心得

四〇 不在者ノ氏名、世帶ニ於ケル地位、種族及男女ノ別並不在世帶主ノ氏名、本業名、本業ノ地位、副業名及副業ノ地位ノ記入方ハ現在者ニ對スル記入方ニ準據スヘシ

○臺灣國勢調查委員要計表樣式及記入心得制定

大正九年五月九日
訓令第六十六號

臺灣國勢調查委員要計表樣式及記入心得左ノ通相定ム

調查委員要計表

廳名	監督區番號	調查區番號
廳	第 號	第 號

實地調查時間數	世帶調查書整理時間數
自十月 日 至十月 日 百十時	自十月 日 至十月 日 百十時

堡(里市鄉澳嶼) 街(庄村社鄉)名	住居數			世帶數		人口											
						普通世帶ニ在ル者						準世帶ニ在ル者					
						現在者				不在者		現在者				不在者	
						常住者ニシテ現在スル者		常住者ニ非スシテ現在スル者				常住者ニシテ現在スル者		常住者ニ非スシテ現在スル者			
	住家	舟筏	其ノ他	普通世帶	準世帶	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
順番號 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
合計																	

右記入之通相違無之ニ付別紙世帶調查書　　枚相添へ此段及報告候也

大正九年十月　　日

調查委員　官職氏名
監督補助委員　官職氏名
監督委員　官職氏名

記入心得

一 本表ハ調查委員ニ於テ世帶調查書ニ依リ一調查區每ニ一枚ヲ調製スヘシ
二 堡(里市鄉澳嶼)街(庄村社鄉)名ノ欄ニハ一街(庄村社鄉)每ニ各其ノ名稱ヲ記入スヘシ但シ一街庄社ノ一部ナルトキハ「何堡何街ノ內」又ハ「何里何庄ノ內」等ト記入シ港灣河川又ハ湖沼ナルトキハ「何港」又ハ(何地先)等ト記入スヘシ
三 實地調查時間數ハ實地ニ就キテ調查シタル月日及其ノ延時間ヲ記入シ世帶調查書整理時間數ハ世帶調查書整理ニ要シタル月日及其ノ延時間ヲ記入スヘシ
四 本表ハ「アラビア」數字ヲ以テ記入スヘシ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

○臺灣國勢調査監督委員要計表様式及記入心得制定

大正九年五月九日
訓令第六十七號

臺灣國勢調査監督委員要計表様式及記入心得左ノ通相定ム

監督委員要計表

廳名	監督區番號
	第　　號

世帶調査書 調査委員要計表	檢査時間數
自十月　日 至十月　日	百　十　時

	調査區番號	住居數			世帶數		人口											
							普通世帶ニ在ル者						準世帶ニ在ル者					
							現在者				不在者		現在者				不在者	
		住家	舟筏	其ノ他	普通世帶	準世帶	常住者ニシテ現在スル者		常住者ニ非スシテ現住スル者				常住者ニシテ現在スル者		常住者ニ非スシテ現住スル者			
							男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
順番號	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
1	第　區																	
2	第　區																	
3	第　區																	
4	第　區																	
5	第　區																	
6	第　區																	
7	第　區																	
8	第　區																	
9	第　區																	
10	第　區																	
合計																		

右記入之通相違無之ニ付此段及報告候也

大正九年十月　日

監督補助委員　官職氏名
監督委員　官職氏名

記入心得

一　本表ハ監督委員又ハ監督補助委員ニ於テ各調査委員ヨリ差出シタル要計表及世帶調査書ヲ對照檢査シ其ノ要計表ニ依リ之ヲ調製スヘシ
二　檢査時間數ハ調査委員要計表及其ノ世帶調査書ノ檢査ニ要シタル月日及其ノ延時間ヲ記入スヘシ
三　本表ハ「アラビア」數字ヲ以テ記入スヘシ

○大正九年度特別會計歲入歲出科目設置

大正九年五月九日
訓令第六十八號

大正五年四月訓令第三十六號別冊大正九年度臺灣總督府特別會計歲入歲出科目表中左ノ科目ヲ設置ス

△印增設

歲出經常部

款	項	目	節
第一款 總督府	第一項 俸給	△第六目 賞與	
第八款 監獄	第三項 雜給及雜費	第六目 給與	△第五節 囑託手當
			△第六節 特別手當
第十一款 研究所	第二項 事務費	第三目 旅費	△第二節 外國旅費
第十五款 通信費	第一項 俸給	△第四目 雇員俸給	
		△第五目 賞與	

歲出臨時部

款	項	目	節
第一款 特別事業費	第一項 鐵道建設費	第五目 雇員俸給	△第一節 雇員俸給
			△第二節 臨時手當
第二款 事業費	第十五項 國勢調查費	△第四目 賞與	
	第十六項 地租調查費	△第四目 賞與	
	第十八項 樟木調查費	第三目 雇員俸給	△第一節 雇員俸給
			△第二節 臨時手當

○臺灣總督府官房竝各局部事務分掌規程中改正

大正九年五月九日
訓令第六十九號

大正八年六月訓令第百號臺灣總督府官房竝各局部事務分掌規程中左ノ通改正ス

第十七條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五 公設質舖ニ關スル事項

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○監獄看守、女監取締及押丁給與品中代料渡件

大正九年五月九日
訓令第七十號

監獄看守、女監取締及押丁給與品中代料渡ニ係ルモノハ別記價格ニ依リ之ヲ支給スヘシ

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

大正七年三月訓令第五十三號ハ之ヲ廢止ス

(別記)

品目	看守 數量	看守 單價 (円)	看守 年額 (円)	女監取締 數量	女監取締 單價 (円)	女監取締 年額 (円)	押丁 數量	押丁 單價 (円)	押丁 年額 (円)
長靴	一	一〇·六〇〇	一·六〇〇	—	—	—	—	—	—
短靴	二	五·〇〇〇	一〇·〇〇〇	一	五·〇〇〇	一〇·〇〇〇	二	四·九〇〇	九·八〇〇
下襟	六	〇·〇八〇	〇·四八〇	—	—	—	六	〇·〇八〇	〇·四八〇
下袖	二	〇·二三〇	〇·四六〇	—	—	—	—	—	—
手套	二	〇·二五〇	〇·五〇〇	二	〇·二五〇	〇·五〇〇	—	—	—
靴下	一八	〇·一七〇	三·〇六〇	一八	〇·一七〇	三·〇六〇	一八	〇·一七〇	三·〇六〇
冬襦袢袴下	二	一·七五〇	三·五〇〇	三	一·四八〇	四·四四〇	二	一·七三〇	三·四六〇
夏襦袢袴下	二	一·二〇〇	二·四〇〇				二	一·二〇四	二·四〇〇
計	—	—	二四·〇〇〇	—	—	一八·〇〇〇	—	—	一九·二〇〇
月割額	—	—	二·〇〇〇	—	—	一·五〇〇	—	—	一·六〇〇

○臺灣總督府囑託員雇員傭員臨時手當支給規程

大正九年五月十日
訓令第七十一號

大正八年四月訓令第五十號臺灣總督府囑託員、雇員、傭員臨時手當支給規程左ノ通改正ス

臺灣總督府囑託員、雇員、傭員臨時手當支給規程

第一條 臺灣總督府及所屬官署囑託員、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

雇員及傭員ニシテ當時勤務者（臨時勤務者ニシテ繼續的ノ者ハ常時勤務者ト看做ス）ニハ當分ノ內本令ニ依リ臨時手當ヲ支給ス

第二條 囑託員、雇員及傭員ニシテ月額ノ俸給（醫手ノ月手當ヲ含ム）又ハ手當ヲ受クル者ニ對シテハ大正九年五月府令第三十二號第一條第一項第一號乃至第六號ノ區分ニ準シ之ヲ支給ス前項ノ場合ニ於テ二箇所以上ヨリ俸給又ハ月手當ヲ受クル者ハ其ノ合算額ニ依リ病氣缺勤其ノ他ノ事故ニ因リ俸給全額ノ支給ヲ受ケサル者ハ其ノ俸給額ニ依リ其ノ額ヲ定ム

第三條 囑託員、雇員及傭員ニシテ日額ノ給料（年功加給ヲ受クル者ハ月額ノ三十分ノ一ヲ加算ス）又ハ手當ヲ受クル者ハ左ノ各號ニ依ル

一 日額八十四錢ヲ超ユル者ハ其ノ給料又ハ手當ノ十分ノ五ニ三十三錢ヲ合算シタル金額但シ臨時手當ノ日額八十四錢ヲ下ラス

二 日額八十四錢以下ノ者ハ其ノ給料又ハ手當ニ相當スル金額

第四條 囑託員、雇員及傭員ニシテ官吏及官吏ノ待遇ヲ受クル者ニハ臨時手當ヲ支給セス

但シ官吏及官吏ノ待遇ヲ受クル者ニシテ其ノ受クル俸給額官等又ハ待遇ニ比シ著シク低額ナル場合ハ特ニ辭令ヲ交付シタル者ニ限リ之ヲ支給ス

第五條 本令ニ依ル臨時手當ハ臨時增給スルコトアルヘシ

第六條 臨時手當支給ニ關シテハ各其ノ受クル俸給、給料又ハ手當支給ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ大正九年四月分ヨリ之ヲ適用ス但シ本令發布前退職（退職ト同日又ハ翌日附ヲ以テ臺灣總督府及所屬官署ニ採用セラレ現ニ在職中ノ者ヲ除ク）又ハ死亡シタル者ニ對シテハ從前ノ規程ニ依ル

本令ニ依ル支給金額從前ノ支給金額ヨリ減少スル者ニハ從前ノ額ヲ支給スルコトヲ得

○遞信官吏練習所依託生規程

大正九年五月十一日
訓令第七十二號

遞信官吏練習所依託生規程左ノ通相定ム

遞信官吏練習所依託生規程

第一章 總則

第一條 遞信官吏練習所依託生（以下單ニ依託生ト稱ス）ハ遞信省所管遞信官吏練習所ニ依託シ遞信事業ニ必要ナル特殊ノ學藝、技術ヲ練習セシムルモノトス

第二條 依託生ノ練習科目ハ行政、技術、電信ノ三科トシ行政科ニ於テハ遞信事業ニ關スル行政、技術科ニ於テハ電信、電話及電力ニ關スル學術、電信科ニ於テハ高等電氣通信術ヲ授ク

第三條 練習期間ハ行政科及技術科ハ二年電信科ハ一年トス但シ時宜ニ依リ此ノ期限ヲ變更スルコトアルヘシ

第四條 依託生在學中ノ取締ニ關シテハ總テ遞信官吏練習所長ノ定ムル所ニ依ル

第二章 入學

第五條 依託生ハ現ニ臺灣總督府遞信官署ニ奉職スル職員又ハ部外一般志願者ヨリ試驗ノ上之ヲ選拔ス

第六條 依託生トシテ入學ヲ許スヘキ者ハ左記各號ノ資格ヲ具フルモノニ限ル

一 年齡滿十七年以上二十五年以下ノ者

二 品行方正ニシテ將來永ク遞信官吏トシテ奉職スルノ志望確固タル者

三 入學中徵兵現役ニ關係ナキ者

四 體格檢查及入學試驗ニ合格シタル者

五 電信科志願者ハ現ニ電氣通信事務ニ六月以上從事スル者又ハ一年以上其ノ事務ニ從事シタル者

第七條 入學試驗ハ左ノ科目ニ就キ中學校卒業以上ノ程度ヲ以テ之ヲ行フ但シ中學校又ハ之ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シタル者ニ限リ入學試驗ヲ省略スルコトアルヘシ

行政科及技術科

一 邦語 作文、講讀、筆蹟

二 英語 英文和譯、和文英譯

三 數學 算術、代數（二次方程式迄）幾何（平面）三角術（大意）（技術科ニ限ル）

四 內外地理

五 內外歷史（行政科ニ限ル）

六 物理學

七 化學（技術科ニ限ル）

電信科

一 邦語 作文、講讀、筆蹟

二 英語 英文和譯、和文英譯

三 數學 算術、代數（一次方程式迄）

四 電氣通信術モールス機及音響機ノ和歐文通信

第八條 依託生志願者ハ志願書（書式第一號）ニ履歷書（書式第二號）ヲ添ヘ遞信局ニ提出（遞信官署ニ在ル者ハ所屬局長經由）スヘシ

第九條 依託生トシテ選拔ノ通知ヲ受ケタル者ハ速ニ身元保證人ヲ定メ誓約書（書式第三號）ヲ遞信局ニ提出スヘシ

第十條 身元保證人ハ二名トシ實價五百圓以上ノ不動產又ハ記名國債證券ヲ有スル者又ハ臺灣總督府部內ニ於ケル判任官七級俸以上ノ官吏タルヲ要ス但シ不動產又ハ國債證券ニ對シテハ相當官公署、會社、銀行等ノ證明書ヲ添附スヘシ

第十一條 身元保證人死亡シ又ハ前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ更ニ身元保證人ヲ定メ身元保證人變更屆（書式第四號）ヲ提出スヘシ

第十二條 依託生トシテ入學セシムル者ハ現ニ遞信部內ニ奉職スル者ト其ノ他ノ者トヲ論セス總テ遞信局無給雇員トシテ入學ヲ命スヘシ但シ現ニ判任官タル者ニ限リ現官ノ儘入學セシムルコトアルヘシ

第三章 給與

第十三條 依託生ニハ入學ノ月ヨリ在學中月手當四十圓內ヲ給與ス但シ前條但書ノ場合ハ入學當時ノ俸給ヲ給與スルモノトス

第十四條 依託生ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ身分ニ應シ旅費ヲ給ス

一 入學又ハ復歸ノ爲旅行ヲ命シタルトキ

二 實修又ハ卒業試驗ノ爲旅行ヲ命シタルトキ

第十五條 依託生ニハ遞信官吏練習所所定ノ制服、制帽、靴及練習用器具書籍ヲ給與又ハ貸與スルコトアルヘシ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第十六條 依託生ハ練習修了後滿五年間臺灣總督府遞信官署ニ在職スル義務アルモノトス但シ休職中ノ期間ハ此ノ年限ニ算入セス

第十七條 依託生在學中又ハ義務年限中左記各號ノ一ニ該當スルトキハ在學中給與シタル手當又ハ俸給總額ニ相當スル金額ヲ納付スル義務アルモノトス但シ事情ニ依リ其ノ分納ヲ許可シ又ハ其ノ全部若ハ一部ノ納付ヲ免除スルコトアルヘシ

一 退學ヲ命セラレ又ハ退學ヲ許可シタルトキ

二 疾病又ハ自己ノ便宜ニ因リ退官又ハ退職シタルトキ

三 兵役ニ服スル爲休職、退官又ハ退職ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ服役滿期後三月内ニ疾病又ハ自己ノ便宜ニ因リ臺灣總督府遞信官署ニ奉職セサルトキ

四 刑ノ宣告又ハ懲戒處分ニ因リ免官又ハ免職セラレタルトキ

五 臺灣總督府遞信官署以外ニ轉官又ハ轉職シタルトキ

兵役ニ服シタル者服役滿期後三月内ニ復職シタル場合ト雖其ノ服役期間ハ之ヲ前條ノ義務年限中ニ算入セス

第十八條 本令ハ無線電信講習所又ハ其ノ他ノ協會管理無線電信講習所又ハ其ノ他ノ私設講習所等ニ依託スル者ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際從來ノ依託生ニシテ現ニ在學スル者ニハ本令ヲ適用ス

（書式第一號）

遞信官吏練習所依託生志願書

私儀

依託生トシテ行政科（技術科又ハ電信科）志願ニ付試驗ノ上入學許可相成度履歷書相添此段奉願候也

年 月 日

原籍
現住所
何局勤務
官職 何 某㊞
生年月日

臺灣總督宛

（書式第二號）

履歷書

原籍
現住所
何 某
生年月日

學業

一 何年何月何日 何學校入學 何學專修又ハ修業

一 何年何月何日 何學校卒業 （卒業證書寫添付ヲ要ス

官職

一 何年何月何日 遞信事務員ヲ命ス 何 局
但日給金何 給與

一 何年何月何日 任遞信手 臺灣總督府
但月俸何圓給與

一 何年何月何日 何課何掛勤務ヲ命ス 何 局

賞罰

一 何年何月何日 事務格別勉勵ニ付慰勞トシテ金何圓給與ス

一 何年何月何日 何々ニ付文官懲戒令ニ依リ譴責ス 臺灣總督府
臺灣總督府

右之通相違無之候也

年 月 日

右 何 某㊞

（書式第三號）

誓約書

印紙

族籍何某子弟
現住所
官職 何 某
生年月日

今般依託生トシテ遞信官吏練習所何科ヘ入學許可相成候ニ就テハ御規則堅ク相守リ在學中ハ專心勉勵可致ハ勿論萬一不得已事故ニ因リ中途退學又ハ義務年限中退職シタル場合ハ身元保證人連帶ヲ以テ遞信官吏練習所依託生規程第十七條ノ金額上納ノ責ニ任スヘク候仍テ身元保證人連署誓約書提出候也

年 月 日

右 何 某㊞
原籍
現住所
官職名
身元保證人 何 某㊞
生年月日
原籍
現住所
官職名
身元保證人 何 某㊞
生年月日

臺灣總督宛

（書式第四號）

身元保證人變更屆

印紙

原籍
現住所
官職
身元保證人 何 某

今般誓約書連帶身元保證人何某死亡又ハ何々ニ付更ニ前記ノ者ヲ身元保證人ト相定メ候間及御屆候也

年 月 日

（元）遞信官吏練習所何科依託生
（何局勤務）
官職 何 何 某㊞

臺灣總督宛

私儀前書何某ノ身元保證ト相成候ニ就テハ本人連帶ヲ以テ前身元保證人ノ義務ヲ繼承シ上納金ニ關スル一切ノ事件ハ成規ノ通其ノ責ニ任シ可申候也

年 月 日

原籍
現住所
官職
身元保證人 何 某
生年月日

○監獄醫監獄看守女監取締及押丁縮直夜間勤務食料規程

大正九年五月十四日
訓令第七十三號

臺灣總督府監獄醫、監獄看守、女監取締及押丁ニシテ宿直又ハ夜間勤務ノ者ニハ左ノ區分ニ依リ食料ヲ支給ス但シ監獄長ニ於テ必要ト認ムルトキハ定額ノ範圍内ニ於テ適宜其ノ額ヲ定メ支給スルコトヲ得

奏任官待遇監獄醫	一日又ハ一夜	七十錢
判任官待遇監獄醫	同	五十錢
看守部長又女監取締部長	戒護員ハ一夜 其ノ他ノ者ハ一日又ハ一夜	四十五錢
看守及女監取締	戒護員ハ一夜 其ノ他ノ者ハ一日又ハ一夜	四十錢
押丁	一夜	三十錢

本令ハ大正九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正二年六月訓令第百三十號ハ之ヲ廢止ス

○大正九年度臺灣地方稅收支出科目表設置

大正九年五月十六日
訓令第七十四號

大正九年四月訓令第三十九號別冊大正九年度臺灣地方稅收入支出科目表中支出經常部第八款勸業費ノ末位ニ「品評會費」ノ目ヲ設置ス

○監獄所用日表樣式改正

大正九年五月十六日
訓令第七十五號

明治三十八年十二月訓令第二百四十二號監獄所用ノ帳簿、諸表及其ノ樣式ニ關スル規程別冊樣式中第八號ノ一甲號日表樣式ヲ別冊ノ通改正ス但シ別冊ハ別ニ之ヲ頒ツ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ當分ノ內從前ノ樣式ニ依ルコトヲ得

○物產檢查員服制

大正九年五月十九日
訓令第七十六號

大正二年三月訓令第五十三號中左ノ通改正ス

本令ハ大正九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

「廳警察醫」ノ次ニ「物產檢查員」ヲ加フ

○廳警察職務規程中改正

大正九年五月十九日
訓令第七十七號

大正五年八月訓令第八十四號臺灣總督府廳警察職務規程中左ノ通改正ス

第十八條中「五月一日」ヲ「六月一日」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○鐵道部職員夜勤食料支給規程

大正九年五月二十日
訓令第七十八號

臺灣總督府鐵道部職員夜勤食料支給規程左ノ通相定ム

臺灣總督府鐵道部職員夜勤食料支給規程

第一條　徹夜勤務ヲ爲シタルトキハ別表ニ依リ食料ヲ支給ス
午後十二時ヲ過クル迄引續キ勤務ヲ爲シタルトキハ徹夜勤務ト看做ス

第二條　宿泊料ノ支給ヲ受クルトキ又ハ增時給ノ支給ヲ受クル者ニハ食料ヲ支給セス

第三條　鐵道部長ハ第一條ノ定額ヲ減シ又ハ之ヲ支給セサルコトヲ得

附　則

本令ハ大正九年五月一日ヨリ之ヲ適用ス
大正八年十二月訓令第二百九號臺灣總督府鐵道部職員宿直及夜勤食料支給規程ハ之ヲ廢止ス

（別表）

區分	一夜ノ支給額
奏任官及月俸月手當百五十圓以上ノ囑託員、雇員	八十錢
判任官及月俸月手當三十五圓以上ノ囑託員、雇員	六十錢
月俸月手當三十五圓未滿ノ囑託員、雇員	五十錢
內地人傭員	四十五錢
本島人傭員	四十錢

○專賣局職員徹夜食料支給規程

大正九年五月二十一日
訓令第七十九號

臺灣總督府專賣局職員徹夜食料支給規程左ノ通相定ム

臺灣總督府專賣局職員徹夜食料支給規程

第一條　徹夜勤務ヲ爲シタルトキハ別表ニ依リ食料ヲ支給ス

第二條　旅費ノ支給ヲ受クル者ニハ食料ヲ支給セス

第三條　專賣局長ハ第一條ノ定額ヲ減シ又ハ之ヲ支給セサルコトヲ得

附　則

本令ハ大正九年五月一日ヨリ之ヲ適用ス
大正八年十二月訓令第二百十號臺灣總督府專賣局職員宿直及工場夜勤食料支給規程ハ之ヲ廢止ス

（別表）

區分	一夜ノ支給額
判任	六十錢
官囑託員、雇員	五十錢
內地人事務傭員及助手	四十錢
本島人事務傭員及助手	三十錢

○學校及監獄職員人徒旅費規程廢止

大正九年五月二十一日
訓令第八十號

明治二十九年十二月訓令第百五十號、明治三十一年八月訓令第二百三十九號、明治三十六年二月訓令第二十二號直轄學校生徒修學旅行引率職員旅費規程及大正二年十一月訓令第二百五十三號ハ之ヲ廢止ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○臺灣地租規則取扱心得中改正

大正九年五月二十二日
訓令第八十一號

明治三十八年十二月訓令第十九號臺灣地租規則取扱心得中左ノ通改正ス

第二條第一項ノ「畦畔」ノ下ニ「步道」ヲ加ヘ同第二項ヲ左ノ如ク改ム

臺灣家屋建築規則ニ依リ設ケタル步道ハ地圖ニ點線ヲ以テ本地ト步道トノ區分ヲ表示シ土地臺帳ニ其ノ甲數ノ內譯ヲ附記スヘシ

第二條ノ二　臺灣地租規則第三條ノ二第二項ノ願書ヲ受理シタルトキハ實地ヲ檢查シ必要ト認ムル期間ニ限リ之ヲ許可スヘシ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第五條ノ二中「鐵舗アル」ノ下ニ「倉庫又ハ」ヲ加フ

第十一條第一項但書中「及第五號」ヲ「第五號及第七號」ニ改ム

第十二條中「無租地地目變換」ヲ「無租地異動」ニ改メ「地域變更」ノ下ニ「步道異動」ヲ加フ

第十二條ノ二中「權利移轉」ノ下ニ「登記」ヲ加フ

第十三條中「賦除租洩ノ土地」ヲ「既往年ニ遡リ地租ノ追徵ヲ要スルモノ」ニ改ム

第十四條中「前六條」ヲ「前七條」ニ改メ「第二十六條」ノ下ニ「第二十九條第二項」ヲ加フ

第十五條第一項第十一號中「又ハ埋立開墾地」ヲ削リ同第二項中「第五號、第六號及第八號」ヲ「第一項第八號及同第十四條ノ二」ニ改ム

第十五條ノ二　道路、鐵道線路、溝渠、用惡水路又ハ堤防トナリタル爲土地ヲ分割スルトキハ地盤測量後測量原圖ニ依リ實地檢査ヲ爲スモ妨ナシ

第十五條ノ五第一項中「及第十五條ノ二但書」ヲ削ル

第十七條ノ二第二項ヲ左ノ如ク改ム

概況圖ハ測量原圖ト同時ニ之ヲ提出スヘシ

第二十條　前二條ノ場合ニ於テ事實ノ明ナルモノハ立會ヲ省略スルコトヲ得

前條各號ノ場合ニ於テ後日境界ニ紛爭ヲ生スル虞アルモノハ其ノ立會者ヲシテ利害關係地ノ座落、地番、地目及四隣地トノ境界ヲ表シタル書面又ハ書面及略圖ヲ差出サシメ當該願屆書若ハ調書ニ添附スヘシ

第二十一條第三項ヲ左ノ如ム

當該廳管内ニ在ル等則以外ニ等則ヲ詮定セムトスルトキハ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條ノ二　左ニ揭クルモノハ地域變更トシテ處理スルコトヲ得但シ業主權移轉又ハ別等則ノ詮定ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　道路、鐵道線路、溝渠、用惡水路、河川、堤防、崖岸等ノ新設、廢止變更等ニ因リ本地ノ境域ニ變更ヲ生シタルトキ

二　有租地成、修正租地成、無租地成、無租地異動、步道異動荒地開墾免租滿期地、荒地開墾免租滿期地異動ニシテ業主及典主同一ナル地番ノ境域ニ變更ヲ生シタルトキ

三　開墾地カ隣接地ト業主及典主ヲ同シクスル場合ニ於テ其ノ區域カ狹小ナルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テ一地番ノ土地ヲ分割シ若ハ數地番ノ土地ヲ合併スルノ必要ヲ生シタルトキハ分割又ハ合併ヲ爲シ地域變更ノ手續ヲ爲スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ其ノ土地カ有租地成、修正租地成、無租地成、無租地異動、步道異動、荒地開墾免租滿期地、荒地開墾免租滿期地異動ノ手續ニ依リ處理スヘキモノナルトキハ其ノ土地ニ對シテハ地域變更ノ手續ヲ爲サヽルモノトス

第二十六條ノ二中「建物敷地」ノ下ニ「又ハ祠廟敷地」ヲ加フ

第二十九條第一項第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　臺灣地租規則施行規則第十四條第一項第七號ノ場合ニ對スル分割ノ申告ヲ爲シタルモノニシテ之ヲ是認シ難キモノ

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

開墾免租年期付與願ヲ却下シタルトキハ有租地成又ハ開墾ノ申告ヲ爲サシムヘシ

第三十條第二項ヲ左ノ如ク改ム

土地ノ異動ヲ發見シタル場合ニ於テ申告義務者カ未定、所在不明又ハ申告ヲ肯セサルトキハ實地檢査ノ際當該申告者ニ準シ調書ヲ作製シ其ノ事由ヲ記入スヘシ

第三十三條　實地檢査及測量ハ定期檢査、地押調査、臨時檢査及分割地檢査ニ區分シ之ヲ施行スヘシ

定期檢査ハ左ノ期間ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ荒地及開墾免租滿期地ハ滿期年ノ翌年前期ニ於テ之ヲ爲スヘシ

前期　自二月一日至五月末日

後期　自八月一日至十一月末日

地押調査ノ時期ハ別ニ定ムル所ニ依ルヘシ

臨時檢査ハ必要ニ由リ之ヲ施行シ其ノ着手前事由ヲ具シ臺灣總督ニ報告スヘシ

分割地檢査ハ臺灣地租規則施行規則第十四條第一項第五號、第六號、第八號同條第二項後段ノ場合ニ對スル分割地及之ニ伴フ異動地ノ檢査又ハ測量トシ凡ソ二箇月每ニ一回施行ノ割合ヲ以テ豫メ時期ヲ定メ認可ヲ受クヘシ但シ認可以外ノ時期ト雖定期檢査、地押調査又ハ臨時檢査ニ於テ本項ノ檢査又ハ測量ヲ爲スヲ妨ケス

定期檢査ノ時期ヲ變更セムトスルトキハ一箇月前ニ事由ヲ具シ其ノ旨臺灣總督ニ報告スヘシ但シ一箇月前ニ報告スルコト能ハサリシトキハ其ノ事由ヲ具シ直ニ報告スヘシ

第三十五條第二項中「無租地地目變換」ヲ「無租地異動、步道異動」ニ、同第五項ノ「荒地免租滿期地地目變換」ヲ「荒地免租滿期地異動、步道異動」ニ改メ但書ヲ削リ同第六項中「地域變更」ノ下ニ「、步道異動」ヲ加ヘ同第七項中「等則更正」ヲ削リ「地域變更」ノ下ニ、「步道異動」ヲ及同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

等則ノ異ナル土地ヲ合併シタルトキハ元地ノ等則、地租ヲ合併地ノ等則、地租トシ第十四號樣式ノ六ニ依リ調書ヲ作製シ等則更正ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十六條第一項各號ヲ左ノ如ク改ム

一　分割地檢査、臨時檢査又ハ檢査及測量ヲ要セサルモノハ其ノ時

二　定期檢査及地押調査ニ係ルモノハ檢査ヲ終了シタルトキ但シ其ノ一庄又ハ數庄分終了每ニ隨時處理スルモ妨ナシ

同條第二項中「土地ニ關シテ」ヲ「分割地」ニ改ム

第二十七條第二項中「修正シ」ノ下ニ「更正シ」ヲ加フ

第三十七條ノ二　臺灣地租規則施行規則第四條ノ三及官有財產取扱手續第六條第二項ノ規定ニ依ル通知ハ其ノ處分ノ時時速ニ之ヲ爲スヘシ

第三十八條ノ二　削除

第四十二條第一項第四號ヲ左ノ如ク改メ第六號ヲ削ル

四　業主、永代借地權者、典主、管理人ノ住所氏名ノ變更又ハ更正

第四十六條中「灌漑地臺帳登錄ノ通知ヲ受ケタル」ヲ「灌漑地臺帳ニ登錄シタ

ル」ニ改ム

第四十七條第一項中「第二項」ヲ「第三項」ニ「地方稅經濟」ヲ「地方費區」ニ改ム

附屬樣式中別記ノ如ク改ム

附　則

本令ハ大正九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

分割地ニ關シ從前ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル檢查又ハ測量ノ時期ハ本令ニ依ル分割地檢查ノ時期ト看做ス

本令施行前ニ受理シタル分割地ノ申告又ハ請求ニ對シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

（別記）

第一號樣式凡例土地臺帳第六項中「地方稅經濟」ヲ「地方費區」ニ「第二」ヲ「第二又ハ第三」ニ、同第七項、第七項ノ三及第八項中「地方經濟」ヲ「地方費區」ニ、同第十五項中左ノ如ク改メ號ヲ削ル

チ　土地臺帳記名者ノ住所氏名ニ變更ヲ生シタルトキハ「轉住」「改名」

リ　土地臺帳記名者ノ住所氏ニ誤謬アリテ之ヲ更正スルトキハ「住所訂正」「氏名訂正」

ヌ　前二號ノ場合ニ於テ其ノ記名者カ典主ナルトキハ「典主」管理人ナルトキハ「管理人」典主ノ管理人ナルトキハ「典主管理人」ト各其ノ事故ニ冠記スヘシ

ル　管理人ノ變更ハ業主ノ管理人ハ「管部變更」典主ノ管理人ハ「典主管理變更」

同樣式土地臺帳三番地ノ例中摘要欄ニ朱線二條ヲ以テ抹消シタル「圖書館用地」ヲ沿革欄二行目「地目變換」ノ下ニ「及公共用地成」ヲ同三行「地目變換」ノ下ニ「成公共用廢止」ヲ加フ

同七番地ノ例中沿革欄一行目「開墾」ノ下ニ「成功」ヲ加フ

同八番地ノ例中「建物敷地」ヲ「祠廟敷地」ニ改ム

同三一番地ノ例ヲ削ル

同三二番地ノ例中則別欄ニ「五十一則」ヲ地租欄ニ「圓三〇〇」ヲ、沿革欄「開墾」ノ上ニ「三十八年」ヲ加フ

同三〇番地ノ例例中「埋立」ヲ削ル

同三五番地ノ例中「拂下」ヲ「業主權移轉」ニ改ム

同三七番地ノ例中「買上」ヲ「業主移轉」ニ改ム

同三八番地ノ例中「建物敷地」ヲ「池沼」ニ改ム

同住所氏名記載ノ例、業主權ノ移轉、典權ノ設定移轉及消滅竝管理人變更ノ例、典主又ハ管理人誤謬刪除ノ例及連名簿ヲ要スルノ例ヲ削ル

同樣式連名簿中「賣渡」「贈與」「買得」「受贈」「賣買」「贈與」ヲ「業主權移轉」ニ、「轉典」ヲ「典權移轉」ニ「共業權賣渡」「共業權買得」ヲ「共業權移轉」ニ改メ一四番地ノ例中上段年月日初行ノ右肩ヨリ上段末行左下ニ至ル朱ノ斜線二條ヲ施ス

第二號樣式凡例中第三項但書ヲ削リ有租地集計簿中「建物敷地」ヲ「祠廟敷地」ニ改ム

第三號樣式中「建物敷地」ヲ「祠廟敷地」ニ「地方稅經濟」ヲ「地方費區」ニ改ム

第四號樣式ノ一凡例第二項ニ號中「埋立開墾ヲ含ム」及第四項ヲ削ル

第九號離形中「月日」ヲ削ル

第十號樣式ノ一凡例第二項中左ノ如ク改メ五號乃至第八項ノ三ヲ削ル

チ　無租地異動

リ　開墾

ルノ二　步道異動

ヨノ二　等則更正

レ　納稅管理人及土地事務代理人設定變更

ツ　住所氏名訂正

同樣式口座例中處分月日欄ノ下「登記官廳ヘ異動通知月日」「登記官廳ヘ異動通知筆數」圖ヲ削ル

第十三號樣式備考第一項中「及甲數ニ增減ナキモノ」及第二項ヲ削ル

第十四號樣式ノ一

何年中既往ニ遡リ賦租（又ハ修正增租）調書　　何堡何庄

土名	地番	等則	地目	甲數	內譯甲數 本地	內譯甲數 步道	地租（又ハ修正增租）	溯及追徵 年	溯及追徵 地租	摘要	納租人 住所氏名
				甲	甲	甲	円		円		

右之通候也

年　月　日　　　官　氏　名印

備考

一　摘要欄ニハ開墾、地目變換、業主權移轉又ハ公用廢止等ノ年月及事故其ノ他必要ノ事項ヲ記入スヘシ

二　等則、地目、甲數ハ賦租又ハ修正後ノモノヲ記入スヘツ

第十四號樣式ノ二及第十四號樣式ノ三ヲ削ル

第十五號樣式ノ一備考第三項中「地方稅經濟」ヲ「地方費區」ニ改ム

第十五號樣式ノ二ノ二

何年中無租地組替集計表　　何堡何庄

摘要	地目	甲數	組替 元	組替 更訂	備考
		甲			
合計					

第十五號式ノ九中「何年中開墾」ノ下「及埋立開墾地」及備考第二項中「又ハ埋立開墾ヲ削ル

第十五號樣式ノ九ノ二中「何年中地域變更」ノ下ニ（又ハ步道異動若ハ地盤量測誤謬ノ訂正）ヲ加フ

第十五號樣式ノ十ヲ削ル

第十五號樣式ノ

第十五號樣式ノ十三及第十五號樣式ノ十四ヲ削ル

第十九號樣式凡例中左ノ如ク改ム

第一項八號中「各號」ヲ削ル

四ノ二　地域ニ異動ヲ生シタルモノハ其ノ部分ノ舊區域線ヲ朱線ニテ表示スヘシ但シ其ノ異動カ多數筆連續セルモノハ之カ表示ヲ要セス

四ノ三　分割後荒地成、河川成ノ處理ヲ爲スヘキモノハ點線ヲ以テ舊區域ヲ表示シ第一項各號ノ事項ハ左ノ區域內ニ記入スヘシ

四ノ五　異動地一筆ノ區域廣大ニシテ一葉ニ描畫シ得サルトキハ異動區域ノ明瞭ナルモノニ限リ一葉內ニ描畫シ得ル地域ノミヲ描畫スルモ妨ケナシ

五　臺灣家屋建築規則ニ依リ設ケタル歩道ハ點線ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

十二ノ二　分割後異動ノ處理ヲ爲スヘキ土地又ハ賣買其ノ他權利關係ノ必要ニ依リ分割シタル土地ハ其ノ地番、筆數ヲ異動種目相當欄ニ括弧ヲ附シ再揭スヘシ

同樣式概況異動目中「無租地地目變換」ヲ「無租地ノ異動」ニ改メ「地盤測量誤謬訂正」ノ次ニ「免租地成」「免租滿期」「歩道ノ異動」「權利關係分割」「行政區劃及土名變更分割」ノ五種目ヲ加フ

何年中既往ニ遡リ賦租(又ハ修正增租)集計表　何堡何庄

摘要	地目	甲數	內譯甲數		追徵地租	備考
			本地	歩道		
		甲	甲	甲	円	
合計						

○臺灣總督府文官服裝規程中改正

大正九年五月二十八日
訓令第八十二號

明治四十四年五月訓令第八十七號臺灣總督府文官服裝規程中左ノ通改正ス

第四條　夏衣及夏袴ハ炎暑ノ際之ヲ著用スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ何レノ服裝ニ在リテモ帽ニ日覆ヲ附スルモノトス

第五條　「ヘルメツト」帽ハ炎暑ノ際常裝ニ限リ之ヲ用ウルモノトス但シ鼠色ノ夏衣夏袴ヲ著用スルトキハ鼠色ノ日覆ヲ附スルモノトス

第六條中「著用スルコトヲ得」ノ下ニ「此ノ場合ニ於テハ帽ニ日覆ヲ附スルモノトス」ヲ加フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○遞信局、郵便局、燈臺、測候所夜勤食料支給規程

大正九年五月二十九日
訓令第八十三號

臺灣總督府遞信局、郵便局、燈臺、測候所夜勤食料支給規程左ノ通相定ム

臺灣總督府遞信局、郵便局、燈臺、測候所夜勤食料支給規程

第一條　臺灣總督府遞信局、郵便局、燈臺、及測候所職員ニシテ徹夜勤務ヲ爲シタルトキハ別表ニ依リ食料ヲ支給ス

午後十二時ヲ過クル迄引續キ勤務ヲ爲シタルトキハ徹夜勤務ト看做ス

第二條　宿泊料ノ支給ヲ受ケタルトキ又ハ增時給ヲ受クル者ニハ食料ヲ支給セス

第三條　遞信局長ハ第一條ノ定額ヲ減シ又ハ之ヲ支給セサルコトヲ得

附　則

本令ハ大正九年五月一日ヨリ之ヲ適用ス

(別表)

區分	奏任官及月俸月手當百五十圓以上ノ囑託員、雇員	判任官及月俸月手當三十五圓以上ノ囑託員、雇員	月俸月手當三十五圓未滿又ハ日給ノ囑託員、雇員	內地人傭員	本島人傭員
一夜ノ支給額	八十錢	六十錢	五十錢	四十五錢	四十錢

○營林局職員夜勤食料支給規程

大正九年五月二十九日
訓令第八十四號

臺灣總督府營林局職員夜勤食料支給規程左ノ通相定ム

臺灣總督府營林局職員夜勤食料支給規程

第一條　徹夜勤務ヲ爲シタルトキハ別表ニ依リ食料ヲ支給ス

午後十二時ヲ過クル迄引續キ勤務ヲ爲シタルトキハ徹夜勤務ト看做ス

第二條　旅費ノ支給ヲ受ケ又ハ歩增若ハ功程拂給料ノ支給ヲ受クルトキハ食料ヲ支給セス

第三條　營林局長ハ第一條ノ定額ヲ減シ又ハ之ヲ支給セサルコトヲ得

附　則

本令ハ大正九年五月一日ヨリ之ヲ適用ス

大正八年十二月訓令第二百十九號臺灣總督府營林局職員夜勤食料支給規程ハ之ヲ廢止ス

(別表)

區分	奏任官月俸又ハ月手當百五十圓以上ノ囑託員、雇員	判任官月俸又ハ月手當三十五圓以上ノ囑託員、雇員	月俸又ハ月手當三十五圓未滿ノ囑託員、雇員。日給ノ囑託員、雇員	內地人傭員	本島人傭員
一夜ノ支給額	八十錢	六十錢	五十錢	四十五錢	四十錢

○臺灣總督府特別會計大正八年度豫備金外支出

大正九年五月十五日
官　報

臺灣總督府特別會計大正八年度豫備金外支出

一金三萬圓　在監人費

一金五萬七千六百五十四圓　爲替貯金受拂費

一 金二百四十八萬四千七百九十五圓　專賣品賠償及購買費
一 金四萬千七百四十五圓　臺灣總督府度量衡材料購買費
一 金二十五萬六千六百五十六圓　臨時手當補足
一 金十八萬千九十三圓　通信費補足
一 金二百二十四萬二百三十六圓　鐵道作業費補足
一 金七十三萬千七百五十九圓　專賣局費補足
一 金十二萬千五十四圓　地方費補助補足

物價騰貴ノ爲在監人費ノ豫算ニ不足ヲ生シタルト其ノ他三件ニ於テ豫算超過支出ヲ要シ又下級判任官以下ニ對シ臨時手當增給ノ必要アリ之カ爲臨時手當補足ヲ要シタルト其ノ他四件ニ於テ豫算外支出ヲ要シタル處大正八年度臺灣總督府特別會計第一、第二豫備金豫算拂切リトナリタルニ付前記金額同府特別會計剩餘金ヨリ支出ノ儀勅裁ヲ經タリ

○高等官官等俸給令中改正

大正九年四月二十七日
勅令第百二十三號

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「圖書監査官」ヲ削ル

第十七條中「圖書官」ヲ「圖書監修官」ニ改ム

第二十七條中「圖書監査官」ヲ削ル

別表第一表文部省ノ部中實業學務局長ノ項ノ次ニ左ノ如ク加ヘ圖書監査官ノ項ヲ削ル

		圖書局長				

附　則

本令ハ公市ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○高等官官等俸給令中改正

大正九年五月八日
勅令第百二十八號

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條中「遞信監察官」ノ次ニ「電氣局書記官」及「管船局書記官」ヲ加ヘ「戰時船舶管理局事務官」ヲ削ル

第十五條中「大藏省臨時調査局事務官」及「遞信省臨時調査局事務官」ヲ削ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○臺灣總督府部內臨時職員設置制

大正九年五月十二日
勅令第百三十二號

朕臺灣總督府部內臨時職員設置制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

臺灣總督府部內臨時職員設置制

第一條　臺灣總督府ニ左ノ職員ヲ增置ス

一　國勢調査ニ關スル事務ニ從事スル者
　統計官　專任一人　奏官
　屬　專任十人

二　區ノ制度調査ニ關スル事務ニ從事スル者
　屬　專任二人

三　地租調査ニ關スル事務ニ從事スル者
　稅務官　專任一人　奏任
　技師　專任一人
　屬
　技手 }　專任五十七人

四　海洋調査ニ關スル事務ニ從事スル者
　技手　專任二人

五　畜業奬勵ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任二人
　屬
　技手　專任八人

六　茶業奬勵ニ關スル事務ニ從事スル者
　屬　專任一人
　技手　專任四人

七　蔗苗養成ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任一人
　屬　專任四人
　技手　專任九人

八　蔗苗檢査ニ關スル事務ニ從事スル者
　技手　專任二人

九　包席草養成ニ關スル事務ニ從事スル者
　技手　專任二人

十　緬羊飼育試驗ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任二人
　屬　專任一人
　技手　專任五人

十一　鑛業ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任一人
　屬　專任二人
　技手　專任五人

十二　織物及地質ノ調査ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任一人
　技手　專任二人

十三　林野其ノ他ノ土地整理ニ關スル事務ニ從事スル者
　事務官　專任一人
　技師　專任一人
　屬
　技手 }　專任六十八人

十四　排水其ノ他ノ土地改良ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任一人
　屬
　技手 }　專任七人

十五　水利及港灣ニ關スル事務ニ從事スル者
　事務官　專任二人
　技師　專任十四人內一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
　屬　專任三十人
　技手　專任四十人

十六　河川事業ニ關スル事務ニ從事スル者
　屬　專任六人

第二條　樟樹調査ニ關スル事務ニ從事セシムル爲臺灣總督府專賣局ニ左ノ職員ヲ增置ス
　書記
　技手 }　專任七人

第三條　臺灣總督府營林局ニ左ノ職員ヲ增置ス

一　林業試驗ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任二人
　書記　專任二人
　技手　專任五人

二　保安林ニ關スル事務ニ從事スル者
　書記　專任一人

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三　林野取締ニ關スル事務ニ從事スル者
　技手　專任四人
第四條　臺灣總督府地方廳ニ左ノ職員ヲ增置ス
一　林野其ノ他ノ土地整理ニ關スル事務ニ從事スル者
　事務官　專任一人
　技師　專任一人
　書記　專任三人
　技手　專任三人
　屬　專任八人
二　林野取締ニ關スル事務ニ從事スル者
　屬　專任十一人
　技手　專任十二人
　林務手　專任百四十二人　判任

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス
明治四十四年勅令第百七十一號
明治四十五年勅令第百十二號
大正二年勅令第三百號
大正三年勅令第五十八號
大正四年勅令第百十九號
大正六年勅令第二百十號
太正六年勅令第二百三十一號
大正七年勅令第三十五號
大正七年勅令第百二十八號
大正七年勅令第百六十五號
大正七年勅令第百六十六號
大正七年勅令第二百三十三號
大正七年勅令第二百三十四號
大正七年勅令第二百三十五號
大正八年勅令第百二十五號
大正八年勅令第百七十六號
大正八年勅令第二百十四號
大正八年勅令第二百四十四號
大正八年勅令第三百十三號
大正八年勅令三百十五號
本令施行ノ際現ニ臺灣總督府ノ統計官、稅務官又ハ廳林務手ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令書ヲ用キス各臺灣總督府ノ統計官、稅務官又ハ廳林務手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

○拓殖局官制中改正

大正九年五月十五日號外
勅令第百四十六號

朕拓殖局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

拓殖局官制中左ノ通改正ス
第一條中「外交」ノ下ニ「並南滿洲鐵道株式會社ノ鐵道及航路」ヲ加フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○高等官官等俸給令中改正

大正九年五月十五日號外
勅令第百五十七號

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス
第七條中「鐵道院總裁」ヲ「國勢院總裁」ニ改ム
第八條中「製鐵所技監」ノ次ニ「鐵道技監」ヲ「法制局參事官」ノ次ニ「各省參事官」ヲ「航路標識管理所長」ノ次ニ「鐵道局長」ヲ加ヘ「軍需局長」ヲ「國勢院部長」ニ改メ「鐵道院副總裁」、「鐵道院技監」「各省參政官」「內閣統計局長」「鐵道院理事」及「各省副參政官」ヲ削ル
第九條ノ四中「軍需局長、鐵道院理事」ヲ「國勢院部長」ニ改メ「內閣統計局長」及同條第一項但書ヲ削ル
第十四條中「遞信局事務官」ノ次ニ「鐵道局參事」ヲ加ヘ「軍需局書記官」ヲ「國勢院書記官」ニ改メ「鐵道院參事」及「鐵道院總裁祕書」ヲ削ル
第十六條中「通信副事務官」ノ次ニ「鐵道省事務官」及「鐵道局副參事」ヲ加ヘ「軍需局事務官」ヲ「國勢院事務官」ニ改メ「鐵道院副參事」ヲ削ル
第十七條中「內閣統計官」ヲ「國勢院統計官」ニ改ム
第二十條中「通信事務官補」ノ次ニ「鐵道局參事補」ヲ加ヘ「鐵道院參事補」ヲ削ル
別表第一表內閣ノ部中拓殖局次長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ統計局長、軍需局長、鐵道院總裁及鐵道院理事ノ各項ヲ削ル

國勢院總裁	國勢院部長

同表外務省ノ部中條約局長、內務省ノ部中衛生局長、大藏省ノ部中銀行局長、陸軍省ノ部中陸軍大臣、海軍省ノ部中海軍大臣、司法省ノ部中監獄局長、文部省ノ部中宗教局長、農商務省ノ部中水產局長及遞信省ノ部中經理局長ノ各項ノ次ニ各左ノ一項ヲ加ヘ各省ノ部中各省ノ參政官及各省ノ副參政官ノ各項ヲ削ル

參事官

同表中遞信省ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

鐵道省		
鐵道大臣	鐵道次官	同上
		監督局長
		運輸局長
		建設局長
		工務局長
		工作局長
		經理局長
		參事官
		鐵道局長

同表技術官ノ部中製鐵所技監ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加鐵道院技監ノ項ヲ削ル

鐵道技監	同上		陸地測量師	同上	同上	同上	同上

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ内閣統計局長、軍需局長又ハ鐵道院理事ノ官ニ在ル者ノ内閣統計局長軍需局長又ハ鐵道院理事トシテノ高等官二等ノ在職ハ高等官官等俸給令第九條ノ四第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條第一項ニ揭クル各官ノ高等官二等ノ在職ト看做ス

○辯護士タル者判檢事ニ任用ノ場合ニ於ケル官等ニ關スル件

大正九年五月十五日號外
勅令第百五十八號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ辯護士タル者ヲ判事檢事ニ任用スル場合ニ於ケル官等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條　辯護士タル者ヲ判事又ハ檢事ニ任用スル場合ニ於ケル初敍官等ハ辯護士ノ實務ニ從事スルコト六年ニ及フ者ハ高等官五等以下トシ其ノ年數三年ヲ加フル毎ニ一等ヲ進ムルコトヲ得

第二條　前ニ高等文官ノ職ニ在リタル者ニ付テハ退官又ハ退職後辯護士ノ實務ニ從事スル年數三年ニ付其ノ退官又ハ退職ノ時ニ於ケル官等ニ一等ヲ進ムルコトヲ得

前項ノ規定ハ高等官官等俸給令第四條第二項及第三項ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

高等官官等俸給令第四條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ再任ノ場合ニ敍シ得ル官等ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ退官又ハ退職ノ時ニ於ケル官等ト看做ス

明治三十六年勅令第二百八十五號ノ特別文官ノ職ニ在リタル者ノ轉任又ハ再任ノ場合ニ於テ同令ニ依リ敍シ得ル官等ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ退官ノ時ニ於ケル官等ト看做ス

第三條　本令ニ依ル判事又ハ檢事カ判事又ハ檢事ニ轉任又ハ再任スル場合ニ於テハ明治三十六年勅令第二百八十五號ノ規定ヲ適用セス

第四條　本令ハ親任判事ニ之ヲ適用セス

第五條　本令ハ辯護士タル者ヲ朝鮮總督府ノ判事檢事又ハ臺灣總督府法院若ハ關東廳法院ノ判官檢察官ニ任用スル場合ニ於ケル官等ニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○文官任用令中改正

大正九年五月十五日號外
勅令第百五十九號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條但書ヲ削ル

第三條ノ二　左ニ揭クル勅任文官ハ前二條ノ規定ニ依ル資格ヲ有セサルモ各其ノ職務ニ必要ナル學識、技能及經驗ヲ有スル者ヨリ高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

製鐵所長官
海外駐劄財務官
製鐵所次長
專賣局長官
國勢院部長
印刷局長
造幣局長
專賣局長
千住製絨所長
維新史料編纂事務局長
朝鮮總督府營林局長
朝鮮總督府平壤鑛業所長
臺灣總督府專賣局長
臺灣總督府營林局長

第六條中「三年以上」ヲ「二年以上」ニ「五年以上」ヲ「四年以上」ニ改ム

第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

學校長ハ前項ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○奏任文官特別任用令

大正九年五月十五日號外
勅令第百六十號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ奏任文官特別任用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

奏任文官特別任用令

左ニ揭クル奏任文官ハ五年以上判任以上ノ官ニ在職シテ行政事務ニ從事シ判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨリ高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

外務省警視
造神宮主事
明治神宮造營局主事
專賣局副參事
專賣局參事補
主稅局事務官
稅務監督局事務官
司稅官
副司稅官
關稅官
監獄事務官
裁判所書記長
典獄
典獄補
製鐵所副參事
山林事務官補
度量衡事務官
爲替貯金局副事務官
遞信局副事務官
通信副事務官
爲替貯金局事務官
遞信局事務官補
通信事務官補
遞信事務官
鐵道省事務官
鐵道局副參事
鐵道局參事補
朝鮮總督府醫院事務官
朝鮮總督府道警視
朝鮮總督府遞信副事務官
朝鮮總督府遞信事務官補
朝鮮總督府裁判所書記長
朝鮮總督府典獄
朝鮮總督府高等土地調査委員會事務局副事務官
朝鮮總督府濟生院主事
朝鮮總督府府尹
朝鮮總督府事務官
朝鮮總督府郡守
朝鮮總督府島司
臺灣總督府典獄
臺灣總督府典獄補
臺灣總督府醫院事務官
臺灣總督府稅務課
臺灣總督府稅關事務官
臺灣總督府稅關監視官
臺灣總督府專賣局腦監督官
臺灣總督府覆審法院書記長
臺灣總督府通信事務官

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣總督府通信事務官補
臺灣總督府鐵道部事務官補
臺灣總督府警察官及司獄官練習所舍監
臺灣總督府廳長
臺灣總督府廳事務官
臺灣總督府廳警視
臺灣總督府蕃務警視
關東廳警視
關東廳典獄
關東廳通信事務官
關東廳通信事務官補
關東廳事務官補
樺太廳事務官
樺太廳鐵道事務官
樺太廳通信事務官ノ
樺太廳支廳長
貴族院守衛長
衆議院守衛長
警視廳消防部長
警視廳消防司令
警視廳北海道廳及府縣警視　監察官ニ補スヘキ警視、廳警視及大阪府警視、刑事勤務ノ警視廳警視、消防勤務ノ大阪府警視並警察署長ニ補スヘキ警視ニ限ル
北海道廳及府縣理事官
北海道廳支廳長
島司
郡長

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス但シ判任官ノ特別任用ニ關シテハ仍從前ノ特別任用ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル
鐵道院職員特別任用令
大正七年勅令第二百九十四號
明治三十年勅令第百三號
大正四年勅令第七十七號
大正二年勅令第二百七十八號
專賣局職員特別任用令
大正七年勅令第二百七十三號
税務監督局及税務署職員特別任用令
大正八年勅令第三百三十六號
明治三十年勅令第二百五十五號
明治三十年勅令第二百二十二號
監獄職員特別任用令
大正二年勅令第二百三十七號
大正三年勅令第六十九號
明治三十一年勅令第十八號
明治四十年勅令第二百七十五號
大正八年勅令第二百四十二號
爲替貯金局及地方遞信官署職員特別任用令
大正五年勅令第三十二號
明治二十九年勅令第百五十六號
朝鮮總督府及所屬官署職員特別任用令
大正七年勅令第百六十九號
明治四十三年勅令第三百二號
朝鮮總督府遞信官署職員特別任用令
朝鮮總督府裁判所書記長及裁判所書記特別任用令
朝鮮總督府典獄及看守長特別任用令
大正七年勅令第三百七十九號
大正二年勅令第百一號
朝鮮總督府地方廳職員特別任用令
明治四十三年勅令第百七十九號
明治四十五年勅令第五十四號
明治四十四年勅令第二百五十九號
臺灣總督府監獄職員特別任用令
明治三十九年勅令第百十五號
明治三十七年勅令第百二十五號
臺灣總督府税關事務官税關監視官特別任用令
大正八年勅令第三百一號
明治四十一年勅令第百五號
臺灣總督府通信事務官通信事務官補特別任用令
大正八年勅令第三百二十八號
明治四十四年勅令第二百六十五號
臺灣總督府作業所事務官特別任用令
臺灣總督府師範學校長臺灣總督府中學校長
臺灣總督府高等女學校長臺灣公立高等普通學校長及臺灣公立女子高等普通學校長特別任用令
大正八年勅令第七十六號
大正八年勅令第七十五號
大正八年勅令第七十七號
大正八年勅令第七十九號
大正七年勅令第二百八十九號
明治三十三年勅令第三百十號
臺灣總督府地方職員特別任用令
臺灣總督府廳事務官及廳警視特別任用令
大正四年勅令第百三十五號
關東都督府職員特別任用令
大正八年勅令第二百九十八號
旅順工科學堂學長特別任用令
明治四十三年勅令第百八十號
樺太廳及所屬官署職員特別任用令
大正五年勅令第百五十一號
警視廳職員特別任用令
大正二年勅令第二百三十號
明治三十二年勅令第三號
明治四十年勅令第二百七十四號
大正七年勅令第百五十號
府縣立師範學校長特別任用令

○任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正

大正九年五月十五日號外

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

勅令第百六十二號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通改正ス

第一條　左ニ揭クル諸官ニハ文官任用令、文官分限令竝高等官官等俸給令第四條及第五條ノ規定ヲ適用セス
内閣書記官長
法制局長官
拓殖局長官
各省次官
内務省警保局長
勅任ノ各省參事官
警視總監
貴族院書記官長
衆議院書記官長
秘書官

第二條中「教官」ヲ「學校長、教官」ニ改メ「特別ノ學術技藝ヲ要スル文官」ノ下ニ「文官任用令第三條ノ二ニ揭クル勅任文官勅任外交官及勅任領事官」ヲ加フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約ニ依ル財産處理ニ關スル件

大正九年五月二十六日
勅令第百七十一號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ同盟及聯合國ト獨逸國等トノ平和條約ニ依ル財産處理ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第一條　獨逸國又ハ其ノ國人若ハ法人ニ屬スル政府管理財産ヲ以テ同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約第二百九十七條ニ規定スル支拂ニ充ツルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　前條ノ政府管理財産ノ上ニ存スル抵當權、質權其ノ他ノ擔保權ヲ實行セムトスルトキハ其ノ擔保權者ハ第三條乃至第六條ノ規定ニ依リテ之ヲ爲スヘシ

第三條　前條ノ擔保權者ハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ其ノ擔保權ヲ特殊財産管理局ニ屆出ツヘシ

前項ノ規定ニ依ル屆出ニハ擔保權ノ性質及原因竝債權ノ額ヲ表示シ且證據書類又ハ其ノ謄本ヲ提出スヘシ

第四條　前條ニ規定スル期間ヲ經過シタル後屆出ヲ爲シタル擔保權者ハ擔保權ノ目的タリシ財産ノ殘餘價額ノ限度ニ於テノミ政府管理財産ニ付擔保權ヲ實行スルコトヲ得

第五條　第二條ノ擔保權ハ辨濟期ニ至ラサル債權、條件附債權又ハ存續期間ノ不確定ナル債權ニ付テモ之ヲ實行スルコトヲ得

條件附債權又ハ存續期間ノ不確定ナル債權ニ付テハ擔保權ノ實行ハ特殊權利審査會ニ於テ選任シタル鑑定人ノ評價額ニ從ヒテ之ヲ爲スヘシ

第六條　特殊財産管理局ハ屆出アリタル擔保權ノ目的タル管理財産ノ賣却代金ノ中ヨリ管理ノ費用ヲ控除シ其ノ殘金ヲ以テ其ノ擔保權者及之ニ優先スル權利ヲ有スル者ニ民法其ノ他ノ法令ノ規定ニ依ル順位ニ從ヒテ支拂ヲ爲スヘシ

第七條　第一條ニ規定スル支拂ヲ受ケムトスル者ハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ其ノ權利ニ付特殊權利審査會ニ審査ヲ請求スヘシ

特殊權利審査會ハ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル期間滿了後ニ於テモ仍審査ノ請求ヲ受理スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ラサル審査ノ請求ハ前二項ノ規定ニ依ル請求者ニ對シ支拂ヲ爲シ仍政府管理財産ニ殘餘アリト認ムル場合ニ限リ支拂ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ受理スルコトヲ得

特殊權利審査會前三項ノ規定ニ依リ審査ノ請求ヲ受理シタルトキハ其ノ請求ハ之ヲ特殊財産管理局ニ對スル支拂ノ請求ト看做ス

第八條　賠償請求ノ目的ヲ財産回收ニ依リ遂セムトスル者ハ本令施行ノ日ヨリ五月内ニ其ノ希望ヲ表示シ其ノ權利ニ付特殊權利審査會ニ審査ヲ請求スヘシ

第九條　第七條ニ規定スル審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第十條　特殊權利審査會審査ノ爲必要ト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問其ノ他ノ證據調ヲ爲スコトヲ得

前項ノ證據調ハ裁判所其ノ他ノ官廳ニ囑託シテ之ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ證據調ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十一條　特殊權利審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　特殊權利審査會ハ賠償請求ニ關スル審査ノ請求ヲ理由ナシト認ムル場合ヲ除クノ外同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約ニ依リ事件ヲ管轄スル機關ニ其ノ事件ヲ送付スヘシ

第十三條　第八條ノ規定ニ依ル財産回收ノ希望ノ表示アリタル場合ニ於テハ前條ニ規定スル手續ハ其ノ回收行ハレタルトキ、回收不能ト認メタルトキ又ハ一部ニ付回收行ハレ他ノ部分ニ付回收不能ト認メタルトキ之ヲ爲スヘシ

第十四條　特殊權利審査會カ金錢債權ニ關スル審査ノ請求ニ付爲シタル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定告知ノ日ヨリ起算シ三月内ニ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第十五條　内地ニ住居ヲ有セサル者ニ對スル前條ノ訴ハ政府管理財産ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ政府管理財産ノ所在地ハ東京市トス

第十六條　朝鮮臺灣樺太關東州及從前ノ占領地ニ存スル政府管理財産ハ特殊財産管理局之ヲ管理ス

第十七條　第一條ニ規定スル支拂ハ本令ニ規定スル手續ニ從ヒ確定シタル金額ニ依リ特殊財産管理局之ヲ爲ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途

大正九年五月二十六日
勅令第百七十五號

大正九年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途左ノ通之ヲ定ム

退官及死亡賜金
官吏療治料
死傷手當
賠償金及訴訟費
海港檢疫費
巡査看守衛及警査給助
褒賞恩賜及救助費
警察賞與
囚人及刑事被告人押送及留置諸費
小笠原島伊豆七島朝鮮總督府臺灣總督府及樺太廳傳染病豫防費
稅關臨時勤勞手當
從價稅品買上代
收容貨物及無請求品處分費
稅關特派官吏費
租稅法規及專賣法規犯則者竝租稅滯納處分費
印紙類諸費
市町村府面及區交付金
諸拂戻及缺損補塡金
裁判及登記諸費
在監人費
獸疫費及害蟲驅除豫防費
船舶檢査審判臨檢旅費
爲替貯金受拂費
海員審判費
難破船費
專賣品賠償及購買費
朝鮮總督府及臺灣總督府違犯申告者給與
朝鮮總督府及臺灣總督府獸疫血清製造所事業費
臺灣總督府及樺太廳醫院患者費
臺灣總督府度量材料購買費
臺灣總督府關東廳及樺太廳遞信事業用切手類製造及買戻費（他ハ省略）

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN